

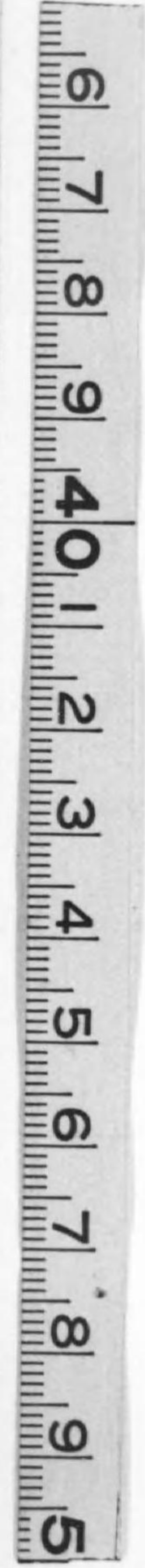
14.5-768



1200501218580

14.5  
18

X  
複写



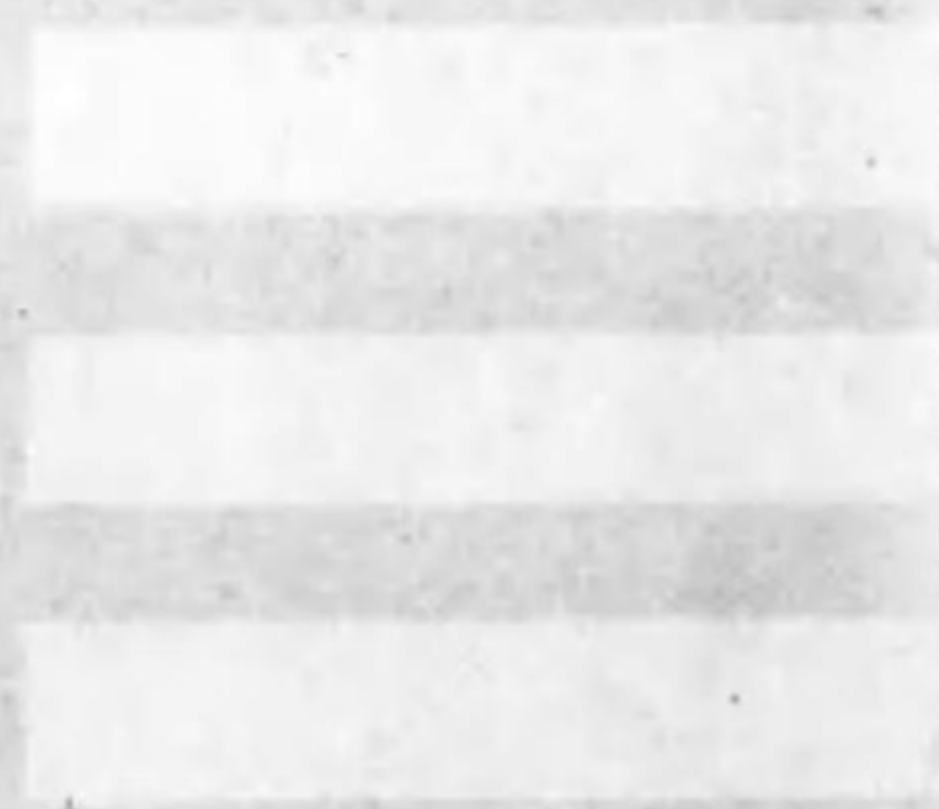
始



北海タイムス年鑑



昭和十四年度



有價證券引受業

資本金 壹千萬圓 全額拂込済

本社電話(66)自三三二四一長三三五二  
茅場町(66)至三二四九長三二五三  
本社 東京市日本橋區兜町一丁目  
京橋出張所 同 京橋區第一相互館一階

# △山一證券株式會社

取締役社長 平岡傳章

支店及出張所

大阪・名古屋・岡山・新潟・濱松・京都  
京城・福岡・廣島・札幌・神戸・横濱

## ヤンマー S型 ディーゼルエンジン



旭川市四條通七丁目

山岡發動機北海道支店 株式會社

電話 四二五〇番 四二五二番  
振替小樽 八八九七番 一七三六番

# 北 海 夕 伊 ム ス 年 鑑

昭 和 十 四 年 度 版



北 海 夕 伊 ム ス 社 編



測 製 雙 氣  
量 圖 眼 象  
機 鏡 機  
械 類 械  
林 業 用 機  
天 幕 類  
製 圖 用 紙

諸 官 廳 社 會 御 用 商

## 大 洋 商 會

札 幌 市 一 條 西 四 丁 一 番 地  
電 話 四 六 二 番  
振 替 口 座 小 二 〇 八 一 番



列國海軍現在勢力	一三三	毒瓦斯の防護知識	一三五	新規模張事業内容	一七〇	酒税内課	一七〇
帝國艦船一覽	一三四	防空課新設	一三五	生産擴充施設計畫年度制	一七三	清凉飲料税	一七〇
【支那事變】	一三三	第一回防空演習	一三五	十四年度概算要求	一七三	砂糖消費税	一七〇
輝く皇軍の戦果	一三三	昭和十三年春季防空訓練	一三五	地方税と徴收成績	一七四	織物消費税	一七〇
大本營陸軍部當局談	一三三	秋季防空演習	一三五	【市町村財政】	一七五	取引所税	一七〇
占領地域我が國の二倍	一三三	全道婦人團體總動員大會	一三五	市 歳入	一七五	税外及臨時部収入額調	一七〇
占領地域我が國の二倍	一三三	防空未經驗町村指導	一三五	町 歳入	一七五	國有財産整理資金收入額	一七〇
占據島嶼と港灣	一三三	特別燈管の實施	一三五	町 歳出	一七五	歳入徴收額調	一七〇
支那艦艇損害	一三三	ネオン統制實施	一三五	諸稅負擔額	一七五	第三種所得稅收入歩合調	一七〇
支那事變と北鎮健兒	一三三	小樽市防護團整備	一三五	現在戶數一戸當平均	一七五	個人營業收益稅收入歩合	一七〇
彼我損害一覽表	一三三	第七師拔恤兵國防獻金品	一三五	市町村起債	一七五	繰越額比較表	一七〇
皇軍並從軍記者慰問使	一三三	銃後の熱誠	一三五	【租 稅】	一七五	所得稅	一七〇
報告書	一三三	獻納兵器	一三五	租稅收入並に負擔狀態	一七五	營業收益稅	一七〇
支那事變戰死者	一三三	國防獻金放送	一三五	租稅收入並に負擔狀態	一七五	酒 稅	一七〇
【國 防】	一三三	輝く道民の熱誠	一三五	租稅收入並に負擔狀態	一七五	地 稅	一七〇
郷土の空を護れ	一三三	本社寄託の分	一三五	租稅收入並に負擔狀態	一七五	營業收益稅	一七〇
防空法施行令	一三三	遺家族へ本社撥獻金配分	一三五	租稅收入並に負擔狀態	一七五	酒 稅	一七〇
防空法施行令	一三三	支那人も獻金寄託	一三五	租稅收入並に負擔狀態	一七五	酒 稅	一七〇
防空法施行令	一三三	軍事救護法の改正	一三五	租稅收入並に負擔狀態	一七五	酒 稅	一七〇
燈火管制規則	一三三	財 界 概 觀	一三六	租稅收入並に負擔狀態	一七五	酒 稅	一七〇
愛國婦人會本道支部役員	一三三	拓殖費豫算	一三六	租稅收入並に負擔狀態	一七五	酒 稅	一七〇
大日本國防婦人會會勢	一三三			租稅收入並に負擔狀態	一七五	酒 稅	一七〇
國婦七師管本部役員	一三三			租稅收入並に負擔狀態	一七五	酒 稅	一七〇
防衛司令部令改正	一三三			租稅收入並に負擔狀態	一七五	酒 稅	一七〇

札幌稅務監督局	一〇〇	耕地移動	二〇三	食用農産物の實收	二〇四	珈琲の代用品試作	二〇四
稅務署所在地及び名稱	一〇〇	耕地の利用別	二〇四	工藝農産物の作付	二〇五	石鹼香料の栽培	二〇四
異動	一〇〇	農作業戶口	二〇四	主要工藝農産物	二〇五	春蠶繭立數量漸減	二〇四
納稅完納町村の表彰	一〇〇	農作業戶數の區分	二〇五	本道の豆類	二〇五	夏秋蠶は豫想以上	二〇四
道民の擔稅力増加	一〇〇	耕地所有者調	二〇五	豆類收穫狀況	二〇五	蠶繭採取規則改正	二〇四
【專 賣】	一〇〇	廣狹別耕地所有者	二〇五	小 豆	二〇五	果實生産高	二〇四
沿 革	一〇〇	米作農家	二〇六	碗 豆	二〇五	農業保險法	二〇四
煙草更に値上	一〇〇	經營狀態による米作農家	二〇六	隱 元	二〇五	根室原野開發計畫	二〇四
專賣益金增收	一〇〇	米作準農家	二〇六	蠶 豆	二〇五	養 蜂	二〇四
煙草消費高	一〇〇	農家の勞働	二〇七	蔬菜と花卉	二〇五	蜜蜂の飼養狀況	二〇四
煙草賣渡實績表	一〇〇	農業勞働者戶數	二〇七	綠肥用作物	二〇五	農地調整法の實施	二〇四
煙草月別賣渡表	一〇〇	移動勞働者	二〇八	澱粉の生産は増加	二〇五	臨時農村負債處理法	二〇四
鹽製造高表	一〇〇	農作備貸銀	二〇八	馬鈴薯の冷凍乾燥法	二〇五	負整資金特別融通	二〇四
鹽賣捌人配置狀況	一〇〇	本道の稻作	二〇九	馬鈴薯增收共進會	二〇五	負整特融手續要項	二〇四
札幌地方專賣局	一〇〇	支廳市別米實收高	二〇九	主要農作物の生産費	二〇五	十勝の風害面積	二〇四
煙草賣上増加	一〇〇	水稻作付反別	二〇九	芋 麻の栽培	二〇五	有栖川宮資金拜受者	二〇四
煙草試作滿點	一〇〇	水稻の獎勵品種	二〇九	芋麻屑纖維購買	二〇五	北海道農村生活改善協會	二〇四
生産額の劃期的増加	一〇〇	米の消費高	二〇九	大麻栽培試作	二〇五	北海道農産物検査所	二〇四
支廳市別生産總價額	一〇〇	道米の銘柄	二〇九	自給肥料の評價	二〇五	特殊原野開發事業	二〇四
【農 産】	一〇〇	小樽取引所清算格付	二〇九	農産物検査數	二〇五		
大農的經營法	一〇〇	米及び燕麥の生産費	二〇九	果樹苗木配附數量	二〇五		
本道耕地面積	一〇〇	酒造米は道米が首位	二〇九	除蟲菊大會	二〇五		
		第一期米穀販賣高	二〇九				
		麥實收狀況	二〇九				
		麥作付狀況	二〇九				

遠洋漁業漁獲高	三三三	春鯨漁勞務者雇傭協議會	二四六	原料乳生産地	三六六
沿岸漁獲比較的豊漁	三三五	鯨場蟹の増殖	二四六	原料乳の價格	三六六
沿岸漁獲物	三三五	フノリ増殖計畫	二四七	牛酪の道管検査	三六六
重要水産製造物	三三七	鮭流網漁業臨船品評會	二四七	牛酪の検査機關	三六六
主なる水産製造物	三三八	機船底曳網漁船保險組合	二四七	牛酪の生産高	三六六
水産養殖は好調	三三八	獎勵金交付	二四七	牛酪製造所	三六六
北洋漁業の區域	三四〇	經濟調査指定町村	二四七	改装牛酪検査數量	三六七
ソ國領沿岸漁業	三四〇	北海道鮭鱒孵化場	二四七	毛皮産業の進展	三六七
蟹工船漁業	三四〇	鮭鱒孵化場の計畫	二四七	山 羊	三六八
本道の水産業者	三四〇	鮭鱒孵化場の新設移管	二四九	優良綿羊輸入	三六八
地方別水産業者	三四一	水産試験場	二四九	第七回綿羊共進會	三六八
本道に於ける漁船數	三四一	水試十三年度事業	二四九	兔	三六九
漁船數と年内異動	三四二	蟹鱒合同株式会社	二五〇	兔毛皮配當數量	三六九
漁夫・漁船の出入稼	三四三	水産會の設立	二五〇	兔毛皮規格	三六九
漁種別入出稼狀況	三四三	水産組合の起源	二五〇	養鶏狀況	三七〇
地方別入出稼狀況	三四三	漁業組合聯合會	二五〇	鶏飼養狀況と産卵	三七〇
漁夫の給料	三四三	北千島劃期的發展	二五〇	鷲の飼養	三七〇
漁村經濟調査	三四三	北千島の漁獲物	二五〇	將來性ある養狸	三七〇
水産物の道管検査	三四三	北千島に於ける鮭鱒漁	二五〇	肉豚受入規格改正	三七〇
水産物検査成績	三四三	北千島の鮭鱒流網成績	二五〇	肉豚育成共進會	三七〇
鮭鱒の洄游狀態	三四三	北千島冷凍鮭の輸出	二五〇	仔豚供給割當	三七〇
鮭鱒の人工孵化	三四三	北千島紅鱒製造高	二五〇		
鮭鱒漁業	三四三	北千島の鯨漁業調査	二五〇		
十三年春鯨未會有の凶漁	三四三	南千島に調査隊	二五〇		
十三年春鯨收支	三四三				

サイロ建設資金	二七三	森林防火組合	二八一	石油 鑛業	二八七	工場並生産狀況	三六六
北海道應種畜場	二七三	北海道林産物検査所	二八一	石油の試験獎勵	二八七	北海道工業試験場	三六六
北海道應種羊場	二七三	北海道林業會	二八一	石油鑛業鑛夫數	二八八	經營能率協會創立	三六六
畜産組合の發展	二七三	【鑛業】	二八三	石油鑛山鑛夫賃銀表	二八八	原油増産五箇年計畫	三六六
本道の種畜所	二七三	本道の鑛業	二八三	本道石油消費費修正委員會	二八八	國策バルブ會社創立	三六六
【林産】	二七七	全國主要鑛産額と	二八三	砂金採取業	二八八	電氣事業法準用事業者	三六七
北海道保安林面積	二七七	鑛業出願件數累年比較	二八三	砂白金採集業	二八八		
國有林野處分令	二七七	石炭鑛業	二八三	砂格魯謨鑛	二八九		
國有林野開墾	二七七	全國送炭高比較	二八四	鐵床調査部設置	二八九		
公私有林伐採	二七七	北海道送炭高調	二八四	【工業】	二八九		
地方費林野面積	二七八	石炭鑛業鑛夫賃	二八五	本道の電氣事業	二八九	札幌市銀行預金並	三〇一
林野産物	二七八	炭價の協定	二八五	電力國營の實現	二八九	貸出殘高	三〇二
林野面積	二七九	金銀鑛業	二八五	原動力別發電所數	二九一	函館市銀行預金並	三〇三
公私有林野面積	二七九	金鑛製鍊場能力調	二八五	發電所數	二九一	貸出殘高	三〇三
木炭生産額	二八〇	銅鑛業	二八六	用途別電力需要狀況	二九一	旭川市銀行預金並	三〇三
札鐵でブナ材使用	二八〇	鉛・亞鉛鑛業	二八六	電氣事業會社狀況	二九一	貸出殘高	三〇四
皮革用單寧の採取	二八〇	鐵鑛業	二八六	電力需要狀況	二九一	釧路市銀行預金並	三〇五
林産物検査手數料	二八〇	格魯謨鑛業	二八六	都市別電燈電力需要狀況	二九二	貸出殘高	三〇五
森林火災國營保險法	二八〇	硫黃鑛業	二八六	電氣事業者一覽	二九二	室蘭市銀行預金並	三〇六
王子造林株式會社設立	二八〇	滿庵鑛業	二八六	瓦斯事業收支狀況	二九二	貸出殘高	三〇七
根曲竹や熊笹	二八〇	水銀鑛業	二八七	本道瓦斯事業狀況	二九二	根室町銀行預金並	三〇七
熊笹バルブの實現	二八〇	重晶石鑛業	二八七	瓦斯需給狀況	二九二	貸出殘高	三〇七
林業團體	二八〇	硫化鐵鑛業	二八七	低壓管理設狀況	二九二	野付牛町銀行預金並	三〇七
北海道林業試験場	二八〇					貸出殘高	三〇七

日本銀行金利	三〇七	函館市卸賣物價指數	三三五
地方別銀行金利趨勢	三〇八	旭川市卸賣物價指數	三三六
輸出補償手形買取銀行	三〇八	室蘭市卸賣物價指數	三三七
外國爲替相場	三〇八	札幌市の生計費指數	三三七
金銀塊相場	三〇九	本道樺太銀行會社一覽	三三九
主要國金保有高	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
日銀金買上値段	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
郵便貯金現在高	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
一人當郵便貯金額	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
振替貯金加入者數	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
郵便貯金市及支廳別一覽	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
振替貯金事業概況	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
郵便貯金利率一覽	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
貯金獎勵運動	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
郵便爲替累年比較	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
郵便年金累年比較	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
簡保累年比較	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
簡保積立金放資狀況	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
簡保保險金引上	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
札幌市手形交換高	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
函館市手形交換高	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
旭川市手形交換高	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
小樽市手形交換高	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
室蘭市手形交換高	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
釧路市手形交換高	三一一	本道樺太支店工場會社	三三九
道外貿易調査所	三三六	道外貿易調査所	三三六
下半年貿易出超に轉ず	三三六	道外貿易調査所	三三六
北海道の人口	三三六	道外貿易調査所	三三六
市町村別現在世帯及人口	三三六	道外貿易調査所	三三六
本道の人口動態	三三六	道外貿易調査所	三三六
土功組合現況	三三六	道外貿易調査所	三三六
地方別土功組合經費	三三六	道外貿易調査所	三三六
土功組合の負債額	三三六	道外貿易調査所	三三六
土地改良	三三六	道外貿易調査所	三三六
橋梁・護岸・浚渫・河川	三三六	道外貿易調査所	三三六
河川治水工事	三三六	道外貿易調査所	三三六
港灣事業	三三六	道外貿易調査所	三三六
國費災害復舊工事	三三六	道外貿易調査所	三三六
道内土木労働奉仕	三三六	道外貿易調査所	三三六
農漁村の労働奉仕	三三六	道外貿易調査所	三三六
労働奉仕團體數と人員	三三六	道外貿易調査所	三三六
労働奉仕の状況	三三六	道外貿易調査所	三三六
本道の山岳・河川・湖沼	三三六	道外貿易調査所	三三六
建築物・工場	三三六	道外貿易調査所	三三六
民間工場	三三六	道外貿易調査所	三三六
民間建築物	三三六	道外貿易調査所	三三六
官廳建築物	三三六	道外貿易調査所	三三六

天文・氣象

道廳關係主要建築物	三三三
千島列島の山岳	三三三
全國第一位の町村	三三三
戸數割のない市町村	三三三
本道にも北極光	三三五
晴雨暴風日數並地震回数	三三五
十三年各月最高最低氣温	三三五
高温雜錄	三三六
結霜	三三六
降雪	三三六
昭和十三年各月積雪量	三三六
昭和十二年各月平均氣温	三三六
昭和十二年各月平均氣温	三三六
降水量	三三七
旭川管内晩霜	三三七
紗那晩霜	三三七
札幌支臺沿革	三三七
風力	三三八
地震の強さ	三三八
曆の知識	三三八

司法・警察

司法制度	三九一	【檢察】	四〇一
【裁判】	三九一	檢事局受理事件數表	四〇一
判事定員配置表	三九一	檢事處分表	四〇二
札幌管内裁判所出張所一覽	三九一	本道樺太刑務所沿革	四〇三
歴代控訴院長・檢事長・所長・檢事正	三九二	收容者の出入調	四〇三
民刑第一審訴訟件數	三九三	北海少年刑務所收容者出所別年末現員	四〇七
民事事件	三九四	【司法保護】	四〇七
札幌民事新受事件數	三九四	保護團體一覽表	四〇七
札幌同支部民事審理日數	三九四	札幌保護觀察所	四〇八
札幌同支部民事新受事件數	三九四	保護觀察所職員	四〇八
小作調停事件結果表	三九五	被保護者轉向狀態	四〇八
小作調停事件結果表	三九五	被保護者生活狀態調	四〇八
民事第一審新受事件	三九五	被保護者健康狀態調	四〇八
刑事情事	三九六	被保護者學歴調	四〇八
札幌刑事新受事件數	三九六	函館保護觀察所	四〇九
刑事第一審事件罪質	三九六	札幌管内高等官職員表	四〇九
札幌同支部刑事新受事件表	三九六	北海道樺太辯護士名簿	四〇九
地裁同支部刑事新受事件表	三九六	【警察】	四一〇
地裁同支部豫審事件表	四〇一	本道警察の沿革と機構	四一〇
經濟警察	四一〇		

衛生

消防の沿革	四二二
本道消防組の強化	四二二
火災度數	四二四
本道の自殺者	四二五
遭難船調	四二六
傳染病患者數	四二六
警察罰令新條規	四二七
氷雪製造採取狀況	四二七
在留外國人	四二七
自動車事故	四二七
演劇其他入場人員	四二七
盜難其他の被害	四二七
花柳病檢診人員	四二八
拘留科科言渡	四二八
市部交通事故	四二八
強竊盜其他被害	四二八
労働爭議	四二八
傳染病職業別	四二八
傳染病患者年齢別	四二九
支廳市別傳染病患者及び死者	四二九
看護婦現在	四三〇
産婆現在	四三〇



藥劑師現在 四三〇  
 齒科醫師現在 四三〇  
 醫師現在 四三〇  
 支廳市別結核死亡 四三三  
 癩患者 四三三  
 現住民トラホーム検診 四三四  
 支廳市別乳幼児の死亡 四三五  
 支廳市別現住人の生産 四三五  
 支廳市別死亡者及同 四三六  
 比率 四三六  
 病勢調査 四三六  
 看護婦の活躍 四三七  
 精神病者 四三七  
 巡回看護婦の配置 四三六  
 診療所数 四三六  
 旭川に保健所 四三六

交通・通信

旅客貨物運輸成績 四三三  
 鐵道線路建設年次表 四三三  
 歴代北海道鐵道建設首腦 四三三  
 殖民軌道費は減額 四三三  
 鐵道建設工事請負状況 四三三  
 私設鐵道 四三四  
 地方鐵道 四三四  
 連帶軌道 四三四  
 本道主要驛間旅客運賃表 四三五  
 道内驛賣案内 四三五  
 乘合自動車運轉區間料金 四三七

富山・石川・山形・秋田縣命令航路 四四四  
 【航空】 四四四  
 民間旅客航空輸送 四四四  
 日本航空輸送株式會社 四四四  
 航空郵便 四四四  
 日本航空株式會社 四四四  
 日本航空輸送研究所 四四四  
 飛行郵便經過 四四四  
 民間航空機乗員 四四四  
 世界早廻機の成功 四四四  
 東京・北京定期航空路 四四四  
 開く 四四四  
 航研機の世界新記録 四四四  
 航空關係團體研究所 四四四  
 航空郵便の利用状況 四四四  
 札幌・東京定期航空 四四四  
 發着時刻 四四四  
 操縦士合格者 四四四  
 北大航空研究会 四四四  
 道出身の飛行練習生 四四四  
 空の燈臺丸井デパート 四四四  
 屋上 四四四  
 定期航空乗降客 四四四  
 本道樺太間航空路開拓 四四四  
 本道最初のグライダー 四四四  
 競技會 四四四

本道出身の滑空士 四四九  
 北海道グライダー協會 四四九  
 航空參考館 四四九  
 航空團訓練へ入團 四四九  
 航空章授與者 四四九  
 民間飛行學校並練習所 四四九  
 民間航空機乗員数 四四九  
 【通信】 四四九  
 郵便電信電話局所数 四四九  
 局所数累年比較 四四九  
 通常郵便物数累年比較 四四九  
 航空標語と自由畫 四四九  
 通信事業 四四九  
 小包郵便物数累年比較 四四九  
 電話加入者申込積帶数 四四九  
 電話發信数累年比較 四四九  
 電信・電話線路路程 四四九  
 累年比較 四四九  
 局所 四四九

社寺・宗教

御親拜神社 四七七  
 御使御差遣神社 四七七  
 幣帛料奉納神社 四七七  
 祭料奉納招魂社 四七七

開拓功勞者 四七七  
 拜謁の光榮に浴せる者 四七七  
 奏上の光榮に浴した 四七七  
 功勞者 四七七  
 宮内大臣を経て奏上の 四七七  
 功勞者 四七七  
 青年體験發表會 四七七  
 御陪食の功勞者 四七七  
 行幸を賜りたる學校 四七七  
 御使御差遣學校 四七七  
 御使御差遣社會施設 四七八  
 【神社】 四七八  
 官幣大社 四七八  
 國幣中社 四七八  
 縣社 四七八  
 郷社 四七八  
 神社職員数 四七八  
 【招魂社】 四七八  
 函館招魂社 四七八  
 福山招魂社 四七八  
 江差招魂社 四七八  
 北海道招魂社 四七八  
 札幌招魂社 四七八

教育・社會

【寺院】 四七五  
 寺院数 四七五  
 寺院住職数 四七五  
 佛道説教所 四七五  
 【其他】 四七五  
 神道教會所 四七五  
 基督教 四七五  
 神拜式 四七五  
 和寒神社創立 四七五  
 札幌聖蹟記念館の繪畫 四七五

實業教育 四七六  
 特殊教育 四七六  
 社會教育 四七六  
 師範學校 四七六  
 入學狀況 四七六  
 公立青年學校教員養成所 四七六  
 公立私立中學校 四七六  
 公立中學校に類する學校 四七六  
 公立高等女學校 四七六  
 公立高等女學校に類する學校 四七六  
 公立高等女學校 四七六  
 實科高等女學校 四七六  
 高等專門學校 四七六  
 北海道帝國大學 四七六  
 獎學資金 四七六  
 農學學校 四七六  
 工業學校 四七六  
 水産學校 四七六  
 公立商業學校 四七六  
 公立職業學校 四七六  
 公立實業學校に類する學校 四七六  
 公私實業學校 四七六  
 公私立小學校に類する學校 四七六  
 學校 四七六  
 其他各種學校 四七六  
 產婆・看護婦・鍼灸・按摩指定學校並講習所 四七六

特殊學校 四七六  
 文部省所管外學校 四七六  
 青年學校 四七七  
 優良青年學校 四七七  
 青年團體訓 四七七  
 少年教護施設 四七七  
 要教護少年調 四七七  
 幼稚園 四七八  
 成人教育講座 四七八  
 勞務者輔導學校 四七八  
 圖書館 四七八  
 一般圖書館 四七八  
 學校圖書館 四七八  
 圖書館増設と巡回文庫 四七八  
 教育觀覽施設 四七八  
 札幌市機械工訓育所誕生 四七八  
 教育に關する法人 四七八  
 非常時型訓練實施 四七八  
 【社會】 四七八  
 勞働問題概説 四七八  
 勞働爭議 四七八  
 勞働爭議一覽表 四七八  
 小作爭議 四七八  
 勞務需給 四七八





水難救済数	五五	各局取扱数	六三	公立實科高等女學校	六三	精神病者救護	六一
司法警察	五五	郵便局長	六三	小學校長	六三	公益質屋	六一
犯罪發生並檢舉件数	五五	【神社・宗教】	六三	幼稚園	六三	社會事業團體	六一
各警察署別犯罪發生並 檢舉件数	五五	官幣大社榊太神社	六三	就學兒童調	六三	御救恤金の御下賜	六一
【交通】	六三	縣社豊原神社	六三	學校兒童疾病調	六三	職業紹介	六一
樺太の鐵道	六三	縣社亞庭神社	六三	【體育】	六三	【衛生】	六一
國有鐵道及び自動車營業	六三	縣社眞岡神社	六三	スポーツ界の回顧	六三	醫療關係者數	六一
從業員	六三	樺太招魂社	六三	體育協會の誕生	六三	醫師分布狀況	六一
運輸成績	六三	表忠碑	六三	陸上競技	六三	齒科醫師分布狀況	六一
運輸取扱數量	六三	樺太戰跡記念碑	六三	スキ	六三	原因別死亡	六一
地方鐵道の概要	六三	宗	六三	全島的體育團體	六三	結核死亡數	六一
樺太鐵道株式會社	六三	神社寺院數	六三	體育團體數	六三	傳染病死亡者數	六一
南樺太鐵道株式會社	六三	主要神社宮司社司	六三	【社會】	六三	【觀光案内】	六一
三菱石炭油化學會社	六三	學校教育	六三	法令に依る社會事業	六三	樺太の異色	六一
乘合自動車線路	六三	社會教育團體	六三	軍事救護	六三	安樂境夏の樺太	六一
【通信】	六三	主なる社會教育團體	六三	軍事救護法に依る扶助	六三	觀光地とところ／＼	六一
郵便便所	六三	師範教育	六三	狀況	六三	臘腸獸とロッペン鳥	六一
電信・電話	六三	小學校學級教員數	六三	罹災救助	六三	國境の町敷香から	六一
爲替貯金	六三	數香土人教育所在籍	六三	罹災救助規定に依る救	六三	樺太を誇る水郷富内	六一
保險と年金	六三	私立學校	六三	助狀況	六三	狐の村小沼	六一
ラヂオの普及	六三	公立實業學校補習學校	六三	行旅病人・行旅死亡人	六三	沿線とところ／＼	六一
						樺太の地名解	六一

廣告目次

デパート	五番館	電氣	北海電力電氣株式會社	二五	デパート	三	デパート	三	
花の友	野崎商店製造部	機械	中山商店	二六	テニヨ	武田油株式會社	二六	デパート	三
自動車	大北モーター商會	油	大成商事株式會社	二六	マルヨ	石橋商店	二六	デパート	三
千歳鶴	日本自動車工業株式會社	アタリヤ	野村證券株式會社東京支店	二六	ストリア	富貴會	二六	デパート	三
病院	北辰病院	文房具	山文商店	二六	スチール	富貴會	二六	デパート	三
土木器具	大倉土木株式會社札幌出張所	同	樺太大同鐵道株式會社	二六	ゴム	清水商事株式會社	二六	デパート	三
土木建築	石垣開一商店	同	北海道自動車工業株式會社	二六	パイプ	北海道ゴム工業株式會社	二六	デパート	三
ストーブ	⑦ 煖爐製作所	同	瓦	瓦	ゴム	清水商事株式會社	二六	デパート	三
自轉車	日米商店	同	靴クリ	靴クリ	ゴム	北海道商事株式會社	二六	デパート	三
わかもと	わかもと 舖營業と青兒の會	同	時計	時計	ゴム	清水商事株式會社	二六	デパート	三
水産	太平洋漁業株式會社	同	チモフォ	チモフォ	ゴム	清水商事株式會社	二六	デパート	三
同	北千島水産株式會社	同	運送	運送	ゴム	運送	二六	デパート	三
同	北洋水産株式會社	同	デパート	デパート	ゴム	運送	二六	デパート	三
同	日本水産株式會社	同	自動車	自動車	ゴム	運送	二六	デパート	三
同	大日本電力株式會社	同	名代會	名代會	ゴム	運送	二六	デパート	三
同	帝國電力株式會社	同	帽子	帽子	ゴム	運送	二六	デパート	三
同	帝國インキ製造所	同	オザリン	オザリン	ゴム	運送	二六	デパート	三
同	阪田商會	同	ネオス	ネオス	ゴム	運送	二六	デパート	三
同	諸星千代吉商店	同	救命丸	救命丸	ゴム	運送	二六	デパート	三
同	みかど株式會社函館出張所	同	フルチ錠	フルチ錠	ゴム	運送	二六	デパート	三
同	函館水産販賣株式會社	同	クラブ	クラブ	ゴム	運送	二六	デパート	三
同	樺太水産株式會社	同	百草根	百草根	ゴム	運送	二六	デパート	三
同	函館製網船具株式會社	同	ライター	ライター	ゴム	運送	二六	デパート	三
同	王子製紙株式會社	同	發動機	發動機	ゴム	運送	二六	デパート	三

# 北海タイムス社の組織

相談役 取締役社長 常務取締役 監査役

## 総務局

**編輯局** △整理部 編輯係(夕刊二版、朝刊四版、但し地方面、商況面、経済面を除く) ○速記係(東京、樺太、道内各電話) ○校正係(各版校正) △政治部 一般政治道政、市政 △經濟部 一般經濟産業、商況、商況通信 △社会部 司法、警察、學藝、家庭、美術、音楽、軍需関係、スポーツ、その他社会各般の事項 ○寫眞係(ニュー・ス寫眞出寫) △通信部 支社支局、通信所、特置員、通信員等よりの通信事務及び各地方編輯 △調査部 新聞査閱、記事資料蒐集、寫眞及び寫眞版、圖書類の整理保存 『北海タイムス年鑑』編輯 △論說委員 社説その他論文起草 △庶務係

**營業局** △庶務部 庶務係、用度係 △販賣部 地方係、市内係、郵送係、發送係 △廣告部 内勤係、外勤係 △會計部 會計係、出納係

**印刷局** △活版科 植字係、文選係、解版係 △活字鑄造科 △寫眞版科 △鉛版科 △印刷科 △電氣係、燧房係、修理係、木工係、木版彫刻係

**秘書** 主権及び後援、航空、活動寫眞撮影、鳩班

**支社** 函館支社、旭川支社

**支局** 二十二箇所

**通信所** 七箇所

**特置員** 特選箇所二百箇所

東京支局 (銀座) 電 二六八六	小樽支局 電 二二七五	旭川支社 (旭川タイムス發行所) 電 二八八三	函館支社 (函館タイムス發行所) 電 二八七	本社 電 二五〇〇	大阪支局 電 二五〇〇
東京支局 (銀座) 電 二六八六	小樽支局 電 二二七五	旭川支社 (旭川タイムス發行所) 電 二八八三	函館支社 (函館タイムス發行所) 電 二八七	本社 電 二五〇〇	大阪支局 電 二五〇〇
東京支局 (銀座) 電 二六八六	小樽支局 電 二二七五	旭川支社 (旭川タイムス發行所) 電 二八八三	函館支社 (函館タイムス發行所) 電 二八七	本社 電 二五〇〇	大阪支局 電 二五〇〇

# 神經衰弱專門

不眠・頭重痛・眼疲勞・肩凝り・腦力減退に奏効急速的確なり

神經系一般

山下紅療院

院長 石原通孝

札幌市南一條西九丁目(電話三二二番)

軍服・軍帽  
青年教練服  
青少年團服  
消防被服

團體服裝界の最高權威  
剛健印團體服裝發賣元

全南川吉右衛門商店

純綿製品、純毛製品、スフ製品在庫豊富 詳細カタログ生地見本無料贈呈

札幌市南八條西二丁目  
電話 二二二一 五〇〇番  
振替小樽 五〇〇番



昭和四十四年(己卯) 略曆

小	春啓雨立節初大	神武天皇祭	春季天皇祭	地久靈祭	紀元節	新年宴會	元始祭	四方拜
二	分蟄水春分午寒寒	四月三日	三月廿一日	三月廿六日	二月十一日	一月十五日	一月三日	一月一日
四	三月廿一日	三月廿一日	三月廿六日	二月十一日	一月十五日	一月三日	一月一日	
六	夏入芒小立	大正天皇祭	新嘗祭	明治節	神嘗祭	秋季皇靈祭	天長節	
九	至梅種滿夏	十二月廿五日	十一月廿三日	十一月三日	十月十七日	九月廿四日	四月二十九日	
十一	八十八夜							
社	六月廿二日	九月十八日	三月十八日	九月廿一日	七月十八日	四月十八日	十月廿一日	
日	三月二十二日	九月二十八日	三月二十八日	九月廿一日	七月十八日	四月十八日	十月廿一日	
子	九月廿二日	五月廿七日	九月廿一日	七月十八日	四月十八日	十月廿一日		
甲	九月廿八日	五月廿七日	九月廿一日	七月十八日	四月十八日	十月廿一日		
	九月廿八日	五月廿七日	九月廿一日	七月十八日	四月十八日	十月廿一日		

神武天皇紀元二千五百九十九年 大明正治二十八年 滿洲帝國康德六年

大 一 三 五 七 八 十 十二 岸 彼 用 土



★ 店のり撰粒一る光に街心中 ★

- 南一西四 一條藥局 電話三〇五六
- 南四西三 岩泉蓄音器商會 電話六三三三
- 十字街 宇治茶の林 屋 電話七四九九
- 北三西一 錦戸塗料店 電話一九二九九
- 南三西四 川中靴店 電話三四三二
- 南小西四 ダイヤ洋品店 電話四三五五
- 南小西三 竹内吳服店 電話一三五五
- 南四西三 丸美帽子店 電話二九八八
- 南一西八 エスワイ洋服部 電話一八五〇
- 南四西三 赤葉子の 電話一七七六
- 南二西四 水野眼鏡商會 電話七三二二
- 南二西四 日野デンキ 電話七七七

で店門専名著店の用信は物買お

年齢・干支・九星早見表

(西暦を紀元に改算するには六六〇年を加へればよい)

Table with columns for Year (年), Day (干支), Age (年齢), and Star (九星). It includes sections for Tenmei (天明), Kan'ei (寛政), and Shōwa (昭和) eras, with corresponding birth dates and star charts.

皇

宮

支那事變下の皇室

聖上陛下の御精勵

支那事變以來、御日常御多端にみせらるゝ、聖上陛下の御軍務、御政務は、敬首都南京陥落後、愈々御繁多を加へさせられ、御精勵の程は恐懼感激に堪へない。

新春一月十一日、聖上陛下親臨のもとに歴史的な大本營御前會議が宮中に開催された。聖戰六箇月、東洋永遠の平和を確立すべきが對支最高方針を決定すべきこの會議には、閑院、伏見兩幕僚長官殿下をはじめ奉り、多田參謀、古賀軍令部兩次長、近衛首相、廣田元外相、杉山前陸相、米内海相、末次内相、賀屋前藏相、特旨を以て参列許された平沼樞府議長等出席、陛下御治世最初のこの御前會議に於て、帝國不動の對支重要國是は確定し、越えて同十六日、「帝國政府は國民政府を對手とせざる」旨中外に闡明した。

支那事變下の皇室

前線將士の上を思召され、親しく山澄侍從武官を聯合艦隊へ御差遣遊ばされたのは四月二十一日、日伊親善強化に來訪したフアシスト訪日親善使節團パウリツチ侯以下には、三月二十二日畏くも謁見仰付けられた上、御歡迎の午餐會を催され、また六月十七日には、友邦獨逸のヒツトラー總統に古典味溢れる蒔繪冠卓一脚を御贈進、友邦との國交敦睦の上に大御心を注がせ給ふたのである。



界に誇る新鋭機を天覽、これより先き五月二十六日、滯空、距離の世界新記録を樹立し、航空日本の譽を輝かした航研機關係者十二名に、その功績を嘉せられて破格の御沙汰、拜謁を賜はり、空への、陛下の大御心のほども拜されて恐懼に堪へない。

皇后、皇太后兩陛下の御仁慈

御心優しくも 皇后陛下は、幾度となく御手づから捲かせ給ふた糊帶を陸海傷病兵に下賜、また内地、朝鮮の百九十箇所に及ぶ陸海軍病院には夫々皇族妃殿下を御差遣、心なくも傷病にて後送された將士を、その病床に見舞はせしめられ、一方御女性の御嗜好として御養蠶、御孝養をつくさせらるため大宮御所行啓、皇太子殿下御養育に御心を傾けさせらるゝなど、國母陛下の御仁慈仰ぐだに及ばず、日本婦人の御鑑と拜し奉る。

皇太子殿下の御發育

御六ツの 皇太子殿下には愈々御發育美事にわたらせられ、五月五日御めでたき御著袴の式を挙げさせられ、御童形服にて三殿御拜禮、義宮、照宮、孝宮、順宮四殿下も御成育御順調にて、兩陛下の御膝下または吳竹寮に御過し遊ばされて御元氣に拜さる。

皇族殿下の御活躍

閑院參謀總長宮、伏見軍令部總長宮兩殿下には、夫々大本營幕僚長として連日連夜の御激務にもかまはせられず、御高齡中を軍務に御精勵遊ばすは拜するだに感激に堪へない。殊に金枝玉葉の御身をもつて、朝香中將宮殿下は南京攻略に御武勳を樹てさせられ、五月御凱旋後も全國の陸軍病院を御慰問、また東久通宮殿下と御共に目黒の御殿に名譽の戦傷者八百名を招かせ給ひ御慰問、また秩父宮、東久通宮兩殿下には滿鮮、北中支一萬七千軒を御翔破戦跡を御視察、賀陽中佐宮殿下も陸軍大學兵學教官として一月戦史資料御蒐集に御渡支、竹田宮、閑院若宮兩殿下には北支に於て、敵中深く御轉戦、海軍の伏見若宮殿下の艦上の御武勳と共に、皇族殿下の御活躍として永く今次事變史を飾らせらるゝと拜察する。

皇族妃殿下の御動靜

皇后陛下の思召を體せられ、遠く朝鮮まで傷病兵を御慰問、また御暇を割かれては東京第一、第二陸軍病院を御慰問、日本赤十字篤志看護婦人會名譽會員として種々なる御勞作に加はらせ給ひ、または宮邸にて藥品の御包裝、慰問袋の御發送などに御多忙を極め給ふ。

大日本帝國皇室

天皇陛下

第百二十四代天皇、大正天皇第一皇子、御名裕仁、明治三十四年四月二十九日御降誕。大正十五年十二月二十五日御踐祚、昭和三年十一月十日御即位禮御舉行。

皇后陛下

故久通宮邦彦王第一王女、御名良子。大正十三年一月二十六日御入興、昭和元年十二月二十五日皇后に登らせらる。

皇太后陛下

故公爵九條道孝第四女、御名節子、明治十七年六月二十五日御誕生、同三十三年五月十日御入興皇太子妃とならせ給ふ。大正元年七月三十日皇后に登らせらる。昭和元年十二月二十五日皇太后とならせ給ふ。

皇太子殿下

明仁親王、今上天皇第一皇男子、昭和八年十二月二十三日御誕生、繼宮と稱し奉る。

皇子

正仁親王、今上天皇第二皇男子、昭和十年十一月二十八日御誕生、義宮と稱し奉る。

皇女

第一皇女、照宮成子内親王、大正十四年十二月六日御誕生。第三皇女、孝宮和子内親王、昭和四年九月三十日御誕生。第四皇女、順宮厚子内親王、昭和六年三月七日御誕生。

大日本帝國皇室

皇族

秩父宮

雅仁親王 妃勢津子

御誕 明治三十五年六月二十五日 御生 明治四十二年九月九日

高松宮

宣仁親王 妃喜久子

明治三十八年一月三日 明治四十四年十二月二十六日

三笠宮

崇仁親王

大正四年十二月二日

閑院宮

載仁親王 妃智恵子 春仁王 妃直子

慶應元年十一月十日 明治五年六月三十日 明治三十五年八月三日 明治四十一年十一月七日

東伏見宮

故依仁親王妃周子

明治九年八月二十九日

伏見宮

博恭王 妃經子 博義王 妃朝子 博明王 光子女 章子女

明治八年十月十六日 明治十五年九月二十三日 明治三十年十二月八日 明治三十五年六月二十日 昭和七年一月二十六日 昭和四年七月二十八日 昭和九年二月十一日

山階宮

武彥王

明治三十一年二月十三日

賀陽宮

故邦憲王妃好子

慶應元年十二月七日

恒憲王

明治三十三年一月二十七日

妃敏子

明治三十六年五月十六日

邦壽王

大正十一年四月二十一日

治憲王

大正十五年七月三日

章憲王

昭和四年八月十七日

文憲王

昭和六年七月十二日

宗憲王

昭和十年十一月二十四日

美智子女王

大正十二年七月二十九日

久邇宮

故邦彥王妃倪子

明治十二年十月十九日

朝融王

明治三十四年二月二日

妃知子女王

明治四十年五月十八日

邦昭王

昭和四年三月二十五日

正子女王

大正十五年十二月八日

朝子女王

昭和二年十月二十三日

通子女王

昭和八年九月四日

英子女王

昭和十二年七月二十一日

故多嘉王妃靜子

明治十七年九月二十五日

家彥王

大正九年三月十七日

德彥王

大正十一年十一月十九日

梨本宮

恭仁子女王

大正六年五月十八日

守正王

明治七年三月九日

妃伊都子

明治十五年二月二日

朝香宮

鳩彥王

明治二十年十月二日

孚彥王

大正元年十月八日

湛子女王

大正八年八月二日

東久邇宮

稔彥王

明治二十年十二月三日

妃聰子內親王

明治二十九年五月十一日

盛厚王

大正五年五月六日

彰常王

大正九年五月十三日

北白川宮

故成久王妃房子內親王

昭和四年三月二十四日

永久王

明治二十三年一月二十八日

妃祥子

明治四十四年二月十九日

道久王

大正五年八月二十六日

多惠子女王

昭和十二年五月二日

竹田宮

故恒久王妃昌子內親王

大正九年四月十五日

恒德王

明治二十一年九月三十日

妃光子

明治四十二年三月四日

王族及公族

昌德宮

李王 娘

御 誕 生

妃方子女王

明治三十年十月二十日

故李王妃尹氏

明治三十四年十一月四日

王世子李玖

明治三十七年九月十九日

李鍵公家

李鍵公

明治四十二年十月二十八日

妃誠子

明治四十四年十月六日

李 潤

明治十年三月三十日

妃金氏

明治十三年十二月二十二日

李 沖

昭和七年八月十四日

李 沂

昭和十年三月四日

李鍋公家

李鍋公

大正元年十一月十五日

妃贊珠

大正三年十二月十一日

故李熹公妃李氏

明治十六年七月十日

故李埜公妃金氏

明治十七年七月十八日

李 清

昭和十一年四月二十三日

皇族臣籍降下

侯爵 小松輝久

御 誕 生  
明治二十一年八月十二日

故北白川宮能久親王第四男子

王族及公族・皇族臣籍降下・皇族臣籍降嫁

侯爵 山階芳麿 明治三十三年七月五日

故山階宮菊麿王第二男子

侯爵 華頂博信 明治三十八年五月二十二日

伏見宮博恭王第三男子

侯爵 筑波藤麿 明治三十八年二月二十五日

故山階宮菊麿王第三男子

伯爵 葛城茂麿 明治四十一年四月二十九日

故山階宮菊麿王第五男子

伯爵 東伏見邦英 明治四十三年五月十六日

故久邇宮邦彥王第三男子

侯爵 香羽正彥 大正三年一月五日

朝香宮鳩彥王第二男子

伯爵 伏見博英 大正元年十月四日

伏見宮博恭王第四男子

皇族臣籍降嫁

御 名 御 父 御 配 偶

絢子女王 故久邇宮朝 子爵 竹內惟忠

榮子女王 產親王 子爵 東園基愛

禎子女王 故伏見宮貞 侯爵 山內豐景

貞子女王 故北白川宮 伯爵 有馬頼寧

滿子女王 故北白川宮 伯爵 甘露寺受長

篤子女王 故久邇宮朝 伯爵 壬生基義

武子女王 故北白川宮 子爵 保科正昭

茂子女王 關院宮義仁 黑田長禮

由紀子女王 故賀陽宮邦 子爵 町尻量基

擴子女王 故北白川宮 伯爵 二荒芳德

恭子女王 關院宮義仁 子爵 安藤信昭

安子女王 故山階宮菊 淺野長武

智子女王 故久邇宮邦 伯爵 大谷光暢

信子女王 產王 三條西公正

規子女王 梨本宮守正 伯爵 廣橋眞光

華子女王 關院宮義仁 侯爵 華頂博信

紀久子女王 朝香宮鳩彥 錫島直泰

美年子女王 故北白川宮 立花種勝

禮子女王 故久親王 佐野常光

佐和子女王 故北白川宮 子爵 東園基文

# 支那事變一周年に際し 勅語を下賜あらせらるる

畏くも 天皇陛下には、昭和十三年七月七日支那事變勃發一周年に當り、午前十時近衛内閣總理大臣を宮中に召され、優渥なる勅語を下賜あらせられた。よつて近衛總理大臣は聖慮の宏遠に恐懼感激し、勅語の聖旨を汎く國民に傳達するため、同日官報號外を以て内閣告諭を公にした。

長くも 大元帥陛下には、引き続き同日午前十一時板垣陸軍大臣、米内海軍大臣を宮中に召され、陸海軍人に對し優渥なる勅語を下賜あらせられた。兩大臣は恭しく奉答文を捧呈して退下遠く前線の將兵にまで有難き大御心のほどを傳達した。

今次事變ノ勃發以來茲ニ一年朕力勇武ナル將兵果敢力闘戦局其

**内閣告諭**  
本日支那事變勃發一周年ニ當リ聖慮宏遠國ヲモ優渥ナル勅語ヲ拜ス海ニ恐懼威激ノ至ニ堪ヘサルナリ恭シク惟フニ抗日容共政權ノ潰滅ヲ圖リテ日支ノ提携ヲ堅クスルハ即チ東亞ノ安定ヲ確保シ延イテ世界ノ平和ニ寄與スル所以ノ道ナリ事變ノ前途尙遠道ナリ此ノ時ニ當リ朝野一體緊密ク協力シテ事變ノ目的ヲ達成スルニ集中シ忠誠報國ノ一念以テ萬難ヲ排

シ 聖慮ニ應ヘ奉ラムコトヲ期セサルヘカラス是レ本大臣ノ切ニ全國民ニ望ム所ナリ  
昭和十三年七月七日  
内閣總理大臣 公幹 近衛文麿

### 勅語

朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク不幸容儀隣邦ト鬪端ヲ啓クヤ朕カ陸海ノ將兵ハ内籌畫經理ニ勤メ外攻戦防備ニ勞シ克ク威武ヲ中外ニ宣揚シ以テ朕カ信倚ニ對ヘタリ朕ハ汝等ノ忠誠勇武ヲ嘉シ切ニ鋒鏑ニ盡レ投擲ニ死シ或ハ痲痺ト爲レルヲ悼ム惟フニ時局ノ前途ハ尙遠道ニシテ出帥ノ目的ヲ達センカ爲汝等ノ努力ニ俟ツモノ寔ニ多シ汝等軍人其レ克ク朕カ意ヲ體シ宇内ノ太勢ト時局ノ本質トヲ察シ愈々自強洋礪以テ朕カ股肱タルノ本分ヲ全ウセシムコトヲ期セヨ

### 陸海軍奉答文

**陸軍大臣 米内光政**  
**海軍大臣 板垣征四郎**  
昭和十三年七月七日

### 自治制發布記念式に賜はりたる勅語

昭和十三年四月十七日自治制發布五十周年記念式に於て賜はりたる勅語左の如し。

### 勅語

朕惟フニ皇祖考維新ノ大猷ヲ弘メ地方自治ノ體制ヲ整ヘタマヒテヨリ茲ニ五十年ニ及ヒ治績見ルヘキモノアリ今ヤ稀有ノ時局ニ際會セリ朕カ忠良ナル臣民克ク私ヲ去リ公ニ奉シ規制ニ恪遵シテ益々自治ノ根柢ニ培ヒ以テ國家無疆ノ康福ヲ増進セムコトヲ期セヨ

### 皇后陛下の御歌

皇后陛下には支那事變に際し、出征及び應召の軍人遺族並に家族に對し深く御心を垂れさせ給ひ、左記の御歌を賜はつた旨昭和十二年九月二十一日宮内省から發表された。

皇太后御歌  
なくさむことの業も難たかひの  
にはをしのひてすくすやからを

## 歴代天皇

(備考 太上天皇は△、女帝は○)

御代	御名	御在位年間	推古	皇極重祚	孝謙重祚	欽明天皇第三皇子
三一	神武	七一	古	明	欽明天皇第三皇子	
三二	崇神	七二	推古	明	欽明天皇第三皇子	
三三	仲哀	七三	明	明	欽明天皇第三皇子	
三四	崇神	七四	明	明	欽明天皇第三皇子	
三五	垂仁	七五	明	明	欽明天皇第三皇子	
三六	孝元	七六	明	明	欽明天皇第三皇子	
三七	孝安	七七	明	明	欽明天皇第三皇子	
三八	孝昭	七八	明	明	欽明天皇第三皇子	
三九	孝德	七九	明	明	欽明天皇第三皇子	
四〇	孝元	八〇	明	明	欽明天皇第三皇子	
四一	孝德	八一	明	明	欽明天皇第三皇子	
四二	孝元	八二	明	明	欽明天皇第三皇子	
四三	孝德	八三	明	明	欽明天皇第三皇子	
四四	孝元	八四	明	明	欽明天皇第三皇子	
四五	孝德	八五	明	明	欽明天皇第三皇子	
四六	孝元	八六	明	明	欽明天皇第三皇子	
四七	孝德	八七	明	明	欽明天皇第三皇子	
四八	孝元	八八	明	明	欽明天皇第三皇子	
四九	孝德	八九	明	明	欽明天皇第三皇子	
五〇	孝元	九〇	明	明	欽明天皇第三皇子	
五一	孝德	九一	明	明	欽明天皇第三皇子	
五二	孝元	九二	明	明	欽明天皇第三皇子	
五三	孝德	九三	明	明	欽明天皇第三皇子	
五四	孝元	九四	明	明	欽明天皇第三皇子	
五五	孝德	九五	明	明	欽明天皇第三皇子	
五六	孝元	九六	明	明	欽明天皇第三皇子	
五七	孝德	九七	明	明	欽明天皇第三皇子	
五八	孝元	九八	明	明	欽明天皇第三皇子	
五九	孝德	九九	明	明	欽明天皇第三皇子	
六〇	孝元	一〇〇	明	明	欽明天皇第三皇子	
六一	孝德	一〇一	明	明	欽明天皇第三皇子	
六二	孝元	一〇二	明	明	欽明天皇第三皇子	
六三	孝德	一〇三	明	明	欽明天皇第三皇子	
六四	孝元	一〇四	明	明	欽明天皇第三皇子	
六五	孝德	一〇五	明	明	欽明天皇第三皇子	
六六	孝元	一〇六	明	明	欽明天皇第三皇子	
六七	孝德	一〇七	明	明	欽明天皇第三皇子	
六八	孝元	一〇八	明	明	欽明天皇第三皇子	
六九	孝德	一〇九	明	明	欽明天皇第三皇子	
七〇	孝元	一〇	明	明	欽明天皇第三皇子	
七一	孝德	一一	明	明	欽明天皇第三皇子	
七二	孝元	一二	明	明	欽明天皇第三皇子	
七三	孝德	一三	明	明	欽明天皇第三皇子	
七四	孝元	一四	明	明	欽明天皇第三皇子	
七五	孝德	一五	明	明	欽明天皇第三皇子	
七六	孝元	一六	明	明	欽明天皇第三皇子	
七七	孝德	一七	明	明	欽明天皇第三皇子	
七八	孝元	一八	明	明	欽明天皇第三皇子	
七九	孝德	一九	明	明	欽明天皇第三皇子	
八〇	孝元	二〇	明	明	欽明天皇第三皇子	
八一	孝德	二一	明	明	欽明天皇第三皇子	
八二	孝元	二二	明	明	欽明天皇第三皇子	
八三	孝德	二三	明	明	欽明天皇第三皇子	
八四	孝元	二四	明	明	欽明天皇第三皇子	
八五	孝德	二五	明	明	欽明天皇第三皇子	
八六	孝元	二六	明	明	欽明天皇第三皇子	
八七	孝德	二七	明	明	欽明天皇第三皇子	
八八	孝元	二八	明	明	欽明天皇第三皇子	
八九	孝德	二九	明	明	欽明天皇第三皇子	
九〇	孝元	三〇	明	明	欽明天皇第三皇子	
九一	孝德	三一	明	明	欽明天皇第三皇子	
九二	孝元	三二	明	明	欽明天皇第三皇子	
九三	孝德	三三	明	明	欽明天皇第三皇子	
九四	孝元	三四	明	明	欽明天皇第三皇子	
九五	孝德	三五	明	明	欽明天皇第三皇子	
九六	孝元	三六	明	明	欽明天皇第三皇子	
九七	孝德	三七	明	明	欽明天皇第三皇子	
九八	孝元	三八	明	明	欽明天皇第三皇子	
九九	孝德	三九	明	明	欽明天皇第三皇子	
一〇〇	孝元	四〇	明	明	欽明天皇第三皇子	
一〇一	孝德	四一	明	明	欽明天皇第三皇子	
一〇二	孝元	四二	明	明	欽明天皇第三皇子	
一〇三	孝德	四三	明	明	欽明天皇第三皇子	
一〇四	孝元	四四	明	明	欽明天皇第三皇子	
一〇五	孝德	四五	明	明	欽明天皇第三皇子	
一〇六	孝元	四六	明	明	欽明天皇第三皇子	
一〇七	孝德	四七	明	明	欽明天皇第三皇子	
一〇八	孝元	四八	明	明	欽明天皇第三皇子	
一〇九	孝德	四九	明	明	欽明天皇第三皇子	
一〇	孝元	五〇	明	明	欽明天皇第三皇子	
一一	孝德	五一	明	明	欽明天皇第三皇子	
一二	孝元	五二	明	明	欽明天皇第三皇子	
一三	孝德	五三	明	明	欽明天皇第三皇子	
一四	孝元	五四	明	明	欽明天皇第三皇子	
一五	孝德	五五	明	明	欽明天皇第三皇子	
一六	孝元	五六	明	明	欽明天皇第三皇子	
一七	孝德	五七	明	明	欽明天皇第三皇子	
一八	孝元	五八	明	明	欽明天皇第三皇子	
一九	孝德	五九	明	明	欽明天皇第三皇子	
二〇	孝元	六〇	明	明	欽明天皇第三皇子	
二一	孝德	六一	明	明	欽明天皇第三皇子	
二二	孝元	六二	明	明	欽明天皇第三皇子	
二三	孝德	六三	明	明	欽明天皇第三皇子	
二四	孝元	六四	明	明	欽明天皇第三皇子	
二五	孝德	六五	明	明	欽明天皇第三皇子	
二六	孝元	六六	明	明	欽明天皇第三皇子	
二七	孝德	六七	明	明	欽明天皇第三皇子	
二八	孝元	六八	明	明	欽明天皇第三皇子	
二九	孝德	六九	明	明	欽明天皇第三皇子	
三〇	孝元	七〇	明	明	欽明天皇第三皇子	
三一	孝德	七一	明	明	欽明天皇第三皇子	

歴代天皇

Table of Japanese emperors (歴代天皇) listing names, reigns, and dates. Includes names like 後小松天皇, 後醍醐天皇, etc.

Table of Japanese emperors (歴代天皇) listing names, reigns, and dates. Includes names like 後小松天皇, 後醍醐天皇, etc.

大祭

元始祭 一月三日
紀元節祭 二月十一日
春季神嘗祭 春分日
秋季神嘗祭 秋分日
新嘗祭 十月十七日
先帝祭 每年崩御日に相當する日
先帝以前三代の式年祭 崩御日に相當する日
皇后の式年祭 崩御日に相當する日
皇妣たる皇后の式年祭 崩御日に相當する日

宮城

先帝以前三代の例祭 毎年崩御日に相當する日
皇后の例祭 毎年崩御日に相當する日
皇妣たる皇后の例祭 毎年崩御日に相當する日
此の場合に於ては特旨に由るの外拜禮を行はず

小祭

歳旦祭 一月一日
新年祭 二月十七日
明治節祭 十一月三日
賢所御神樂 十二月中旬
天長節祭 毎年天皇の誕生日に相當

大祭・小祭・宮城

紀元二二一七年、長祿元年丁丑四月鎌倉管領上杉定正の家宰太田持資武藏國豊島郡江戸に築き、稱して江戸城と爲す。
天正十八年庚寅八月徳川家康入城城廓を擴張し、慶長年間將軍徳川秀忠之を修築して一大城廓を成す。
紀元二五二八年、明治元年戊辰四月朝廷江戸城を收め、七月江戸を東京と改め、十月明治大帝東京に行幸し給ひ、同月十三日江戸城を東京城と改稱し給



御料地所在地へ賜金

全道民に告諭を發して思召を傳へ、越えて十月十五日全道市町村統後援會四百七十二並に道内各種團體中軍事扶助事業に協力してゐる左記四十三團體の資金中に頒賜し、有難き思召を奉體益、その活動を促し、以て統後援護の萬全を期せしめた。

Table with 2 columns: 市町村 (Municipality) and 賜金 (Grant). Lists various municipalities and their respective grant amounts.

祭料傳達式

通州事件の犠牲者に對する畏き邊より御下賜の祭料傳達式は、昭和十三年五月三十一日北海道廳長官室で行はれた。

賀陽宮妃殿下御來道

皇后陛下思召をもつて支那事變による戦傷病者御慰問、併せて統後の援護事業概況御聴取のため賀陽宮恒憲王妃御下を北海道に差遣はさるゝ旨御沙汰あらせられ、御差遣宮妃殿下には、宮内事務官勝田圭通、御用取扱松村菊江、宮内屬宮澤勝藏、同高津尙成、侍女森ソメを隨へさせられ、昭和十三年五月十日上野驛御發、十一日

光榮の列立奉拜者

御差遣宮妃殿下が北海道廳御著の砌り、左記四氏は軍事援護拔群功勞者として石黒長官よりその事績を言上、この間列立奉拜を差許された。

銀黒狐襟巻献上 皇后陛下

御差遣宮として御渡道あらせられた賀陽宮妃殿下に對し奉り、石黒北海道廳長官は直塚秘書課長をして昭和十三年六月十三日北海道産銀黒狐襟巻献上の手續をとつた。

國葬

明治以來特旨により國葬を賜はりたるもの左の如くである。

歌會始

歌會始の御題は例年十月頃官報に發表され、何人も詠進することが出来る。但し一人一首に限り十二月十日までに宮内省御歌所に差出す。詠進の書式に就ては左の如く定められてゐる。



神苑朝

御製 靜かなる神のみその、朝ほらけ世のありさまも、れとそおもふ 皇后宮御歌 五十鈴川よきなをわすむすひつ、みくにのさちをいのる朝かな 皇太后宮御歌 神その木立をわたるあさかせに、このろさへこそひきしまりけれ

宮内官綱領

- 一、宮内官ハ異クモ宮廷ニ奉仕スルノ光榮ヲ念ビニ忠誠ヲ旨トシ身命ヲ捧ケテ其ノ分ヲ盡シ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ルヘシ
二、宮内官ハ常ニ意ヲ人心ノ嚮向ト世局ノ推移トニ留メ其ノ中ヲ執リ其ノ宜キニ適シ以テ奉公ノ道ヲ行フサランコトヲ期スヘシ
三、宮内官ハ職務ニ服スルニ當リテ儀容ニ泥マス取舎ヲ審ニシ繁冗ヲ去リ實質ニ就キ節制ヲ保テ機密ヲ守リ苟モ荒忽スルコトナキヲ期スヘシ
四、宮内官ハ自ラ側近ノ臣タルノ地位ニ臨ミ身ヲ修メ家ヲ齊ヘ謙讓ヲ長シ材器ヲ達シ心ヲ秉ル清潔潔白事ニ處スル公明正大ナルヘシ
五、宮内官ハ平素皇室ノ殊遇ニ感銘シ荷モ之ニ報ルルカ如キコトヲ篤實格勤國民ノ儀表トナリ誓テ聖恩ノ萬一二答ヘ奉ルヘシ

御學友を召さる

賀陽宮恒憲王妃敏子殿下札幌御著の昭和十三年五月十二日、左の六氏は御宿舎たるグラランドホテル玄關で奉拜、剩一同夜別室にて御側近く召されて御機嫌を奉伺し、種々御物語を賜はるの光榮に浴した。

光榮の列立奉拜者・御學友を召さる・銀黒狐襟巻献上・國葬・行幸記念碑建立・歌會始・宮内官綱領

# 支那事變一周年記念

事變一周年に際し

## 全國民に訴ふ

内閣總理大臣 近衛文磨

昨年の七月七日は蘆溝橋事件の突發した當日でありまして、支那事變はこゝに早くも一周年を迎へることになりました。事件發生の當初、帝國は不擴大方針を以て進み、出來るだけ局地において事を解決する考へでありましたにもかゝらず、暴戾なる國民政府は事毎にわが誠意を裏切り、みだりに事件を擴大し、長期抗日を叫んでつひに今日の如き戦亂をまき起しましたことはまことに遺憾に堪へない次第であります。

しかしながら、事變の進展と共に皇軍の向ふところ敵なく、

僅かに一箇年の短日月を以てして、すでに廣大な地域に亙つてわが日章旗の高らかに翻つてをる實情を見る時、われわれは到底言葉では表現し盡くせない感激に胸を打たれます。これは申すまでもなく、陛下の御稜威のもと、わが忠勇なる將兵の奮闘努力のたまものであります。私はこゝに全國民を代表して、陸海兩軍の將士に深く感謝の意を表します。それと同時に忘れることの出來ないのは、この事變において異境に斃れた幾多の勇士のことでありまして、私はこれ等の尊い英靈に對しまして、心から痛惜、哀悼の念に堪へません。

さて、皇軍の巧妙なる作戦と將士の奮闘とによつて連戦連勝を續け、今や漢口の陥落も目前に迫つてをります。御承知の如く蔣政權なるものは、大黄河の堤を切つて罪なき自國の民衆を幾萬人も濁流の中に没し去つて顧みない政府であります。かかる暴舉を取へてするものは、天人ともゆるすべからざるどころであります。斯る政府が永續すべき道理はないのであります。本來からすれば、蔣政權はとくに没落してゐるはずなのであります。なほ餘命を保つてゐる所以のものは、彼等が支那全民衆の福利を度外視して自己政權の保全にとめ、凡ゆる手段を盡くして外國の支援にたよつてゐるからであります。列國の中にはドイツ、イタリーの如く帝國の國是に共鳴し、相携へて防共にとめつゝある友邦もありまして、また他方にはいまだ十分にわが眞意を解せず、在支權益の擁護と新なる利權に熱中してゐる國もあるものであります。そればかりか、蔣政權の微力なることを知りながら、な

ほこれを援助することによつて抗日戦を長びかせ、よつて以て帝國の國力を疲弊せしめ、その間隙に乗じてわが國をうかゞはんとする底意を有するものもな

よし、砲彈の飛びかふ地域は海の彼方であらうとも、わが國土全體もまた戦場なりとの緊迫した觀念を持たなくてはなりません。身に銃劍を帯びずとも、田を耕す者も、糸をつむぐ者も、ハンマーを握る者も、事務机による者も、老いたるも、若きも、男も、女も國を擧げて、われもまた戦士なりとの自覺の上に立たないならば、この未曾有の時局を打開することは出來ないであります。今日の戦争は、單に戦場における武力戦だけで決するものではありません。それと併行して經濟戦、思想戦もまた實に有力なる素因をつくるものであります。皇軍の將兵が敵前において、いかに目ざましい働をして、内國民の心にゆりみがあつては、容易に最後の勝利に到達することは出來ないの

## 支那事變一周年記念

われはいかなる困苦を忍んでも勝たなくてはなりません。帝國は皇統連綿、萬邦無比の國體であります。わが國の歴史において、外國と戦つて敗戦したといふ記録は、いまだ一回もないのであります。この度の事變においても、かゞやかしい勝利を得るにあらざれば、この誇るべき歴史を築きあげた祖先に對し、また次の時代を承けつゞべき子孫に對して、われわれは何の面目がありませう。われわれは戦場における將兵と一心同體となつて、物心一如の國家總動員の體制を整備し、よつて以て最後の榮冠を獲得しなくてはなりません。この榮冠を獲得するまでは、諸君は様々の困苦、窮乏に襲はれるであります。戦争に缺くべからざる軍需資材を充實させるためには、國民はその生活に幾多の不便を來すかもしれません。しかしながら、諸君は常に戦地にある將兵の身を

偲んで、あらゆる艱苦に堪へてもらなくてはなりません。戦場にある人々は生命を的にして國家のために奮闘してゐるのであります。國內のわれわれもまたたいかなる困難を忍んでも、出征將兵のため後顧の憂なからしめるやうに勤めることは、實に國民の責務ではないでせうか。これは決して諸君にたゞ忍苦を強ひることではありません。これに堪へることによつて、かくの如き戦亂を、ふたたび東亞の天地において繰返したくないと思ふからであります。勝ち抜くことによつて、將來における第三國の野望をおさへ、東亞永遠の平和を確立させたいと願ふからであります。

支那四億の民衆の中には、さすがに帝國の眞意を了解せる確健實なる人々が多数存在してをります。彼等は暴逆なる蔣政權に代つて、北支においては臨時政府、中支においても維新政

れることにこそ、そのほんとうの意味があるべきであり、その各人が各人の立場において、その職責を果すことこそ、すなわち舉國一致の實を示すものであり、これより大なる御奉公、これより強い團結はないのであります。當局は大乗的見地より種々統制を行ひますが、同時に國民個々の向上進歩を待望してやまないものであります。諸君、職はむしろこれからです。國家は切に諸君の固き決意と、たゆまぬ努力と、うるはしき協力に待たなければなりません。諸君は深くこれを心に刻みつけて、どうか心をひきしめて下さい。困難に打勝つて下さい。そして各自の職責を完うして下さい。勝利の榮冠も、東亞和平の大理想も、これをよそにしては斷じて得られるものではありません。支那事變一周年に際し、私は敢へて、全國國民にこれを訴ふる次第であります。

### 北海道廳告諭

爰に征支一周年、未曾有の國難に際會し、畏くも優渥なる勅語を賜ひて國民の進むべき道を示させ給ふ。勅意深遠洵に恐懼感激の至に勝へず、内閣總理大臣は謹みて聖勅を奉じて告諭を發し、舉國一體堅忍持久、國の總力を合して聖業を達成し、以て 救國に應へ奉らむことを諭せり。眞にこれ統後國民の敢然奮起すべきの秋なり。思ふに、皇國華國の精神を昂揚して國民悉く必勝の信念を堅持し、益々國民精神總動員運動を強調して國民總動員體制の完璧を圖り、以て軍需の充足と國民生活の堅固とを確保するは非常對策の要諦たり。則ちこれありて初めて長期抗戰を豪語する抗日容共の蔣政權と、抗日援支陰險極りなき第三勢力とを崩壊潰滅して國難を克服し得べきなり。

是を以て道民たる者は深く現下の時局に顧み、自肅自戒苟も一身一己の利害に拘はれて國民生活の統制を紊り、又は軍需の整備を障ることなく、臥薪嘗膽大いに心氣を旺にして萎縮を警め、奮勵力行努めて心身を鍊磨して生活を簡素にし、相率るて必需の生産を興し、物資の需給を調へ、特に戒愼して物價の昂騰を抑へて民心の安定を期し、或は消費を節約して貯蓄を勵行し、又盛に工夫を凝らして汎そ利用創造の途を講じ、以て久しきに耐へて統後國民の擔ふべき歴史的重大責務の達成に邁進すべきなり。これやがて上 聖明に答へ奉り、下祖先の遺風を顯揚し、出動將兵の忠烈に添ふ所以にして、この非常の秋に方り予が道民諸子に熱望して已まざる所なり。昭和十三年七月十一日 北海道廳長官 石黒英彦

### 事變と選舉權

支那事變に際し、召集中の者の選舉權及び被選舉權等に關する法律は昭和十三年五月十七日公布、即日施行せられたが、これによると、一、支那事變に際し、召集中のため選舉人名簿に登録せられなかつた者で召集を解除されたものあるときは、臨時にその者の選舉人名簿を調整する。二、道府縣會、市町村會議員にして應召によりその職を失つた者は、召集解除せられたときはその職に復する。この場合議員の定数を超過るときはその議員の數をもつて任期間の定数とする。但し議員中に缺員を生じたときは、これに應じて定数もまた本來の定数まで減少する。右の規定は本法施行前召集を解除された者についても適用されることになつてゐる。

### 札幌市

この日午前九時、石黒長官、部課長は札幌神社に、三澤市長は招魂社にそれぞれ参拜し、皇軍の武運長久の祈願をこめ、一方小學校、愛婦、國婦等は早朝

から廢品獻納に大童となり、山と積みあげられた。正午サイン、汽笛等が全市に鳴り渡るや、各家庭、道行く人々、官公廳、各銀行、會社員、交通機關等も停止し、しばし英靈に黙禱を捧げ、銃後の護りを堅く誓つた。この夜我が社では大通り廣場で事變ニュースを公開し、前線皇軍勇士の奮戦ぶりを市民の前に提供し、一方午後七時より市公會堂で俵孫一、植原悦二郎兩氏を迎へて、事變記念の講演會を開催する等、全市を挙げて記念日にふさはしい日であつた。

### 函館市

事變勃發一周年記念日の七日は市内各小、中、女學校等に於ては皇軍の武運長久を各神社に祈願し、更に正午市のサイレンを合圖に全市民は一分間の國威宣揚、戦歿將士の靈に黙禱し、在港船舶は一齊に汽笛を鳴らし記念日を強調し、一方各交通機

### 支那事變一周年記念

### 旭川市

事變記念日を迎へた第七師團では、早朝酒井中將以下幕僚及び在旭各部隊が北海道招魂社に参拜し、終つて將校食堂で酒井中將以下握飯をほゞ張つた。

### 小樽市

午前五時郷軍聯合分會、聯合青年團が公園で武運長久、英靈感謝の祈願追悼参拜を行ひ、正午を期して市民一分間の黙禱で一箇年の戦果をしのび、將兵の勞苦に心からの感謝を捧げた。なほ銃後關係各團體共催の下に、正午から昭忠碑前廣場で同様祈願追悼式が各團體、市民参列のもとに嚴かに執行された。

### 室蘭市

國民が永遠に銘記すべき七日を迎へた室蘭市では、銃後のよき固き護りに緊張の一日を送つたが、先づ市當局では午前十時から、八幡神社社頭に於て市役所、各官公衙代表、在郷軍人分會、國婦、小中學校生徒等多數参列し、武運長久を祈願した。正午港内碇泊汽船の汽笛を合圖に八萬市民は何れも靜思し、一分間の黙禱を捧げ戦歿英靈を慰めた。

### 豊原市

記念日當日の豊原市では、午前七時樽太神社に皇軍の武運長久を祈願し引續き招魂社に至り英靈に感謝の黙禱を捧げたが正午から更に殉國將兵の慰靈祭が簡素にして嚴肅に執行された。一方銃後後援會、愛婦、國婦等では將兵遺家族の慰問、勞力奉仕の實施、廢物獻納運動に参加する等非常なる成果を挙げた。

### 帯廣市

早朝縣社帶廣神社で皇軍勇士の武運長久祈願祭を嚴修し、正午からは市出身戦歿者の合同慰靈祭が執行され、官公衙代表者其他數百名が詰かけ、盛大な

### 釧路市

事變發生記念日各種行事は豫定通り他都市同様盛大に行はれたが、午後から銃後婦人團體が中心に小學生の協力を得て廢品蒐集に戸別訪問をする等、他國に見られぬ力強くも頼母しい場面が隨所に展開された。



# 一年の目誌

昭和十二年九月より昭和十三年八月まで

## 二九 月二

- 一 (水) 臨時地方財政補助金本道は三百九十四萬九千八百五十一圓と決定
- 二 (木) 道庁警察部では重大時局に對處する爲情報課を新設、更に外事課に防護係を設
- 三 (金) 道庁警察部では重大時局に對處する爲情報課を新設、更に外事課に防護係を設
- 四 (土) 第七十二臨時議會開院式
- 五 (日) 本道無業協會では今次事變應召者に對し銃後の憂をなくする爲特種便宜の取扱をなすこととなつた
- 六 (月) 今朝空陸海軍呼應して上海總攻撃を開始す
- 七 (火) 道廳統計課發表による本年春畜收調高は六千九百七十七貫で價額にして二億三千二百七十五圓であつて之を前年と比較すると收調高二割七厘、價額二分五厘の何れも減少を示した
- 八 (水) 第七十二臨時特別議會終
- 九 (木) 農林省の指令に基づき道廳經濟部で立案中であつた應召農山漁家

導にのり出す

- 十 (金) 本道美術の最高峯道展け
- 十一 (土) 拓殖銀行では半變應召者
- 十二 (日) 日本赤十字社本道支部救護看護婦二十五名壯途に就く
- 十三 (月) 大同完全に占領
- 十四 (火) 第十一回全道海産飲料研究會成績發表式は札幌稅務監督局に於て
- 十五 (水) 北海道銀行頭取に日銀の
- 十六 (木) ガソリン價格引上げ實施
- 十七 (金) 全道農山漁村の經濟更生指導に經濟部長が總司令となつて現地指
- 十八 (土) 日本通運理事に山下札幌局長就任と決定、後任札幌局長に手塚操氏
- 十九 (日) 道廳、石狩支廳、札幌市役所主催の全道各種婦人團體總動員大會はたちこめる日支事變の風雲を望んで今日札幌にて行はれた
- 二十 (月) 日銀新函館支店長に平山徳雄氏就任決定
- 廿一 (火) 道廳では處務規程を改正し産業組合を經濟更生課と改む
- 廿二 (水) 歩兵第二十五聯隊軍旗祭
- 廿三 (木) 道路養護デーとして全道にわたり各道路沿線の部落民、青年團員等總出でこれが修繕、清掃、草刈等に従ひ努力奉仕を行つた

## 二十 月二

- 一 (金) 防犯法實施
- 二 (土) 天鵬拓殖實習場の開場式
- 三 (日) 天鵬拓殖實習場の開場式
- 四 (月) 本道工業振興委員會第一
- 五 (火) 滿洲事變第二次第二回行
- 六 (水) 模範林創設三十周年記念
- 七 (木) 恩賜開拓獎勵金による本
- 八 (金) 道内二萬餘の勞力不足に
- 九 (土) 道内町村吏員の恩給組合
- 十 (日) 道廳職業課で全道の打聞運動に乗出す
- 十一 (月) 文展洋書部に本道から高
- 十二 (火) 二年有半の歳月と三十六
- 十三 (水) 北大農經三年の伊東三郎
- 十四 (木) 北大に新に北方文化研究
- 十五 (金) 道義精神涵養の實際を研
- 十六 (土) 全道町村吏員待望の恩給
- 十七 (日) 神嘗祭、畏くも天皇陛下には皇祖を始め諸神に非常時局を御
- 十八 (月) 明年度中等學校入試選擇
- 十九 (火) 道廳經濟更生課では養兔
- 二十 (水) 道廳では明年度から向ふ
- 廿一 (木) 帝國農會札幌販賣管轄所
- 廿二 (金) 第一回本道生産力補充協
- 廿三 (土) 北大豫科教授和田順純氏

は本道漁村文化の研究者として独自の地歩を占めてゐるが今回文部省から獎勵金を交付する。

廿五日(月) 道廳では札幌グラントホテルに於て北千島漁業統制に關し懇談會を開く。

廿六日(火) 本道視察の爲滿洲國前司法部大臣西澤清氏來札  
 ▼關議に於て北大工學部に燃料學第二講座を増設するに決定  
 ▼本道の本年度定期郵便飛行成功裡に終了

廿七日(水) 帝林旭川支局の開通式に臨席のため三矢長官旅客機にて來道  
 ▼十二年度の北洋及び北千島の鮭鱈總漁獲高百五十五萬八千五百二十四石で前年より二十一萬石増加  
 ▼國民精神總動員全道青年團協議會を札幌廳立圖書館で開き  
 ▼道廳防空課店開き

廿八日(木) 第九回明治神宮大會は非常時局下後青年二萬一千名の参加によつて開幕す  
 ▼水産課事件關係者として道廳水産課長新井藤一郎氏發視廳に連行す  
 ▼廿九日(金) 都市計畫本道地方委員會に於て小樽、旭川、室蘭三市の都市計畫案何れも原案通り決定す  
 ▼本道は本道記者を北支の經濟事情調査のため特派

三十日(土) 樺室國開發の大動脈として劃りされてゐる樺津に標茶線開通さる  
 ▼本道空前の大發電計畫工事施行は兩龍電力會社に認可さる

卅一日(日) 北支の野に轉戦のわが和田部院初の激戦に於て名譽の戦死傷十六名を出す

二十一日(月) 興銀北海道支店本日より開所  
 ▼防空法奉本にも施行さる  
 二日(火) 北千島鮭鱈漁業大合同評議會を札幌市で開催し道廳側より試案を明示す  
 三日(水) 事變下に迎へた明治節の御儀は宮中に於て厳かに行はせられたが此の日に當り札幌市では公會堂に於て石黒長官、三澤市長、道商工會頭との共催で官民合同の皇軍戦捷祝賀會を盛大に舉行した  
 ▼全道企業協議會誕生  
 四日(木) 波瀾萬丈を極めた北千島大合同問題急轉直下落著を見、道廳案の新會社設立契約書に捺印を了し、こゝにめでたく大合同の幕となつた  
 五日(金) 小樽出身明大教授大島豊氏國民使節として渡來  
 六日(土) 昭和十一年度本道七市の米穀消費高百三萬六千石  
 ▼本道出身高松連太郎隊長は敵の猛射を浴びつゝ、空から彰徳へ一番乗りを遂げ勲功を樹つ  
 七日(日) 森本新稅務監督局長取身著任  
 八日(月) 北大四代日總長に醫學部今村博士就任

▼本原落城  
 九日(火) 札幌神社境内に開拓忠靈塔を建立に決定、明年度地方費豫算に計上することになつた  
 十日(水) 本道北支の動脈として重大使命を有する名兩線車道の一部名寄―初志内間開通  
 ▼第七十三通常議會召集證書は本日の官報を以て公布  
 十一日(木) 十月一日現在の本道推計人口三百七十七萬四千八百人  
 ▼札幌市防衛團幹部打合會公會堂で開催  
 十二日(金) 現下の時局に對處する爲全道産金協議會を札幌山部監警署に於て開催、種々實質意見を述べた後道山側の忌愼なき希望意見を閉陳して一致協力産金北海道の實を擧ぐる事となつた  
 ▼天皇陛下には北支及び内陸方面に作戦中の陸軍將兵に對し參謀總長宮庭下を召され優渥なる勅語を賜はせられた  
 十三日(土) 銚子無線局と共に我が國最古の歴史を有する本道の落石無線局開局三十年記念祝賀會同局に於て催さる  
 十四日(日) 上海の激戦に於てわが北領の佐藤、藤田兩少尉以下四名壯烈な戦死を遂げ  
 十五日(月) 納稅奉公週間全道一齊に實施す  
 ▼日本山協本道支部の創立十周年記念式を札幌商工會議所で舉行、功勞者として十氏表彰を受く  
 十六日(火) 道廳國民課の事務分掌改正され總務主任及び金庫係が新設さる

▼日、獨、伊防共協定締結の祝賀燈行  
 列札幌全市民によつて行はる  
 ▼愛國公債全國の各郵便局にて賣出さる  
 ▼大本營設置の前提である現行「戦時大本營條例」廢止の件は閣議に上程され決定を見た  
 十七日(水) 三十年を経て信濃丸の無線機を函館の一倉庫で發見、記念物として函館博物館に陳列保存されることになつた  
 ▼勅令に依る戦時大本營條例は新に軍令を以て制定せられる事になつたが右による大本營令は陸海軍より上製御允許を仰ぎ軍令第一號を以て制定公布を命ぜられた  
 十八日(木) 支那事變戦役者の慰靈祭は全國神職會、皇典講究所、神宮奉禮會、府神職會の共同主催の下に日比谷公會堂にて嚴肅に執行された  
 十九日(金) 本道の産金躍進に帝室林野局も積極的のり出す  
 二十日(土) 大本營は本日官中に設置せられたと同時に陸軍部は參謀本部に、海軍部は軍令部にそれぞれ設置された  
 ▼昭和十二年通常議會は緊要裡に本日開幕  
 ▼日産汽船、樺太汽船合併す  
 廿一日(日) 北領陸海軍名譽の戦死、病死者氏名原簿より發表  
 廿二日(月) 明年度拓殖費に關し大蔵省第一次査定に於て二百六十萬圓と大巾の減額査定を受く、これを要求する三百三十萬圓に比し、減額額に一千三百七十萬圓で石黒長官等屬首協議を重ね復括要求に萬全を期することとなつた

▼財團法人札幌市方面産業協會初總會を公會堂に開き學市一致の精神で漁家保護に全力を注ぎ皇軍の勞苦に酬ゆることとなつた

廿三日(火) 新嘗祭の御儀は 天皇陛下御親祭のもとに夕刻より翌曉にかけて厳かに執り行はせられた

廿四日(水) 本社では室谷社會部長を(上支)小林記者を(北支)へ特派  
 ▼地方有力低十七社社長主催の開催招待晩餐會帝國ホテルで開催さる  
 ▼本道特派員を連へて民政支部大會を豊平濱にて開催す

廿六日(金) 防空法實施本道最初の防空演習は敵機來襲の想定下に七市、二町に反つて實施せらる  
 ▼本道船舶底曳網漁業整理組合創立總會を札幌にて開催、役員選挙の結果組合長に嵯峨久氏當選

廿七日(土) 本道町村長會定期總會札幌商工會議所講堂で開會、役員選挙の結果會長に吉田貫一氏推さる

廿八日(日) 三十萬島民護衛の赤誠からなる櫻團隊第一、第二兩機の獻納式を東京羽田の空港に於て盛大に舉行

廿九日(月) 伊太利政府列強に率先して滿洲國を正式承認す  
 ▼明年年度拓殖費の承認總額は二千五百四十六萬圓となり復括折衝も漸く一段落を告ぐ

三十日(火) 道農會通常總會を札幌に於て開催、新年度豫算を審議の結果事業豫算に於て前年度より六萬九千五百五十七圓の増加となつた

▼工業試験場では本道の資源開發のため陣容を更に強化して地質の調査にのり出す  
 ▼明年年度豫算概算二十八億六千八百萬圓は今日の定例閣議に附議、各閣僚とも異議なくこれを承認決定した

二十二月(月) 昭和三十三年度拓計豫算は大蔵會議通り二十五億四千九百九十二萬五千七百圓と閣議で決定した  
 二日(木) 水産課事件に就いて愈よ札幌市局活動を開始す  
 ▼道内現在の公益倉庫七十三箇所で全道一〇萬圓を十三年度拓計追加豫算として要求するに決定、瀋京中の石黒長官宛發送した  
 三日(金) 道議全員から道會に對し建議案第一號として「生産力補充方針に關する件」を提出した  
 四日(土) 延期中の通常道會再會さる  
 ▼道産米公定價格の格差決定  
 ▼東代議士は午前農林省に馬政局長官を訪問し本道の馬産資源確保に關し懇談を遂ぐ  
 ▼日ソ漁業改訂條約の締結に就いては豫て兩國間に折衝中の處で聯政の側徒らに漁業交渉を遂行するに依り外務省は聲明を發表してソ聯側の誠意ある態度を要望

五日(日) 稲田男爵來札、直に札幌グラントホテルに臨時常務委員會を開き札幌大會の補助金問題につき協議

六日(月) 札幌酒會創立五十周年記念式を今井記念館に於て舉行  
 ▼全道産業部長會議で第二次産額豫算計費と皇軍軍用を決議  
 七日(火) 昭和十二年度の北洋漁業は近年稀有の豊産で鮭鱈實數百二十五萬圓増殖した  
 八日(水) 小樽市助役に前室蘭市長福岡幸吉氏當選就任決定  
 ▼本道産道長の齊宿兼元藤兵衛氏本道最初の七段に昇段  
 九日(木) 領海侵犯の希臘船船砲法違反で小樽區政より罰金千圓に處せらる  
 十日(金) 昭和十三年度拓殖費細目決定す、新規事業費として百十九萬八千圓増殖した  
 十一日(土) 札幌飛行場で本道グライダー協會の發會式を行ふ  
 十二日(日) 札幌新總務部長島村義信氏著任  
 ▼商工省では本道に於けるニツケル補産品の爲本格的調査にのり出す  
 ▼本道陸上競技協會定時總會を小樽に開き副會長増員に久留氏當選  
 十三日(月) 首都商會完全に占領す  
 ▼道農會前で全道農會指導者會議を開催生産の維持増進と時局關係品の増殖指導に關する件を審議した  
 ▼馬場内相病氣に因り辭職し後任は内閣參議末次信正大將と決定  
 十四日(火) 日本漁業労働者相互共助會では函館の同會事務所で對策協議會を開き日ソ漁業條約改訂につき陳情を打電

十五日(水) 南京完全占領の確報に接した石黒道廳長官は天機奉司をなすと共に閣議參謀總長宮、伏見軍令部總長宮、東久瀨陸軍航空本部長宮、運籌首相、及川海軍航空本部長に對し夫々祝電を發した  
 十六日(木) 本社取扱第二次軍事献金金二萬一千元を戦後復興會共の他關係方面へ夫々寄託した  
 十九日(日) 各委員長の報告通り全案可決確定して通常道會移る  
 二十日(月) 道廳經濟部の農業獎勵會議を道農會館に於て開催、十三年度の農業經營の方針を審議した  
 廿二日(水) 合同漁業會社定時總會を小樽に開催、新代表取締役西村有作氏選任さる  
 廿三日(木) 小樽高橋博士夫人殺し犯人は小樽の石山正治と判明、百四十五日で事件解決  
 廿四日(金) 畏くも 皇后陛下に於てお召されては滿洲事變に今次事變の戦死者に殉職警察官に對し御下賜品の御沙汰あつたがこれが本道における傳達式は全道市長、支廳長列席の上道廳長官室に於て舉行さる  
 ▼第七十三通常議會は本日召集され即日貴衆兩院とも成立した  
 廿五日(土) 昭和十二年度の北洋及び北千島の鮭鱈總漁獲高は百五十五萬八千九百六十五石で前年度より約二十一萬餘石の増獲を見た  
 廿六日(日) 新函館地裁検事正に前田



▼日本新聞協会代表として皇軍慰問のため海支した本社新聞常務は重要任務を果し帰京記者を帯同午後三時二十分東京著列車で帰京した

廿六日(土) JOPG別路放送局開放送を開始、波長二九七米、周波数一一〇〇キロサイクル

廿七日(日) 北見特産の毛蟹価格協定、一尾四錢(標準寸法二寸六分)

廿八日(月) 函館警察協会会費開始、現在本社寄託軍事費累計十四萬七千五百四十四圓十八錢

廿九日(火) 札幌五輪大会に備へ東京札幌間長距離地下ケーブル電話線増設第二期工事に着手

三十日(水) 函館市北海ゴム会社の争議紳士協約により解決

三十一日(木) 政友会常議員決定、本道関係本下(成) 坂谷南氏

一月(月) 函館警察協会会費開始、現在本社寄託軍事費累計十四萬七千五百四十四圓十八錢

廿二日(火) 北支派道の學生使節一行五十二名は坂井中將に引率され東京驛發列車で北支に上る

廿三日(水) 百武横領官は荒木憲謀山本副官を随へ北支に上る

廿四日(木) 中山正金小樽出張所長名古澤支店支配人に昇格

廿五日(金) 日本新聞協会皇軍慰問使としての使命を果し本社新聞常務を札幌火山灰地から搬出して模範的營繕料を築き上げた安平村農會帝國農會から表彰

二四 一月

廿六日(土) 同通商社札幌支局開設

廿七日(日) 合同漁業會社は農に後志の建設事務所を選定したがこれを見限り利尻、禮文に移動決定

廿八日(月) 新任札幌直税部長川田三郎氏著任

廿九日(火) 函館市北海ゴム会社の争議紳士協約により解決

**十一日 (月)** 函館地方専賣局を札幌地方専賣局と改稱移管  
**十二日 (火)** 八幡學院で入學式舉行、同時に新院長として星野勇三博士が就任  
**十三日 (水)** 日本マツチ共販會社では商工省の指示通り小賣を値上げ即日實施  
**十四日 (木)** 護國の華と散つた札幌出身十氏の合同慰靈祭は市公會堂で執行された  
**十五日 (金)** 大蔵省専賣局の無水アルコール工場は十三年度に於て本道は帯廣に一箇所設置する事に決定した  
**十六日 (土)** 文部省で初等教育者の選考を途端中の處本道から札幌一高の訓導長木利夫氏が選考された  
**十七日 (日)** 自治制發布五周年記念日に當り三重橋前廣場に於て畏くも天皇陛下の聖蹟を仰ぎ盛大なる記念式典も舉行され自治功勞者の表彰が行はれた  
**十八日 (月)** 本道總長官今村武志氏大谷拓相に辭意を表明  
**十九日 (火)** 道廳ではバルブ増産の國

策に對應すべく本年度より町村有林の官行造林を實施  
 ▼我等が健闘 ○各隊任令々々門を出發勇躍進軍につく  
 ▼貯蓄奨励の爲大蔵省に新設の國民貯蓄奨励局官制は本日公布施行され貯蓄奨励運動の中樞機關とし企畫其の他の事務に著手した、初代局長は大蔵次官石渡莊太郎氏が兼務  
**二十日 (水)** 第五回國信記念日に發明改良、考案者として本道札幌縣管内より地主三氏表彰  
 ▼道廳では林務官の資質向上を目的に野帳試驗場内に訓練所を設置するに決定  
**廿一日 (木)** 全國に於ける道廳では努力分分布調査のため職業課、社會教育課、經濟更生課を動員して努力對策にのり出  
**廿二日 (金)** 大阪府事務官青柳秀夫氏本道拓殖部長に昇轉  
 ▼北海道生産物検査に佐上元長官重要要考人として召喚される  
**廿三日 (土)** 三月末預金高四億二千二百五十六萬九千四圓十二月同月比対比し四千七百八十八萬五千圓の増加  
 ▼商工省では物價委員會の官制を公布し即日實施すると共に中央委員會委員を正式に任命

**廿三日 (土)** 自治制施行五周年記念に際し道廳では札幌市公會堂で道内自治功勞者の表彰式を舉行  
 ▼聖戰八箇月北支から内蒙に轉戦して不滅の武勳を土產にわが鈴木部隊 ○名哨れの凱旋  
 ▼今次市變關係の第一回論功行賞の恩典に浴する四千三百三十九名を御裁可を仰いで賞勵局より發表  
**廿四日 (日)** 支那市變戰役英軍四千五百三十三柱を合祀する靖國神社臨時大祭は五日間五回に亘つて嚴肅に執行された  
**廿五日 (月)** 武勳の中尾部隊長に代つて佐野直太郎氏一路前線に征く  
 ▼靖國神社臨時大祭のけふ札幌招魂社の開拜式は官民多敷参加のもとに厳かに執行された  
**廿六日 (火)** 札幌局調査による昭和十一年度全道酒類製造販賣高は時局の反映で前年度に比し減少を示したが税額に於ては臨時増徴法の實施により前年度に對比し三十七萬四千六百二十二圓の増加を見たのであるが本道拓殖財源に約八百萬圓の寄與となる  
**廿七日 (水)** 産業組合中央主催の第三十三回全國組合大會は外死日本青年會臺市にて開かる  
**廿八日 (木)** 時局下に軍用需要の供出に全機能を發揮してゐる本道蒸餾聯合會では創立三十周年記念式を道廳會館で舉行、尙功績者として會長東武氏に茂渡金治郎氏表彰する

**廿九日 (金)** 日本赤十字社本道支部で派道の白衣の天使凱旋  
 ▼博士夫人殺し犯人石山正治の控訴審は原審通り死刑と確定  
 ▼天皇陛下には萬民奉祝のうちに第三十七回の御誕辰を迎へさせられた  
**三十日 (土)** 本社では櫻井長徳社員を中、南支へ特派  
**一五月二**  
**一日 (日)** 燃料節約の國策線に對應しがソリン切符制度實施される  
 ▼郷土部隊として不滅の戰績を残してゐる折柄岡崎部隊は二十七日引つゞく激戦で岡崎部隊長以下三十一名の戦死傷者を出した  
**二日 (月)** 本社は更に山田稔社員を北、中支へ特派  
**三日 (火)** 謎の失踪事件でとんだ人騒がせをした梨園の名門中村福助丈とその番頭宮澤益三の兩名は六日引つゞく山嶺の温泉にて発見  
 ▼満蒙青少年義勇隊二百二十二名新天地開拓の大いなる希望に燃えて首途に上る  
**四日 (水)** 東旭川出身陸の荒鷲加藤健夫大尉は勳功顯著なるものとして寺内

軍司令官より威狀を授與された  
**五日 (木)** 我がオリソピック委員首席代表としてカイロ總會に出席した嘉納治五郎氏歸朝の途次永川丸船中にて急逝  
**六日 (金)** 民間航空事業の發展充實をはかるため十二年六月以來道省で愛國切手を發行して國民の愛國心に燃へて居たが十三年三月までの成績では本道は全國で第四位  
**七日 (土)** 北海道、東北六縣聯合町村長大會秋田市にて開催  
**八日 (日)** 本年度の本道春鯉漁は未曾有の凶漁状態を示し五日現在迄の總漁獲高は僅かに一萬三千八百餘石  
**九日 (月)** 東北、北海道一道六縣市會議長會議山形市縣會議事堂にて開會  
**十日 (火)** 皇后陛下御差遣の宮として傷病兵慰問のため賀陽宮恒憲王妃御子殿下上野驛御發本道に向はせらる  
**十一日 (水)** 賀陽御差遣宮妃殿下には御豫定通り午後五時五十分進船津丸

にて函館後橋岸壁に御著、直に今中津輕要港司令官、彌吉館館市長代理が船内に伺候申し石黒長官等と共に御機體を御下船、奉迎の人々に御座を賜ひ味に際ホムに致さるる千二百餘名の遺家族達に對しては殊の外重に御座を賜はり、自動車にて湯川御泊所福井館に御著遊はさる  
**十二日 (木)** 長途の御旅旅恙なく十一日日本道に白衣勇士御慰問の一步を印せられ風蒸る湯川温泉福井館に御泊御休息一時十分御祈禱、同日午後七時四十分札幌驛御著遊はされ御泊泊所ランドホテルに入らせらる  
**十三日 (金)** 幌都の第一夜をケランドホテルにて御過し遊はされ御差遣宮買陽宮妃殿下には午前九時四十分分御旅御成發同時月寒干城塞の札幌陸軍病院御成り名譽の戦傷病兵を親しく御見舞ひ御慰問あらせられ同日三十分御祈禱、御著遊午後六時五十分同所御發、一路定山溪に向はせられ二時四十分分定山溪地療養所御著白衣の勇士を御慰み深く御慰問あらせられた、かくて殿下には御多忙の御一日を終へさせられ三時二十五分御旅館銀クラブに入らせられ御來道第三夜を山間閑靜の地定山溪に過させられた

**十四日 (土)** 厚生省で國立公園に特別地域を指定、従つて國立公園法第八條が適用される事になつた  
**十五日 (日)** 佐藤男八級學院總裁に就任  
**十六日 (月)** 旭川陸軍病院に層雲峽分院に御成り親しく戦傷病兵を御慰問御仁愛を垂れさせ給ふた御差遣宮妃殿下には急に御豫定を變更あらせられ午後零時十七分札幌驛御退進遊はされ、同日四時七分札幌驛御退進遊はされ、同日四時御成り遊はされ作業の實況を親しく御巡覽遊はされ四時五十分同所御發、旅館ランドホテルに入らせられた

**十七日 (火)** 御差遣宮妃殿下には十一日御來道遊はされてより御休息の御暇もあらせられ早速日御多忙のうちに御旅程を續けさせられ十六日札幌に名残の御一夜を御過し遊はされ了れ今朝午前九時五十分分同所御發、同日午後四時九時五分同所御發、同日午後四時九時五分同所御發、同日午後四時九時五分同所御發、同日午後四時九時五分同所御發  
**十八日 (水)** 空知郡三笠山村大字幾春別荘炭山街地葉子尚佐藤方より發火した火災は全市街を一瞬にして焦土とし全機百七十八戸、破壊二十戸、損害十七萬八千圓  
**十九日 (木)** 本社では東京一札幌間の電送寫眞を本日より實施した  
 ▼札幌、小樽、室蘭を中樞として三市、五町、二村に亘る春季防空演習はけふから四日三晩にわたつて實施される  
**二十日 (金)** 新任札幌山監督局長安達三氏著任  
 ▼北海道工業振興委員會本會議に於て各般に亘る本道工業の最高方針を確立發表

廿一日(土) 北海道炭礦汽船會社では今回事業たる共立汽船を買収して同社探採炭の輸送を直轄とするに決定した

廿二日(日) 帯廣警備隊事件擴大して横井、堀内兩隊手送に至る

廿三日(月) 北海道警察本調は好成績裡に終

廿四日(火) 戦時下に對處して重要問題を協議すべき支隊長、市長會議はけふ

廿五日(水) 北海道工場協會十五回總會札幌商工會議所で開催

廿六日(木) 稀有の肉漬に珍化した十三年度産肉漬業に對しこれが對等獨立のため道廳側と業者七十名が道水産會に召集し鮮魚保護並に増殖に關し協議會を開催

廿七日(金) 聖職下に迎へた第三十三回海軍記念日は流後國民の新たな威感と感謝の理に全國津々浦々に至るまで記念事業に賑はつた

廿八日(土) 函館市長に齋藤與一郎氏決定

廿九日(日) 強東東道を見舞ひ弟子屈附近は雪路沈下し屈路湖畔は家屋倒壊で慘状なる状況を示して

三十日(月) 阿寒國立公園を中心とした地帯は近年稀に見る強震で中でも震源地と見られる和琴半島の如きは最も深刻を極め山容ために草まる程の激變で輪漚たるものであつた

刻を極め山容ために草まる程の激變で輪漚たるものであつた

廿一日(火) 道廳で豫て選定中の十三年度の青年學校教育研究校は四十三校と決定せられた

廿二日(水) 帝國水産教育會通常總會に於て是れも伏見總政官より余市教務所に對し教務所旗幟制が行はる

廿三日(木) 札幌警察署管内最初の試みである一市、二町、八村消防連聯合演習は

廿四日(金) 北海道上野幌警察署はけふ午後五時から森繁なる警官祭によつて執行

廿五日(土) 本社主催第五回北日本サイクル選手権大會舉行

廿六日(日) 本道航空一大エポックを劃す最初のグライダー競技會札幌飛行場で行

廿七日(月) 工業振興委員會道外顧問會は午前十一時から東京丸の内工業俱樂部に開催

廿八日(火) 室蘭日礦礦張の土地收用審査會道廳長官室で開催

廿九日(水) 國民使節として恩那ドイッ、イタリを訪問し歸朝した東方會代議士中野正剛氏來札

三十日(木) 北海炭礦汽船會社重役會で待望調査決定

一(水) 道民代表皇軍慰問使出發

二(木) 帝國水産教育會通常總會に於て是れも伏見總政官より余市教務所に對し教務所旗幟制が行はる

三(金) 札幌警察署管内最初の試みである一市、二町、八村消防連聯合演習は

四(土) 北海道上野幌警察署はけふ午後五時から森繁なる警官祭によつて執行

五(日) 本道航空一大エポックを劃す最初のグライダー競技會札幌飛行場で行

六(月) 工業振興委員會道外顧問會は午前十一時から東京丸の内工業俱樂部に開催

七(火) 室蘭日礦礦張の土地收用審査會道廳長官室で開催

八(水) 國民使節として恩那ドイッ、イタリを訪問し歸朝した東方會代議士中野正剛氏來札

九(木) 北海炭礦汽船會社重役會で待望調査決定

十(金) 帝國水産教育會通常總會に於て是れも伏見總政官より余市教務所に對し教務所旗幟制が行はる

十一(土) 札幌警察署管内最初の試みである一市、二町、八村消防連聯合演習は

十二(日) 北海道上野幌警察署はけふ午後五時から森繁なる警官祭によつて執行

十三(月) 工業振興委員會道外顧問會は午前十一時から東京丸の内工業俱樂部に開催

廿一日(金) 道廳の職員計畫いよいよ具體化し道内の緊急大工事に對し青年團を總動員することとなつた

廿二日(土) 道廳で豫て選定中の十三年度の青年學校教育研究校は四十三校と決定せられた

廿三日(日) 帯廣警備隊事件擴大して横井、堀内兩隊手送に至る

廿四日(月) 北海道警察本調は好成績裡に終

廿五日(火) 戦時下に對處して重要問題を協議すべき支隊長、市長會議はけふ

廿六日(水) 北海道工場協會十五回總會札幌商工會議所で開催

廿七日(木) 稀有の肉漬に珍化した十三年度産肉漬業に對しこれが對等獨立のため道廳側と業者七十名が道水産會に召集し鮮魚保護並に増殖に關し協議會を開催

廿八日(金) 聖職下に迎へた第三十三回海軍記念日は流後國民の新たな威感と感謝の理に全國津々浦々に至るまで記念事業に賑はつた

廿九日(土) 函館市長に齋藤與一郎氏決定

三十日(日) 強東東道を見舞ひ弟子屈附近は雪路沈下し屈路湖畔は家屋倒壊で慘状なる状況を示して

二七月

本道の家庭用炭値下げ問題は過般工業クラブの會合で結論を得るに至らず更に第二次協議會を内務省内道廳事務所で開催

十四日(火) 官幣大社札幌神社の祭典は今夜五時より宵宮祭が執行され三日間に亘つて例祭が執行される

十五日(水) 網走の海軍に夜光虫の棲息してゐるのを京都帝大上野博士が発見學界に報告され注目された

十六日(木) カムサツカ東海岸オリが御南方沖合に於て操業中の我が獨航船大丸丸ノ聯監視船に不法拿捕さる

十七日(金) 我が北洋漁業の出漁船に對するソ聯の壓迫は益々露骨化するに至つたので露水組合では九ノ内ビルの事務所緊急評議會を開催の結果當局の斷乎たる措置を要請するに決した

十八日(土) 七師團司令部附小野警三郎少將は今回要職に轉補となり赴任の途に著く

十九日(日) 重要物産増産法を釋太にも施行することとなり定例閣議に於て右施行令案を決定、二十二日より實施

二十日(月) 函館市街地の大火で七十餘戸を焼失

廿一日(火) 樺太西海岸名村字諸津附近から發火した山火は四日間互り燃え続け今朝新火

廿二日(水) 樺太西海岸名村字諸津附近から發火した山火は四日間互り燃え続け今朝新火

廿三日(木) 樺太廳部長級異動、殖産部長に中村謙祐氏、警察部長に白井八州雄氏

廿四日(金) 道廳の職員計畫いよいよ具體化し道内の緊急大工事に對し青年團を總動員することとなつた

廿五日(土) 道廳で豫て選定中の十三年度の青年學校教育研究校は四十三校と決定せられた

廿六日(日) 帯廣警備隊事件擴大して横井、堀内兩隊手送に至る

廿七日(月) 北海道警察本調は好成績裡に終

廿八日(火) 戦時下に對處して重要問題を協議すべき支隊長、市長會議はけふ

廿九日(水) 北海道工場協會十五回總會札幌商工會議所で開催

三十日(木) 稀有の肉漬に珍化した十三年度産肉漬業に對しこれが對等獨立のため道廳側と業者七十名が道水産會に召集し鮮魚保護並に増殖に關し協議會を開催

ハマ△△△長女金子

十九日(日) 重要物産増産法を釋太にも施行することとなり定例閣議に於て右施行令案を決定、二十二日より實施

二十日(月) 函館市街地の大火で七十餘戸を焼失

廿一日(火) 樺太西海岸名村字諸津附近から發火した山火は四日間互り燃え続け今朝新火

廿二日(水) 樺太西海岸名村字諸津附近から發火した山火は四日間互り燃え続け今朝新火

廿三日(木) 樺太廳部長級異動、殖産部長に中村謙祐氏、警察部長に白井八州雄氏

廿四日(金) 道廳の職員計畫いよいよ具體化し道内の緊急大工事に對し青年團を總動員することとなつた

廿五日(土) 道廳で豫て選定中の十三年度の青年學校教育研究校は四十三校と決定せられた

廿六日(日) 帯廣警備隊事件擴大して横井、堀内兩隊手送に至る

廿七日(月) 北海道警察本調は好成績裡に終

廿八日(火) 戦時下に對處して重要問題を協議すべき支隊長、市長會議はけふ

廿九日(水) 北海道工場協會十五回總會札幌商工會議所で開催

三十日(木) 稀有の肉漬に珍化した十三年度産肉漬業に對しこれが對等獨立のため道廳側と業者七十名が道水産會に召集し鮮魚保護並に増殖に關し協議會を開催

廿一日(金) 道廳の職員計畫いよいよ具體化し道内の緊急大工事に對し青年團を總動員することとなつた

廿二日(土) 道廳で豫て選定中の十三年度の青年學校教育研究校は四十三校と決定せられた

廿三日(日) 帯廣警備隊事件擴大して横井、堀内兩隊手送に至る

廿四日(月) 北海道警察本調は好成績裡に終

廿五日(火) 戦時下に對處して重要問題を協議すべき支隊長、市長會議はけふ

廿六日(水) 北海道工場協會十五回總會札幌商工會議所で開催

廿七日(木) 稀有の肉漬に珍化した十三年度産肉漬業に對しこれが對等獨立のため道廳側と業者七十名が道水産會に召集し鮮魚保護並に増殖に關し協議會を開催

廿八日(金) 聖職下に迎へた第三十三回海軍記念日は流後國民の新たな威感と感謝の理に全國津々浦々に至るまで記念事業に賑はつた

廿九日(土) 函館市長に齋藤與一郎氏決定

三十日(日) 強東東道を見舞ひ弟子屈附近は雪路沈下し屈路湖畔は家屋倒壊で慘状なる状況を示して

三十一日(月) 工業振興委員會道外顧問會は午前十一時から東京丸の内工業俱樂部に開催

一(火) 室蘭日礦礦張の土地收用審査會道廳長官室で開催

二(水) 國民使節として恩那ドイッ、イタリを訪問し歸朝した東方會代議士中野正剛氏來札

三(木) 北海炭礦汽船會社重役會で待望調査決定

四(金) 帝國水産教育會通常總會に於て是れも伏見總政官より余市教務所に對し教務所旗幟制が行はる

五(土) 札幌警察署管内最初の試みである一市、二町、八村消防連聯合演習は

六(日) 北海道上野幌警察署はけふ午後五時から森繁なる警官祭によつて執行

七(月) 工業振興委員會道外顧問會は午前十一時から東京丸の内工業俱樂部に開催

一(金) 國立職業紹介所誕生

二(土) 軍需資材として鬼毛皮の需要旺盛なるに鑑み道廳會に養殖場を設置

三(日) 軍需資材として鬼毛皮の需要旺盛なるに鑑み道廳會に養殖場を設置

四(月) 東日本太平洋海洋調査協議會札幌で開催

五(火) 道廳事務員一行北千島漁業視察に出る

六(水) 第二次回本道物價委員會札幌にて開く

七(木) 聖職一周年の記念日に際

一年の日記

我が社は本社取扱の第三次軍事献金として金三萬圓を各関係當局を経て寄託した。北領名譽の戦死者の遺族に原額から發表、戦死者三名、戦傷死者六名、重傷七十七名。全道中等學校長會議午前九時より道會議事堂に於て開催。八日(金) 森常松憲兵隊長以下〇名は軍民多數の見送りを受け勇躍壯途に上。昭和十三年度上半期中における道障(函館管内) 對外貿易は輸出二千五百萬三千圓、輸入二千九百九十五萬二千圓となり差引百八十九萬九千圓の輸出超過を示しこれを前年に對比すると輸出は六百九十九萬二千圓を減少、輸入は七百八萬四千圓を増加し輸出入逆轉傾向を示現した。九日(土) 北海道展作協同會誕生。日支事變一周年を迎へ石黒道廳長官は第一線各郷土部隊に對し感謝電報を發した。十日(日) 本道各地に於て時局講演のため前道組置屏風野賀氏來道。伊勢神宮庭球大會本道選手を兼ね全道庭球選手權大會札幌にて舉行。十一日(月) 北海道貿易協會では午前十時より札幌商工會議所に臨時總會を開き同協會を法人組織とするに決定し發起人を擧げ設立準備に當る事となつた。十二日(火) 本道海産物輸出組合總會札幌商工會議所で開催、理事、監事を選任し理事長互選の結果齊藤榮三郎氏が選任された。十三日(水) 厚生大臣代理として傷病兵慰問に本道社會事業視察の爲工務政務次官來道。十四日(木) 徐州攻略の華と散つた岡崎大佐外六十四柱の合同慰霊祭旭川市で執行。商工省で鐵道團體を指定し告示を以て發表したが本道關係分は次の三團體である。北海道石炭鑛業會、札幌地方鑛山登記統制協議會、北海道鐵道製品工業組合聯合會。萬國博覽會延期決定と同時にオリンピック東京大會も中止となつた。滿洲國政府はソ聯兵の張鼓峰占領問題に關しハルビンソ聯總領事代理クツネツツオフ氏に對し嚴重抗議を提出す。十五日(金) 滿洲國拓殖青少年義勇軍の第二次本隊出發。十六日(土) 開道七十周年記念日の行事決定。内閣統計局調査昭和十二年度に於ける本道出生總数は十萬七千五百三十一人。本道學會年次大會は北大工學部講堂に於て開か。十七日(日) 新任第七師團司令部附少將に田中正季氏決定。全國視察所の國立移管に伴ひ今回札幌視察所長八峯利助氏氣重義昭氏佐藤長と小野、山口兩部長が率る北領の〇〇名は市民の歡呼を浴び一路大陸に向つた。十八日(月) 冬季オリンピック札幌大會も中止と決定。胸國の決意も固くわれ等が北領の〇〇名勇躍進發。〇名が現地當局はソ聯兵の張鼓峰不法占據に於て地増強に關し強硬備司令官に對して斷乎ソ聯兵の撤退を要求。十九日(火) 道廳拓殖部では昭和十三年度の特殊原野開發事業の土地選定をつけてきたがその結果上川支庁管内六百五十六町歩の和寒原野を選定した。新任の磐井虎二郎大佐勇躍進發。二十日(水) 道廳統計課調査の昭和十一年度本道各種産業總生産額は七億八千五百二十萬二千圓と決定を見たが未曾有三笠社社長勇躍進發。廿一日(木) 札幌産業振興委員會初會合を市公會堂で開催の結果委員會の構成と権限を擴大することとなつた。廿二日(金) 本社では更に携帶用写真電燈機を設け全道、樺太は勿論臨時事務所に移動せしめニエス寫眞を電送して讀者に提供し本紙を一段と生彩あらしめることとなつた。小樽署の大崎巡査を殺害し留置場より逃走した兇器犯人拍木慎一は長萬郡下車の處を逮捕した。北海道ゴム工業組合總會でゴム販買上價格を決定。廿三日(土) 道廳では今回處務規定を改正、土木部總務課を監理課又經濟部商務課を商業課と改名した。廿四日(日) 北海道水産廳蠶絲審中のところの程終結、小池、兼古の兩氏は豫備選となる。道廳軍事護衛事務局會議の結果相談所規程案を決定各市町村の鏡後後援會を強化することとなつた。木庄傷兵保護院總裁に藤田軍事會議官來道。廿五日(月) 昭和十三年度カムサツカに於ける蟹工船の蟹羅七月十一日現在製造高は十八萬五千四百二十五個。札幌市東本願寺支那事變戦死者合刺道協會は札幌市外港山麓の納骨堂北海道に嚴修された。北海道商工會議所聯合會旭川に於て開催。廿六日(火) 岩谷勇五郎隊長以下〇〇名戎衣姿も激しく萬歳の歡呼の嵐の中に勇躍進發につく。道内巡査に來道せる本道本願寺大谷光昭法主來札。北海道地方物價委員會各專門委員の顔決定。廿七日(水) 厚生省成田勞務局長汽笛協會本道支部發會式に臨席のため來道。廿八日(木) 第二次滿洲功行發表本道から十二名の殊勳者を出す。全道方面常務委員聯合會室蘭で開催。三十日(土) 北海道工業試驗場で資源開發のため鑛床調査部を新設し國策の要望に應へることとなつた。

石黒長官告諭を發し道民時局認識の一役の強化を熱望した。十九日(水) 厚生大臣代理として傷病兵慰問に本道社會事業視察の爲工務政務次官來道。二十日(木) 徐州攻略の華と散つた岡崎大佐外六十四柱の合同慰霊祭旭川市で執行。商工省で鐵道團體を指定し告示を以て發表したが本道關係分は次の三團體である。北海道石炭鑛業會、札幌地方鑛山登記統制協議會、北海道鐵道製品工業組合聯合會。萬國博覽會延期決定と同時にオリンピック東京大會も中止となつた。滿洲國政府はソ聯兵の張鼓峰占領問題に關しハルビンソ聯總領事代理クツネツツオフ氏に對し嚴重抗議を提出す。十五日(金) 滿洲國拓殖青少年義勇軍の第二次本隊出發。十六日(土) 開道七十周年記念日の行事決定。内閣統計局調査昭和十二年度に於ける本道出生總数は十萬七千五百三十一人。本道學會年次大會は北大工學部講堂に於て開か。十七日(日) 新任第七師團司令部附少將に田中正季氏決定。全國視察所の國立移管に伴ひ今回札幌視察所長八峯利助氏氣重義昭氏佐藤長と小野、山口兩部長が率る北領の〇〇名は市民の歡呼を浴び一路大陸に向つた。十八日(月) 冬季オリンピック札幌大會も中止と決定。胸國の決意も固くわれ等が北領の〇〇名勇躍進發。〇名が現地當局はソ聯兵の張鼓峰不法占據に於て地増強に關し強硬備司令官に對して斷乎ソ聯兵の撤退を要求。十九日(火) 道廳拓殖部では昭和十三年度の特殊原野開發事業の土地選定をつけてきたがその結果上川支庁管内六百五十六町歩の和寒原野を選定した。新任の磐井虎二郎大佐勇躍進發。二十日(水) 道廳統計課調査の昭和十一年度本道各種産業總生産額は七億八千五百二十萬二千圓と決定を見たが未曾有三笠社社長勇躍進發。廿一日(木) 札幌産業振興委員會初會合を市公會堂で開催の結果委員會の構成と権限を擴大することとなつた。廿二日(金) 本社では更に携帶用写真電燈機を設け全道、樺太は勿論臨時事務所に移動せしめニエス寫眞を電送して讀者に提供し本紙を一段と生彩あらしめることとなつた。小樽署の大崎巡査を殺害し留置場より逃走した兇器犯人拍木慎一は長萬郡下車の處を逮捕した。北海道ゴム工業組合總會でゴム販買上價格を決定。廿三日(土) 道廳では今回處務規定を改正、土木部總務課を監理課又經濟部商務課を商業課と改名した。廿四日(日) 北海道水産廳蠶絲審中のところの程終結、小池、兼古の兩氏は豫備選となる。道廳軍事護衛事務局會議の結果相談所規程案を決定各市町村の鏡後後援會を強化することとなつた。木庄傷兵保護院總裁に藤田軍事會議官來道。廿五日(月) 昭和十三年度カムサツカに於ける蟹工船の蟹羅七月十一日現在製造高は十八萬五千四百二十五個。札幌市東本願寺支那事變戦死者合刺道協會は札幌市外港山麓の納骨堂北海道に嚴修された。北海道商工會議所聯合會旭川に於て開催。廿六日(火) 岩谷勇五郎隊長以下〇〇名戎衣姿も激しく萬歳の歡呼の嵐の中に勇躍進發につく。道内巡査に來道せる本道本願寺大谷光昭法主來札。北海道地方物價委員會各專門委員の顔決定。廿七日(水) 厚生省成田勞務局長汽笛協會本道支部發會式に臨席のため來道。廿八日(木) 第二次滿洲功行發表本道から十二名の殊勳者を出す。全道方面常務委員聯合會室蘭で開催。三十日(土) 北海道工業試驗場で資源開發のため鑛床調査部を新設し國策の要望に應へることとなつた。管制を實施す。資源開發調査團の一行は午前七時月寒種羊場、真駒内種畜場を視察し九時半よりグランドホテルにて前日の説明を基礎に懇談會を開き午後から小樽の視察に向つた。本道産業組合では政府の物價對策に呼應すべく物價委員會を設置し顔觸も決定。本道地方物價委員會に於て石炭の價格實行の具體案につき協議を遂ぐ。七日(日) 本社取扱第三次軍事獻金金三萬圓を各關係當局を経て配分す。黄河以南地区の大規模戦に於て北領の關田准尉以下六十二名名譽の戦死者を發ぐ。空襲下の戦慄を眼のあたりに示す本道最初の實彈防空演習はけふ鏡海海岸に於て實施された。八日(月) 青木謙太郎氏を團長とする名古屋視察團の一行は奥地の視察を終へて來札直に札幌神社に参拜植物園、大學を見學しグランドホテルに投じたが夜は藤原銀次郎氏招待の晩餐會に臨んだ。九日(火) 本道空前の防空大演習けふから四日間互つて實施さる。各古屋視察團と地元懇談會を札幌にて開催。十日(水) アンモニア工場の敷地砂川町に決定。戦時經濟調整委員會を道廳内に設置。綿、麻、皮革、工業藥品、ゴム、金屬品等の本道標準最高價格道廳で公布即日實施さる。張鼓峰事件は重光、リトヴィノフ第三。次會談によつて戦闘行為停止の協定成立した。十一日(木) 華古聯盟自治政府發議會議長吳鶴齡氏一行は本道の農牧視察のため來道。追加綿毛、藥品、ゴム等の本道公定價格決定。皮革使用制限規則實施による製靴業者の窮狀に應み陸海軍當局より取收へず向ふ七ヶ月間に相當数の軍靴に皮革層級合はせの發註方を決定した。十二日(金) 海軍省事務局局長氏長明中將は北樺太ハ油田視察の途次來道。冬季オリンピック札幌大會勸說のため外道中の北大大野博士歸札。栗本勇之助氏を團長とする資源開發研究調査團一行は奥地の視察を終つて登別温泉に到着同夜石黒長官特使役藤原銀次郎氏、大瀧札商會頭外官長を招待して懇談會を催した。十三日(土) 樺太國境線視察中手代木代議士一行グ・ベ・ウに阻撃さる。資源開發研究調査團の一行は午前九時より二時間に亘り栗本團長自ら司令會着となり視察日程に基づき座談會を開き十一時半室蘭視察に向つた。厚生省主催の東北六縣、北海道職業課長及び國營鐵道局長會議は日本赤十字社青森支部にて開催。十四日(日) 道廳主催の開道七十周年記念講演會に出席のため瀬内相來道。本社主催第二回全道軟式野球大會は札幌神社外苑球場で開催。

一年の日記

**十五日(月)** 開道七十年記念式典を札幌神社外苑に於て挙行  
 ▼参謀總長官邸下におかれられては本十五日午後二時参内張鼓峰事件に關し上奏あそばされし際、天皇陛下より優渥なる御言葉賜はる  
 ▼張鼓峰事件に於ける我が軍の損害戦死傷八百九十八名  
 ▼全道男女青年代表大會は開道七十年記念日のゆゑ札幌神社外苑に於て開催  
 ▼記念大講演會を札幌公會堂に於て開催  
**十六日(火)** 司法省大森民事局長道輝各地視察のため來道  
 ▼横須賀で海軍合同葬を厳肅に執行、本道から一柱台祀さる  
 ▼日馬変の使命を帯びたヒツトラー・ユングント一行は本日来朝した  
**十七日(水)** 第二次論功行賞は過般發合されたが本道関係分は十名  
 ▼わが北鎮古東部隊の七勇士壯烈な戦死を遂ぐ  
 ▼資源開發研究調査團けふ歸阪  
**十八日(木)** 服務規約の改正で三等郵便局長の損害賠償責任緩和さる  
 ▼張鼓峰を正勇山と改稱するに決す、これは皇軍が正義に燃え勇戦した古戦場であることを長く記念する爲である  
 ▼張鼓峰事件の部隊長へ石黒長官謝電を發す  
**十九日(金)** 樺太廳林務課で調査中の西海岸泊船、名寄、久春内方面の山火被  
**二十日(土)** 一般に注目されてきた石油炭液化工場は全國に懸けて本道留萌町、釧路町に正式決定す  
 ▼東北六縣、新潟、本道、樺太を打つて一九とした北部刑事事務打合せ會議を道廳で開催  
 ▼全國鋼材特約店商業組合聯合會創立さる  
**廿一日(日)** 横濱司令官長官長谷川中將は山本副官を帶同し道内各地視察のため來道  
 ▼全國都市對抗卓球戦に出場の札幌市情敗  
**廿二日(月)** 政友會支部では幹部會を開き時局下に於ける道内の緊急諸問題に關して協議を遂ぐ  
 ▼本道傳病兵が間のため大島大僧正來道  
 ▼札幌地裁管内思想實務家會同を控訴院會議室にて開催す  
 ▼樺太陣境ヲ監視兵馬境  
**廿三日(火)** 曩に隔版した資源開發研究調査團はいよいよ積極的活動を開始するため同地財界を中心に同志會を設立することとなり協議會を開催す  
**廿四日(水)** 學校卒業生使用制限令に對し降格關係者職業能力申告令はけふ實施さる  
 ▼日本能率聯合會會長加茂二博、理事長波多野海軍山將、常務理事荒木東一郎各氏の來道を機に道廳では三氏を中心として本道の産業振興に關し札幌グラントホテルで座談會を開く  
**廿五日(木)** 關東、東北、北海道緊急警察部長會議内務省で開催  
 ▼全道銀行大會出席のため津島日銀副總裁來道  
 ▼第六回全道常備消防幹部會議を旭川で開催  
 ▼去る六日から本道一團に亘つて實施中の特別燈火管制はけふ日没から全部解除さる  
**廿六日(金)** 毛糸最高價格を決定けふより實施  
 ▼重大時局に鑑み本道町村長會で政務調査委員を選任  
 ▼山西省沁水縣附近の戦場で本道出身の四勇士戦死す  
 ▼全道銀行大會函館市公會堂に於て開か  
 ▼卒業生使用制限の指定學校学科けふ公布  
**廿七日(土)** 全道方面委員聯合會を室蘭にて開催  
**廿八日(日)** 臨時輸出入許可規則改正を實施す  
 ▼本道木材業組合聯合會を札幌商工會議所に於て開催し時局對應の木材對策目的達成を中合す  
**廿九日(月)** 民政各支部ではそれぞれ別個に幹部會を開き昭和十四年度豫算編成に際し協議を中合す  
 ▼内閣統計局長によれば八月の全國生計費増数は勞働者に於て本年七月より一分、前年八月より一分、前年七月より一分、前年八月より一分の増上を示してゐる  
**卅一日(水)** 中央物價委員會總會に於てトラック運賃、綿布、ゴム、毛糸、靴、洋紙等の最高價格決定さる  
 ▼根室、釧路地方のタラバ盤合會社は資本金五百萬圓に決定創立總會を札幌グラントホテルに開催し社長に藤野辰次郎氏が就任し決定、平塚常次郎、渡邊藤平の兩氏は相談役となる  
 ▼商店法施行令公布さる

# 概況・拓殖

## 地勢

### 北海

**【位置】** 本道は我が國の北部に在り、樺太島の南に位す。南は津輕海峽を隔て、本州と相對し、其の最短距離は僅かに十海里、北は宗谷海峽を挟み二十四海里を隔て、樺太島と相對し、北西遙かに海を超えて蘇聯領西比利亞と相呼應する。極東は古守島の東端東經百五十六度三十五分にして、勘察加半島に近接し、極西は渡島國大島西端にして東經百三十九度二十分、極南は渡島國小島南端にして北緯四十一度二十一分、極北は千島國阿賴皮島の北端にして北緯五十度五十七分である。かくて本道の最東端並に最北端は同時

に日本の最東端及び最北端にして、國防上並に漁業上重要な國際接觸線を爲してゐる。しかも西は日本海に面し、北はオホーツク海に臨み、東、南二方は太平洋に瀕し、本道は正に恵まれたる大鵬の雙翼の如く悠然として、其の闊闊は三大海洋に跨がつてゐる。

**【面積】** 本道は本島及び大小三十有餘の島嶼より成り、其の面積は五千七百五十五方里餘にして、總面積に於ては臺灣、樺太及び四國を併せたものに近い、尙千島を除くも東北六縣及び新潟縣を合したるものに匹敵する。

**【山脈】** 日高山脈、北見山脈及び千島火山脈が丁字形を爲して本道胴體部を構成し、其の交叉點たる中央部で最も高峻となり所謂大雪山山麓及び石狩岳其の他が一環となり、雄壯にして秀麗なる景勝地帯を生み、石狩川、十勝川及び天鹽川を始め常呂川、網走川等二千三百餘の大小河川の水源を爲してゐる。大雪山麓は旭岳を盟主として比布岳、凌雲岳、北海岳、北鎮岳、白雲岳、黒岳等十指を數へる秀峯巍然として聳立し、雲海遙かに十勝岳トムラウシ岳及び石狩岳と相呼應對峙し、深峽と碧潭がその岳麓を繞つて莊嚴と神祕の境を現出してゐる。日高山脈は摺曲山脈にして襟裳岬より十勝岳に向つて北走し、南北に連亘して峻峯峻岳多く、就中幌尻岳最も高く戸蔭別岳、札内岳、神威岳及び芽室岳等何れも二千米内外の高度を競ふてゐる。而して此の山脈は襟裳岬を南端として大分水嶺を爲し、太平洋に突出し石狩川及び十勝川支流其の他數多の中小河川等此の山脈から發し西南及び東南二方向つて太平

洋に流入してゐる。日高方面は比較的短流多く、其の流域は狭小であるが、十勝方面は大平野を展開してゐる。千島火山脈に屬する本島の山脈は知床半島より十勝岳に向つて走り、火山や湖沼、さては高原と頗る變化に富む山脈を形成し、數多の雄大な景勝地帯を展開してゐる。中でも其の代表的なるものは阿寒國立公園地帯にして、雄阿寒岳、雌阿寒岳、藻琴山、跡佐登山及び斜里岳等は之等の山々の間に介在する阿寒湖、屈斜路湖及び摩周湖と共に太古の面影を殘し、原始の香深く又神祕の景觀を恣にしてゐる。此の外知床半島には羅臼岳及び別海岳等が狭山地帯に連なつてオホーツク海に突入してゐる。此の山脈の東南方に廣大なる釧路及び根室原野並に北部には北見平野が展開してゐる。北見山脈は中央部石狩岳から西北に向ひ、天鹽及び北見の國境を走り宗谷岬に達

## 概況・拓殖



するもので、概して高山少く中央部に武華山、武利岳、屏風岳及び天鹽岳等があつて大雪山に相對し、何れも標高千七、八百米を示し、北に向ふに従ひ漸次山勢を減じ千米以下となつてゐる。以上三大山脈の外に日高及び北見兩山脈と並行縦走する夕張山脈及び天鹽山脈があり、其の間に名寄盆地、上川盆地及び富良野盆地等本道有数の沃野が相竝んでゐる。又増毛山塊は石狩平野の北部に在りて日本海岸に聳え、其の最高點は約千五百米に過ぎない。次に中西部には後志山塊あり札幌より長萬部に至る間に重疊し、著名なる温泉、湖沼及び峡谷等の景勝地が多い。此の山脈に屬する諸山には火山岩より成る山多く、現に火煙を吐きつゝある樽前山、有珠岳及び死火山たる羊蹄山等は最も有名である。羊蹄山は海拔約千九百米、美麗なる圓錐狀を呈し蝦夷富士の名風に高く、ニ

セコアンヌブリ、手稻山、札幌岳、惠庭岳及び無意根山等高山と稱し難いが有名である。而して石狩大平野は夕張山脈、増毛山塊及び後志山塊の間に擴がり北西は日本海、南方は遠く太平洋に向つて展開し豊富なる資源を藏す。尙後志山塊に續く山脈は漸次狹長なる半島部に連互し脊梁狀を爲し、概して高山少く著名なる山も少いが、近年爆發した活火山駒ヶ岳は噴火灣頭に聳え讚美せらる。

を控へてゐるが、度々大氾濫を起し附近の農耕地に災害を及ぼし無数の三日月沼を作つてゐる然し三萬圓を投じて行はれ來つた治水事業は進捗し、昭和九年八月江別町から河口迄約十二里十八丁に對する切替掘鑿事業が完成した爲直流は六里二十一丁に短縮され、尙上流部に對しても目下工事中であるから、災害の除去は期して待たれる。本河川の支流の主なるものは雨龍川、空知川、江別川及び豊平川にして、雨龍川は天鹽山脈の北部に發し、空知川は富良野盆地を貫流し、江別川は千歳川及び夕張川を合流してゐる。之等の本支流の流域面積は九百三十方里に達し、稲田、青圃相連なる本道第一の農業地をなしてゐる。天鹽川は天鹽岳にその源を發し鹽狩國境以北の平原を北流して日本海に注ぎ、其の延長七十三里餘、流域面積三百六十二方里沿岸の原野は中流以上肥沃、下

流地域は概ね寒冷卑濕である。天鹽川中洪水氾濫の被害最も大なる名寄盆地の一部に對しては治水工事が實施されてゐる。十勝川は十勝岳にその源を發し、千島火山脈に屬する諸山の南側と日高山脈の東側の水を集め、扇形の大小無数の支流を有し延長四十五里、流域五百八十五方里に及び、石狩平野に次いで廣大なる十勝平野を貫流する本道第三の大河で、南流して太平洋に注ぐ。支流の然別川の水源然別湖は神祕幽邃の仙境として知られてゐる。本河川も亦治水工事實施中で、北見、釧路國境に發する支流の利別川と本流との合流點附近の豊沃なる耕地の被害を防止せんとするものである。釧路川は屈斜路湖にその源を發し、數多支流を併せ延長三十五里餘、釧路港に注いでゐる。此の流域面積は百五十五方里に達し、治水工事の進捗と共に同地方は漸次開發の途上にある。常

呂川は本道東海岸中隨一の大河にして延長三十二里餘、東北流してオホーツク海に注ぐ。其の流域面積は百二十五方里に及び之に並行する網走川流域と共に北見原野の大部分を占め、石狩及び十勝平野に次ぐ沃野であるこの外日本海に注ぐ河川中には利別川、尻別川(後志川)、余市川、留萌川、小平藜川、羽幌川、遠別川等があり、就中尻別川の流路延長最も長く三十三里、其の流域亦長く開け利別川が之に次ぐ。オホーツク海に注ぐ以上の外の河川は湧別川、渚滑川、斜里川であり、太平洋に流入するものは鶴川及び沙流川が主なるものであり、根室灣に注ぐものは西別川、標津川及び風連川等で何れも流域は肥沃である。而して何れの河川も魚族は豊かであり、この方面からは全く恵まれてゐる。

【湖沼】 本道には湖沼が頗る多い。海岸湖としては北見の猿湖、能取湖及び網走湖、根室の風連湖及び温根沼、釧路の厚岸湖及び春採湖等が代表的なもので東北部に多い。海岸隆起と共に砂洲が河口を堰き止め、湖沼となつたものは弓形に張りつめた北見、天鹽及び十勝海岸に多く、濤沸沼、湧洞沼及び天鹽川下流の湖沼等がそれで、又苦小牧附近にも散見される。内陸平原に存在する湖沼には大きなものも、著名なるものもない。本道の山地に存在する湖沼の主なるものは皆火山湖にして、千島火山脈中には屈斜路湖、摩周湖、阿寒湖及び然別湖、後志火山には支笏湖及び洞爺湖があり又大沼、小沼及び尊榮沼も火山湖の一種であり、千島にも火山湖が多い。右の火山湖は殆どすべて景勝地として有名である。又最大なるは猿淵湖で周圍二十里を超え、最深なるものは支笏湖の千二百尺、之に次ぐものは摩周湖の約七百尺である。屈斜

路湖は周圍十四里餘、洞爺湖は十里餘である。其の他海岸湖で周圍延長の大なるものは風連湖、能取湖及び網走湖で、成因の關係から一般に深度は低い。【港灣】 本道の海岸線は總延長一千三百五十五里、千島列島の海岸線約六百三十三里を控除するも尙七百四十二里に達する。地理的に觀れば長大なる弧狀線を描く海岸が多く、彎入屈曲に乏しく且冬は結氷し風浪が強く、砂洲の流出等によつて天然の良港と稱するものは稀であるが、函館や小樽並に室蘭の如き港は、古くから良港として有名である。これらの事情に鑑み拓殖計畫では自然的條件と産業的條件を考慮して、釧路、網走、根室、稚内及び留萌の商港を修築し、現在函館、小樽、室蘭、釧路、根室及び留萌の六港が貿易港となつてゐる。この外拓殖計畫に依つて築設された漁港は太平洋沿岸では浦河及び廣尾の二港

日本海沿岸では岩内、江差、喜形、余市及び天賣の五港、オホーツク海方面では紋別港で何れも沖合漁業の根據地として資する所が大きい。尙この外沿岸漁業に對しては之等商漁港の補助施設として七十有餘の小漁港と船入淵の築設が爲されつゝありその成果は期待される。

沿革

そのかみ蝦夷地と稱せられた本道には、所謂内地からの和人が渡道するまでアイヌ人が先住してゐた。齊明天皇の御代、阿部臣比羅夫が勅を奉じて前後三回に互つて之を征討し、政所を置いて政治を試みたといふのであるが、其の後のことは詳ではない。

平安朝時代に入つてこの地から朝貢があつたが、終住者が眼立つて多くなつたのは鎌倉時代に入つてからである。即ち渡り船と稱する和人移民が、渡島半島の沿岸に占據生活してゐたのはこの頃のことである。是等は北抵内地を利を得な

概況・拓殖

つた武士か、或は商人、漁夫の巨利を求めんとして冒險して来た者達であつた。然しながらこの時代は尙先住民族の支配力が強く、慶正二年の頃和人を壓倒せんとして抗爭が行はれたが、武田信廣が勇

尤もこれは同二年五月に全く夷いだが、政府は更に聖旨を奉じて六月議定鍋島直正を蝦夷開拓督務に任じ、畏くも明治天皇には優渥なる詔書を賜はつて鍋島に任の大にして且重きを激勵遊ばされた。かくて同年七月開拓使が設置されて北門防衛竝に北方經營の端緒が開かれた

設を計り、四年開拓使廳を札幌に置き、札幌は初めて全道行政の中心地となつた。その後大野村外十五箇村に一級町村制を實施し、又翌三十四年に至り北海道會法及び北海道地方會法を、同三十五年には石狩町外五町及び札幌村外十五箇村に二級町村制を實施し、又此の年初めて

右の如く駁々乎として進む本道の開發を更に躍進せしむべく昭和二年度より第二期拓殖計畫が樹立され、その實績亦年と共に結ばれつゝあるのである。昭和十一年秋本道開拓以來初めて陸軍特別大演習の御盛事がとり行はせられ同時に地方行幸あらせられ、親しく拓殖の實情を體せられたことは寔に畏れ多い極みである。就中本道拓殖に關して深く大御心を用ひさせ給へる今上陛下には、十月七日北海道廳に行幸の砌、畏くも本道開拓御獎勵の厚き御恩召により特に

御下賜金の御沙汰を辱うし、更に函館市より御召艦に乗御御退道に際しては、北海道廳長官に本道拓殖に關して優渥なる御詔を賜はり、三百萬道民の光榮と感激は永遠に肝に銘ぜられたのである。昭和十三年、開拓七十年記念日を八月十五日道民は壽いだのであるが、顧みれば草昧の昔より今は人口三百萬を越え、耕地百萬町歩に達し、總生産額亦七億一千万圓に達す。而も尙資源や豊富、天恵の物資は非常時日本に役立つべく、本道の將來は豊かにも遙けく開けてゐるのである。

人口

昭和十年第四回國勢調査の結果に依れば三百六萬八千二百八十二人に達してゐるが、之を昭和五年の第三回國勢調査に比較すれば、五箇年間に於て二十五萬五千九百四十七人の増加にして、且内閣統計局推計昭和十二

概況・拓殖

年の人口は三百七十七萬四千八百人で、昭和十年に於ける國勢調査の結果に比して、十萬六千餘人を増加してゐる。本道人口の増加は自然増加と移民來住との差増に依るもので、最近十箇年に於ける人口増加率の年平均は〇・〇二四である。拓殖の促進と我が國人口政策との關係から見て、移民の増加を圖り、本道人口の充實を期することは現下の急務である。

Table with columns: 年次, 現在人口, 均人口, 一戸人口. Rows include 明治, 大正, 昭和 years with corresponding population data.

昭和五年、大正九年、十四年、昭和五年、十年、十二年は十月一日現在とす。【出生と死亡】内閣統計局の調査では昭和十一年に於ける本道の出生十萬三千三百一十一人、死亡五萬五千七百七十七人で、人口千人に付き前者は三十三人〇九、内地の總平均二十九人九二に對し三人一七の超過で、其の比率は全國中第九位であり、後者は十六人三九で、内地總平均十七人五一に比し一人一二低く、其の比率は極めて下位に在り。この事情は本道が氣候風土共に生活に適することを證明してゐる。

Table with columns: 昭和, 大正, 明治 years and population statistics. Includes data for birth, death, and population density.

均一方里當千六百十人に比較すると僅かにその三割七分を容れるに過ぎず、更に全國中最も稀薄な岩手縣の一方里當千五百九人に比較しても尙その五割六分に過ぎない。之より推察するも、尙本道の拓殖の洋々たる餘地を想像することが出来る。【僑土人】アイヌと呼ばれる僑土人は之を本島固有のアイヌ族と色丹土人(明治八年北千島と樺太交換の際我が國に歸化する占守島在住のクリル族)に分け得る。之等僑土人の趨勢を人口から見れば明治五年以降同三十一年に於ける人口は其の間多少の増減があるとしても大體停滞状態で、同三十二年以來其の出生と死亡を比較すると、毎年三百人乃至三百五十人の増加を續けてゐる。最近の調査に依ると、内地人で僑土人の養子女若しくは婚、妻となつた者が一千八百八十一人、僑土人にして内地人の養子女若しくは婚、妻となりたる者八百九十八人に達し、歳と共に其の混血の數を増加しつゝある。最近の統計によれば、昭和十一年末人口一萬六千五百七十九人、出生五百七十一人、死亡四百七十七人、其の千分率は前者三十五人後者二十九人、差引六人の自然増加で、總數に於て前年より百三十人を増加してゐる。尙之が分布を示せば次の如くである。(其の他各地に散在す)

Table with columns: 日高, 十勝, 釧路, 國. Rows list population counts for various regions.

### 拓殖史概要

北方原始の野に鉄を下し、人口を移植する所謂本道の拓地殖民を企てた最初の事業は、遠く天文年間松前氏が蝦夷を平定した事實の中に見出されるが、概して言へば徳川幕府直轄時代には未だ局部的に土地を拓き、極めて少数の人民が移住したに過ぎず、拓殖業績として特に見るべきものはなかつた。

#### 開拓使の設置

明治維新の大業成り蝦夷開拓の期議決し、明治二年六月四日鍋島直正蝦夷開拓使に任ぜられ、續いて七月開拓使が設置され、更に八月十五日蝦夷地を改めて北海道と稱し、開拓使長官東久世通暲商館に於て事務を處理するに及び、初めて全道的に組織のある拓殖事業の經營がその緒に著いた。即ち開拓使が設置されるに及び、拓殖並に行政の施設經營費として本道の歳入を支出に充てる外、當初五箇年間は歳額十三萬兩及び定額米九千石を阿庫より支出し、これによつて拓殖事業の全道的經營が計画的に行はれた。不

幸にしてこの計畫は當時の本道歳入の僅少から豫定の實現を擧げ得ず、次の開拓使十年計畫を誕生せしめることとなつたが、しかし精神的に北方の門戸を開き全道的に生産と文化の發展を企圖した明治新政府の志願たる意志と、將來性が窺はれるものであつた。

#### 十年計畫樹立

明治五年雄大な規模の下に、當時の情勢にあつては全く劃期的な開拓使十年計畫が樹立されたが、この計畫は開拓使の廢止されるまでよくその内容を實現し官有地の拂下と農業移民の保護を始とし要路を開いて海陸の運輸を圖り、鑛山を開坑して資源の開發に資し、各種工場を先づ官營して事業の勃興を促し、文化の流入を期して郵便、電信を開設し、或は屯田の設置に、又學校の創設に將又農業水産業の獎勵に全機能を擧げて實績を如實に表した。勿論かゝる大事業の進行には莫大な費用が加へられた事も亦至極當然で、國費の豫定十箇年間に一千万圓を云ふまでもなく、當時漸増の之が使途に消へるに地方稅收入を充てて之が使途に消へる開拓創業費として兌換券二百五十萬圓を發行し、外に大藏省より百五十萬圓の貸付を受け、明治十年に至つては更に起業公債の内より百五十萬圓の分與を受けて幌内炭山の開坑並に岩内炭礦の改良が企てられたのであつた。

#### 三縣一局時代

かくてこの劃期的積極策はその終期明治十五年に一段落を告げたのであるが、同時に拓殖に功績著き開拓使も廢止され本道拓殖事業の第一次濫漚期三縣一局時代が現れた。即ち本道は函館、札幌、根室三縣に區分され、一般行政はこの三縣に於て管掌し、別に拓殖を主目的とする殖民並に山林等の事務は農商務省中に置かれた北海道事業管理局に於て管理せられた。かゝる行政分掌機構が何時の日にも露呈する所謂無統制無連絡の弊はこの時免れ得ず、殊に曠野の積極的政策の後継として民心も亦その歸趨に迷ひ、結局前計畫を無批判に踏襲するに止まつた然しか、る政策の推移は當時の國內事情の直接の反映でもあつて、維新の宏願があまりにも豪華に展げ、民心は新制度の浮動に應じて非常な發展を旨とした結果未開の寶庫北門の鎖鑰が意想外に叩かれたのであつたが、それは當然に平靜に歸すべき時機の到來を有してゐたのである國內に於ける廢藩置縣の機運と立憲制の確立を叫ぶ新なる聲は、鹽田兵の刀槍を勤儉に變へ、官營の事業を民間に敷衍する方向を辿つたのであつた。

#### 北海道廳成立

かくて一旦濫漚を見た本道の拓殖は、平靜に還つた新情勢に對照して設置され

た北海道廳の統一機構によつて本格的な第二の發展段階に到達した。開拓當初極めて必要とされた移民保護のための直接保護方針は、自發的な民力に依頼する間接助長の方針に移り、開拓使によつて手廣く始められた事業は一應整理されて、鐵道、道路等の土木事業を除く殆どすべての事業は漸次民間に拂下けられることとなつた。かくて相對的官儲依存の風から次第に脱却し、自治の氣風を伸張せしめ、殊に明治二十五年以來土地處分の方法が無償付與の制度となるに及んで資本と勞力の移民は漸増し、徐々に本道住民の定着性が強められた。

#### 自治行政確立

而して國內に横溢せる自由民權の思想はこの島にも押し寄せ、明治三十四年樹立の北海道十年計畫は、またかゝる新情勢に照應するかの如く自治行政の確立を樞軸として編成されたのである。この計畫は既に一方の會計を獨立するまでに生長した地方費と、基礎事業を擔當する國費に全經費が二分され、地方費に關しては更に自治制を起して道令法を定め、地方稅その他の稅外收入に國庫の補助金を加へて自治經營を行ふ事とし、國費に關しては更にこれを拓殖費と行政費に分ち、拓殖費は爾後十年間に施行すべき道路の築造、港灣の修築、航路の補助農事試験場の經營、河川及び港灣の調査、驛

概及び渡船に關する施設に國民に關する諸般の經營に當り、その經費總額二千六十一萬一千四百十二圓を豫定し、行政費は遺贈の普通行政事務に要する經費とした。

#### 日露戰役起る

然るに時世は借りに本計畫の實施年限を與へず、計畫實施數年にして日露の戰役勃發し、現在と相似たる戰時財政の編成料に遭ひ、九年間に支出せる額は豫定額の半額に過ぎず、拓殖の第二次濫漚期の到來を見たのである。然し第一次の濫漚期に比し既に一應の民力涵養を遂げた本道では、この對策として四十一年度より國有林の處理並に未開地處分法の改正を敢行し、國有林の合理的經營によつて收入の可及的增加を圖り、未開地の無償付與制を改めて賣拂制に換へ、その收入を併せて本道港灣の修築計畫を定め、同年度豫算に於て小樽港修築工事、翌年度豫算に於て別路港修築工事に著手した。十年計畫は右の如く多難なる濫漚に終始したが、當時の人口は尙百五十萬八千餘に過ぎず、戦後産業發展の勢に伴ふ資源の開發並に國內人口、食糧問題の急務に應じて、遂て本道に一新紀元を劃する第一期北海道拓殖計畫が堂々と樹立されたのである。

#### 第一期拓計

#### 概況・拓殖

第一期拓殖計畫の概要は明治四十三年

度以降十五箇年に政府の支出する金額を總額七千萬圓と定め、本道に於ける稅務機關、官營、官費及び遺贈の五官所管に關する國庫歳入の自然増収(四十三年度歳入豫算に五十萬圓を加算したる千二百五十二萬四千四百四圓に對する累年増加)と毎年度政府支出定額二百五十萬圓を以て之に充て、之を以て殖民、産業、道路、橋梁、土地改良、河川及び港灣修築等の諸事業を行ふ事とした。其の後大正六年度以降の計畫改訂に當つて新に本道の資源を開發する、或は本道事業を營む道外法人の道内事業に對する所得稅及び營業稅額を拓殖費の財源に加へ、同時に道内法人の道外事業に對する所得稅に營業稅額を控除する方針を期した。この大正六年計畫改訂は明治四十三年度から大正五年年度までの七箇年間自然増加額が極めて寡かつた爲、年額は僅かに二百五十萬圓乃至二百九十萬圓を支出するに止まり計畫の豫想は大きく裏切られたために行行年限を二箇年延長して十七箇年に改めたのであるが、翌七年度には森林費を拓殖費に編入して總額を七千六百二十萬圓とし、翌八年度には物價の昂騰、増修事業擴張等に基づく千三百二十萬圓を増加して總額を八千九百四十五萬圓に達せしめた。

#### 歐洲大戰の影響

かくて可及的財源の増加を企圖せる諸方途が、測らざる歐洲大戰の影響から逆に財源の莫大なる餘剩を導くこととなり大正九年度に至つては寧ろこの好況の波に乗る巨額の財源餘剩を利用して、拓殖費の總額を限定せず累次事業の擴大を行ふこととし、同年度の拓殖費の如き一大飛躍を遂げて千四百六十九萬六千四百圓に達し、更に同年度に於て物價騰貴及び増修、事業擴張に基づく經費として六千七百餘萬圓を拓殖費總額に増加して爾後十箇年間の漸次擴張を期し、これに續く十年十一年も亦増加を見せた。しかし歐洲戰亂の補した好況が一度地に覆ふやその反動期は速かに訪れ、大正十二年度以降三箇年は行政及び財政整理のため既定額の繰延を行はねばならなかつた。しかも尙一方に米價の昂騰に誘はれた水田開發の物價等のため尙事業の擴張を行ふものもあり、昭和元年までの總額は二億一千四百餘萬圓に改訂せられて、本道拓殖事業はその重要性を倍加したのである。第一期拓殖計畫は右の如く本道には偶然的な歐洲大戰に幸せられて著しき効果を収めたが、同時にそれは農本殊に米作を主とする初期計畫の中に新なる商工、鑛の近代産業を振興せしめ、計畫自體の内部に於ける各種産業の均衡が漸く浮動し始める萌芽を結果せしめた。この産業間の拓殖計畫中に於ける地位の浮動が、續く第二期拓殖計畫改訂の機運をも

#### 第二期拓計

さて現行第二期拓計は昭和二年年度以降二十箇年に亘り總額九億六千三百三十餘萬圓を支出して、本道拓殖事業の特殊經營に結末をつけんとする最後の計畫として樹立されたものである。然るに第一期拓計の終り頃既に萌した不況の嵐はこの計畫の最初から極めて明瞭に現れ、昭和三、四の兩年は辛うじて一般財源の補填を以て難をのがれたが、翌五年並に六年は引續く物價低落、國庫歳入の減少から従つて拓殖費年額も縮少を餘儀なくされ、次いで七年には政府の極端なる財政緊縮方針も加はつて、計畫實施以來の最低額二千四百八十八萬八千四百圓といふ拓殖費豫算の額を見るに至つた。尤も同年度は年度半に於て農山漁村振興費五百六萬三千八百三十一圓を追加計上するを得たが、拓殖費財源は尙疲弊を續け八年度は九百七十六萬九千餘圓を得るに過ぎず、辛うじて一般財源の補填と農山漁村振興事業費既定割分並に同事業追加豫算等の合計を得て二千八百九十萬餘圓を得たる状態であつた。右の如き財源の減は勿論一般的に不況に背景せられて



### 文部大臣更迭

安井文相は近衛内閣強化のため自發的に辭意を表明したので近衛首相は之を受理し後任文相に宮内省宗秩寮總裁木戸幸一侯を奏薦、昭和十二年十月二十二日親任式を行はせられた。

從三位勳三等侯爵 木戸 幸一  
任文部大臣  
文部大臣 安井 英二  
依願免本官

### 企畫審議會設置

企畫院の設置に伴ひ廢止或はその任務を之に引きつがれることとなつてゐた中央經濟會議、資源審議會、臨時物價對策委員會を融合した形態の下に官民各方面の權威約三十名を網羅し、平、戦時に於ける綜合國力の擴充運用に關する重要案件の審議並に諮問應答を目的とする企畫審議會は昭和十三年二月十九日付公布せられた。尙同審議會は内閣總理大臣の監督に屬してゐる。總裁に近衛首相、副總裁は

總企畫院總裁である。

### 内閣情報部設置

政府は時局の重大性に鑑み現在内閣に屬する情報委員會を改組し積極的にその機能を發揮せしめるため、昭和十二年九月二十一日の閣議に於て情報委員會官制改正の件を決定、二十五日情報部官制を公布、委員を發令した。尙内閣情報部は内閣總理大臣の管理に屬し、

(一)國策遂行の基礎たる情報に關する各廳事務の連絡調整、(二)内外報道に關する各廳事務の連絡調整、(三)各官報に關する各廳事務の連絡調整、(四)各官報に關する情報蒐集、報道及び發信宣傳等に關する事務を掌るもので將來官報省に發展すべきものであるといはれてゐる。

### 厚生省の創設

近衛内閣の革新政策の顯現として多大の期待をかけられて生まれた厚生省は國民保健及び社會施設の萬全を期すべく、昭和十三年一月十一日厚生省並に保險院官制が公布されたが、右の任務遂行のため大臣官房の外左

の五局一院を以て構成されてゐる(括弧内は司掌事務)

一、總務局(事務、力向上の施設、力向上の施設、力向上の施設)

二、衛生局(衛生、衛生、衛生、衛生)

三、労働局(労働、労働、労働、労働)

四、社会福利施設、救護及救養、軍事扶助、母子及児童の保護、其の他社會事業、職業の紹介其の他勞務の需給に關する事項)

五、保險院(人事、文書及會計、保險数理、社會保險及簡易生命保險の制度の企畫並に地保健康施設の企畫及統制に關する事項、其の他他の主管に屬せざる事項)

六、社會保險局(健康保險、労働者災害扶助責任保險其の他社會保險に關する事項)

七、簡易保險局(簡易生命保險及郵便年金に關する事項)

厚生大臣には文部大臣木戸幸一侯が兼

### 重大御前會議

南京攻略後の新段階に應じ昭和十三年一月六日、首相、陸相、海相、外相の四相會議が開かれ對支問題重要協議がなされた。續いて一月九日政府大本營の連絡會議、臨時閣議、參議會同、同日の臨時閣議を経て、愈々一月十一日重大御前會議を宮中表御座所に於て嚴かに開かれた。

大木等  
閣院、伏見兩幕僚長宮殿下、多田參謀次長、古賀軍令部次長

政府側  
近衛首相、廣田外相、杉山陸相、米内海相、末次内相、野原藏相

特旨を以て  
平沼樞府議長

等參列、風見書記官長、町尻陸軍、井上海軍兩軍務局長は別室に控へた。

陛下には陸軍用式の御軍裝にて諸員最敬禮裡に御親臨、近衛首相から廣田外相をして對支國

策に關する閣議決定案の内容を説明せしめる旨を發言した。仍つて外相は右決議案に關し謹んで詳細に御説明申し上げ更に參列諸員から所管事項の發言をなし之に對し兩幕僚長宮殿下には御贊成の御發言遊ばされ、次いで平沼樞府議長も贊意を表し、終つて天皇陛下には有難き御言葉賜ひ茲に帝國の對支不動の根本方針が決定せられ、陛下には御機謙麗しく入御遊ばされた。

右帝國政府の對支不動の根本方針は一月十六日正午、中外に向つて發表された。

帝國政府は南京攻略後尙支那國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及べり、然るに國民政府は帝國の眞意を解せず、漫りに抗戰を策し内民人塗炭の苦しみを蒙せ外東亞全局の和平を顧みず所なし、仍つて帝國政府は尙國民政府を對手とせず、新興支那政權の成立發展を期待し是と兩國間交を調整して更生新支那の建設に協力せんとす、元より帝國が支那の領土及び主權に在支列國の權益を尊重する方針には毫もかはる所なし

本や東亞和平に對する帝國の責任愈々重し、政府は國民が此の重大なる任務遂行のため一層の發奮を希望して止まず。

### 大本營令公布

支那事變の戦局の發展に伴ひ帝國としては長期作戦の覺悟を以て本格的に武力を行使することが必要となつたので、明治四十年に制定された軍令に依り純粹の統帥に基づいた大本營を設置することに決定した。したがつて明治三十六年に公布になつた勅令第二百九十九號戰時大本營條例は廢止となつた。十一月十七日大本營令(軍令第一號)の制定を見、同日大本營は宮中に設置された。

而して大本營と内閣との連絡協調は政、戦兩略の一元化を期する上から特に緊密なるを要するを以て、陸、海軍大臣がこれに當る外、首相も常時參畫し、尙大本營幕僚長と關係關係とは必要に應じ隨時隔意なき意見の交換を行ふことになつた。

### 大本營令

第一條 天皇の大御下に最高の統帥部を置き之を大本營と稱す、大本營は戰時又は事變に際し必要に應じ之を置く

第二條 參謀總長及び軍令部總長は各其の幕僚に長として輔弼の職務に奉仕し作戦を策畫し終局の目的に達し陸海兩軍の協同を圖るを任す

第三條 大本營の編制及び勤務は別に之を定む

### 傷兵保護院の新設

厚生省では、傷兵軍人の保護對策に萬全を期す爲、大規模の審議委員會を設け同時に委員幹事を任命し第一回總會は昭和十三年一月十七日開會し、一月二十七日の第二回總會で特別委員會の原案を滿場一致可決し、傷兵保護院が厚生省の外局(當初は帝國傷兵保護院法なる特別法として今議會に提出される筈であつたが、その組織に先例なし等の理由で大藏省側の反對があつた爲)として新設されることとなり、昭和十三年四月十八日勅令第二百五十八號を以て官制公布即日施行せられた。同時に

傷兵保護院總裁(陸軍大將本庄繁)、同副總裁(岡田文秀)以下の人事が發令された。尙其の構成事務管掌左の如くである。

○總裁官房(總裁室)

○計畫局(計畫課) 傷兵軍人保護事業の企畫調査、傷兵院法の施行、傷兵軍人保護施設の監理、傷兵軍人保護團體の助成監督、身上相談、他の局課の主管に屬せざる保護事業に關する事項

(指導課) 傷兵軍人の指導教化、傷兵軍人の優遇表彰、一般國民の教化、青英助成に關する事項(工藝課) 資給に關する事項

○業務局(業務課) 雇傭制度、職業指導、作業設備及び作業方法の改善、介護器具、他の課の主管に屬せざる事項(指導課) 職業再教育、職業再訓練、義肢及び作業補助具に關する事項

### 國民貯蓄増加運動

第七十三議會は八十數億の尭大豫算を可決し、長期戦の影響は國民生活の全領域に浸潤することとなつた。茲に於て政府は總動員運動を精神的方面から物質的方面へ擴大し、國民貯蓄増加運動を起すこととなり、先づ

昭和十三年三月二十四日大蔵省内に貯蓄獎勵準備委員會を設置して準備を進めた結果、百萬圓の經費を以て同省内に國民貯蓄獎勵局を設置する事となり四月十九日官制公布を見た。

同日政府が貴衆兩院代表に試みた獎勵方針によれば、國民貯蓄の増加は國債消化と生産力擴充の爲絕對必要であり今後一ケ年間に大體八十億圓の貯蓄を行ふことは、國民全體としては從來程度の消費をつゞけても國民各個人として事變による増加所得の全部を貯蓄し、そのないものも生計に應じ相當程度を貯蓄すれば可能でもあり必要でもある。貯蓄獎勵と選擇的消費節約との混同は避けねばならぬ。政府の實行方針は、中央地方を通じ統一ある組織の下に、全國に亘り一大國民運動として行ふ。第一規模として銀行、會計、工場等企業主體又は職業を單位とし或は官廳を單位とし或は青年團、婦人會其他の團體を單位とする貯蓄組合を構成、俸給、給與、賞與等の支持に當り其の一部を天引して貯蓄せしめ又は毎日收入の一部を貯蓄せしめる。

勸運動は具體的に強行されることとなつた。

上海方面最高指揮官の更迭

昭和十三年二月二十三日上海方面最高指揮官松井石根大將、軍司令官朝香中將宮殿下、杭州灣上陸軍司令官柳川中將は交代歸還を命ぜられ、陸軍大將畑俊六氏があらたに同方面最高指揮官に親補された。

臨時議會の召集

第七十二臨時議會は今次事變の重大につれ事變追加豫算並に戰時統制經濟立法の協賛を求められた。會期は五日間に過ぎなかつたが臨時軍事費特別會計豫算二十億二千二百萬圓を始め、軍需工業動員法の適用に關する法律案、臨時資金調整法案、外國爲替管理法中改正法律案、輸出入品等に關する臨時措置の法律案等十一件の重要法律案が成立した。又貴衆兩院共に皇軍將兵に對する感謝決議を満場一致可決した。

第七十三議會召集

第七十三議會は支那事變と云ふ歴史的背景の下に、本格的な戰時議會として、昭和十二年十二月二十四日召集された。昭和十三年一月二十二日再開、八十億を超える大豫算と多數の法案を可決し會期一日を延長して三月二十六日を以て終了、翌二十七日閉院式が行はれて閉幕した。

内閣改造の斷行

近衛内閣は舉國一致、國內相剋擦解消を標榜して成立したのであるが、豫期せざる支那事變の勃發に遇ひ、戰局の進展につれ閣内の内面的矛盾を暴露して來た。首相は一時總辭職を決意した程であつたが沈思默考の結果、時局擔當の決意を固めて内閣改造に着手、昭和十三年五月二十六日徐州陥落を機として戰争目的遂行上最も重要な地位を占める外務、大蔵、商工、文部の四相を交迭して内閣の中樞

を強化した。續いて現地より歸還の爲遅れて六月三日陸相の交代が行はれ、新陸相に板垣征四郎中將が任ぜられ、更に六月二十四日大谷拓相を北支開發會社總裁に轉出せしめ拓相は宇垣外相の兼任とした。宇垣氏の外務拓務兼任により財政經濟政策及び外政の一元化を企圖し、池田氏の大蔵、商工兩相兼任により今後首相が國務大臣の行政長官化を排し首相を中心とする重要關係が戰時少數内閣によつて強力な諸政策を果敢に遂行して行く意圖の發現せるものとして極めて重視された。

- 陸軍大將從二位勳一等功四級 宇垣 一成
任外務大臣 從五位 池田 成彬
任大蔵大臣兼商工大臣 陸軍大將正二位勳一等功四級男爵 荒木 貞夫
任文部大臣 文部大臣兼厚生大臣 正三位勳二等侯爵 木戸 幸一
免本官

國家總動員法發動

戰時體制下に於ける軍需工業能率を増進し、軍需資材の供給を確保するため政府は昭和十三年六月二十八日の閣議で「軍需品生産上必要な勞務對策要綱」を決定、これが實施に關し國家總動員法「第六條（勞務者履備其他勞働條件に關する規定）」に於て企畫院其他關係各省

- 專任厚生大臣 陸軍中將從四位勳一等功三級 板垣 征四郎
任陸軍大臣 兼對滿事務局長 外務大臣正二位勳一等功四級 宇垣 一成
兼任拓務大臣 外務大臣 廣田 弘毅
大蔵大臣 賀屋 興宣
商工大臣 吉野 信次
陸軍大臣兼對滿事務局長 杉山 元
拓務大臣 大谷 幸由
依願免本官（各通）

と連絡の上必要な勅令其他の手續準備を進め、準備の完了次第第可及的速かに國家總動員審議會の議に附してこれが實施を圖ることになつた。なほ同法第二十二條（技能者養成に關する規定）發動の可否に關しても研究中である。

軍需品生産上必要な對策要綱

- 一、工業技術者（工業及び職業に關する大學、專門學校及び中等學校の卒業生）に關する措置
(一) 新規學校卒業生の就職を左記に依り國家に於て規制すること
1 新規學校卒業生の履備について は許可制度を設け毎年履備主に履備許可數を配當すること、此の場合履備條件の適正化に付考慮すること
2 主務廳は厚生省とし關係各廳と密接に協議するため委員會を設くること
3 内外地滿支間の配當は企畫院之を行ふこと

本道の行政

本道の行政は明治二年開拓使を置き、而して開拓使の廢止と同時に特殊政務を中央諸官省の直轄と爲し、即ち同十五年の所謂三縣一局時代には、殖民及び山林等主として拓殖を目的とする事務は總べて之を農商務省に移し、翌年更に同省に北海道事業管理局を置いて之を統一管理せしむることとした。同十九年三縣一局を廢して北海道廳を置き、次いで三十年北海道廳官制の改正を見、既設郡役所を廢して新に十八支廳を設けた。

地方費法の實施によつて、北海道も亦一の地方公共團體となり其の議決機關として北海道會を有するに至つたのである。更に大正十一年四月法律第五十八號を以て前記二法に改正を加へて道參事會設置せられ、府縣と略同様な組織となるに至つた。

又市町村にありては開拓使設置後移民陸續として來道し、諸方に新村を開いたが、明治五年戸長役場を置くまでは舊村と共に維新前の舊制度に則り自治に當らしめた。爾來町村数は漸次増加し、開拓使廢止の明治十五年には百四十二町、五百四十四箇村の多きに達した。

而して同十九年の廢縣置廳に當り官制の大變革ありたるも自治行政に於ては大體開拓使當時と大差なく、三十二年に至つて札幌、函館、小樽に區制を、次いで翌三十三年に至り龜田郡大野村外十五箇村に一級町村制を施行したるを以て本道に於ける

自治制施行の嚆矢とする。尙町村の財力及び發達の程度が未だ一級町村制を施行するに適せざる町村に對しては、三十五年二月北海道二級町村制の制定により同四月札幌村外六十一箇町村に對しては舊制に依り依然戸長役場を存したが、拓殖の進展に伴ひ一、二級町村制を施行するもの漸次其の數を増した。更に大正十一年八月、札幌外五區に市制實施せられ、翌十二年戸長役場を全廢し、降つて昭和二年一、二級町村制にも改正を加へ、

而して同十九年の廢縣置廳に當り官制の大變革ありたるも自治行政に於ては大體開拓使當時と大差なく、三十二年に至つて札幌、函館、小樽に區制を、次いで翌三十三年に至り龜田郡大野村外十五箇村に一級町村制を施行したるを以て本道に於ける

一、行政機關

現行北海道官制に依れば北海道廳は普通地方官廳で長官の地位及び權限は殆ど府縣知事と同じである。即ち長官は内務大臣の指揮監督を受け、且道内に於ける

る各省の主務に付いては各省大臣の指揮監督を受けて法律命令を執行し、北海道の拓殖民の事務及び内部の行政事務を總理するもので、道内事務に就いては其の職權又は特別の委任に依り管内一般又は其の一部に總令を發し得るものである。道廳には長官官房の外總務、學務、警察、土木、警察の五部を置くこと亦他府縣と同様であるが、更に拓殖部を置き、各部長が長官の命を受けて其の所管事務を分掌してゐる。

北海道廳組織一覽表

【長官官房】秘書課、文書課【總務部】人事課、庶務課、統計課、地方課、會計課、拓殖計畫課、自治講習所【學務部】學務課、社會教育課、社會兵事課、社會課、職業課、大沼學院、行啓記念北海道廳立圖書館【經濟部】農產課、畜產課、經濟更生課、水産課、商工課、産業組合講習所、農産物検査所及び同支所【十一箇所】、農事試験場及び同支所【五箇所】、農事試験場【九箇所】、工業試験場、水産試験場及び同支所【三箇所】、水産物検査所及び同支所【十五箇所】、牛酪検査所、北海道廳物産展覧事務所【三箇所】、土木部【總務課、河川課、港灣課、土地改良課、土木事務所【八箇所】、治水事務所【二箇

所】、築港事務所【八箇所】、都市計畫地方委員會、北海道廳出張所【函館市復興事務所【一】、拓殖部、殖民課、林務課、地方林課、林業試験場、營林講習所【十九箇所】、森林事務所【十三箇所】、林産物検査所及び同支所【十八箇所】、拓殖講習場【四箇所】、移民案内所【三箇所】、警察部、警務課、警務指導室、情報課、特別高等警課、外事課、保安課、刑事課、建築工場課、衛生課、健康保險課、警察署【五十九箇所】、水上警察署【三箇所】、警察講習所、健康保險出張所【三箇所】、函館臨時海港檢疫所、治療院【十箇所】

口、支廳  
本道を十四の地域に區分し、夫々北海道廳支廳を置いてゐるが、支廳長は長官の補助官であり、長官の指揮監督を受けて法律命令を執行し、委任の範圍に於ては自ら支廳令を發し得るもので、各部門の行政事務を掌理すると共に町村長を指揮監督するものである。  
支廳の名稱、位置、管轄區域は次の通りである。  
【石狩支廳】(札幌市)札幌市、千歲郡、石狩郡、厚田郡、清谷郡  
【渡島支廳】(函館市)函館市、上磯郡、松前郡、茅部郡、山越郡  
【檜山支廳】(江差町)檜山郡、衛志郡、久遠郡、太櫛郡、瀬棚郡、奥尻郡  
【後志支廳】(倶知安町)虻田郡の一部、余市郡、小樽郡、高島郡、忍路郡、古平郡

北海道首腦部一覽

昭和十三年九月現在  
長官(正四動三)石黒英彦 △總務部長(正五動四)留岡幸男 △土木部長(從四動三)中村忠充 △經濟部長(正五動五)渡山信一郎 △警察部長(正五動五)土肥米之 △學務部長(從五動六)高江武邦 △拓殖部長(正六)青柳秀夫 △總務課長(從七動八)吉野直行 △文書課長(從八)川西輝昌 △庶務課長(人事課長事務官(從六)大塚兼紀 △統計課長(地方統計主任(從六)六)内藤泰三 △地方課長(事務官(正七)藤原政二郎 △會計課長(事務官(正七)北村典松 △拓殖計畫課長(事務官(正七)大瀧芳雄 △社會課長(事務官(正七)山田三義 △社會教育課長(事務官(正七)西家直△幸前伸 △職業課長(事務官(從七)西家直△農產課長(從四動四)栗田泰 △畜產課長(從五動五)半田芳男 △水産課長(從五動五)半田芳男 △經濟更生課長(事務官(從六)喜多修吉 △調整課長(事務官(從六)喜多修吉 △調整課長(事務官(從六)喜多修吉

郡、美園郡、積丹郡、古平郡、岩内郡、磯谷郡、秋葉郡、壽都郡、島牧郡  
【空知支廳】(岩見澤町)空知郡の一部、夕張郡、樺戸郡、雨竜郡  
【上川支廳】(旭川市)石狩國中川郡、空知郡の一部、勇拂郡の一部、天鹽國中川郡、天鹽國中川郡  
【留萌支廳】(留萌町)留萌郡、増毛郡、古平郡、天鹽郡  
【宗谷支廳】(稚内町)宗谷郡、枝幸郡、利尻郡、禮文郡  
【網走支廳】(網走町)網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡  
【釧路支廳】(室蘭市)幌別郡、有珠郡、虻田郡の一部、白老郡、勇拂郡(一村を除く大部分)  
【日高支廳】(浦河町)浦河郡、樺根郡、幌泉郡、三石郡、静内郡、新冠郡、沙流郡  
【十勝支廳】(帯廣市)河西郡、十勝國中川郡、河東郡、十勝國中川郡、十勝郡、川部郡、河西郡、十勝國中川郡、十勝郡、厚岸郡、阿寒郡、白糠郡、足寄郡  
【根室支廳】(根室町)根室郡、花咲郡、野付郡、標津郡、日梨郡、國後郡、色丹郡、檜穂郡、紗那郡、琴取郡、得撫郡、新知郡、占守郡

一局時代、道廳時代となるに従つて特殊の政務は漸次分離して中央官廳の直轄に歸し、例へば官内省關係に在りては新冠御料牧場は明治二十一年主馬寮に、裁判及び刑務に關するものは同三十六年司法省に、札幌農學校は同二十七年文部省に、鐵道は開拓使廢止の際工部省に、港務事務は同十六年農商務省に發管し、爾來年と共に組織は複雑化し新設又は擴張されたものも多く、現在に於ける特設機關は次の通りである。  
▲官内省所屬(帝室林野局札幌支局、同旭川支局、新冠御料牧場) ▲鐵道省所屬(札幌鐵道局、北海道建設事務所) ▲大藏省所屬(札幌稅務監督局、函館稅關、札幌地方專賣局、預金部資金局札幌支局) ▲陸軍省所屬(第七師團、旭川憲兵隊、軍馬補充部釧路、十勝及び川上支隊、糧秣廠札幌派出所) ▲司法省所屬(札幌控訴院、札幌、函館、旭川、釧路各地方裁判所、其の他利務所) ▲文部省所屬(北海道帝國大學、小樽高等商業學校、函館高等水産學校) ▲農林省所屬(月寒種羊場、日高種馬牧場、十勝、根室、北見及び遊佐種馬所) ▲通信省所屬(札幌電信局、小樽貯金支局、函館地方海關審判所) ▲商工省所屬(札幌山手監査局)

二、自治機關

イ、道會  
本道は未だ拓殖の途上に在り、且地域廣闊なる爲に、地方自治に於ても府縣制

と稍異なるものあるは既述の通りであるが、北海道會法及び北海道地方費法の制定に依つて自治體及び其の組織が與へられ、府縣と同様な組織及び權限を有してゐる。而して道參事會は十二人を以て組織し、職務權限は府縣參事會と異なる處なく、道會議員數は當初二十五人であつたが、人口の増加に伴ひ昭和十一年には六十五人に増加した。而して普通選挙法實施に伴ひ、昭和十一年未現在選挙有権者は五十四萬四千六百八十二人といふ多數に達し、一議員當平均八千二百五十二人の有権者を占むる割合である。  
ロ、市町村  
本道には一般町村制が施行されず、特別法たる一級町村制と二級町村制が施行されてゐるのである。一級町村制は府縣の町村制と同様であるが、二級町村制は本道獨特の制度であつて、財政其他の發達未だ充分ならざる町村を二級町村とし、其の執行機關は官選に依るものである。即ち其の町村長は北海道廳長官の任免にかゝり、收入役は町村會の推選に依り支廳長に委任し、書記は同じく支廳長及び旅費等は地方費の負擔となつてゐる。而して本道の町村長はすべて北海道廳支廳長、北海道廳長官及び内務大臣の三次監督を受けてゐる。

昭和十二年未現在に於ては千島特種島以北を除き、市制施行地七、一級町村制施行地百十七、二級町村制施行地百四十八であり、一市町村面積は平均約二十方里で其の最大なるものは實に九十二方里に達し、府縣に於ける一部より大なる面積を有するものも多く、今後拓殖の進展につれ更に多くの町村に分割されるであらう。

從六)工藤太郎 △商業課長事務官盛本完  
△工業課長技師(從五勳六)赤木敦△監理  
課長事務官(從七)木村浩△道路課長技師  
(正五勳五)杉森文彦△河川課長技師(從  
四勳四)春藤靜信△港灣課長技師(正五  
勳五)平尾俊雄△土地改良課長技師(正五  
勳四)調所武光△殖民課長事務官(從六)  
林德欽△林政課長事務官(正六)阪野完一  
△森林規畫課長技師(正五勳五)藤島喜久  
男△造林課長技師(正五勳五)林博石原  
供三△林産課長技師(正五勳五)三戸卓  
助△地方林課長技師(正五勳四)桑名信  
△警務課長兼防空課長技師(正七)奥田信雄  
△警務課長技師(勳八)武田耕三△特別高  
等課長技師(正七)瓜生順良△外事課長  
技師(正七)中野敏夫△保安課長技師(從七)  
若米地重男△刑事課長技師(從七勳六)濱  
崎貞二郎△建築工場課長事務官(從七)梅  
田邦彦△衛生課長技師(正五勳五)藤博木  
津真之助△健康保險課長事務官(從六)中  
津忠次△警務保安課長技師(從七)若米  
地重男  
根室同廣田忠雄

支廳長氏名

石狩支廳長事務官大川義雄、渡島同石川  
志一、樺山同中野嘉平、網走同高尾善次  
釧路同前田豐次郎、日高同野々瀨一  
十勝同松川清、釧路同御村長太郎、後  
志同若木作藏、空知同永山政能、上川同  
能木善七、留萌同田中耕輔、宗谷同森本  
正雄、根室同廣田忠雄

北海道町村長會

〔顧問〕北海道廳長官石黒英彦、同總務部  
長留岡幸男、同地方課長福原政二郎、同  
庶務課長大塚兼紀、北海道會議長村上元  
吉、元本會會長山内謙藏、元本會會長琴  
似村長清水源(會長)、靜内町長吉田貴一  
〔副會長〕神樂村長安達利三郎、留萌町長  
赤石忠助(幹事)、豐平町長松崎龜二、廣  
島村長山田爲吉、湯川町長辻松左衛門、  
吉岡村長鈴木之助、乙部村長佐野勇松、  
瀬棚町長宮下和平、余市町長宮島貞治、  
南尻別村長池田兼、角田村長板東徳次郎、  
深川町長山本彦太、神樂村長安達利三郎  
愛別村長原多市、留萌町長赤石忠助、留  
萌管内一名缺員、枝幸村長瀧本瑞龍、猿  
拂村長渡邊嘉藏、留萌町長堀川重敏、  
網走管内一名缺員、安平村長山田忠次郎、  
釧路管内一名缺員、留萌町長吉田貴一、樺  
似村長大石晃弘、新得町長山崎善吉、浦  
幌村長野澤文治、釧路村長黒木達也、厚  
岸町長齋藤善市、別海村長原熊一、和田  
村長西田豊平〔主事〕高井幸次郎

石狩支廳管内町村長會

〔會長〕豊平町長松崎龜二〔副會長〕當別  
村長白戸俊夫〔幹事〕江別町長坪根三  
郎、千歳村長山田定吉、石狩町長高野金  
作、釧路村長紺谷元次郎

渡島支廳管内町村長會

〔會長〕湯川町長辻松新左衛門〔副會長〕  
七飯村長小杉忠八郎、白尻村長宇野與三  
五郎〔幹事〕戸井村長神子賢次郎、錢  
函村長宮島與作、長萬部村長田中作平、  
木古内村長藤田忍、大澤村長南部湧藏、  
落部村長久保正信、茂別村長南部湧藏

〔會長〕留萌町長赤石忠助〔副會長〕缺員  
〔幹事〕小平郷村長林利作、鬼鹿村長堤金  
次郎

宗谷支廳管内町村長會

〔會長〕枝幸村長瀧本瑞龍〔副會長〕鬼臨  
村長吉田善吉〔幹事〕猿拂村長渡邊嘉藏  
香形村長田多嘉吉、中部別村長佐藤友太  
郎

網走支廳管内町村長會

〔會長〕缺員〔副會長〕留萌町長堀川重  
敏〔幹事〕瀧上村長野坂林八郎、小清水  
村長小野幸男、雄野村長尾谷清四郎、美  
幌町長林利博、上湧別村長酒井佐一

釧路支廳管内町村長會

〔會長〕安平村長山田忠次郎〔副會長〕伊  
達町長岡田三治、白老村長對馬豊太郎〔幹  
事〕釧路村長今泉武雄、洞爺村長二階堂  
信次

日高支廳管内町村長會

〔會長〕靜内町長吉田貴一〔副會長〕門別

十勝支廳管内町村長會

〔會長〕新得町長小崎米吉〔副會長〕芽室  
町長諸戸義久〔幹事〕浦幌村長野澤文治  
音更村長渡邊辰衛、本別町長大橋佐七、  
大正村長岡上國太郎

釧路國支廳管内町村長會

〔會長〕釧路村長黒木達也〔副會長〕阿寒  
村長服部増太郎〔幹事〕弟子屈村長青木  
貞行、足寄村長平澤菊松、白糠村長根  
喜四郎

根室支廳管内町村長會

〔會長〕別海村長原熊一〔副會長〕泊村長  
大澤敏雄〔幹事〕羅臼村長藤田彦徳  
一級町村制施行  
網走支廳管内部  
村、斜里村、日高支廳管内三石村、十勝  
支廳管内川西村、釧路支廳管内田村の  
六箇町村に對し昭和十三年四月一日より  
一級町村制が施行せられた。

虻田町と改稱

虻田郡虻田町の町  
制は昭和十三年十  
月一日より實施、虻田町と改稱すること  
に九月六日決定した。  
風連村長再選  
上川郡風連村長選  
舉村會は昭和十三

北海道關係事項

第七十三回帝國  
議會に提出さる

周知の如く第七十三議會は戰  
時議會の特色を發揮して數多く  
の非常時立法が審議され、國費  
豫算二十八億六千七百七十九萬  
六千八百五十五圓の額が通過し  
た議會である。従つてかゝる議  
會の中に現れた本道色も亦當然  
に非常時色彩を帯び、國策とし  
てのバルブ、石炭液化、無水ア  
ルコールが問題となり、生産力  
擴充が建議案として現れた。畢  
竟するに北方の邊境としてとも  
すれば中央から看過され勝な本  
道が、廣義國防と狹義國防の重  
大負荷に任へる眞使命を中央に  
關示したに外ならない。

的な豫算が繰込まれてゐたに拘  
らず、拓殖費の傳統的な平和色  
が爲石黒長官初め本道官民は萬  
全の策を講じて努力し續けたの  
である。そしてこの結果總額二  
千五百四十六萬九千二百五十七  
圓が通過し、更に追加豫算とし  
て百九十八萬一千五百三十七圓  
の通過を見たのである。次に此  
の外函館火災復興助成費三十萬  
九千五百五十一圓、北海道道路、  
橋梁其の他災害復舊費五十萬圓  
北海道災害土木費補助百七萬二  
千四百十六圓が通常豫算として  
又北海道道路、橋梁其の他災害  
復舊費十五萬圓、北海道災害土  
木費補助二十萬圓が追加豫算と  
して何れも原案の通り貴衆兩院  
で可決された。

右の如き本道關係の重要豫算  
が含まれた衆議院豫算委員會に  
於て澤田委員は主としてバルブ  
産金、鐵道、港灣等生産力擴充  
に就いて政府に質したが、鐵道



に就いては中島鐵相が、バルブ産金については吉野商相が、馬についで杉山陸相が夫々善處する旨答へ、近衛首相亦本道拓殖の重要性を認めて今後一層努力する旨を言明した。豫算第二分科會では山本委員が拓計問題で質問し、末次内相が抽象的ではあるが好意の答辯を爲した。同じく第二分科會で松浦氏は森林行政の單一化について質疑したが、末次内相は之に對し拓殖計畫の爲に森林は内務省所管のまま存置すると言明したことは森林法、森林火災保險法の實施問題と關聯して注目すべき答辯であつた。澤田委員は同會に於て北海道帝國大學擴充問題を論じ、木戸文相は北支開發と視み合はせて善處する旨を明らかにした。豫算第三分科會では板谷委員が酒の造石高と拓計豫算の問題に就き質疑したが、賀屋藏相は本道造石高増嵩の方針を宣べた。豫算第五分科會では松浦

氏石炭液化工場等に就き質問、之に對し吉野商相は北海道が有力であることを言明、尙本道の馬産に對する諸委員の質疑に對しては、政府から國有種牡馬の購買、貸付、民有種牡馬増設施設等についての答があつた。貴族院豫算委員會では森林火災保險法を本道に適用するかどうかの問答があつたが、之は農林省豫算削減の關係で問題にならなかつた。豫算案に次いで法律案については特に本道のみ對象とする法律案は見られなかつたが、樺太地方鐵道補助法中改正法律案外一件、委員會に於て手代木委員は北海道私鐵の補助率を度度變更するの不可なるを論じ、尙補助年限の延長をも質疑し、貴族院に於ても秋元子爵は補助法の實施範圍等に就いて質す所があつたが、坂政府委員は前者については低金利情勢から現下の情勢に及び、兎に角可及的善處する旨述べた。次に輸出入品

等に關する臨時措置に關する法律案についての衆議院委員會に於てバルブの伐採量が従來の伐採材を壓迫せざるやが質され、吉野商相、石黒政府委員等がその恐なきを明らかにした。又重要礦物増産法の衆議院委員會に於て石炭液化及び無水アルコールが論ぜられ、政府より共に本道が期待されてゐる旨が宣明された。尙鐵床調査炭價昂騰等の諸問題に關し板谷委員が質疑したが、就中炭價に關しては吉野商相が國家的統制の必要であることを述べたのは注目に價する。石炭液化に就いては既に計畫中と答へられ、無水アルコールに就いては十三年度に本道に一箇所建設することが言明された。最後は農業保險法案の審議に當つては松浦氏、北氏等が燕麥を被保險範圍に加へるべしと強調し、又稻熱病、冷害、霜害を被保險對象とすべしと迫つたが、保險技術上の關係からと政府に

答へられた。豫算案、法律案に次いで建議案であるが、本道選出代議士からの建議案は總數十四件で、その件名は次の如くである。  
北海道生産力充實に關する建議案二件、帝國造林會設立に關する建議案、官幣大社札幌神社に明治天皇合祀に關する建議案、北海道拓殖計畫改訂案樹立促進に關する建議案、北海道に於ける港灣、漁港修築速成に關する建議案、中部千島開放に關する建議案、北下島漁業開發自主的統制に關する建議案、北海道に無水アルコール工場設置に關する建議案、北海道土地賃借價格特別課率制定に關する建議案、樺太、北海道山林の増伐及び一般用材供給に關する建議案、本邦木材需給調節に關する建議案、造林經營特殊會計設立に關する建議案  
次に本道關係の請願は二十五件であるが、全部衆議院では採擇となつたが、貴族院で採擇の分は以下の如く括弧内に示すとす。

都市計畫狀況

本道における都市計畫法適用都市は札幌、函館、小樽、旭川、一、都市計畫狀況  
室蘭、釧路、帶廣の七市及び余市、岩内、留萌、野付牛、根室名寄の六町であつて、是等市町における都市計畫施設の概要は左の如くである。

區域別	區域決定年月日	全區域面積(當時)	收容人口	都市計畫區域內國勢調査人口
札幌	昭和三、二	三、五九三、〇〇〇	五二〇、六四三	二三〇、四七七
函館	大正五、七、六	二、五四二、二八九	一八六、九七〇	一三三、八七三
小樽	一五、七、六	三、九〇四、〇〇〇	三三三、一六九	一六四、四七七
旭川	昭和三、四、二八	一、九九七、九四六	三三三、五五五	一〇〇、五九六
室蘭	五、八、八	二、三二二、四三〇	一八一、五八	五〇、〇四〇
釧路	一〇、三、三六	一、九一三、六〇〇	一八二、〇〇〇	四六、二九九
帶廣	一〇、四、一三	一、五三四、〇四三	一三〇、一八三	三九、六九五
余市	八、六、三三	四、三六四、〇〇〇	一八、四八三	一、九四八
岩内	九、二、二四	一、六〇〇、〇〇〇	一三、三九二	一、四六八
留萌	九、二、二四	八、九四一、六三〇	一三、三七	一、八三〇
野付牛	九、二、二四	九〇、七八三、〇〇〇	一三、三九二	一、八三〇
根室	九、三、二二	一、六五三、〇〇〇	一六、三六一	三、二二九
名寄	九、三、二二	五、八〇〇、一三五〇	一三、四五三	一、六、二九三

【札幌】札幌市及び豊平町、白石村、札幌村、翠楓村、樺山町五箇町村の各一部  
【函館】函館市及び錢函澤村、湯川町、龜田村、大野村、上磯町五箇町村の各一部  
【小樽】小樽市高島町及び朝里村の一部  
【旭川】旭川市及び東豊橋村、永山村、東旭川村、神樂村四箇村の各一部  
【室蘭】室蘭市一箇  
【釧路】釧路市及び釧路村、鳥取村二箇村

探採、岩内港修築年次繰上に關する件、名寄町に支應設備の件、晚泉港修築の件(貴院採擇)、石狩川治水工事速成に關する件、釧路、更喜内兩川治水工事促進の件、留萌港修築、防波堤修築並に酒内渡溪其の他の件、樺太、北海道山林の増伐並に一般用材供給に關する件、樺太島嶼修築設備に關する件(貴院採擇)、供知安町に製糖工場設置の件、石狩河口改修工業港建設の件、月形、琴延間石狩川に橋梁架設の件、旭川市近郊農土人共有地拂下の件、名寄町に於ける御料林内に農耕地許容の件、吹上温泉より十勝岳噴火口に至る自動車道開鑿の件、枝幸村に船人調振等の件、中頓別村に農事試験場支場設置の件、北海道拓殖道補助金計算に關し公式適用廢止の件、泊村字鏡井に船人調振設備の件(貴院採擇)、岩内港修築に關する件

年繰上げ昭和十四年十月一日施行すべしとの主張が政府部内にあり、企畫院、統計局等において具體的研究が進められてゐるが、實現の曉は調査項目は相當多岐にわたるものと見られる。  
町村補助規定 従來市町村に於いては員又は物件價格、市にあつては三千圓、町村にあつては一千圓以上の寄附又は補助をなさんとする場合、團體の經常的費用に對するものほかは市町村長をして豫め長官の承認を受けしむる規定であつたが、昭和十二年七月北海道拓殖費又は北海道地方費に對するものについては承認を要せぬことに改められた。

國勢調査施行か 國勢調査は大正九年その第一回を行ひ爾後五年目毎に實施してゐる。従つて次回調査は昭和十五年に行はれるはずであるが、これを一箇

- の各一部
- 【帯廣】帯廣市一圓
  - 【余市】余市町一圓
  - 【岩内】岩内町一圓
  - 【留萌】留萌町一圓
  - 【野付牛】野付牛町一圓
  - 【根室】根室町一圓
  - 【名寄】名寄町一圓

## 二、都市計畫街路、地域其他

### 1 札幌市

**1、都市計畫街路及び街路事業** 本市の都市計畫街路は其の計畫路線六十、延長約二百四十七軒にして、之に要する工費概算四千八百九十萬二千圓で、此の計畫街路中市の現況よりして緊急擴張を要するものと認められたるもの及び幅員の僅少の擴張或は短區間の新設に依り交通系統を整へることが出来るもの三線並に交通系統上及び都市美上舗装の必要ありと認められる既設街路約六十一萬二千平方メートルに對する都市計畫事業を昭和十一年九月二十一日に決定したが

此の事業費豫算二百七十五萬圓にして、此の財源は都市計畫特別税五十萬三千八百圓、受益者負擔金四十七萬六千六百餘圓、募債金百四十三萬三千二百圓其の他三十三萬六千八百餘圓となり昭和十一年より同十七年度に至る七箇年繼續事業として施行せんとするものである。

都市計畫事業費及び償還財源に充てる受益者負擔金は事業費に對し道路新設は三分の一、道路擴張は四分の一、路面改良は三分の一を徴收し、事業費の約九分に當る十二萬三千餘圓を得る計畫とし、之に關する規程は昭和十一年十月二日内務省令第三十九號を以て札幌都市計畫事業道路新設擴張受益者負擔に關する件、同第四十號を以て札幌都市計畫事業路面改良受益者負擔に關する件として公布せられた。

一日より本市全部に、又昭和八年九月一日よりは都市計畫區域内にある圓山町の一部に施行せられた。本市の都市計畫區域は昭和八年八月十日から施行せられたもので、各種地域面積及び其の割合は商業地域約百九萬坪（二五・四％）、工業地域約百六十二萬九千四百坪（二二・九％）、住居地域約四百三十六萬八千五百坪（六一・五％）、未指定地約一萬二千七百坪（〇・二％）、合計約七百十萬六千六百坪となる。

### 2 函館市

延長約九千軒、事業費豫算は街路造成に要する土地區劃整理事業費を含めて三百三十一萬四千餘圓（昭和十一年二月工事費として百萬圓追加）、此の財源は國庫補助金百六十七萬二千七百餘圓、其の他は受益者負擔金及び市負擔にして、昭和十年度より同十四年度に至る五箇年繼續事業として施行せんとするものである。

**1、都市計畫街路及び街路事業** 本市の都市計畫街路は昭和四年六月二十七日決定したが、昭和九年三月二十一日の大火災に鑑み將來に於ける災害を努めて防止する爲既定計畫に數次の追加變更を施し、現在の計畫路線二百三十二、延長約百八十一軒にして、此の内都市計畫事業として昭和十一年三月三十一日に決定せられた路線百九十八、

街地建築物法は大正十五年十月一日より適用せられ、都市計畫區域は昭和四年八月一日より施行せられたが、昭和九年六月其の一部に變更を施し、七月二十三日より施行せられた。各種地域面積及び其の割合は商業地域約九十九萬七千五百坪（二一・七％）、工業地域約百二十八萬一千三百二十二坪（二七・九四％）、住居地域約二百三十萬四千六百六十坪（五〇・二六％）、未指定地約一千八百坪（〇・〇四％）、

合計約四百五十八萬五千二百四十二坪となる。

**ハ、都市計畫公園** 函館市における昭和九年三月二十一日の火災跡地の復興計畫として街路の追加變更を爲すに付、之と併せて公園を適當に配置する必要があるので、同年四月及び六月の兩度に互つて五箇所に都市計畫公園を決定したが、昭和十一年三月三十一日之に變更を加へ且之を都市計畫事業として決定した。此の計畫並に事業公園は第一號乃至第三號の三箇所、面積約五・三ヘクタール、事業費豫算三十三萬餘圓とした。此の財源は募債金二十二萬四百餘圓、國庫補助金十一萬二百餘圓にして、昭和十年度より同十四年度に至る五箇年繼續事業として施行しようとするものである。

**ニ、都市計畫土地區劃整理** 昭和九年三月二十一日の火災跡地に對する復興計畫は土地區劃整理を基本としないなら

ば其の目的は達し難く、都市計畫として決定した街路及び公園等も此の事業の施行に依り初めて完全な實現を見る事が出来るので、其の準備として火災跡地である二十二町の全部及び十八町の各一部地積約百三十萬坪に對し昭和九年四月二十日都市計畫土地區劃整理が決定したので此の區域内に函館復興第一乃至第十土地區劃整理組合の設立を見た。

**ホ、都市計畫甲種防火地區** 昭和九年三月二十一日の大火は實に市内股賑部の大半を烏有に歸せしめたもので、人畜、財貨の損失擧げて數へることが出来ない程で、こゝで之が復興計畫を樹てるに當つては綠樹帶たる防火道路、公園、公館區等を設けて萬一火災發生の時は其の延焼を局部的ならしめようと計畫をたてたが、併し土地の状況風向等を考察して、市街地建築物法に基づく甲種防火地區を指定

して防火上遺憾ない如くしようとした。然し之を全般的に指定することは困難であるから、都市計畫街路四線を選定し其の沿道奥行十一米を以て甲種防火地區となし、昭和十年三月二十五日これが指定を見た。右防火地區内の耐火構造建築物に對し昭和十年より同十九年度迄十箇年間年額六萬圓、總額六十萬圓を國庫より補助し、更に耐火構造建築費と木造建築費との差額より補助金を控除した額を限度として大藏省より低利資金の融通をなすつゝある。

**1、都市計畫街路及び街路事業** 本市の都市計畫街路は其の計畫路線二十六、延長約四十一軒にして、之に要する工費概算一千五百四十八萬三千餘圓である。此の計畫街路中市の現況よりして幅員狹隘で交通の混雑を來たす箇所又は僅少の部分の改良に依り交通系統を整へるもの及び今後の發展を豫測して幅員の擴張を要するもの等、緊急改良を要すると認める五線又交通頻繁にして舗装を要すると認められた地積約十一萬一千平方メートルに對する都市計畫事業を昭和十年九月二十六日決定（昭和十二年十一月二十四日變更）したが、此の事業費豫算百四十六萬二千圓で、此の財源は都市計畫特別税

二十三萬一千三百餘圓、受益者負擔金二十一萬七千六百餘圓、募債金九十一萬九千圓、其の他九萬三千九百餘圓で、昭和十年度から同十四年度に至る五箇年繼續事業として施行するものである。都市計畫事業費及び償還財源に充てる受益者負擔金は事業費に對して道路新設は三分の一、道路擴築は四分の一、路面改良は四分の一を徵收し、事業費の約一割九分に當る二十四萬四千餘圓を得る計畫で、之に關する規程は昭和十年十月十二日内務省令第五十八號を以て小樽都市計畫事業道路新設擴築受益者負擔に關する件、同第五十九號を以て小樽都市計畫事業路面改良受益者負擔に關する件として公布せられた。

口、都市計畫地域 市街地建築物法は大正十五年十月一日より本市全部に適用せられ、都市計畫地域は昭和七年二月一日より施行したもので、各種地域面積及び其の割合は商業地域約五十九萬八千九百九十坪（二〇・七％）、工業地域約五十二萬四千四百七十坪（一・一％）、住居地域約三百四十七萬四千九百坪（七三・三％）、未指定地約二十三萬四千三百七十坪（四・九％）、計約四百七十四萬二千七百三十坪である。

4 旭川市 都市計畫街路及び路面改良事業 本市の都市計畫街路は其の計畫路線三十一、延長約百軒にして、之に要する工費概算三千七百一十一萬四千三百餘圓である。路面改良事業は路面脆弱にして緊急改良を要するもの地積七十八萬八千五百六十三平方米を都市計畫事業として昭和十二年十一月二十七日決定した。事業費約九十萬圓で、此の財源は都市計畫特別税十一萬六千餘圓、受益者負擔金十一萬八千六百餘圓、募債金六十七萬四千餘圓、其の他三百圓にして、昭和十二

年度より同十七年度に至る六箇年繼續事業として施行するものである。前記路面改良事業費及び償還財源に充てる受益者負擔金は事業費の三分の一を徵收し、事業費の約一割四分に當る十二萬六千九百餘圓を得る計畫で、之に關する規程は昭和十二年十二月十日内務省令第五十六號を以て旭川都市計畫事業路面改良受益者負擔に關する件として公布せられた。

5 室蘭市

都市計畫街路 調査中。都市計畫地域 市街地建築物法は昭和三年十一月一日より本市全部に適用された。都市計畫地域は昭和十二年十二月十九日より施行されたもので、各種地域面積及び其の割合は商業地域約二十萬九千九百坪（二・四％）、工業地域約三百萬八千六百坪（三四・五％）、住居地域約五百五十萬八千坪（六三・一％）、計約八百七十二萬六千五百坪となる。釧路市、帶廣市其の他は孰れも調査中である。

三、土地區劃整理 近時都市の隆昌に赴くに從ひ郊外の發展著しく、團體又は個人に於て土地の發展策として道路を新設し又は市街の區劃を企圖する者が多いが、之等は皆都市計畫と何等の連絡なく只不規則に計畫を立てる状態で、都市

を統一する爲、此の十組合を以て函館復興土地區劃整理組合聯合會を設立し昭和十年二月九日認可を受けたが、其の事業の目的を達したので昭和十三年二月十二日解散した。

- 自治功勞者の優遇 内務省では自治功勞者に對し特別の優遇方を講ずることになつたが、大要左の如くである。
一、特に功績ある市町村長の叙勲を勲四等程度までに引上げると同時に從來の如く勤続年限のみならず自治體經濟更生のため努力した功勞者に對しても同様叙勲の途を講ずる、即ちこれまでは二十三年勤続功勞ある町村長にしても八等以上には叙勲されてをらず而も六等で行き止りの状態であつた。
一、市町村吏員は各職として薄給なるに對し政府國庫補助の方法を講ずる。
一、各府縣に市町村組合を組織して思給に代るべき退職資金などを給與する。
一、現在の市町村會に市町村吏員互助會を擴大強化して各自治體の緊密な連絡をはかり自治體興に關する運用を連絡ならしむるとともに退職資金、表彰などに關する事務を簡便ならしむる。

- 七市市會議員選舉率率と無効投票 昭和十三年十月三日札幌市、同四日旭川、室蘭兩市、同五日小樽、釧路兩市、同二十日函館市に於て市會議員の選舉が行はれたが、議員定数は市制第十三條に依り
人口五萬未満の市三〇人、人口五萬以上十五萬未満の市三六人、人口十五萬以上二十萬未満の市四〇人、人口二十萬以上三十萬未満の市四四人
となつて居り、其の人口は内閣に於て官報を以て公示した最近の人口（部隊、艦船及び刑務所に在りたる人員を含まず）に依ることになつてゐる。
之に該當する人口は昭和十一年四月二十八日内閣告示第三號に據る昭和十年國勢調査の人口

- 計畫事業の進捗を阻害すること尠くない。依つて之を統制し又は適當に誘導するの必要を認め北海道土木部監理課都市計畫係において土地區劃整理組合設立の助成をなすつゝある。現在組合は昭和九年三月二十一日函館大火災跡地復興の爲設立した函館復興第一乃至第十土地區劃整理組合の外函館市に二、小樽市郊外に一、旭川市に一、余市町に一、留萌町に一、合計十六組合で、その概要左の如くである。
組 合 名 整理面積
函館第一土地區劃整理組合 共、五、〇〇〇坪
函館市宮前町及び松川町の一部
函館第二土地區劃整理組合 三、〇〇〇坪
函館市東川町全部及び中島、五稜郭、千代ヶ岱本各町の一部
大川町土地區劃整理組合 一、八、八〇〇坪
余市町大字大川町の一部
東小樽土地區劃整理組合 三、五、〇〇〇坪
朝里村大字熊鷹村の一部
新旭川第一土地區劃整理組合 三、四、〇〇〇坪
旭川市大字永山村の一部
留萌土地區劃整理組合 八、七、〇〇〇坪
留萌町大字留萌村の一部
函館復興第一土地區劃整理組合 二、六、〇〇〇坪

- 右の外函館復興第一乃至第十各土地區劃整理組合施行の事業
區 域 谷地頭、住吉各町の一部
函館復興第二土地區劃整理組合 一、六、〇〇〇坪
函館市宮前町の一部、青柳（二十八番地を除く）、青柳、春川各町の一部、沙見、相生、住吉各町の一部
函館復興第三土地區劃整理組合 共、九、〇〇〇坪
函館市東川町全部、船場、豊川、東、地蔵、太田、西川、相生、莖、菜、實、東川、沙留、榮各町の一部
函館復興第四土地區劃整理組合 共、二、三〇〇坪
相生、莖、菜、東川、榮各町の一部
函館復興第五土地區劃整理組合 一、〇、〇〇〇坪
函館市東川町全部、船場、西川、高砂、東、榮、大森、地蔵、沙留各町の一部
函館復興第六土地區劃整理組合 共、五、〇〇〇坪
函館市東川町全部、船場、西川、高砂、東、榮、大森、地蔵、沙留各町の一部
函館復興第七土地區劃整理組合 共、五、〇〇〇坪
函館市東川町全部、船場、西川、高砂、東、榮、大森、地蔵、沙留各町の一部
函館復興第八土地區劃整理組合 共、五、〇〇〇坪
函館市東川町全部、船場、西川、高砂、東、榮、大森、地蔵、沙留各町の一部
函館復興第九土地區劃整理組合 一、八、八〇〇坪
函館市東川町全部、船場、西川、高砂、東、榮、大森、地蔵、沙留各町の一部
函館復興第十土地區劃整理組合 三、四、〇〇〇坪
函館市東川町全部、船場、西川、高砂、東、榮、大森、地蔵、沙留各町の一部

であつて、其の人口数及び議員定数左の通である。

市	人口	議員定数
札幌市	一六六、七三三	四八
旭川市	八三、六六六	二四
小樽市	一五、五五九	四
函館市	二〇六、四六三	四八
室蘭市	六五、〇九三	一八
釧路市	五五、八六四	一六

小樽市は人口二十萬人に三、六二七人少い爲四十人で我慢し小樽市は十五萬人を三、五五六人超過するので同じく四十人であるが、次回には札幌市の方は函館同様四十四人の定員になるであらう。前回に比し議員定数の増加するのは函館、小樽の两市であつて、前者は四十人より四十四人に、後者は三十六人より四十人に各四人宛増加する譯である。

前三回の選挙に於ける棄権率を見るに左表の通である。

市	大正十五年	昭和五年	昭和九年
札幌	〇・二〇八	〇・二七四	〇・二七三
札幌	一九七	三六二	一七三

即ち本道の三大都市札幌、小樽、函館は概して棄権率多く、就中函館市が非常に棄権率が多い。昭和九年の三割五分六厘は彼の大火災の年であるから已むを得ないとしても、其の他の年も概して多いのは同じ港灣都市たる小樽に比し此の點大いに遜色ある。又文化都市札幌が殆ど函館に匹敵する程棄権率の多いのは餘り名譽ではあるまい。室蘭が毎回棄権率最低位に在るのは製鋼、製鐵兩大工場関係者の多い爲である。

次に前三回の市議選挙に於ける無効投票数を見るに左表の通である。

市	大正十五年	昭和五年	昭和九年
札幌	一〇・二〇八	一〇・二七四	一〇・二七三
札幌	一〇・二〇八	一〇・二七四	一〇・二七三

即ち毎回六市で約一千の無効投票があり、而も小樽、釧路兩市の如きは昭和九年に於て著しく無効投票を増加してゐる。

**官吏制度の改革** 近衛内閣以來の宿題であつた官吏制度改革案が昭和十三年五月二十四日の閣議で本極りとなつた。行政事務の戦時體制への移行、人材登用、官界の氣風一新を目標としたもので、改革の重點は左の通である。

- 一、勲任文官は全部につき銓衡任用とする。
- 二、官更身分保護令を撤廢し大臣の責任に於て官更の被免をすることが出来る。
- 三、内閣人事委員會を設ける。
- 四、委任文官の銓衡任用の途を開く。

即ち産業、金融、通商等の職に對し學識、經驗あるものを高等試験委員の議を経て採用する。また私立學校教職員を相當する委任文官に、市町村吏員を地方事務官に、實務經驗家中の員を判任文官に、判任文官を委任文官に、判任官更を本官たる委任文官に任用し得る途を開く。

**市町村議總選舉** 昭和十三年中北海道市町村會議員總選舉は六市、五十二町村。支廳市別は左の通。

【石狩支廳管内】五月三十一日—札幌市 廣島村、江別町

【空知支廳管内】五月三十一日—栗澤村、美瑛町、釧路町、江都乙村、一巳村、八月三十日—岩見澤町

【上川支廳管内】三月二十日—多寄村、四月五日—比布村、五月三十一日—東旭川村、永山村、土別町、六月一日—名寄町、六月三日—富良野町、六月五日—東渡路村、八月二十五日—鷹栖村

【後志支廳管内】二月二十八日—磯谷村、五月二十日—余市町、五月三十一日—倶知安町、余別村、美瑛町、高島町、六月一日—大江村、六月二日—磯谷村、八月三十日—壽都町、岩内町

【檜山支廳管内】八月三十日—江差町、【渡島支廳管内】三月二十日—木古内村、六月十日—八雲町、八月三十日—福島村、上磯町、八月三十一日—福山町、九月二日—大野村

【膽振支廳管内】五月三十一日—厚真村、八月三十日—伊達町

【日高支廳管内】五月三十一日—靜内町、浦河町

【十勝支廳管内】五月三十一日—音更村

【釧路支廳管内】八月三十日—厚岸町、【根室支廳管内】八月三十日—根室町、【網走支廳管内】五月三十一日—紋別町、野付牛町、網走町、六月三十日—遠輕町、【宗谷支廳管内】五月三十一日—杓形村、八月三十日—稚内町

【留萌支廳管内】五月三十一日—苦前村、羽幌町、天鹽町、八月三十日—増毛町、【市部】十月三日—札幌市、十月四日—旭川市、室蘭市、十月五日—小樽市、釧路市、十月二十日—函館市

**衆議院議員總選舉結果調** (X印立候補辭退者)

第一區 新前 候補者氏名  
 得票數 黨派 元別 當選  
 一九二八 民政 前 當選 山本 厚三  
 一七二二 政友 同 板谷 順助  
 一五九〇 民政 同 澤田 利吉  
 一五〇八 同 同 一柳仲次郎  
 八九六六 中立 新 佐藤 一雄

第二區 政友 新 小川原政信  
 七一九七 政友 新 X岡田伊太郎 (七人)  
 一八四三 政友 前 當選 東 路一武  
 一六七九 昭和 同 同 坂東幸太郎  
 一七六八 民政 同 同 松浦周太郎  
 一〇〇六 新 同 木下源吾  
 八二〇 社大 同 高橋日出男  
 四八五 政友 同 反橋 信一  
 四〇五 民政 同 X淺川 浩  
 X西岡 斌 (九人)

第三區 民政 前 當選 大島 寅吉  
 一四三〇 民政 前 當選 渡邊 泰邦  
 一三三七 東方 同 同 田代 正治  
 八九七 政友 新 同 大田半三郎  
 八四三 民政 同 同 幡野 直次  
 四三三 同 同 X廣部 太郎 (六人)

第四區 政新 當選 赤松 克磨  
 一六八八 政新 同 同 手代木隆吉  
 一四〇四 民政 前 同 北 勝太郎  
 一三〇七 中立 同 同 岡田 春夫  
 九一〇 民政 同 同 南條 徳男  
 八〇九 政友 同 同 松尾 孝之  
 七六八 同 元 同 深澤 吉平  
 七六八 民政 同 同 東 英治  
 六三二 政友 新 同 山本 市英  
 五九三 同 元 同 岡本 幹輔  
 四八九 民政 同 X兒島 銀藏 (十一人)

第五區 民政 新 當選 遠山 房吉  
 三〇〇六 民政 新 當選 木下成太郎  
 一八二八 政友 前 同 同 東條 貞  
 一五六九 同 同 同 南雲 正朝  
 一五〇七 民政 同 同 尾崎 天風  
 一三二七 政友 同 同 河西 貴一 (六人)

候補者 得票數  
 澤田利吉 三四三七  
 山本厚三 一、八九六  
 一柳仲次郎 九六五八  
 小川原政信 八八八  
 板谷順助 三、六六三  
 佐藤一雄 五、八三三







政治・行政

▽第四區 (定員五人)

市町村	當日現在 有權者數	棄權者數	無効	得票數	候補者	得票數
室蘭市	一三、二四八	二、五三〇	八八	一〇、六三〇	岡田春夫	二、五三三
空知支庁	五、九三三	一、六七二	三九	四、二二二	澤澤吉平	三
北見支庁	九、〇〇〇	三、三三三	五六	五、六六七	手代木隆吉	九〇二
栗澤村	三、三〇〇	八八八	九	二、三九七	岡本幹輔	三、八七四
幌向村	八、四八八	二、九六六	五五	五、五二二	南條徳男	二、七九九
三笠山町	五、六〇三	一、四七一	九〇	四、一三三	松尾孝之東	二、五七
美唄市	七、〇九八	一、四七一	九〇	五、六二七	英治	七
由仁町	一、七六一	五〇六	一	一、二五五	山本市英	二七
長沼村	二、四三三	八三三	三	一、六〇〇	赤松克廣	二、三五七
角田町	一、二二六	四四六	一	八八〇	北藤太郎	一三
夕張町	八、五三三	一、二〇九	一一	七、三二四		
月形村	一、〇八七	三三五	二	八五二		
浦臼村	一、〇五〇	二二五	一	八二五		
砂川町	四、四七四	九七八	六	三、四九六		
瀧川町	二、六九九	七三五	二	一、九六四		
江部乙村	一、二九九	三七三	二	八二六		
音志内村	一、三〇八	二八一	八	一、〇二九		
歌志内村	三、〇六八	八三四	九	二、二三四		
赤平町	一、七五三	四六三	二	一、二九〇		
新津川村	二、七三三	六四四	五	二、〇八九		
深川町	一、九〇八	五七〇	四	一、三三八		
深津川村	一、三三三	二九一	一	一、〇四二		
秩父別村	一、〇七五	二二〇	二	八五五		

市町村	當日現在 有權者數	棄權者數	無効	得票數	候補者	得票數
納内町	一、〇二一	一七三	一〇	八三八	岡田春夫	二、五三三
多度町	一、一〇七	二〇〇	七	九〇七	澤澤吉平	三
雨龍村	一、一四一	三〇五	二〇	八三六	手代木隆吉	九〇二
北龍村	一、二四一	二五五	一五	一、〇八六	岡本幹輔	三、八七四
沼田村	一、二九二	二七二	一五	一、〇二〇	南條徳男	二、七九九
幌加内村	七、四六一	一、八一三	九四	六、五五二	松尾孝之東	二、五七
伊達町	四、三三三	九一八	三七	三、四一五	英治	七
伊達支庁	二、八九〇	六三五	二〇	二、二八〇	山本市英	二七
厚真町	一、七〇八	三六九	三	一、三四一	赤松克廣	二、三五七
安田村	一、八三〇	二九八	三	一、五三二	北藤太郎	一三
虻田村	九、九五	一、七七一	一五	七、七八四		
豊浦村	一、四七四	二六五	九	一、二〇九		
洞爺村	一、一九一	四六	七	一、一三四		
徳島村	二、八五	一七四	一	二、六八〇		
徳島支庁	一、一四八	三三	二	一、一一五		
穂別村	一、〇八七	二九一	二	八九六		
幌別村	一、三九四	三三七	二	一、〇五七		
白老村	二、〇二四	三九七	二	一、六二七		
日高支庁	三、六〇	六三	五	三、五三三		
右支庁	一、八四四	五九七	一	一、二四七		
平取村	二、二九五	七四一	二	一、五一四		
新門冠村	六、四〇	一、七七八	二	四、六一二		

政治・行政



政治・行政

▽第五區 (定員四人)		市町		市社		市市	
池田町	二九二六	廣尾村	一八七九	大田村	二八八三	川正村	二二八二
大正村	二二五八	西室村	一八七九	御影村	二二五八	新得町	二二五八
御影町	一八七九	新得町	一八七九	清得町	二二五八	新得町	二二五八
新得町	二二五八	鹿嶋村	二二五八	上士幌村	二二五八	士幌町	二二五八
士幌町	二二五八	十勝支廳	六六六六	帶廣市	九七七七	釧路市	九七七七
釧路市	九七七七	市町	六六六六	市社	六六六六	市市	六六六六
市市	六六六六	市社	六六六六	市市	六六六六	市市	六六六六
市市	六六六六	市社	六六六六	市市	六六六六	市市	六六六六
市市	六六六六	市社	六六六六	市市	六六六六	市市	六六六六
市市	六六六六	市社	六六六六	市市	六六六六	市市	六六六六

政治・行政

本別町	二九〇六	西足寄村	一七二一	豐頃村	一七二一	大津村	一七二一
大津村	一七二一	浦幌村	一七二一	路支廳	一七二一	銅路支廳	一七二一
銅路支廳	一七二一	鳥取村	一七二一	昆布森村	一七二一	厚岸町	一七二一
厚岸町	一七二一	濱中村	一七二一	太田村	一七二一	標茶村	一七二一
標茶村	一七二一	弟屈村	一七二一	舌居村	一七二一	白居村	一七二一
白居村	一七二一	晉嶽村	一七二一	足寄村	一七二一	足寄村	一七二一
足寄村	一七二一	網走支廳	一七二一	美幌町	一七二一	津別町	一七二一
津別町	一七二一	斜里村	一七二一	網走支廳	一七二一	網走支廳	一七二一
網走支廳	一七二一	網走支廳	一七二一	網走支廳	一七二一	網走支廳	一七二一
網走支廳	一七二一	網走支廳	一七二一	網走支廳	一七二一	網走支廳	一七二一
網走支廳	一七二一	網走支廳	一七二一	網走支廳	一七二一	網走支廳	一七二一

六七

六六



政治・行政

Table with 5 columns: 支庁 (Subprefecture), 支庁長官 (Subprefectural Governor), 支庁長官補 (Subprefectural Governor Deputy), 支庁長官代行 (Subprefectural Governor Acting), 支庁長官代理 (Subprefectural Governor Representative). Rows include 上川支庁管内, 宗谷支庁管内, 留萌支庁管内, 函館支庁管内, 渡島支庁管内, 室蘭支庁管内, 釧路支庁管内, 十勝支庁管内, 根室支庁管内, 網走支庁管内.

北海道選出衆議院議員

【第一區】小樽市富岡町一丁目(正五動三)山本厚三△小樽市花園町西一丁目(正五動四)坂谷順助△札幌市豊平河原二丁目(正五動五)日澤田利吉△札幌市北三條西一丁目(正五動六)仲次郎
【第二區】東支庁 東支庁長官(正五動三)東支庁長官補(正五動四)東支庁長官代行(正五動五)東支庁長官代理(正五動六)
【第三區】南支庁 南支庁長官(正五動三)南支庁長官補(正五動四)南支庁長官代行(正五動五)南支庁長官代理(正五動六)
【第四區】東支庁 東支庁長官(正五動三)東支庁長官補(正五動四)東支庁長官代行(正五動五)東支庁長官代理(正五動六)
【第五區】釧路支庁 釧路支庁長官(正五動三)釧路支庁長官補(正五動四)釧路支庁長官代行(正五動五)釧路支庁長官代理(正五動六)

北海道會議員氏名表

(昭和十三年八月一日現在)
【石狩支庁管内】河合才一郎、田中菊治、佐藤一雄(渡島支庁管内)大田半三郎、廣部太郎、川村善八郎、米澤勇(檜山支庁管内)北林屹郎、大東勝市(後志支庁管内)丸山渡瀨、丸山渡瀨、澤田利吉、阿部半平、櫻原志津馬、出町初太郎、種田富太郎、丸山渡瀨、出町初太郎、種田富太郎、小川原政信、出町初太郎
【空知支庁管内】東支庁長官、土房勝郎、田中清輔、助川貞二郎、東支庁長官補、藤田譽路、助川貞二郎、土房勝郎、齋藤三郎、松實喜代太、佐藤政三、土房勝郎、助川貞二郎、松實喜代太、助川貞二郎、三浦庄作、上野勲助、坂坂金吾、第五期 松實喜代太、上野勲助、五十嵐太郎吉、吉田草、植田重太郎、第六期 松實喜代太、石黒長平、山田勝太郎、植田重太郎、第七期 東支庁長官、神部爲藏、石黒長平、園田春夫、山田勝太郎、開村三治、植田重太郎、第八期 東支庁長官、向田幸藏、山本市英、深澤吉平、山田勝太郎、青木三蔵、北勝太郎、第九期 東支庁長官、兒島銀藏、山本市英、辰繁又一、深澤吉平、吉野五郎次、高橋清助、北勝太郎

道會議員調

(自第一期至第十期)
【石狩支庁管内】(舊札幌支庁ヲ含ム)
第一期 大河原文藏、村田不二三
第二期 中居米吉、村田不二三
第三期 佐藤松太郎、宮城昌章、田中清
【渡島支庁管内】(舊函館、松前支庁ヲ含ム)
第一期 池田醇、村山儀七、吉田三郎右衛門、吉田清太郎
第二期 小橋榮太郎、中村長八郎、吉田清太郎、能戶清五郎
第三期 田村力三郎、松代孫太郎、能戶清五郎
第四期 杉立正義、上野盛松、吉田定助、小橋伊三郎、能戶清五郎
第五期 葛西耕芳、上野盛松、池田醇
第六期 中宮集吉、上野盛松、池田醇
第七期 中宮集吉、大田半三郎、池田醇
第八期 網谷萬次郎、大田半三郎、川内精作
第九期 宇喜多甫、黒島豊太郎、榎野直次、大田半三郎、川内精作

檜山支庁管内

第一期 松村清治郎、永瀧松太郎
第二期 松村清治郎、加藤重兵衛、永瀧松太郎
第三期 荒井幸作、上林九郎右衛門(明治三三、三九、五九職)、上林九郎右衛門(明治三三、三九、五九職)
第四期 能戶甚四郎、荒井幸作、北林屹郎
第五期 加藤勲助、北林屹郎
第六期 北林屹郎、辻謙治、松田合司
第七期 辻謙治、北林屹郎
第八期 辻謙治、大島重一郎、北林屹郎
第九期 石田連治、北林屹郎
第十期 石田連治、北林屹郎

空知支庁管内

第一期 東支庁長官、土房勝郎、田中清輔、助川貞二郎
第二期 東支庁長官補、藤田譽路、助川貞二郎、土房勝郎、齋藤三郎、松實喜代太、佐藤政三、土房勝郎、助川貞二郎
第三期 松實喜代太、助川貞二郎、三浦庄作、上野勲助、坂坂金吾
第四期 松實喜代太、助川貞二郎、三浦庄作、上野勲助、坂坂金吾
第五期 松實喜代太、上野勲助、五十嵐太郎吉、吉田草、植田重太郎
第六期 松實喜代太、石黒長平、山田勝太郎、植田重太郎
第七期 東支庁長官、神部爲藏、石黒長平、園田春夫、山田勝太郎、開村三治、植田重太郎
第八期 東支庁長官、向田幸藏、山本市英、深澤吉平、山田勝太郎、青木三蔵、北勝太郎
第九期 東支庁長官、兒島銀藏、山本市英、辰繁又一、深澤吉平、吉野五郎次、高橋清助、北勝太郎

上川支庁管内

第一期 友田文次郎、武市清行
第二期 酒田和三郎、中島民二郎
第三期 友田文次郎、内田勝
第四期 友田文次郎、三浦繁八
第五期 菅原大吉、太田利太郎、淺川浩一、近藤豊吉、新井鬼司
第六期 村上元吉、林路一、水上政治、山下茂藏、安達利三郎、山下半太郎、近藤豊吉
第七期 村上元吉、近藤豊吉、佐々木利助、林路一、太田利太郎、安達利三郎、菅原大吉
第八期 村上元吉、反橋信一、太田利太郎、松本六太郎、松浦周太郎、高橋日出男
第九期 村上元吉、反橋信一、太田利太郎、松本六太郎、松浦周太郎、高橋日出男

宗谷支庁管内

第一期 中田鶴吉、高橋文平
第二期 高橋文平、小谷本常祐
第三期 栗山弘忠、玉置信一
第四期 栗山弘忠、玉置信一
第五期 栗山弘忠、玉置信一
第六期 栗山弘忠、玉置信一
第七期 栗山弘忠、玉置信一
第八期 栗山弘忠、玉置信一
第九期 栗山弘忠、玉置信一
第十期 栗山弘忠、玉置信一

政治・行政

政治・行政

東條貞(昭和五、三、三辭職)、貴田國平(昭和五、三、三當選)
第十期 河西貴一、林彌八、吉野恒三郎(昭和五、三、三辭職)、香原啓次郎(昭和五、三、三辭職)、神澤真幸(昭和五、三、三退職)、貴田國平(昭和五、三、三當選)

膽振支廳管内

(新室蘭支廳ヲ含ム)
第一期 谷留吉(明治退職)、田村顯允(明治六、九、三辭職)、漆田欽允
第二期 栗林五郎、下村武允
第三期 栗林五郎、相澤勇治
第四期 齋藤良三、中村健晴
第五期 栗林五郎、沼崎啓司(大正五、三、三失職)、齋藤良三
第六期 田中義高、岡田福太郎(大正五、三、三失職)、岡崎平太郎、今田房次郎(大正六、八、三當選)

日高支廳管内

(備前河支廳ヲ含ム)
第一期 田中仙次郎
第二期 飯田信三(明治退職)、小島規矩夫(明治六、八、三當選)
第三期 北村廣吉(明治四、三、三死亡)、澤茂吉、塚本博愛
第四期 塚本博愛、塚賴吉
第六期 坂野秀太郎

第七期 坂東秀太郎
第八期 坂東秀太郎
第九期 坂東秀太郎
第十期 坂東秀太郎

十勝支廳管内

(後河西支廳ヲ含ム)
第一期 鷺見邦司、新津繁松、渡邊徹三
第二期 三井德實、新津繁松、岩水右八
第三期 三井德實、新津繁松、岩水右八
第四期 三井德實、遠山房吉、岩水右八(明治退職、五、九死亡)、林重藏
第五期 松本今次郎、三井德實、菅野光民
第六期 高倉安次郎、遠山房吉、菅野光民(大正七、九死亡)、奥野小四郎
第七期 高倉安次郎、小川晃邦、奥野小四郎
第八期 加藤廣吉、吉田嘉市、村上龜五郎、作田太七郎、遠山房吉
第九期 矢野治吉、山本與七郎、中村新作
第十期 矢野治吉、山本與七郎、堀野宗五郎、高倉定助、奥野小四郎

釧路支廳管内

第一期 武富隆太郎、宮城野勇太郎(明治五、九、九辭職)
第二期 白石義郎(明治四、三、三辭職)、秋元幸太郎(明治四、八、三當選)、木下成太郎
第四期 佐藤國司、木下成太郎(明治退職)

六、四退職)、上田勳兵衛(明治退職、七、二六當選)
第五期 横田又九郎、佐藤國司
第六期 佐々木與兵衛、佐藤國司
第七期 伊藤八郎
第八期 伊藤八郎
第九期 伊藤八郎、伊藤鐵次郎
第十期 伊藤八郎、伊藤鐵次郎

根室支廳管内

(後砂部支廳ヲ含ム)
第一期 柳田藤吉、倉澤忠太郎
第二期 小池仁郎、加藤秀男
第三期 小池仁郎、兼古高吉
第四期 小池仁郎、中島義一
第五期 石黒才吉、小池仁郎(大正四、四、二退職)、中島義一
第六期 石黒才吉、中島義一(大正六、五、七退職)
第七期 中島義一
第八期 小池義一郎
第九期 小池義一郎
第十期 梅谷國造(昭和三、六、三辭職)

札幌市

第一期 中西六三郎、谷七太郎(明治退職、失職)
第二期 藤井氏次郎
第三期 村田不二三
第四期 村田不二三
第五期 村田不二三、阿由葉宗三郎
第六期 阿由葉宗三郎、長屋平太郎、一

神仲次郎(大正六、四、三失職)
第七期 村田不二三、齋藤孝
第八期 村田不二三、齋藤孝(昭和三、三、元失職)、高橋清一、納谷信造
第九期 池田新三郎、木間久三、佐々木横之助、村田不二三(昭和五、三、三辭職)
第十期 木下三四彦(昭和二、七、三辭職)、池田新三郎、井川伊平、笹沼孝藏

函館市

第一期 佐藤定七、稻垣勝三(明治退職)、高橋文之助、平出喜三郎(明治退職)
第二期 高橋文之助、明石正三郎
第三期 松下熊雄、遠藤吉平(明治退職、八、三退職)、八木橋榮吉、小橋榮太郎(明治四、三、三退職)
第四期 松下熊雄、田村力三郎
第五期 八木橋榮吉(大正五、三、三死亡)、高橋倉太郎
第六期 松下熊雄、葛西耕芳
第七期 前田卯之助、恩智徳之助、佐々木文治
第八期 前田卯之助、登坂良作、林機作
第九期 寺尾庄成、大島吉吉、登坂良作、林機作、前田卯之助(昭和五、三、三退職)
第十期 種普通一、富行才一郎(昭和二、三、三辭職)、島村鏡郎、前田卯之助

小樽市

第一期 渡邊兵四郎、高野源之助(明治退職)
第二期 小町谷純

第三期 中谷宇吉
第四期 山田辰之進
第五期 篠田治七、中谷宇吉
第六期 山田辰之進、秋山常吉、篠田治七、森正則
第七期 壽辰重太郎、坂谷吉次郎
第八期 壽辰重太郎、井尻壽藏、秋山常吉
第九期 壽辰重太郎、夏堀徳二郎、秋山常吉
第十期 横山准治、夏堀徳二郎、秋山常吉

旭川市

(第四期迄空白)
第五期 友田文治郎(大正四年上川支廳管内ヨリ)
第六期 友田文治郎
第七期 齊藤彌三郎
第八期 松家四次郎
第九期 田中喜代松
第十期 前田善治、竹内武夫(昭和二、七、一五辭職)

室蘭市

(第六期迄空白)
第七期 齋藤良三
第八期 野中秀雄
第九期 井上定七、最上谷次吉(昭和四、二、三死亡)
第十期 岡本幹輔

政治・行政

釧路市

(第六期迄空白)
第七期 前田政八
第八期 林田則友、前田政八(昭和三、三、三退職)
第九期 菊地三之助
第十期 岡田伊之助

帯廣市

(第九期迄空白)
第十期 奥野小四郎(昭和九年十勝支廳管内ヨリ)

昭和十三年度地方費豫算の内容

昭和十三年度地方費一般會計豫算は道廳當局の提案せる一千四百三十五萬八千圓の原案に對し、道會は七萬五百五圓を増額して一千四百四十二萬八千五百五圓となつたが、その内譯は左の通である。

歳入

第一項 特別地稅 八五八、八三三
第二項 特別地稅 八五八、八三三
第三項 營業收益稅附加稅 一、〇六六、五三三
第四項 營業收益稅附加稅 一、〇六六、五三三
第五項 所得稅附加稅 一、七六六、八三三
第六項 所得稅附加稅 一、七六六、八三三
第七項 營業稅附加稅 一、〇六六、五三三
第八項 營業稅附加稅 一、〇六六、五三三
第九項 營業稅附加稅 一、〇六六、五三三
第十項 營業稅附加稅 一、〇六六、五三三

歳入

第一項 特別地稅 八五八、八三三
第二項 特別地稅 八五八、八三三
第三項 營業收益稅附加稅 一、〇六六、五三三
第四項 營業收益稅附加稅 一、〇六六、五三三
第五項 所得稅附加稅 一、七六六、八三三
第六項 所得稅附加稅 一、七六六、八三三
第七項 營業稅附加稅 一、〇六六、五三三
第八項 營業稅附加稅 一、〇六六、五三三
第九項 營業稅附加稅 一、〇六六、五三三
第十項 營業稅附加稅 一、〇六六、五三三

政治・行政

Table of political and administrative expenses, including items like '特別會計運用金', '臨時地方財政補助金', and '歳出' (Expenditure) with corresponding amounts.

政治・行政

Table of political and administrative expenses, including items like '児童監護費徴収金', '災害貸與金返納', and '臨時地方財政補助金'.

地方費事業の概要

昭和十三年度

昭和十二年十一月二十日開會の第三十七回通常道會において、石黒長官の説明せる昭和十三年度地方費豫算の編成方針並に事業の概要は次の通りである。

向上の趨勢を示しまして、地方費財政を緩和し、其の基礎漸く定まりつつあることは同慶に堪へぬ次第であります。
繰つて本道の我が國に於ける地位並に使命を稽へまするに、本道は北門の要衝に在り、人口、食糧問題を解決すべき重大なる任務を荷ひ、而も最近に至りましては、危機を孕む國際情勢に依りて、本道の地位は愈々重要を加ふることとなり、深き深き時局の動向・推移に鑑みまして、益々施設經營を進め、以て道勢の發展を圖り、國策に順應しなければならぬと存するに於て、即ち政府の方針に則りまして、銃後後援に關し、常時財政經濟政策に協力致しまして、生産力擴充に關する事業は勿論、進んで道民の福利増進を企圖すべき施設も、財源の許す限度に於て之を行ひ、以て道治の振興に寄與することと致し

更に之が増減の内容を説明致したいと存じます。

第一 新規計畫に屬する費額

- 一、勤勞教育獎勵費 一千四百圓
- 二、教育振興費 二千五百圓
- 三、東亞同文書院、ハルビン學院學生派遣費 九百九十圓
- 四、野付牛及び江差高等女學校費 三萬七千七百二十一圓
- 五、名寄高等女學校寄宿會設置費 七百二十圓
- 六、苫小牧工業學校寄宿會設置費 一千七百八十二圓
- 七、中等學校機關設備費 一萬三千二百六十圓
- 八、函館師範學校屋內體操場建築費 二萬圓
- 九、青年運動費 八千五百十三圓
- 十、青年學校查閱費 六百圓
- 十一、壯丁教育調査費 九百圓
- 十二、成人教育費 一千八百五十五圓
- 十三、職業紹介所設置費 一萬六千九百九十七圓
- 十四、勞務需給調整指導費 一萬二百四十六圓
- 十五、農山漁村醫療救護費 三千六百圓
- 十六、統後後援費 四萬圓
- 十七、傷病軍人會補助費 一千圓
- 十八、上層氣流觀測費 五千三百圓

- 十九、馬匹配合検査費 一萬一千二百二十九圓
- 二十、優良種化馬保留獎勵費 十萬二千五百四十八圓
- 二十一、牛の傳染性流産豫防施設費 二萬四千九百六十六圓
- 二十二、綿羊飼育指導員設置補助費 二千圓
- 二十三、養鶏共同施設補助費 六千二百五十圓
- 二十四、種豚購入補助費 一千五百圓
- 二十五、自給肥料改良増殖獎勵費 一萬二千二百四十二圓
- 二十六、園藝獎勵費 三千九百二十圓
- 二十七、酒精原料に飼料作物試驗費 一萬二千六百二十三圓
- 二十八、中小商工業金融施設費 二千五百二十一圓
- 二十九、工業實務者養成費 三千圓
- 三十、中小工業改善指導費 三千六百四十四圓
- 三十一、下請工業指導費 三萬五千十圓
- 三十二、沿岸漁業指導費 四千八百三十三圓
- 三十三、船人訓練補助費 八千三百四十四圓
- 三十四、農山漁村經濟振興費 七千四百三十五圓
- 三十五、防空諸費 七千八百二十二圓
- 三十六、巡査補充費 八萬四千八百八十六圓
- 三十七、警察電話架設費 二萬五千圓
- 三十八、保健所費 一萬六千四百五十三圓

- 三十九、診療所費 二萬九百五十五圓
  - 四十、養老改善指導費 二千三百二十五圓
  - 四十一、開道七十年記念施設費 二萬圓
- 等が其の主要なるものであります。
- 第二 法令の規定又は既定計畫に基づく増額は、
- 一、名寄中學校復舊費 十萬二千六百四十五圓
  - 二、町村及び土功組合災害土木工事補助費 十八萬六千六百七十七圓
  - 三、中等學校學級增加費 一萬二千七百九十八圓
  - 四、地方稅徵收交付金 八千九百四十五圓
  - 五、精神病者監護費 四千六百圓
  - 六、救護費 四千三百二十八圓
  - 七、警察忠給 一萬一千七圓
  - 八、地方慈善基金補充金 一萬圓
  - 九、公立學校職員年功加俸資金補充金 三千二百二十八圓
  - 十、救護費補助費 一萬六千八百七十一圓
  - 十一、温泉苗代獎勵費 三萬圓
- 等が其の主要なるものであります。

- 一、種牡牛馬充實費 二萬六千二百圓
  - 二、荒廢地造林補助費 一萬二千八百八十圓
  - 三、自轉車修理改正費 一萬一千二百圓
  - 四、二級町村書記旅費 三千四百四圓
  - 五、中等學校需用費 一萬二千三百六圓
  - 六、漁業取締船費 八千五百二十二圓
  - 七、道路、橋梁修繕費 二萬九千九百三十四圓
  - 八、河津堤防修繕費 二萬八百三十四圓
  - 九、警察需用費 一萬九千五百十三圓
  - 十、結核豫防特別施設費 五千七百七十六圓
  - 十一、廢記生産利用獎勵費 四千圓
- 等が其の主要なるものであります。
- 是より更に増額中主なる事業の内容を説明致したいと存じます。
- 第一は勤勞教育獎勵費であります。
- 初等教育の効果を進むるが爲具に本道の實情に鑑みまするに小學校教育に於て夙に勤勞を好愛し、自奮自動の精神を涵養せしむることの緊要なるは申すまでもないことと存じます。
- 仍つて一支廳管内に一校を撰

定し、之に助成致しまして農作物の栽培・家畜の飼育或は水産加工等を行はしめまして、其の指導の間に於て、教養の目的の一端を達成致したきものと存するのであります。尙生産物は努めて給食の用に供し、榮養改善運動の一助とも致したいのであります。

て、將來鑄つて校下に於ける徳・智・體三育を振作して、本道學校教育の改善振興に寄與したきものと存するのであります。

第三は青年學校查閱費であります。

青年學校の振興を圖ることは彌々健全なる國民を養成する所以であります。一日も忽にすることを得ませぬ、特に時局に直而して此の感を深くするのであります。仍つて今後學力及び教練に付密に查閱を行ひ、以て青年教育の刷新を圖り、中堅國民たるの素質向上に努めたいと存するのであります。

第四は壯丁教育調査費であります。

壯丁の學力調査は、選兵上緊要なるは勿論、國民教育の振興上亦重要な事項であります。本年三月文部省に於て之が調査要項を決定し、其の實施を促したる所以も此處に存するのであります。

第五は成人教育費であります。

本道に於きましては、從來二年或は三年に一回文部省の委託講座を開設致しまして、相當の成績を收めつゝあるものであります。が、時局に鑑みまして、明年度よりは農山漁村・都市に互つて樞要な地に一般勤勞大衆を対象として、成人講座を開設致したいと存するのであります。

併せて本講座に於ては修養・技術兩方面の指導を爲し、家庭人として又自治體人・國家人としての自覺を促し、同時に本道の特殊性に従つて本教育の完璧を期したいと存じます。

第六は職業紹介所設置費であります。

本道は未だ拓殖の途上に在りまする關係上、各種産業界に於ける勞務需給の狀況は、時に凶作・凶漁等に因り消長がありますが、常に需要超過の現象を示して居ります。毎年道外よりの

入稼者は五萬人を算し、道内に於ける移動勞働者九萬人を加へますときは、總數實に十四萬人の多數に上るのであります。が、之等移動勞働者の多くは漁夫・土木建築勞働者・農業人夫・樵夫・鐵夫等でありまして、其の需要期間の短期なると、需要の量大なるとに由りまして供給圓滑を缺き、爲に紹介方法・勞働・勞働時間等に關しまして、一種の弊風を存するのであります。

曩に職業紹介法制定せられ、勞務の需給調整は、専ら公營職業紹介所の管掌する所となりましたが、其の活動未だ充分でありませぬ、殊に移動紹介に至りましては漁夫の外は何等見るべきもの少き實情に在るのであります。

其の由つて来る根本の原因を考へまするに、移動紹介は性質上相當の經費と特殊の技術とを要するものであります。拘らず從來職業紹介制度は市町村經營

殊に道下を通じ迅速に且有效に、之が實績を擧ぐるの必要あることを認めまして、先以小學校及び中等學校の教務主任及び教科擔任の教師を招集し、相互に反省し研鑽を重ねしめまし

政治・行政

主義に依ります関係上、大なる活動を期待し難きに因るものと存するのであります。昭和十一年職業紹介法一部改正せられ、道府縣立職業紹介所を認め、移動紹介の機能發揚に努めたる所以は、此處に其の理由が存するのであります。

殊に近時重工業の異常なる發達に伴ひまして、各種労働者の需要著しく増大するの趨勢を示し、就中今次事變に原因致しまして、本道多数の軍需工場の労働需要量は愈々増嵩し、動もすれば之が供給の圓滑を缺くに至ると共に、如上の弊風を益々助長するの惧なしとしないのであります。仍つて茲に移動労働を専門とする職立職業紹介所を設置し、曩に参事會の協賛を経て本年度より設置致しました就職指導移動班の活動と相俟つて、勞務需給の適正なる調整を圖り以て本道産業の進展に寄與すると共に、労働者の更生を期せんとす。

とするものであります。第七は診療所費及び農山漁村醫療救護費であります。本道農山漁村に於ける醫師の分布は極めて不良でありまして、道民の保健衛生上急務に附し難きものがありますので、從來恩賜財團濟生會と協力致しまして巡回診療所又は家庭常備薬の配給等應急的措置を講じ、以て之が緩和に努められたのであります。併しながら、此の状態を以て推移することは、道民保健の問題より觀まするも等閑に付するを許しませぬので、曩に参事會の協賛を得て、本年度より幌延村外三町村に診療所を設置して、診療に従事せしむることと致しましたが、明年度は更に巡回看護婦十二名を設けて、醫療の普及せざる部落を巡回せしめ以て疾病豫防の一助たらしめたいと存するのであります。

第八は銃後後援費であります。銃後に關する政府並に本廳の施設に付いては、曩に臨時道會に於て説明致しました通りでありまして、既に御諒承のこととございませぬが、茲に再び之を費しませぬが、爾來道民の熱意と關係者の誠意とに由り、道内に於ける銃後に關する措置は事なきを得つゝあることは慶びとする所でありますが、征戦は月日と共に擴大せられ、今後益々銃後の護りを固くするの要あるものと認められますので、愈々事業の強化徹底を圖り、萬遺憾なきを期したいと存じます。

第九は傷痍軍人會補助費であります。日清・日露等の戦役に於て、不幸敵彈のため名譽の戦傷を受けたる軍人の本道在住者は約九百名に及んで居ります。而も今次事變の戦傷者も既に相當數に上つて居るのであります。之等傷痍軍人を以て組織する團體は相互扶助を目的として活動致して居るのであります。斯業の現況は、農業の合理化に伴ひまして近時著しく發達し最近に於ける飼育戸數二千七百戸・頭數一萬頭を示し、漸次増加の趨勢に在るのであります。羊毛の増産は、現下の時局に鑑みるも極めて重要な事でありまして、曩に拓殖費を以て綿羊増殖計畫を樹立し、種羊場の擴張を圖り、急速なる頭數の増加を企圖致して居るのであります。併しながら、民間に於ける飼育管理は未だ幼稚であります。故に、之に適當なる指導を加へ、以て所期の目的を達成するために、綿羊組合にして指導職員を設置する場合は、地方費より助成致したいと存するのであります。

第十は上層氣流觀測費であります。天氣・結霜豫報の資料として上層氣流の觀測は缺くべからざる事項であります。殊に航空路の開發は之が觀測を促し、國防の見地よりするも極めて重要なものであります。拘らず、現在僅かに札幌外三洞候所に於て之を實施せるに過ぎない状況であります。故に、明年度は更に之を擴張し、浦河外四洞候所に於ても之を實施致しまして、所期の目的を達成致したいと存じて居ります。

第十一は馬匹配合検査費であります。馬政第二次計畫に於て所期する有能軍馬造成の目的を以ちま

して、統制ある種馬の配合を行ひ、以て適地適産種の系統的蕃殖を勵行し、更に進んで産馬の體型を整理致したいと存するのであります。

第十二は優良種牝馬保留獎勵費であります。種牝馬は種牡馬と同じく馬匹改良増殖の根幹をなすものでありますから、之が種類を整理統一し個體の淘汰をも行ひ、以て資質の改良向上を圖り、有能馬の充實を圖るべく政府の馬産方針に順應致しまして、一頭に對し五十圓の獎勵金を交付して、優良種牝馬の保留を獎勵致しまして、本道馬産の改良に貢獻せんとするものであります。

第十三は牛の傳染性流産豫防施設費であります。本道に於てトリコモナス蟲に因る牛の傳染性流産の發生を見ましたのは、昭和十一年五月留萌支廳管内幌延村でありまして、次いで渡島支廳管内八雲町に於

て發見せられ、畜牛家に一大脅威を與ふるに至りましたので、本年二月主要なる畜牛地帯を調査致しましたところ、殆ど全道的に蔓延せるの状態でありまして、爲に不妊症の續發・産乳量の減少甚大なるものあり、本道畜産界の爲寔に憂慮に堪へないものがあつたのであります。仍つて曩に参事會の協賛を得まして、農林省の施設と相俟つて本年五月以降、石狩外十支廳管内百二十二町村及び札幌外三市を防疫地區として、防疫班十五班を編成致しまして、極力本病の豫防撲滅を圖つたのであります。が、明年度に於ても繼續之を實施し、防疫上遺憾なきを期したいと存じます。

第十四は綿羊飼育指導職員設置補助費であります。本道に於ける綿羊の獎勵は、農業經營との調和を圖り、拓殖完成期に於て百萬頭に達せしめんとするものであります。而し

第十五は養鶏共同施設補助費であります。本道に於ける養鶏は、農家の副業として拓殖完成期に於て成鶏六百萬羽に達せしむることを目標として獎勵を加へましたる

がため、近時著しく發達するに至つたのであります。即ち最近に於ける飼育戸數九萬戸・成鶏九十七萬羽を示し、而も本道は飼料豊富なると且飼養管理容易なるため、全道到る處に飼養せられ、其の成績極めて顯著なるものがあります。人口の増加と生活の向上は、勢ひ鶏卵・肉の需要を増大し、道外より年々二・三十萬圓の移輸入を爲しつたりあります。のみならず、雞の移入亦夥しく、道内需要の七割約百二・三十萬羽、三十萬圓を越ゆるの状況であります。而も移入雞は素質概して不良、加ふるに各種傳染性疾患の發生を伴ひ危険且經濟的影響甚だしきものあります。故に、茲に養鶏組合聯合會をして共同孵卵場を設置せしめて之を助成し、以て本道養鶏の發達を期せむとするものであります。

第十六は自給肥料改良増殖獎勵費であります。

畑作農業經營の確立振興は、現下本道農村の現狀に鑑みまして、緑肥作物の栽培利用なくしては之を期待し得べからざるものと信じます。

本廳は茲に緑肥作物栽培の急務なるを認めまして、昭和七年度以降専ら赤クロバト・コンモソベツチの栽培を奨励致して居りますが、之等緑肥作物は本道に分布せる廣汎なる特殊土壤地即ち酸性土・火山灰土・泥炭地に於ては、其の生育佳良ならざるものあるを以て、之等特殊土壤地に對しては、生育旺盛なる黄花ルーピンを栽培せしむることとし、取敢へず明年度に於きまして、農事試験場に於て根瘤菌を培養致しまして、各市町村に於て經營する採種圃に對して無償交付し、漸次本綠肥作物の普及増殖に努めたいと存じて居ります。尙右施設と相俟つて堆肥の生産利用をも奨励致しまして、自給肥料の助長に資したい

と存じます。第十七は園藝獎勵費であります。

本道に於ける園藝作物の栽培は、農業經營の集約化に伴ひまして、輒近漸く發達の緒に就き而も將來農産工業の普及發達と道民生活の向上は、益々之が需要を増加するの趨勢に在りますので、獎勵施設の擴充を圖り、以て品質の改善と生産の増殖を講ずることは、刻下緊要の事と存じます。園藝作物の栽培に關しては、昭和九年度に於て専任指導職員を設置し、之が獎勵を加へ來つたのであります。明年度に於ては更に園藝生産物共同撲別場を設置せしめ、規格の統一を圖り、尙蔬菜促成栽培用簡易温室の設置を奨励し、蔬菜の需給の調整を圖りまして、農家經濟の緩和に資したいと存ずるのであります。

酒精原料であります馬鈴薯並に飼料用玉蜀黍の栽培生産は、孰れも畑作經營改善上緊要であります。品種の雜駁・栽培法の未熟等に由り、段當生産量少く、之等作物の栽培普及上困難なるに鑑みまして、曩に參事會の協地費を得、本年度より指定試験地を設け専ら優良品種の育成の協を設け専ら優良品種の育成の協地費の改善、貯蔵に關する試験を行ひつゝあるものであります。明年度に於ても之を繼續施行し、以て所期の目的を達成せんとする次第であります。

第十九は中小商工金融施設費であります。中小商工業振興の問題は、我が國多年の懸案でありまして、曩に商業組合・工業組合組織に關する法制が制定せられ、之に基づき本道に於ても多數の組合を結成を見まして、産業諸團體と協調を保ちて、混池たる現時の配給組織を著々として改善しつつあるのであります。更に之が金融の疏通を圖り、以て中小商工業者の更生振興を期するの極めて緊要なるものあるを認め、政府の方針に則り、本年十月參事會の協賛を得て、中小商工業資金融通損失補償制度を確立し、金融の緩和に努むることと致しましたので、本制度の普及徹底を圖るがため、茲に専任職員を設置し、以て圓滿なる遂行を期せんとする次第であります。

第二十は工業實務者養成費であります。近時科學の進歩に伴ひ、工業界は異常なる發達を遂げ、訓練せられたる技術者を要すること昔日の比ではないのであります。然るに工業實務者中には依然として舊套を墨守し、時運の進展に隨伴し得ざるもの多數存するの狀況なることは、現下非常時局に際し遺憾に堪へませぬので工業實務者に對し徹底せる技術訓練を施すべく、之を先進地に

派遣し、以て重輕工業の實際に就き斬新なる技術を了得せしめ本道工業界の發展に貢獻すべく新に豫算を計上した次第であります。

第二十一は中小工業改善指導費であります。

中小工業振興の問題は、我が國現下に於ける重要懸案の一つであります。之を各方面より調査研究し、以て其の對策を講じますことは、刻下緊要の事と確信致すものであります。本道に於きましては、昭和八年以來工業組合の設立を勸奨致し、組合組織の統制下に經營の改善發達に努力し來つたのであります。が、中小工業者の實狀は遽に改善を圖り其の振興を期すること困難なるの狀態に鑑み、茲に専任指導職員を設置し、其の發達に貢獻せんとする次第であります。

第二十二は下請工業指導費であります。

現下我が國に於ける經濟情勢國防關係よりする工業の地方化に由りまして、昭和十一年度に之が指導職員を設置し、爾來商工省・陸海軍と協力致しまして鋭意特殊工業の開発指導に努力し來りました結果、急速なる發達を遂げ、今や受註品相違ぐの實情に在るのであります。仍つて更に専任職員を増置すると共に、検査設備の擴充を圖りまして、之が統制指導上遺憾なきを期することと致した次第であります。

第二十三は沿岸漁業指導費であります。

沿岸漁業は中小漁業者の生活資源を成すものであります。が、近時之が不振は著しく漁村を衰頽せしめつゝあるの狀況に鑑み、まして、其の主要なる原因を成す機船底曳網漁業を整理すると共に他の沿岸漁業の振興を圖り以て沿岸漁場の生産力維持回復に努むべく、曩に參事會の協賛

を得まして、本年度より専任指導職員を設置致しまして、専ら之が指導に當らしめて居るのであります。

本道沖合海面に於ける機船數百七十九隻、總噸數五千二百十餘噸に對しまして、本年八月公布せられたる農林省令機船底曳網漁業整理規則に基づきまして、之を七十三隻、總噸數二千五百噸に限局せられ、且禁止區域の擴張及び操業區域の改廢並に禁止期間の延長等、機船底曳網漁業に對し制限を加へらるゝに至りましたので、當業者を以て整理組合を組織せしめ、之が整理と延繩・刺網・流網漁業等他の漁業に轉換を奨励致しました。沿岸漁業の振興に寄與したいと存じて居ります。

第二十四は船入潤改修補助費であります。近年沿岸漁業衰退の結果、沖合漁業に進出するもの増加し、爲に發動機船急増の傾向に在る

のであります。其の根據地たる船入潤にして改修を行ふに非ざれば、效用を發揮し得ざるものも尠くないのであります。併しながら、窮迫せる町村財政獨力を以ては之が改修を行ふこと困難なるものがありますので、地方費より補助して改修工事を施行せしめ、以て漁村振興上寄與せんとする次第であります。

第二十五は農山漁村經濟振興費であります。地方振興、特に非常時經濟政策への協力は、産業及び經濟の發達を圖るを以て根幹とするものであります。之が目的を達成するがためには、經濟更生計畫を堅實に實施することは最も有力なる方法と存じます。政府は曩に特別助成施設を講じ、更に既設經濟更生計畫に付全面的に再檢討を行はしめまして、適切な事業を實施せしめ、以て所期の目的を達成せんと致して居るのであります。而して本計



畫の指導督勵は、本廳を中心とする經濟更生計畫委員會及び今回新に設置された支廳を中心とする經濟更生地方委員會之に當りまして、之が計畫の實行は、町村に於ける經濟更生委員會及び該委員會を組織する各種團體を以て之に當らしむるものであります。更に本運動の強化徹底を期するがため、町村委員會に協力委員を設置し、之に助成致しまして、常時各部落各戸を巡回せしめまして、積極的に指導督勵を加へ、尙指導職員を設置致しまして、綜合指導の實を擧ぐることに努めたいと存じて居ります。

第二十六は防空諸費であります。世界の列強擧げて空軍の充實強化に努めて居ります。今日に於ては、四面環海の我が國の地勢も、最近の如く著しく發達せる航空機の高性能に對しては、何等の障礙とならないことは、敢

へて贅言を要せざる所でありませぬ。戦時又は事變に際しては、先づ空襲に依つて相手國の中樞を脅し、重要資源を壊滅し、以て國內を混亂に陥れんとするところは、蓋し想像に難からざる所でありませぬ。隨つて一旦他國と干戈を交ふるが如き事態の發生を見るに至りました場合、敵機の來襲に因る危険を防止し、其の被害を軽減するがため、平素より防空対策を樹立し置くことは、本道の地理的關係に鑑みま

仍つて曩に參事會の協賛を得て、所要職員を増員を行ふと共に、本年十月防空課を設置致しまして、防空及び防空計畫を管掌せしめ、主要都市に於て防空演習を實施せしむる等、著々其の準備訓練に遺憾なきを期しつつある次第であります。

第二十七は巡查補充費であります。

歴代長官と在任期

職名	氏名	在任	期
蝦夷開拓督務	鍋島 直正	自明治二年六月至明治二年七月	
開拓使長官	鍋島 直正	自明治二年七月至明治二年八月	
開拓使長官	東久世通禧	自明治二年八月至明治二年八月	
同	黒田 清隆	自明治七年八月至明治七年八月	
同	西郷 從道	自明治十五年一月至明治十五年二月	
同	時任 爲基	自明治十五年二月至明治十五年二月	
同	調所 廣文	自明治十五年二月至明治十五年二月	
同	湯地 定基	自明治十五年二月至明治十五年二月	
同	岩村 通俊	自明治十九年一月至明治十九年一月	
同	永山武四郎	自明治十九年一月至明治十九年一月	
同	渡邊 千秋	自明治二十四年六月至明治二十四年六月	
同	北垣 國道	自明治二十四年六月至明治二十四年六月	
同	原 保太郎	自明治二十五年七月至明治二十五年七月	
同	安場 保和	自明治三十年九月至明治三十年九月	

第二十八は榮養改善指導費であります。國民の保健衛生の問題は、現下國家の重要事案でありまして、諸般の衛生行政に再検討を加ふるの緊要なるを痛感するものであります。

特に國民體位の向上に關しましては、醫藥療養の外豫防の方法として、積極的に身體の健全を計るの途を講ずることは最も肝要の事と認められ、殊に榮養を改善することは健康北海道の建設に缺くべからざる要件と存する次第であります。仍つて今後一段と榮養改善に付調査研究を進め、榮養指導の實際的效果を擧ぐるため、婦人指導員を設け、之が指導上遺憾なきを期することと致した次第であります。

第二十九は開道七十年記念施設費であります。明年は長くも明治二年蝦夷開拓督務に對し、聖詔を賜ひ、本

道開拓の大義を昭示あらせられましてより正に七十年に當るのであります。

未開僻地の地が開拓史上稀に見る今日の隆盛を見ることは、一に廣大無邊の 聖慮の賜でありまして、道民の齊しく無限の感激に充ち、永く心魂に銘し、皇恩を奉謝して盡きぬのであります。而して又本道開拓に従はれたる幾多の先輩及び道民が、優渥なる 聖詔に基づき、ま

て、克く皇國北鎮の重責を荷ひ以て、皇運を扶翼し奉るべく、一意奮闘努力せられました苦心經營の狀を想見し、眞に敬虔の念に打たるものであります。

謹んで上至仁至愛の 皇恩を奉謝し、益々盡忠報國の誠を效し是等先覺及び道民諸氏の功績を顯揚し、其の靈を慰めま

す。とは、實に我々三百萬道民の盡くすべき道なりと信ずるのであります。仍つて茲に開道七十年記念事業を企圖し、記念式並に

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第七代長官	杉田 定一	自明治三十一年七月至明治三十一年七月																		
第八代長官	園田 安賢	自明治三十一年七月至明治三十一年七月																		
第九代長官	河島 健三	自明治三十九年二月至明治三十九年五月																		
第十代長官	山之内 一次	自明治四十四年五月至明治四十四年五月																		
第十一代長官	中村純九郎	自明治四十二年二月至明治四十二年二月																		
第十二代長官	西久保弘道	自明治三十四年四月至明治三十四年四月																		
第十三代長官	依 孫一	自明治四十四年八月至明治四十四年八月																		
第十四代長官	笠井 信一	自明治四十八年八月至明治四十八年八月																		
第十五代長官	宮尾 舜治	自明治四十二年五月至明治四十二年五月																		
第十六代長官	土岐 嘉平	自明治四十二年九月至明治四十二年九月																		
第十七代長官	中川 健藏	自明治四十四年九月至明治四十四年九月																		
第十八代長官	澤田 牛麿	自明治四十四年九月至明治四十四年九月																		
第十九代長官	池田 秀雄	自明治四十四年七月至明治四十四年七月																		
第二十代長官	池田 信一	自明治四十四年七月至明治四十四年七月																		
第二十一代長官	佐上 清	自明治四十四年七月至明治四十四年七月																		
第二十二代長官	池田 信一	自明治四十四年七月至明治四十四年七月																		
第二十三代長官	石黒 英彦	自明治四十四年七月至明治四十四年七月																		

- いと存ずる次第であります。次に減額致しますものは、
- 第一 法令の規定又は既定計畫に基づく減額は、
- 一、地方費償還費 二萬八千六百十四圓
  - 二、北海道史編纂費 三千六百十六圓
  - 三、札幌師範學校寄宿舎建築費 十九萬一千五百四十四圓
  - 四、野付牛及び根室警察署舎建築費 十四萬圓
  - 五、行旅病人死亡人諸費 一萬圓
  - 六、稚内測候所設備費 三千九百九十二圓
  - 七、旭川健康相談所費 八千五百四十五圓
  - 八、函館及び旭川師範學校附屬小學校費 二千八百九十九圓
  - 九、函館土地區劃整理事業監督費 一千四百八十圓
  - 十、小學校教員恩給金補充金 六千九百五十七圓
  - 十一、市町村傳染病預防補助費 一萬八千三百七十八圓
  - 十二、町村及び土功組合利子補助 八千十八圓
  - 十三、札幌第二中學校建築費 一萬六千二百五十圓
  - 十四、帯廣中學校建築費 二萬三千二百七圓
  - 十五、室蘭高等女學校建築費 一萬二千

- 十六、釧路高等女學校建築費 一萬四千四百二十七圓
  - 十七、函館水産學校設備費 一萬五千六百二十二圓
  - 十八、教職員互助會補助費 二萬圓
  - 十九、青年學校教員養成所寮舎購入費 七千九百五十圓
  - 二十、旭川測候所改築費 一萬七千三百四十圓
  - 二十一、函館水上警察署巡邏船建造費 一萬圓
  - 二十二、健康相談所設備費 二萬三千六百二十圓
- 等が其の主要なるものであります。
- 第二 整理節約を行ひました費額は、
- 一、冬季失業労働者救済費 二千圓
  - 二、觀測手當 一千八圓
  - 三、廳立病院費 一千四百二十圓
  - 四、橋梁架換費 六萬一千五百五十八圓
  - 五、小麥増殖奨励費 一千五百三十三圓
- 等が其の主要なるものであります。

第一は北海道史編纂費であり、道史編纂事業は大正三年通常道會に於て協賛を得、爾來資料の蒐集編纂に努力致しました結果、本年九月漸く之を完了するに至りましたので、總べて削減致したのであります。

第二は橋梁架換費であります。準地方費道に架設せる橋梁架換計畫は、昨年通常道會に於て協賛を得、昭和十二年以降十一箇年間に實施することと致して居るのであります。其の中昭和十三年度に於て混泥土橋とすべき豫定のものは、鐵材使用を節約し非常時財政經濟政策へ協力するの意味を以て、之が計畫を變更することと致したのであります。即ち一般財源を以てする架換は總べて木橋とし、起債を以て財源とするものは橋臺及び橋脚は混泥土、橋體は木造として架換することに致したい

と存するのであります。隨つて地元市町村よりの寄附金は、混泥土橋とせざる關係上之を廢し總べて地方費の負擔を以て架換せんとするものであります。

次に歳入に就いて説明致したいと存じます。

地方稅收入の總額は七百五十四萬四千九百五十五圓であります。之を前年度豫算と比較致しますれば十一萬六千六百五十五圓の減收となるのであります。今之が増減の内容を申述べますれば、先づ増收を見るものは營業稅附加稅・所得稅附加稅・營業稅附加稅・電柱稅・金庫稅・備人稅・不動産取得稅等でありまして、自然増收四十三萬四千六百四十九圓、先年行はれたる稅制改正に基づく課率選増に因る増收二萬八千四十一圓、合計四十六萬二千六百九十圓であります。

次に減收を生ずるものは地租附加稅・特別地稅・家屋稅・段

別割・營業稅・備婦稅・遊興稅・漁業稅等でありまして、大演習警備費起債償還財源として増稅せる地租附加稅・特別地稅等の減稅額二十五萬六千四百二十一圓、本年八月臨時道會に於て協賛を得て施行したる稅率變更に由る減收額三十一萬三千六十七圓、歳出の減少に伴ひ減稅を行ひたる都市計畫特別稅九千八百五十七圓、合計五十七萬九千三百四十五圓であります。差引十一萬六千六百五十五圓の減收となるのであります。而して流木稅及び漁業稅に付きましたは臨時道會に於ける御意見を尊重致しまして、流木稅は薪材を除く其の他のものに對しては、從前の如く課稅することとし、漁業稅中機船底曳網に對しては、現行課率の一割四分餘を増徴し北千島に於ける鮭鱒流網に對しては、四割三分餘を増徴することとし、關係議案と共に提案致した次第であります。

次に稅外收入の總額は六百八十一萬三千四百五十五圓であります。前年度豫算に比し六十八萬二千六百五十五圓の増收となるのであります。

増收を生じます主なるものは臨時地方財政補助金・警察費下渡金・使用料・授業料・勸業費補助金・土木費補助金・勸業費寄附金等でありまして、合計百二十三萬五千九百九十二圓であります。

減收を生ずる主なるものは、過年度收入・水産物検査費繰入・衛生費補助金・教育費補助金・利子補助金・教育費寄附金・警察費寄附金・土木費寄附金等でありまして、合計百二十二萬九千四百三十七圓、差引十萬五千六百五十五圓の増收となり、稅收入と合算致しますれば一萬千圓の減收となり、之を歳出豫算に比較致しますれば五十七萬七千圓の不足を生ずるのであります。而して之が補填の方法に關し

ましては、現下本道經濟界の實情並に社會事情に鑑み、増稅計畫を樹て以て増收を圖る事は其の時機を得たるものに非ずと認めまして、橋梁架換費中二十萬五千圓、河川改修費中二十三萬圓、名寄中學校復舊費中十萬二千圓、合計五十三萬七千圓に對しましては起債に依ることとし、而も尙不足せる四萬圓に對しては、銃後後援費の財源に充當するの目的を以て特別會計積立金

中より運用し、以て收支の均衡を圖ることとし、關係議案と共に提案致した次第であります。

**地方費膨脹の趨勢**

明治三十四年北海道地方費法制定以來、地方費經費は逐年膨脹して臨時部を合算すれば十倍を超えてゐる。年次別に膨脹の趨勢を示せば左表の通である。(昭和十二年度の金額は豫算額、その他は決算額)

年度	經常部	臨時部	計	一戸當	一人當
明治三四	一三五、八八八	一三、七七八	一四九、六六六	七、八三八	一、四六八
三五	一、九三、三八一	二四、六七一	二、一八〇、〇〇〇	一、五〇二、一七三	一、四七五
三六	一、九三、八〇三	三三、六三四	二、二七六、四四七	一、六〇八〇	一、五二二
三七	一、三三、五九七	六、五五四	一、四〇、一五一	九、〇六三	一、七二四
三八	一、三二、九七六	七八、二二七	一、一一一、二〇三	九、〇六三	一、七二四
三九	一、三九、四七五	四七、八一七	一、八七、二九二	七、七二二	一、四四五
四〇	一、五三、八八七	五五、四四九	二、〇九、三三六	八、〇四六	一、五〇三
四一	一、七九、五九二	七〇、四三三	二、五〇、〇二五	八、五九〇	一、六四八
四二	一、七九、五九二	九四、七三三	二、七四、三二五	九、四三〇	一、七八三
四三	一、五八、六八八	五九、四三三	二、一八、一三一	七、一六六	一、三三三
四四	一、九七、一五三	五七、三三六	二、五四、四八九	八、〇七三	一、五〇七
四五	一、七四、九八八	六三、九三〇	二、三八、九一八	七、四七一	一、五七二
大正	一、九三、三三四	八六、三三一	二、七九、六六五	八、四八三	一、五五二



軍事・國防

陸軍

武勳赫々たる第七師團

今回の支那事變で中、北支に赫々の武勳を樹てつゝある我が北鎮健兒も、其の歴史を緋いて見るに、明治六年十二月に北海道開拓使次官鍋島直正が屯田兵創設を建議したのに始る。

即ち明治七年六月二十三日黒田清隆開拓次官、陸軍中將を兼ね北海道屯田憲兵事務総理を命ぜられ更に八月開拓長官軍久世通禧の後を受けて長官を兼任し明治八年五月宮城、青森、酒田の三縣及び管内士族等百九十八戸、男女九百六十五人を札幌郡琴似村に移し第一大隊第一中隊を編成し、エンヒール銃を下附した。

明治十年四月西南の役に屯田歩兵大隊を編成して大隊長永山少佐が指揮した。同年八月下旬鹿兒島を出發し三十日札幌に凱旋、明治十九年屯田兵第二大隊を根

室郡和田村に設置し第一大隊本部を札幌大通西端に建築、明治二十年屯田兵第三大隊を江別村に創設、同二十二年九月室蘭屯田兵中隊を第二大隊とし根室第二大隊を第四大隊とし、同二十三年第五大隊を釧路に設置、二十四年屯田騎兵、砲兵、工兵各隊を編成、明治二十八年臨時第七師團を編成し第一軍に編入、師團長に永山武四郎中將、參謀長に淺田親興大佐、明治二十九年五月十二日第七師團は札幌に置かれた。同年十二月屯田諸隊の外に歩、砲、工の野戰獨立隊を札幌郡月寒村に新設し屯田兵司令部を第七師團司令部と改稱、日清戰役後軍備擴張と共に明治三十二年二月第七師團を鷹栖村字近文に内定、同三十四年憲兵隊本部、師團司令部、同三十五年軍法會議、衛戍監獄を夫々旭川に移轉し、月寒に歩兵第二十五聯隊、札幌監獄區司令部を發したのみとなつた。尙函館には明治三十年十一月

月重砲兵隊を創設、同三十三年五年函館要塞司令部が設置された。斯く我が第七師團の成立は他師團と其の趣を異にしてゐるのである。

日露の風雲急を告げるや明治三十六年二十五、六、七の各聯隊より各一中隊を北清駐屯軍として派遣、同三十七年戰爭開始と共に函館、室蘭、小樽等の沿岸警備の爲各隊夫々守備に就き、八月四日第七師團に動員令下り十一月大連上陸第三軍に屬し旅順攻撃、二〇三高地、松樹、赤坂山に激戦、一月旅順陥落と共に奉天攻圍戰に参加、三十八年三月凱旋した。

大正六年五月第七師團滿洲守備の任に就き同七年八月九月西比利亞に出兵、同八年五月旭川、札幌に凱旋、同九年四月歩兵大佐多門二郎隊長として尼港に出動更に二十五、二十六の兩聯隊も出動、同十年任を終つて凱旋、昭和三年五月十七日濟南事件發生と共に支那駐屯軍として第七師團より第二十六、二十七、二十八の各聯隊所屬三箇中隊出動し昭和四年六月十八日任を果して天津を出發、同月二十七日武内大尉輪送指揮の下に三百八十八名旭川に凱旋した。昭和六年九月十八

日滿洲事變勃發し昭和八年五月十九日第七師團の一部征途に就き更に同年九月十七日山海關守備交替の爲に一部隊は旭川を出發した。昭和九年一月二十日第八師團混成第十四旅團と交代し第七師團派遣の命令下り杉原本部は零下十七度の二月四日勇躍軍都旭川を出發し小樽、留萌より船にて一路滿洲へ出征し滿蒙に數々の武勳を發して昭和十年三月十九日旭川に凱旋完了した。

昭和十一年五月二十日一部隊北支隊隊要員として札幌を出發した。同年十月二日より札幌を中心として特別大演習行はれ、三毛第七師團長と下元第八師團長の兩司令官の對立、畏くも、大元帥陛下には大暴風の日にても大本營にて終始御統監遊ばされ又雨の野外統監部にて御統監遊ばされ將兵の意氣頓に揚る。特別大演習は十月五日終了した。

歴代第七師團長

代在任期間 氏名

一 自明治三六、三男爵 永山武四郎

二 自同 三、四男爵 大迫 尚敏

三 自同 三、六、八男爵 上田 有澤

四 自同 三、三男爵 上原 勇作

軍事・國防

野崎商店醸造部

赤火

野

酒

軍事・國防

五 自明治三、五、二 林 太一郎
六 自大正三、五、二 宇部宮太郎
七 自同 五、八、八 藤井 幸雄
八 自同 八、二、五 內野辰次郎
九 自同 三、八、六 國司 伍七郎
一〇 自同 一、五、三 渡邊錠太郎
一一 自昭和四、三、六 新井龜太郎
一二 自同 六、八、一 佐藤子之助
一三 自同 八、八、一 杉原 美代太郎
一四 自同 一〇、八、一 宇佐美興屋
一五 自同 二、三、三 三毛 一夫
一六 自同 三、八、二 關部 和一郎

歷代第七師團司令部附少將

(帝國在滿軍人會館)
(七師團聯合支部長)

代 在任期間 階等 氏 名
一 自大正四、一、一 久木村十郎次
二 自昭和二、一、〇 中頭所左衛門
三 自同 三、七、六 小倉 可夫
四 自同 六、八、一 井上 璞
五 自同 七、一、一 福田 袈裟雄
六 自同 八、八、一 伊田 常三郎
七 自同 九、三、七 平田 重三
八 自同 一〇、八、一 中村 音吉
九 自同 三、二、一 橫山 臣平
一〇 自同 三、三、一 小野 賢三郎

歷代步兵第廿五聯隊長

代 在任期間 階等 氏 名
一 自明治三、二 獨立步大隊長 泉
二 自同 三、九、二 渡邊 水哉
三 自同 三、二、二 會我鏡之助
四 自同 三、〇、〇 步大佐 渡邊 水哉
五 自同 三、七、〇 伊藤 瀨平
六 自同 四、四、〇 稻村 新六
七 自同 四、三、〇 山田 虎夫
八 自同 四、三、〇 沼田 龍雄
九 自同 四、一、〇 吉田 熊雄
一〇 自同 三、八、〇 山本 松雄
一一 自同 三、八、〇 小杉 武司
一二 自同 三、八、〇 柳井 芳一
一三 自同 三、八、〇 五十嵐房吉
一四 自同 三、七、〇 山口 三郎
一五 自同 三、三、〇 永見 俊德
一六 自同 三、三、〇 片山省太郎
一七 自同 三、三、〇 橫山 鎮明

歷代步兵第廿六聯隊長

代 在任期間 階等 氏 名
一 自明治三、二 步大佐 太田 貞固
二 自同 三、五、〇 澤井直三郎
三 自同 三、九、〇 吉田 新作
四 自同 三、三、〇 丹羽 剛

歷代步兵第廿七聯隊長

代 在任期間 階等 氏 名
一 自明治三、三 步大佐 丸井 政亞
二 自同 三、〇、〇 步中佐 奧田 正忠
三 自同 三、二、〇 步大佐 竹迫 彌彦
四 自同 三、四、〇 奧田 正忠
五 自同 三、四、〇 神谷 景昌
六 自同 三、四、〇 向井 齊輔
七 自同 三、四、〇 白井 二助
八 自同 三、四、〇 大森 貫一
九 自同 三、四、〇 野鳥 貫一

歷代步兵第廿八聯隊長

代 在任期間 階等 氏 名
一 自明治三、〇 步中佐 深谷又三郎
二 自同 三、一、〇 村上 正路
三 自同 三、四、〇 步大佐 奧田 正忠
四 自同 三、九、〇 步中佐 小池 安之
五 自同 三、八、〇 足達 龜治
六 自同 三、八、〇 及部 盛種
七 自同 三、八、〇 神頭 勝彌
八 自同 三、八、〇 福田 榮太郎
九 自同 三、八、〇 有岡 奎太郎
一〇 自同 三、八、〇 辰巳 富吉
一一 自同 三、八、〇 前川 米太郎
一二 自同 三、八、〇 石井 豐吉

歷代騎兵第七聯隊長

代 在任期間 階等 氏 名
一 自明治三、三 騎大佐 白石 千代太郎
二 自同 三、一、〇 騎中佐 牧野 正臣
三 自同 三、九、〇 浮田 秀雄
四 自同 三、六、〇 大關 針
五 自大正五、八 騎大佐 白石 四郎
六 自同 二、二、〇 騎中佐 相賀 寅市
七 自同 三、三、〇 騎中佐 相賀 寅市
八 自同 三、三、〇 騎中佐 相賀 寅市
九 自昭和四、三、〇 騎大佐 岡田 元八
一〇 自同 三、三、〇 騎中佐 坂本 誠
一一 自同 三、三、〇 騎中佐 若見 茂
一二 自同 三、三、〇 騎中佐 大賀 茂
一三 自同 三、三、〇 騎中佐 吉原 吉彌
一四 自同 三、三、〇 騎中佐 栗林 忠道
(昭和十二年七月七日現在)

歷代工兵第七聯隊長

代 在任期間 階等 氏 名
一 自明治三、三 工中佐 佐藤 正武
二 自同 三、二、〇 工大佐 岡田 謙吉
三 自同 三、七、〇 工少佐 西原 茂太郎
四 自同 三、七、〇 工中佐 秋月 小一郎
五 自大正三、八、〇 工大佐 寺江 鯉一
六 自同 三、八、〇 工大佐 和田 清造
七 自同 三、八、〇 工大佐 渡邊 好治
八 自同 三、八、〇 工大佐 岸田 嘉助
九 自同 三、八、〇 工大佐 別技 茂藏
一〇 自同 三、八、〇 工大佐 池田 茂藏
一一 自同 三、八、〇 工大佐 佐竹保治郎
一二 自同 三、八、〇 工大佐 高橋 毅一

歷代輜重兵第七聯隊長

代 在任期間 階等 氏 名
一 自明治三、六 輜大佐 大隈 勳
二 自同 三、四、〇 山崎 彌
三 自同 三、二、〇 松浦 乙一郎
四 自同 三、二、〇 夫馬 雅樂吉
五 自大正三、八、〇 植岡 寬雄
六 自同 三、七、〇 志村 常太郎
七 自同 三、七、〇 會田 弘三郎
八 自同 三、七、〇 山田 一雄
九 自同 三、七、〇 佐々木 春次
一〇 自昭和四、三、〇 宮本 春次
一一 自同 三、八、〇 小田島 康彦
一二 自同 三、八、〇 加藤 權
(昭和十二年七月七日現在)

函館聯隊司令部

司令官 木村 直樹
副官 荻原 正博
部員 西村 雅亮
豫同 宮本啓次郎
同 谷内 寬盛
同 齋藤 三郎
司令官 步大佐 見城五八郎

軍事・國防



空農・苦工 騎大尉 小畑 元治  
八中・商高 騎大尉 玉木 峯司

第七師團常備軍

師團司令部(旭川)、歩兵第十三聯隊(旭川)、歩兵第二十五聯隊(札幌)、歩兵第二十六聯隊(旭川)、歩兵第十四旅團(旭川)、歩兵第二十七聯隊(旭川)、歩兵第二十八聯隊(旭川)、騎兵第七聯隊(旭川)、野砲兵第七聯隊(旭川)、砲兵重砲兵聯隊(函館)、工兵第七聯隊(旭川)、輜重兵第...

全國師團所在地

近衛師團(東京)、第一師團(東京)、第二師團(仙臺)、第三師團(名古屋)、第四師團(大阪)、第五師團(廣島)、第六師團(熊本)、第七師團(旭川)、第八師團(弘前)、第九師團(金澤)、第十師團(姫路)、第十一師團(普通寺)、第十二師團(久留米)、第十四師團(宇都宮)、第十六師團(京橋)、第十九師團(羅南)、第二十師團(祖山)

特別大演習

(第七師團關係)

明治四十二年 宇都宮地方 奥 保塚 西 寛二郎 長谷川好道 二、七、八  
大正十四年 弘前地方 長谷川好道 大迫尚道 二、七、八  
大正十四年 仙臺地方 河合 操 邦地 義之助 二、七、八  
昭和十一年 札幌地方 載仁親王 下元 熊彌 七、八

第七師團機動演習

麗朗十勝の山野に昭和十二年秋季機動演習が展開された。歩兵第二十五聯隊に第二十六聯隊を基幹とする枝隊對抗の第十三旅團演習は吉澤旅團長統裁の...

隊基幹の一枝隊の兩軍主力は中伏古北方高地で遭遇戦を展開し砲聲殿々として山野に鳴り響いた。

つて終幕、觀兵式に最後の華を飾つて師團演習を全く終了した。北海道招魂社合祀者 北海道招魂祭は軍都旭川に於て昭和十三年六月五日より三日間に互り嚴肅に行はれ、此の日官民多数の参詣あつて、今次事變に護國の鬼と散華した戦歿勇士に敬虔なる感謝の眞心を以て默禱を捧げたが、當日の合祀者は左の諸勇士である。

一方第十四旅團演習は北見山野を背景とし、中井旅團長統裁の下に歩兵第二十七聯隊と歩兵第二十八聯隊とで十二日より開始され、宮澤旅團は午前三時頃を衝いて美幌南方響徳高嶺の一角を占領、此處に強固なる陣地を構築、野付牛町から進撃の春見枝隊と相對峙し砲聲中天に轟く攻防戦を展開した。斯くして化装戦夜襲戦に兩軍鋭戦を繰り出して十八日午前九時師團長統裁の旅團對抗演習は其の幕を閉じた。而して一日休養の後師團師團長自ら陣頭に立つて三軍を叱咤する師團演習が十勝野に開始され、北軍七師の精銳は中井少將の指揮する前軍假設部隊騎兵、砲兵の果敢なる抵抗を排除しながら見事に開進陣形を以て野付河野の大連撃を遂げ帯廣市を斬かんとしたので二十日正午頃から、餘ヶ丘飛行場に集結待機中であつた帯廣市に各町村から運ばれた帯廣中學、十勝農業、青訓生徒の義勇軍約二千名は中井少將の指揮のもとに北進して中井少將の麾下に入り参戦、著しく戦勢を挽回した。

- △三、三、七 瀧洲、戦死、蛇田郡野別村 歩准尉 片山 五郎
- △三、八、三 支那、戦死、石狩郡常呂村 歩大尉 鮎田 寛二
- △三、九、六 支那、戦死、茅部郡森町 歩少尉 野田留次郎
- △三、九、五 支那、戦死、愛媛郡北宇和郡 歩伍 中井 茂一
- △三、八、七 瀧洲、戦死、別路市旭町 歩中尉 市川 忠作
- △二、三、九 瀧洲、戦死、瀨田郡瀨田町 職員 幸岡 清作
- △三、三、四 瀧洲、戦死、常呂郡野付牛町 歩伍 荒井 清作
- △三、三、四 瀧洲、戦死、常呂郡野付牛町 歩伍 佐渡千代雄
- △三、三、四 瀧洲、戦死、紋別郡上村 衛伍 竹下 誠一

列國新兵器整備一覽 (昭和十二年末調)

國名	航空	高射砲	戰車及機械化部隊
日本	陸軍所屬飛行機數 約一千機	二聯隊と一隊	戰車聯隊二
蘇聯	飛行機約五百機	獨立砲旅團、獨立砲隊、高射砲隊等各多數	獨立機械化部隊約三十、獨立戰車大隊約二十、右の外歩兵及騎兵師團の大部は機械化部隊を有す
米邦	飛行機約五百機	獨立砲旅團、獨立砲隊、高射砲隊等各多數	戰車數約六千七百輛
英國	約四千四百機	正規軍高射砲隊 (海外のものを含む)	戰車約三百五十輛

日本 陸軍所屬飛行機數 約一千機  
蘇聯 飛行機約五百機  
米邦 飛行機約五百機  
英國 約四千四百機

國名	航空	高射砲	戰車及機械化部隊
獨逸	約二千機以上 (空軍省所屬) 別に教育機一千機以上を有す	二十箇聯隊以上	未詳
佛國	約千九百機 (空軍省所屬)	野戰高射砲聯隊五(十二大隊)	戰車數約二百
伊國	約千九百機 (空軍省所屬)	義勇軍に屬する陣地高射砲司令部二十五、砲數約百四十門	右裝甲自動車數未詳
波國	約七百機 (航空省所屬)	五聯隊	輕戰車聯隊(六中隊)十、獨立戰車數約千五百輛、其の他機械化戰車數約二百

獨逸 約二千機以上 (空軍省所屬) 別に教育機一千機以上を有す  
佛國 約千九百機 (空軍省所屬)  
伊國 約千九百機 (空軍省所屬)  
波國 約七百機 (航空省所屬)





飛行集團司令部設置 陸軍では航空部隊整備充實のため航空兵團司令部の下に新に飛行集團司令部を設置することとなつたので、昭和十三年六月四日軍令を以て飛行集團司令部を公布したが、その内容は左の如くである。

- 【陸軍省發表】飛行集團司令部令
第一條 飛行集團長は陸軍中將を以て之に親補し、天皇に直隷し部下航空部隊を統率す
第二條 飛行集團長は部下航空部隊の練成に付其の責に任ず
第三條 飛行集團長は其の管理に依る各部團隊の動員計畫を掌り其の他の部下航空部隊の動員計畫を監督す
第四條 疫疾其の他非常の場合に際し飛行集團長は一時其の部下航空部隊を移動せんとするに當り急を要するときは之を實行したる後直に陸軍大臣、參謀總長に報告し關係師團長に通報すべし
第五條 飛行集團長は軍政、人事及び航空兵科専門教育に關しては陸軍大臣、動員計畫及び作戦計畫に關しては參謀總長、教育（航空兵科専門教育を除く）に關しては教育總監の區處を承く
第六條 飛行集團長は隨時部下航空部隊を檢閲し毎年概ね軍隊教育期の終に於て檢閲の實況及び意見を奏上し且陸軍大臣、參謀總長及び教育總監に報告す
第七條 飛行集團司令部に左の各部及び飛行班を置く
一、參謀部 二、副官部 三、兵器部 四、經理部 五、軍醫部
參謀部及び副官部を合して幕僚とす兵器部、經理部及び軍醫部の組織權限は別に定むる所に依る
第八條 參謀長は飛行集團長を輔佐し飛行集團長に對して事務整理の責に任ず
第九條 幕僚の各將校は參謀長の指揮を承け各擔任の事務を掌る
第十條 飛行班は參謀長の命を承け飛行機を以てする指揮、連絡等の業務に従事す
第十一條 准士官、下士官及び列任文官は上官の命を承け事務又は技術に従事す
第十二條 各部長より飛行集團長に具申すべき事項は豫め參謀長に開陳し其の承認を承くべきものとす
附則
本令は昭和十三年六月十日より之を施行す

少年航空兵募集 少年航空兵の基礎教育の爲に新設の東京陸軍航空學校では左の要項で第一期生を募集した。
一、採用人員 千百名
一、志願年齢 満十五年以上十七年未満（昭和十三年三月末日現在）
一、願書提出期日 昭和十二年十一月二十五日迄
一、學科試験 尋常小學校卒業程度
水戸に飛行學校新設 陸軍省では昭和十三年七月一日より勅令を以て陸軍飛行學校令中改正の件を公布し同日より施行することになつた。右は新に飛行隊に必要な戦技、通信等の教育を行ふため水戸陸軍飛行學校並に航空兵器整備に關する教育を新設するもので、陸軍省ではこれが内容につき同年六月三十日次の通發表した。
一、水戸陸軍飛行學校 水戸陸軍飛行學校は學生に航空に關する通信、兵器等の諸學術を修得せしめ及び航空兵科現役下士官ならしむるべき生徒及び下士官候補者並に航空に關する地上勤務に従事すべき兵器兵科幹部候補生たる生徒に必要な教育を行ふ
學生の種類、（一）通信學生、（二）火器學生、（三）下士官學生
尙同校は昭和十四年春、水戸市外前渡村に新設されるまでは下志津飛行學校内に於て教育を行ふ豫定である
（二）陸軍航空整備學校（立川） 陸軍航空整備學校は航空兵科現役下士官たるべき生徒を教育し及び航空兵科下士官たる學生に航空兵器整備に關する諸般の學術を修得せしめるところとし、この外航空兵器整備又は航空技術に従事すべき航空兵科幹部候補生たる生徒に必要な教育を行ふ
學生の種類、（一）技術學生、（二）幹部候補生

兵役施行令改正 在滿、在支部隊の兵力増加の爲、必要に依つて昭和十一年徴集の現役兵（近衛師團に屬するものを除く）で一年六箇月在營の歩兵及び衛生兵に對しその在營期間を短縮しない事になつた。改正省令は昭和十三年五月十九日公布即日施行された。
陸軍防空學校新設 陸軍では地上防空の必要性に鑑み、我が國最初の陸軍防空學校を設立し、空軍の充實と共に航空國防の完壁を期すべく千葉

市郊外に昨十二年八月一日より開校された。陸軍防空學校令要綱左の如くである。

- 一、防空學校は地上に必要な諸學術を修得せしめこれを各隊に普及し、防空教育資料の研究並に試験を行ふ。又以上の外に下士官候補者に高射砲隊の下士官に必要な教育を行ふ
一、學生の種類を左の六種とし通常毎年一回入校せしむ
佐官學生（砲兵中尉、少佐とし高射砲に關する學術を修得せしめ期間は三月とす）
甲種學生（砲兵大尉とし主として戰術並に射撃及び照空に關する學術を修得せしむ、期間は七月とす）
乙種學生（砲兵大尉、中尉とし射撃を修得、期間は五月とす）
丙種學生（砲兵中尉、少尉とし照空及び通信に關する學術を修得せしめ期間は五月とす）
丁種學生（砲兵下士官とし照空その他を修得せしめ期間は六月とす）
特種學生（各兵科尉官を以て之に充て要地防空に關する學術を修得せしめ期間は五月とす）
下士官候補者は高射砲隊より分遣する者を以てこれに充て高射砲隊の下士官たるに必要な學術を修得せしめ、毎年一回入校し期間は一ヶ年とす

東京陸軍航空學校 陸軍では空軍力充實の爲航空要員を養成することとなり、昭和十二年十月二十三日の官報で左記學校の新設増強を發表した。
一、東京陸軍航空學校（十二月一日開校） 飛行機の操縦その他に従事する航空兵科現役下士官たることを志願するものに基礎の軍事教育を爲すと共にその適性に應じ、操縦又はその他の勤務に従事するものを區分決定するため東京に航空學校を新設した
二、熊谷陸軍飛行學校 操縦生徒は東京陸軍航空學校卒業者を以てこれに充て、特種生徒中に操縦候補生を加へ、生徒隊を教育隊に改稱し從來所屬陸軍飛行學校に於て實施しありし飛行機操縦に關する調査、研究及び試験を行ふため研究部を新設し並に當分の内特種學生の教育を實施せしめ

歸郷療養者給與規則改正 陸軍軍人軍屬歸郷療養者給與規則の改正は昭和十三年四月二十二日勅令第二百八十一號を以て公布された。
同規則は日清戰役時代、即ち明治二十

Table with columns for rank (兵, 伍長, 軍曹, 曹長, 見官) and corresponding grades (一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八, 九, 十, 十一, 十二, 十三, 十四, 十五, 十六, 十七, 十八, 十九, 二十). It details the revised regulations for leave allowances for discharged soldiers and their families.

准士官	三〇〇	二一	二〇	一〇	五〇
少尉	三〇〇	二〇	一〇	五〇	一〇〇
中尉	三〇〇	二〇	一〇	五〇	一〇〇
大尉	三〇〇	二〇	一〇	五〇	一〇〇
少佐	三〇〇	二〇	一〇	五〇	一〇〇
中佐	三〇〇	二〇	一〇	五〇	一〇〇
大佐	三〇〇	二〇	一〇	五〇	一〇〇
少將	三〇〇	二〇	一〇	五〇	一〇〇
中將	三〇〇	二〇	一〇	五〇	一〇〇
大將	三〇〇	二〇	一〇	五〇	一〇〇

### 陸軍軍服の大改正

陸軍では今次事變の経験に鑑み、昭和十三年四月十三日「服制改正案」を發表したが、從來の服装は日露戦争後明治四十五年に制定された儘であつたのを今回の改正に依つて戦鬪行動の容易化と着用被服の整備及び動員實施の時被服業務處理を簡易化することとなつた。其の形態は軍衣(夏)は將校以下立折襟形を採用して行動時に折襟とし

得る様にす。又兩脇下に襟を入れて通氣孔を設ける。軍袴(夏)は將校は現制の儘で下士官以下の徒歩兵種は短袴式とする。襟部徽章は肩章を小形にし、將官は金色、下士官以上の星章を銀色金屬製とし、隊號章、兵種及び將校、下士官の表示は現制の儘で襟部階級章の外側に附ける。兵部徽章は山形の定色絨を右胸部物入の上部に附ける。肩章は通常禮裝の場合に現制正装と同一作りで小形とし、金線又は黃絹糸何れでも調製し得る。下士官以下の外出、儀式の際使用するのは横式の肩章とする。外套は肩章を廢止し、單衣と同様の階級章を襟部に附著し、襟を立てた場合にも階級識別を容易ならしめる爲濃茶褐平打紐の横式袖章で、將官は三條、佐官は二條、尉官は一條、准士官細一條、下士官は外側のみ細一條とし、兵は現制通である。雨覆は軍衣と同様階級章を襟部に、

又襟を立てた場合にも階級識別を可能ならしめる様に頭巾口覆に外套に準ずる線章を附す。見習士官候補生、經理部見習士官、同士官候補生及び軍醫候補生は階級に應ずる下士官兵制服に金色金屬補星章の特別章を附する。現制通であるが、儀式、外出等の場合軍衣外套、防雨外套に附する肩章は横式で、肩線に金線繩目縷を附け其の中に金色金屬製の櫻枝を配した星章を附する。

式、外出用として使用させ、現時假制式として使用中の戰帽を制式と定めた。補袴は茶褐色に袴下は白色の儘、靴は下士官以下の革脚絆は廢止して舊制の長靴に一部改善を加へて復活する。雜糞は大形にして從來の三分の二を増加することとし、背巻は暫く從來通とした。

### 軍事關係法規

我が國民は憲法第二十條の定むる所に依り兵役の義務を有する。即ち同條「日本國民は法律の定むる所に依り兵役の義務を有す」と規定されて居り、之を定めたものが兵役法である。我が國に於ては諸外國に見る様な備兵制度と異なり義務制度であり、且國民皆兵主義を其の建前とする。従つて戦時は勿論平時に於ても、大元帥陛下を中心として協力一致國防の完壁を期してゐる。兵役は常備兵役、後備

兵役、補充兵役と國民兵役に分けられる。

此の内常備兵役を現役と豫備役に、補充兵役を第一補充兵役と第二補充兵役に、國民兵役を第一國民兵役と第二國民兵役に分ける。そして壯丁は徴兵検査の結果甲種、第一乙種、第二乙種、丙種(以上合格)、丁種、戊種とに分れ、夫々各兵役に編入される。各兵役の服役期間は左の如くである。

現役二年△後備役五年四月△後備役十年  
△第一補充兵役十二年四月△第二補充兵役十二年四月△第一國民兵役後備役、補充兵役を終つた者四十歳迄△第二國民兵役前掲以外の者十七歳より四十歳迄

右の様に兵役の義務は十七歳より四十歳迄の者が服役するのであり、志願兵制度は十七歳以上徴兵適齡未滿の者が志願し、現役は二年である。

### 軍事・國防

停止中、假出獄中又は少年法、矯正院法の適用ある者等)を除く外は原則として徴兵検査日の前年十二月一日より其の年の十一月三十日迄に滿二十歳に達する者は徴兵検査を受けねばならない。又若し兵役を免る爲に逃亡したり、潜匿したり又は身體を毀傷、疾病を作爲或は詐偽行為を爲した者は懲役刑に處せられる。

兵役は右の様に我が國民の義務ではあるが、同時に又權利でもある。殊に今日の如き事變下の出征軍人或は國防に當る國民全體は義務の觀念を全廢し、進んで皇國の發展の爲に貢獻すべきは言を俟たざる所である。次に最近の改正になる法令を見る事とする。

### 陸軍の後備備將校現役復活

昭和十二年八月二十九日陸軍省令改正で、從來三十歳未滿の豫備中、少尉に限られてゐたのを大尉、佐官迄擴大し

て採用、其の志願年齢を五十三歳未滿、定限年齢を五十五歳迄にし、又一年志願兵又は幹部候補生出身者の定限年齢を各二年延長する。而して右改正に依つて恩給年限迄勤務し得る事となつた。

### 准尉三百五名少尉に昇進

陸軍各兵科准尉三百五名は補充令に依つて少尉に任官待命中の處、昭和十二年九月一日付で一齊に豫備役に編入され、志願に依り特別志願將校として採用される事となつた。此の特權を付與された者の内譯は左の如くである。

### 陸軍諸學校の年限短縮

昭和十二年九月二日付陸軍省令第三十七號で左記五學校生徒の就學期間を短縮し將校充實を圖る事となつた。

- 一、陸軍士官學校生徒 約二箇月乃至三箇月短縮(從來は一年八箇月)
- 一、豫科士官學校生徒 約四箇月乃至一箇年短縮(從來は二箇年)
- 一、陸軍幼年學校生徒 約四箇月短縮(從來は三箇年)
- 一、陸軍經理學校豫科生徒 約四箇月短縮(從來は二箇年)

### 空軍に轉科の將校

陸軍省では空軍充實のため各兵科將校の中優秀なる者を航空兵に轉科させる新例を拵いたが、九月二日發表されたものは左の如くである。

- 一、陸軍工科學校生徒 約二箇月乃至六箇月短縮(從來は二箇年)
- 右短縮の最大か最小かは當該學校長の裁量に依つて決定する事となつた。

### 陸軍將兵の在營服役年限延長

昭和十二年九月二十八日陸軍省令第四十一號で現役、豫備役、後備役、後備兵役、第一補充兵役にある各將校、准士官、見習士官、下士官、兵(短期現役兵を除く)の在營服役期間を夫々延長して支那事變に對處する事となつた。同省令全文は左の如くである。

支那事變に關し陸軍軍人の服役又は左營延期等に関する件左の通定む

昭和十二年九月二十八日

陸軍大臣 杉山 元

第一條 動員部隊又は事變地にある部隊に屬する現役、豫備役又は後備役

の將校、准士官、見習士官、下士官（短期現役兵を除く、以下之に同じ）、後備兵、後備兵に第一補充兵にして現役期間に満する者はその現役を延長す特別志願將校にしてその現役期間を満する者に付したる同じ

第二條 勳章部隊または軍機地にある部隊に属する現役兵にして在營期間に満する者はその在營を延期す 第三條 前二條の規定に依り現役、服務または在營を延期せられたる者に付して左の区分によりその延期を解す但し昭和十四年三月三十一日までの間に於て第三條の規定によりその延期を解せらるる者にしてその解止に因り後備後、後備兵役又は第一補充兵役を満すべきものに付ては第四條の規定を準用す

一、現役の將校、准士官及び下士官は轉役を命じたる日 二、特別志願將校はその職務を免じたる日 三、召集の者は召集解除の日 第四條 第一條の規定の適用を受けざる將校、准士官、下士官及び兵にして昭和十三年に於て後備後、後備兵役または第一補充兵役を満すべき者の當該現役は之を一年延期す

附則 本令は公布の日より之を施行す 分取扱は凡て戸籍法の適用を受ける内地人と同じく何等の差別を設くることなし 八、但し志願者は人壽前朝鮮總督府陸軍特別志願兵訓練所に選抜して入所せしめられ言語、民情、習慣等に於て内地人との差異なからしむるやう準備教育を施し法的に差別を設けざりし趣旨に吻合せしむ

二、本年の採用人員は取り敢へず四百名とす 一、從軍志願兵制度 陸軍では昭和十三年二月十八日の閣議で特別志願兵令を決定發表した。 【陸軍省發表】 各年（昭和十二年）二月二十一日勅令第七二六號を以て退役將校若しくは准士官又は國民兵役に在る下士官若しくは元下士官を後備役に編入する道を拓かれたるが今回更に補充兵、國民兵又は兵役の義務なきに至りたる者の後備役又は第一補充兵役編入の道を拓かれ内地人（將來は兵役を終了せる半島人にも適用する事を得）の從軍願の受理手續を合法化せり右に依り從軍志願者は今後陸軍に於て適當と認め缺員補充上必要ある場合に限り軍人として軍務に服し得ることとなれり

要案司令部條例改正 昭和十 軍事・國防

陸軍戰時給與特例

昭和十二年八月十九日勅令を以て公布された特例は左の如くである。 今回の支那事變に關し陸軍戰時給與規則を適用する場合に於て左の各款に掲ぐる者に限り同令によらず本令の定むる所に依る

一、支那方面に出發する者（内地途中に在る者を除く）又は同方面に在る者に對し陸軍戰時給與規則第六條第一項又は第二項の規定に依り増給する額は在支陸軍部臨時給與令に定むる在動加俸の額に依る 二、陸軍戰時給與規則第一表の手當金は別表に依る

中、少佐級の給與令改正

陸軍では人材の拔擢を斷行し清新の氣を注入する爲中、少佐に一等級、二等級の區別を設ける事となり、昭和十三年三月の定期異動から適用する事になつた。 中佐 一等級 3,000圓（現行一等） 二等級 2,500圓（現行一等） 少佐 二等級 2,000圓（現行一等） 高等後備後、後備後將校の中でも勳功拔

二年十一月二十九日の官報で要案司令部條例を要案司令部令と改正し、尙第二條の中「師團長（臺灣に在りては臺灣軍司令官、朝鮮に在りては朝鮮軍司令官、關東州に在りては關東軍司令官以下同じ）」を「師團長（第一、第四及び第十二師管にありては當該師管の防衛に任ずる防衛司令官、臺灣にありては臺灣軍司令官、朝鮮にありては朝鮮軍司令官、關東州にありては關東軍司令官、以下同じ）」に改むこととなつた。本令は昭和十二年十二月一日より施行された。

本道の軍用犬飼育

北海道は諸種の點において犬の飼育に恵まれたる條件にあり、近年來軍用犬の飼育熱勃興し先進地に劣らぬ發展振りを示し、わが國最大の軍犬資源地としてその將來を矚目されてゐる現在わが國の軍用犬に關する團體は次の二つである。

輜重輸卒が特務兵に

陸軍當局は「輜卒」の名稱が士氣に影響する所甚大なるを慮り輜重特務兵と改稱し、昭和十二年十月三十日付官報で公布した。それに依れば從來の特務兵は二等特務兵となり或期間を経過すると特務一等兵に進み、更に輜重一等兵や輜重上等兵に進級が出來、又補助衛生兵も特務兵と同様の進級が出來る事となつた。

幹部候補生制度改正

陸軍では支那事變近現代戰の複雑化に適應し得るため集合教育を施す事を目的とし幹部候補生制度を改正し歩兵を全部一年十月二十日とする。従つて青年學校義務教育制も同終了者は更に二年間在營する事となつた。

尙從來幹部候補生は現役兵の中より選抜してゐたが、今後は現役兵の外補充兵や短期現役兵からも有資格者は志願し得る事となつた。又幹部候補生は入營後四箇月間一般兵と同じ教育を受け、檢定の結果甲種幹部候補生と乙種幹部候補生とに分けられ、甲種幹部候補生となつた者

戰時進級令

陸軍では昭和十二年六月二十九日士官學校を卒業した第四十九期生（同年八月二十一日少尉任官）の七百二十名に戰時進級令を適用し、任官後七箇月餘で中尉に進級する旨昭和十三年三月三十一日付を以て發令、平時は最短一箇年の規定（武官進級令第七條）を今次事變に依り短縮したものである。

朝鮮人志願兵制度

昭和十三年二月十八日の閣議で陸軍特別志願兵制を決定、陸軍省より發表された。 【陸軍省發表】 之は四月三日の神武天皇祭を卜して施行、兵編入後の身分取扱上内地人と朝鮮人との間に何等の差別を設けることなく半島臣民も亦帝國臣民たるの特を深うし益々忠義報國の至誠を具現し皇運を扶翼し奉るべき事を確信す

イ、朝鮮人も陸軍大臣の定むる所に依り之を現役又は第一補充兵役に編入することを許す 二、現役及び第一補充兵役編入後の身

△帝國軍用犬協會 總裁 久須宮朝融王殿下 軍用犬種 セパード種 (S)、エアデー、ルテリヤ種 (A)、ドールマンペンシ、エル種 (D) △日本セパード犬協會 會長 筑波藤原侯爵 軍用犬種 犬、セパード種 帝國軍用犬協會札幌支部調査による昭和十三年九月二十日現在本道における軍用犬の現況は 大要次の通である。

- △帝國軍用犬協會札幌支部 支部長北大教授黒澤亮助、區域札幌市、室蘭市、石狩、釧路兩支應、事務所札幌市南一三四七番光幸堂方、會員數一〇四名、S一二〇頭、A五頭 △同小樽支部 支部長壽原外吉、區域小樽市、後志支應、事務所小樽市相生町一ノ四九石野堂治方、會員數五三名、S五四頭、A八頭、D二〇頭 △同南部北海道支部 支部長砲兵大佐長岡清三郎、區域函館市、渡島、樺山兩支應、事務所函館市西川町五一塚本操方、會員數七七名、S五四頭、A一頭、D二八頭 △同東部北海道支部 支部長下村正之助、區域旭川市、訓路市、帶廣市、空知、十勝、上川、留萌、宗谷、網走、浦河、釧路國、根室各支應、事務所旭川市十條通

十四丁目吉川繁雄方、會員數五〇名、S七〇頭 以上總數四百一十一頭中軍犬候補資格所有犬は札幌支部二十頭、小樽支部二十頭、南部北海道支部十九頭、東部北海道支部不詳となつてゐる。尙會員外の飼育頭數は相當數に上つてゐるものと見られる。

基本訓練試験に合格せる犬は現在のところ札幌支部七頭、小樽支部十一頭、東部北海道支部一頭で、犬名をあげれば次の如くである。 【札幌支部所屬】 ホープ、フォン、ソノ、ト、所有古谷裕、指導古谷隆善、△リリ、一、瑞光莊、S、所有酒井嘉一郎、指導同人△アダ、フォン、ヴォルフ、ス、ワイ、ンゲンハイム、化、S、所有鈴木木宏、指導同人△ヒロー、フォン、ソノ、ト、S、所有吉田米藏、指導同人△ベルネー、フォン、トミヤマ、化、S、所有添田武源、指導野村武男△ヘラー、オプ、アサヒランド、化、S、所有土谷留太郎、指導同人△フレド（藤田氏）化、A、所有市川純彦、指導藤田慎悟 【小樽支部所屬】 アルドウイン、フォン、スハラ、ト、S、所有唯是日出彦、指導小野

軍事・国防

藤正一△アヤックス・フオン・フクヤマ 社S、所有養原外吉、指導野野伊助△ベ...

次に防衛訓練試験合格犬であるが、この試験は基本訓練試験合格犬のみが受験資格を有する...

日本セバード犬協会の支部は

函館に一つあり会員は三十七名である。函館支部は設立日なほ...

軍馬、軍犬の献納

支那事變發生以來北海道の愛馬、愛犬家の間に軍馬、軍犬の献納相つぎ...

本道・樺太在郷軍人分會

Table with columns for branch names (e.g., 札幌市別分會, 支那市別分會), membership counts, and lists of members.

Main table listing military personnel across various locations (札幌市中央, 札幌市東, 札幌市南, etc.) with columns for rank, name, and status.

軍事・国防

軍事・國防

Table listing military personnel from various locations such as 江部乙村, 菅江村, 歌志内村, 赤平村, 深川町, 妹背牛村, 一己村, 多度志村, 深川町, 妹背牛村, 一己村, 多度志村, 深川町, 妹背牛村, 一己村, 多度志村. Includes ranks like 後少尉, 後中尉, 後少佐 and names like 磯江 芳吉, 松ヶ平 五作, 玉置 一平.

軍事・國防

Table listing military personnel from various locations such as 登川, 三笠大夕張, 若菜邊, 三笠山聯合, 市來知, 磯内, 磯春別, 住友奔別, 彌生, 新幌内鑛業. Includes ranks like 元砲上, 後砲上, 後砲中, 後砲下, 後少尉, 後中尉, 後少佐 and names like 坂田 仲高, 大内 敬之助, 佐野 七郎, 川崎 忠四郎.

軍事・國防

櫻泉村 後歩伍 中澤 雪郎
後歩上 太平 庄吉
後騎上 德瀨 誠太郎
後歩上 高尾 直
後砲上 北澤 忠雄
元歩一 鈴木 金作

室蘭市管内

室蘭市聯合。後海機大尉 池田 千足
退砲中尉 大野 孝英
後歩曹 長瀨 顯寛
後工少尉 田澤 義夫
後騎少尉 高村 志良
後歩上 八木 幸次郎
元歩一 青木 幸一
後歩上 新開 信雄
退砲准尉 太田 深作
元歩一 沼澤 十
後騎上 渡邊 虎之助
元工上 沖野 義夫
後砲上 板橋 三千壽
名取 辰雄
長谷川 照雄
元騎一 野澤 三五郎
元歩一 門脇 文藏
白川 豊藏
元騎一 平賀 錦三
元騎一 池田 千足
後海機大尉 鳥 義治
退砲少尉 鴨下 克己
元騎一 小林 佐三郎

札幌支隊管内海軍部

設 立
昭八、四一 札幌市聯合分會
昭八、四一 退海軍中佐 鷲野 朝澄
昭八、四一 空知支隊夕張炭山聯合分會
昭八、四一 空知支隊夕張炭山聯合分會
昭八、四一 空知支隊夕張炭山聯合分會
昭八、四一 空知支隊夕張炭山聯合分會
昭八、四一 空知支隊夕張炭山聯合分會
昭八、四一 空知支隊夕張炭山聯合分會
昭八、四一 空知支隊夕張炭山聯合分會
昭八、四一 空知支隊夕張炭山聯合分會
昭八、四一 空知支隊夕張炭山聯合分會

函館支隊管内

支隊事務 現歩少佐 萩原 正博
(監隊副官)
支隊事務 現歩少佐 萩原 正博
(監隊副官)
支隊事務 現歩少佐 萩原 正博
(監隊副官)
支隊事務 現歩少佐 萩原 正博
(監隊副官)

軍事・國防

砂原村 元歩上 河村 鶴松
後歩上 平田 千代松
後歩一 松川 時雄
元補歩 宇野 興三五郎
後歩上 山本 豊藏
同 佐藤 松三郎
後歩五 佐藤 德次郎
後歩五 伊藤 淳一
後歩五 佐々木 豊盛
尾札部村 後歩二 山川 善司
後歩一 黒川 本藏
後歩一 大川 源之助
元歩一 工藤 啓五郎
鹿部村 後騎少尉 天満 常雄
元歩一 高橋 福太郎

檜山支隊管内

檜山支隊聯合。後歩中尉 佐野 真一郎
後騎少尉 前原 一直
元砲一 徳田 秀
元歩五 横松 樞
後歩上 大森 諭
後騎上 宮本 宇之作
後歩軍 能代 幸四郎
後砲伍 木村 重藏
元歩軍 小林 要作
後歩軍 小山内 義雄
後砲伍 杉江 丑太郎
後砲伍 樺 三治郎
後歩上 川口 谷庄藏
後歩上 三浦 龍藏
後歩上 笹原 信

乙部村

後騎上 木村 梅吉
後騎上 松永 倉藏
後歩五 由利 彌一郎
後騎在 深川 幸吉
後歩中尉 佐野 真一郎
後歩伍 山上 俊夫
後工上 松田 朝太郎
後歩上 桂川 常太郎

後志支隊管内

後志支隊聯合。退歩中尉 中谷 稔
元歩上 石垣 久太右衛門
後砲軍 木村 喜徳
後歩上 東口 嶺
後歩上 菊地 由太郎
元歩一 千田 貞二
元歩一 金子 有法
後歩五 渡部 庄太郎
後歩五 今田 庄次郎

軍事・國防

Table listing military personnel from various regions including 大甲鎮山, 磯谷郡, 南尻別村, 俱知安町, 野太村, 東俱知安村, 留壽郡村, 眞狩別村, 喜茂別村, 小樽市第一 through 小樽市第八, and 函館市管内. Includes ranks like 一國歩上, 後歩上, 元歩軍, etc., and names of individuals.

軍事・國防

Table listing military personnel from 小樽市第一 through 小樽市第八, 旭川支部管内, and 函館支部管内. Includes ranks like 退歩少尉, 後歩少尉, 元歩軍, etc., and names of individuals. Also includes a section for 旭川支部管内 with a list of members and their ranks.





豊原支應管内

後騎一 小山竹次郎
伊藤徹太郎
入江 岩吉
退歩中佐
退歩准尉
退歩少尉

元泊支應管内

元砲上 長谷川喜一
元砲上 佐古大四郎
元砲上 永井良次郎
元砲上 長谷川嘉一

眞岡支應管内

眞岡支應聯合。元歩一 三井 評道
元歩上 由田與三吉
元歩上 宮内 喜助

旭川支應管内

元砲上 長谷川喜一
元砲上 佐古大四郎
元砲上 永井良次郎
元砲上 長谷川嘉一

旭川支應管内海軍部

立所 旭川支應管内海軍部
部長 上川美珠村分會
部長 海三樓曹 高木 良一

旭川支隊役員

役員名 官等 氏名
支隊長 現歩大佐 宇野 通雄
支隊副長 現歩中佐 飯村 輔夫

網走支應管内

網走支隊聯合。元歩一 廣川六治郎
元歩上 中田 忠一
元歩上 成田千代吉



▽月梨郡  
羅白村 後歩上 川端 幸一  
後歩上 畑田 大吉  
後歩上 志賀 謙吉

▽國後郡  
泊村 元歩上 相馬 敬三郎  
後歩上 沼里 正夫  
後砲軍 橋本 松石衛門  
泊村古茶布 後騎上 猿田 米策  
後騎上 伊藤 重威  
泊村東湧 後歩上 河ヶ谷 勇造  
後歩上 小杉 金之助  
留夜別村 同 橋 喜平  
後歩上 集田 勇

留夜別村植内 後歩上 前川 清松  
後歩上 田村 久之助

▽播磨郡  
留別村 後歩軍 木間 源夫  
後歩上 三上 一郎  
留別村内保 後歩上 高尾 悦郎  
後騎一 佐藤 福一  
留別村草冠 後歩上 久保田 政雄  
後歩上 澤崎 清  
後歩上 江田 兼吉

▽砂郡  
砂郡村 元歩軍 佐々木 兵衛  
元歩上 工藤 恭次郎  
後歩上 佐々木 博

▽香取郡  
香取村 元工上 幸谷 貞治

釧路市管内

釧路市聯合 元工軍 辻 徳夫  
後歩上 瀧田 武  
元海一水 中瀬 勝治郎  
後歩上 中村 謙太郎  
後歩上 福島 兵之祐  
後歩上 遠藤 虎雄  
後歩上 三浦 英三  
後歩上 月見 興三郎  
後歩上 池内 正士  
後歩上 石岡 石太郎  
後歩上 安達 佐助  
後歩上 安藤 庄一  
後歩上 工藤 直三郎  
後歩上 山内 利三郎  
後歩上 鈴木 清佐  
後歩上 鈴木 誠  
後歩上 米森 秀太郎  
後歩上 藤田 憲一  
後歩上 藤波 太郎  
後歩上 小野 巖  
後歩上 瀧田 武  
後歩上 安田 二郎  
後歩上 河合 幸次郎  
後歩上 柴田 金之助  
後歩上 内田 伊佐美  
後歩上 本間 直藏

帯廣市管内

帯廣市聯合 退砲中尉 小林 一治

海軍

昭和十二年七月七日蘆溝橋に於て日支衝突に端を發した今回の支那事變は時と共に支那全土に戦火は擴大した。此處に於て世界に誇る我が無敵艦隊は直ちに支那全沿岸を封鎖し、完全なる制海權を成し遂げ、又海軍航空隊は中、南支到る處に爆彈の雨を降らして支那上空の制空權を完成した。然も數次の爆撃敢行は命中率百%にして各重要都市の軍事施設を完膚なき迄に粉碎し、上海上空に於ける空中戦には體當りの美技を見せて上海在住外國武官を驚嘆せしめ、又

Table listing military personnel and their ranks across various divisions like 釧路支部管内海軍部 and 釧路支部役員.

各飛行場に於ける敵空軍との激戦は、支那空軍の再建を不可能ならしめる程の撃墜振りを示し海の荒鷲の名を全世界に輝かした事は國民の齊しく讃仰する處である。此の我が無敵艦隊の兵員は兵役法と海軍志願兵令とに依つて採用されるのである。次に海軍を志願せんとする人々の爲に志願兵制度を記すこととする。

海軍志願兵令

海軍志願兵令は昭和二年十一月三十日に勅令第三百三十四號で公布されて以來、時勢の進運と共に八回改正されて、昭和十一年十二月に勅令第四百二十三號で現行制度が決定したのである。

海軍志願兵と云ふのは志願兵令に依つて海軍兵に採用され海軍兵籍に編入された者と兵役法施行令第七條第一項の規定に依つて、即ち年齢十七歳以上徴兵

適齡未滿の者で現役兵を志願した者が採用に依り海軍兵に再現役として入つた者を云ふのである。

志願兵令に依る海軍兵とは年齢十五歳以上二十一歳未滿の者で、身體完全、志操確實、品行方正で略々高等小學校卒業程度以上の學力を有する者であつて試験検査に合格した者より採用されたものである。採用される

と所轄鎮守府の海兵團に入團させ、飛行豫科練習生たる航空兵は横須賀海軍航空隊に、軍樂兵は横須賀海兵團に入團又は入隊させるのである。斯くして入團又は入隊するのは必要な限り六月一日が例である。入團又は入隊に要する旅費及び附添の官吏の爲の旅費は官費であるが検査の爲の旅費は自辨である。入團、入隊に際しても疾病や避け得ない事故が生じて現役に堪へない時は鎮守府司令長官は採用を取消して歸郷させ、又入團、

入隊し難い者には二十日以内延期させ得るのである。

戦時又は事變が勃發した際には歸休中の志願兵や豫備役、後備兵役又は第一國民兵役にある志願兵は召集され、又演習の爲にも召集される。臨時補充の必要ある時には歸休中の志願兵を召集するのである。

志願兵の服役は陸軍と同じく現役兵、豫備役及び後備兵役に分けられる。兵役法による服役期間は陸軍と異なり現役は三年である。但し志願兵現役は五年である。豫備役は現役を終つた者が四年服し、後備兵役は五年間服するのである。第一補充兵役は一年で之は現役に適する者が其の年の所要現役兵員に超過する者の中から所要の人員だけ之に服するのである。第一補充兵役を終れば第二補充兵役に十年四月間服するのである。而して現役志願兵の兵籍は志願兵令による者は徵募區を管轄する

鎮守府に、徴兵適齡未滿者である志願兵は再現役を許可した鎮守府に置き、海軍大臣が必要に応じて變更し得ることとなつてゐる。在籍鎮守府司令長官は志願の採否及び再現役許可を決定し又轉役免役の處分を爲すのである。

- 志願兵は服役中艦船部隊(要港部、學校、病院等)に勤務する者は其の部隊内に居住するものが例であつて、現役志願兵は現役期間滿了後更に現役を志願することが出来るが、次の様な場合には服役期間滿了と雖も服役期間が延長されることがある。
一、戦時又は事變に際するとき
二、出師の準備又は守備若しくは警備の爲必要あるとき
三、航海中又は外國に於て勤務中なるとき
四、重要な演習又は特別に觀望式あるとき
五、天災其の他避くべからざる事故に依り已むを得ざる時
然し右の様な場合には延期されても其の期間は次の服役期間

軍事・國防

に通算されるのである。但し懲役又は禁錮に處せられた刑の執行中の日数と逃亡中の日数は現役期間に算入されない。

なほ海軍兵の兵種は六種で、水兵、航空兵、機關兵、軍樂兵看護兵及び主計兵である。

海軍志願兵令施行

細則

昭和九年八月に改正になつた海軍志願兵令施行細則に依る本道の徵募検査區は支廳と市の管轄に分けられ、其の豫定地として當分左の如く定められ必要に應じて變更されることとなつた。

Table with columns for 検査區 (Inspection Area), 豫定地 (Designated Area), and 執行市町村 (Executing City/Town/Village). Lists various areas like 札幌市, 仙台市, etc.

Table with columns for 検査所 (Inspection Station), 検査官 (Inspection Officer), and 地方徵募官 (Local Recruitment Officer). Lists stations like 旭川市, 釧路市, etc.

きもの又は學業其の他職業に關する證書類を携帯すること。二、検査前は身體に注意し殊に検査前夜は安眠すること。三、検査前日は必ず入浴し又耳、鼻、眼等を清潔にすること。四、自己の被服其の他所持品の整理の爲風呂敷を携帯すること。五、糞箕及び鉛筆、小刀、消ゴム等を用意すること。

海軍區劃

第一海軍區劃 樺太、北海道、青森縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、東京府、神奈川縣、山梨縣、静岡縣、秋田縣、山形縣、新潟縣、長野縣。第二海軍區劃 岐阜縣、愛知縣、三重縣。

本道出身海軍將校

Large table listing naval officers by rank (少佐, 中尉, 大尉, etc.) and branch (機關科, 主計科, 造船科, 造兵科). Includes names like 赤石久吉, 伊藤巖, etc., and their birthplaces.

軍事・國防

本道現住海軍將校

少佐	横山 常市 (艦政本部部員)	機關科	大機關士	從七 森友 彦六 (上川郡温根別村)		
同	熊澤 俊一 (航空本部出仕)	中佐	從五勳四 小貫 一良 (室蘭市輪西町)	中佐	從五勳四 池田 千足 (室蘭市茶津町)	
▲水路科 (例、水路大佐)	從四勳三 飯塚 太郎 (東京・杉並・東田町)	大尉	同	大尉	同	
▲本道現住海軍將校	(本籍、現任同一者を除く)	▲軍醫科	少軍醫	正八 中山 景信 (札幌市白石村)		
▲兵科	正七勳六 山田 録郎 (小樽市緑町)	少佐	正六勳四 坂元 重雅 (徳田郡東根知安)	▲造兵科	中佐	正五勳四 鶴田 留吉 (札幌市南六・西一六)
亡 大尉	從五勳四 志賀 直藏 (札幌市北八・西八)	亡 大尉	同	亡 中佐	正六 甘利 忠 (函館市人見町)	
亡 中佐	正七 二木 次郎 (札幌市北八・西八)	亡 大尉	從五勳四 越智 躬彦 (函館市外下湯川村)	亡 少尉	正六 甘利 忠 (函館市人見町)	
亡 大尉	正四勳三 鎌倉 義喜 (札幌市厚別部)	亡 中佐	從五勳四 越智 躬彦 (函館市外下湯川村)	大佐	正五勳四 黒川 慶太郎 (室蘭市茶津町)	
亡 中佐	從七勳六 神林 千代松 (小樽市緑町)	亡 中尉	正七勳五 萩原 貞亨 (岩見沢町三・西四)	▲樺太	主計大佐 從四勳三 下條 正雄 (樺太長瀬郡遠湯)	
亡 少尉	正八勳六 伊藤 長重 (札幌市北一・西三)	亡 中尉	正七勳六 小俣 幹翁 (根室市津路津村)	亡 主計大佐 從四勳三 下條 正雄 (樺太長瀬郡遠湯)		
亡 大尉	正七勳五 高井 元三郎 (札幌市南一・西七)	亡 中尉	從七 大山 政之助 (網走町)	▲札幌地方海軍人事部	北海道及び樺太は横須賀鎮守府の管区に属し、札幌に札幌地方海軍人事部があつて徴募事務その他を扱つてゐる。其の細別を地方海軍人事部業務規定に依つて見ると第三條に左の如く規定されてゐる。	
亡 少佐	從六勳五 高橋 道夫 (釧路市黒金町)	亡 中尉	同	一、海軍兵の徴募に關すること	一、海軍兵の徴募に關すること	
亡 中尉	正八 眞砂 幸一 (十勝国大野村)	亡 中尉	同	二、特務士官、准士官、下士官及び兵の召集に關すること	二、特務士官、准士官、下士官及び兵の召集に關すること	
亡 少尉	同	亡 中尉	同	三、開闢地呼に關すること	三、開闢地呼に關すること	
少尉	同	亡 中尉	同	四、在郷軍人及び在郷軍人會に關すること	四、在郷軍人及び在郷軍人會に關すること	
		亡 中尉	同	五、青年學校に關すること	五、青年學校に關すること	
		亡 中尉	同	六、傷病、疾病に因り兵役を免ぜられたる者及び戦、公傷病死者の遺族に關すること	六、傷病、疾病に因り兵役を免ぜられたる者及び戦、公傷病死者の遺族に關すること	

七、軍事扶助及び軍事扶助團體に關すること  
 八、部外者の軍事功勞者表彰に關すること  
 九、軍事普及に關すること  
 十、前各條の諸報告及び統計に關すること  
 之等の事務を管掌する札幌地方海軍人事部は部長(大佐)一名、部員(少佐)一名と部附特務士官、准士官各一名及び部附下士官四名で構成されてゐる。

▲本道在任海軍職員  
 ▲札幌地方海軍人事部(札幌市北一・西一)  
 部長 大佐 從五勳三 福田貞三郎  
 部員 少佐 正六勳六 福地 義一郎  
 部附 特務士官、准士官、下士官  
 ▲室蘭造船兵監督官  
 海軍大佐 從五勳四 岩瀬 正己  
 造船兵大佐 從五勳四 近藤 勇樹  
 ▲樺内海軍通信隊司令  
 海軍少佐 江藤 敏行

▲海軍志願兵入團 昭和十三年度入團の海軍志願兵は例年兩館に集合して横須賀に向つてゐたが、戦時體制下の今日特に全員を五月二十七日の海軍記念日に

札幌市に集合し、札幌神社に参拜後石黒北海道廳長官及び福田札幌地方海軍人事部長の訓辭を受けて、同夜の臨時列車で幌都を出發、各市町村の兵事係が附添つて六月一日横須賀鎮守府に入團した。

—首席で卒業—夕張郡角田村出身海軍二等機關兵福島清一君は海軍工科學校第六十七期工術(鑄造)練習生中首席で卒業した。

海軍飛行豫科練習生 昭和十二年五月十八日海軍省令をもつて甲種飛行豫科練習生徵募制度が新に設けられた。これは從來の少年航空兵の小學校卒業程度を入隊資格としてゐるに反し、中學校第四學年第一學期修了程度の學力試験を課せられる。入隊後は甲種飛行豫科練習生として約一箇年、甲種飛行練習生として約一箇年基礎教育を受け、次いで航空隊、艦隊に配屬の上約二箇年實地飛行の勤務に就き、更に選拔専修學生となり約

軍事・國防

一箇年本教種を修了して航空兵曹長となるものである。

徵募検査日程 昭和十二年度後期における甲種飛行豫科練習生徵募検査は左の日程で行はれた。

○身動検査 七月二十五日函館市、同二十七日札幌市、同二十九日旭川市、同三十一日釧路市  
 ○學力検査 八月十日—同十三日札幌市

軍醫學校令改正 海軍軍醫學校令第一條が改正になり、之に依り從來同學校が軍醫養成と醫學調査の研究機關であつたものが、將來は軍醫學校獨特の研究結果を發表し得る事となり、同時に將兵の豫防藥、戰傷病者の輸兵器並に治療藥劑を製出する機關となつた。

光榮の短劍拜受 廣島縣江田島にある海軍兵學校第六十六期生卒業式は昭和十三年九月二十七日長くも御差遣宮伏見軍令部總長宮殿下の御台臨を仰ぎ、海相代理山本次官、百武大將、加

列國海軍現有勢力

國名	艦種	既成	建造中
米	主力航空母艦	一五	二
	甲級巡洋艦	四	二
	乙級巡洋艦	一〇	一
	潛水艦	一〇〇	一〇
英	主力航空母艦	一五	二
	甲級巡洋艦	四	二
	乙級巡洋艦	一〇	一
	潛水艦	一〇〇	一〇
國	主力航空母艦	一五	二
	甲級巡洋艦	四	二
	乙級巡洋艦	一〇	一
	潛水艦	一〇〇	一〇
合	主力航空母艦	一五	二
	甲級巡洋艦	四	二
	乙級巡洋艦	一〇	一
	潛水艦	一〇〇	一〇

帝國艦船一覽

(昭和十三年九月末現在) (海軍省調査)

Table with columns for country (佛, 獨, 逸, 伊, 太, 利, 蘇, 聯), ship type (主艦, 航空母艦, 巡洋艦, 潛水艦), and specifications like displacement and speed.

Table with columns for ship name (e.g., 龍, 鳳, 鳳城), displacement, and manufacturer (e.g., 神戶川崎造船所).

Table with columns for ship name (e.g., 龍, 鳳, 鳳城), displacement, speed, and manufacturer.

一等巡洋艦

Table listing various ship models and their specifications, including displacement and speed.

Table listing ship models and their specifications, including displacement and speed.

軍事・國防

潜水母艦

韓崎	九、五七〇	二、二六	八、八〇	大正三、一	英ホーソンレスリー社
駒橋	一、二五	一、三九	八、八〇	大正三、一	佐世保造船所
迅鯨	五、一六〇	一、六〇	二、四〇	二、三八	三菱長崎造船所
長鯨	五、一六〇	一、六〇	二、四〇	二、三八	同
大鯨	一、〇〇〇	二、〇〇	三、七〇	昭和九、三	横須賀造船所

敷設艦

常磐	九、二四〇	二、二五	三、五〇	明治三、五	英アイムストロング社
白鷹	一、五四〇	一、三〇	八、八〇	大正六、一	吳造船所
嚴島	一、三〇〇	一、六〇	三、七〇	昭和四、四	石川島造船所
八重山	一、九七〇	一、六〇	二、四〇	四、二	浦賀造船會社
沖島	四、四〇〇	二、〇〇	三、七〇	一、九	播磨造船所

海防艦

淺間	九、二四〇	二、二五	三、五〇	明治三、三	英アイムストロング社
八雲	九、一〇〇	一、六〇	三、八〇	三、六	獨ウアルカ社
吾妻	八、六四〇	一、六〇	三、七〇	三、七	佛ロワール社
出雲	九、一八〇	二、〇〇	三、七〇	三、九	英アイムストロング社
磐手	三、三〇〇	二、〇〇	二、五〇	三、二	吳造船所
對馬	七、〇八〇	二、〇〇	二、〇〇	三、七	伊アンサル社

海防艦計 七隻 排水量計(基準) 五五、四五〇噸

砲

淀島	一、三〇〇	三、〇〇	八、八〇	明治四、四	神戸川崎造船所
鳥羽	三、二五〇	一、五〇	三、七〇	四、二	佐世保造船所
安宅	六、八五〇	一、五〇	三、七〇	大正元、二	同
比良	七、三五〇	一、六〇	三、七〇	二、八	横濱造船會社
勢田	三、〇五〇	一、六〇	三、七〇	三、八	三菱神戸造船所
堅田	三、〇五〇	一、六〇	三、七〇	三、〇	播磨造船工場
保津	三、〇五〇	一、六〇	三、七〇	三、〇	上海東華造船會社
熱海	一、七〇〇	一、六〇	三、七〇	三、一	同
二見	一、七〇〇	一、六〇	三、七〇	三、一	同

一等驅逐艦

澤山	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	大正九、三	三菱長崎造船所
峯風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	九、三	舞鶴造船所
矢野	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	九、五	舞鶴造船所
沖風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	九、七	舞鶴造船所
羽風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	九、八	舞鶴造船所
島風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	九、九	舞鶴造船所
秋風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	九、九	舞鶴造船所
夕風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	九、九	舞鶴造船所
沙風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	九、九	舞鶴造船所
灘風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	九、九	舞鶴造船所
太刀風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	九、九	舞鶴造船所
帆風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	九、九	舞鶴造船所

野風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	大正一、三	舞鶴造船所
沼風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、七	同
波風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
神風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
春風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
朝風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
旗風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
松風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
朝風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
春風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
神風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
波風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
夕風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
追風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
疾風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
如風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
陸風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
文風	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
彌生	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
卯生	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
菊生	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
水無	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
長月	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
三月	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
夕月	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
望月	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
磯波	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
東雲	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同
薄雲	一、二五〇	三、〇〇	二、三〇	一、二	同







してゐるが、かれ等は依然以夷制夷の迷想を脱却する能はずして、僅かに第三國の援助干渉等に萬一の僥倖を夢みて長期抵抗の意思を抛棄せず、第三國中にもまたこれに支援を送るものあるをもつて、時局の前途決して儉安を許さない。

従つて出師の大目的貫徹のためには更に物心兩面にわたり、戰爭遂行能力を強化し蔣政權の崩壊に一段の努力を拂はねばならぬ。惟へば建國以來二千六百年、今日ほどわが大和民族が偉大なる聖業の遂行に積極的な活動を経験した事はあるまい。かかる歴史的轉換に方り吾人は能く聖戰の目的を達成し、光輝ある國史にさらに一段の榮光を添へんことを期する次第である。

占領地域・我國の二倍

六月下旬における戦線は南は杭州附近より安慶、潜山、正陽關、柘城、開封附近を経て山西省境に及び遂に安北、東北地域に達し全長約二千二百五十キロで

あり、これを世界大戦に於て數箇の大國が參加せる西部戦線約七百九十キロに比して略三倍に達してゐる。日露戦役における奉天附近の最大なる戦線二百三十キロに比し約十倍に達する。また作戦開始以來一箇年間にわが陸軍が占據せる總面積は百二十四萬九千平方キロ(支那全面積は九百八十萬平方キロ)に達し、わが國全領土(六十七萬五千平方キロ)の二倍弱に相當する。占據地域の住民は約一億三千萬(支那全人口四億六千七百七十二萬)に及ぶものと推算せられる。

函 獲 品

六月三十日陸軍調査 銃彈その他一部省略(京津方面)(七月七日-八月三日)小銃五千、重機銃四挺七十五、拳銃五百五十、青龍刀五百、野騎山砲八、迫撃砲十一、飛行機二(察哈爾作戦)小銃五千、重機銃四挺四百、青龍刀一萬、銃劍四千五百、鎗五百、野騎砲五十、迫撃砲百(京津津浦方面)(八月中旬-十一月下旬)小銃四千五百、重機銃四挺二百九十、拳銃八百八十、青龍刀四百五十、銃劍一千四百四、擲彈筒二十七、野騎砲二十四、迫撃砲七十五、戰車自動車百五十六、飛行機一、客貨車八十(上海作戦)(八月中旬-十一月下旬)小銃一萬四千二百、重機銃四挺二千三百八十、野騎山砲二十一、迫撃砲七十(太原攻略戦)(十一月月上旬)野騎山砲八十、迫撃砲四百(南京攻略戦)

大本營海軍部公表

(六日午後四時四十五分)聖戰こゝに一周年、わが海軍はこの間支那方面艦隊兵力を以て劈頭敵海軍並に空軍を粉碎、全支沿

岸の制海を完うし以てわが陸軍の大陸進出を絶對安全ならしめたると共に敵船舶の海上運輸を遮斷し、爾後わが陸軍に赫々たる戦果を收めたり。他方わが聯合艦隊は支那方面艦隊の作戦を支援すると共に訓練を重ねて實力向上に専念し、もつて紛糾する國際情勢に處し黙々として護國の大任を果し來れり。この間敵海軍の損害は四十三隻四萬三千餘噸にして全勢力の六割を超え、またわが海軍のため爆破撃墜せられたる敵飛行機一千七十餘機なるに反し、わが方の損害は戦死者總數一千百餘名、飛行機八十九機、小型機備用艇數隻にして海軍艦艇としては水雷艇、掃海艇各一隻輕微なる損傷を蒙りたるに過ぎず、なほわが海軍が占據せし支那沿岸港灣及び島嶼並に敵艦艇損害表は次の如し。

占據島嶼と港灣

【北支方面】芝罘、威海衛、青島、連雲港

彼我損害一覽表

(事變以來六月末迄陸軍省調)

Table with columns for Area (方面), Division (分), Region (區), and Date (期). It lists military operations such as '上海會戰', '湖東會戰', '南京攻略', '安慶作戦', and '徐州會戰', along with casualty statistics for both sides (我, 敵).

支那艦艇損害

各港灣に在る山島、朝連島、大公島、小公島(以上青島沖)、車牛山島(連雲港沖)【中支方面】馬鞍群島並に杭州灣方面の諸島嶼【南支方面】廈門島、黃大嶼島、平頭山島(以上温州沖)、馬祖島(福州沖)、金門島、小金門島(以上廈門島沖)、南澳島(汕頭沖)、東沙島その他廣東方面の島嶼多數

支那事變と北鎮健兒

一、蘆溝橋で不法射撃

北平西南三里の蘆溝橋に於て我が支那駐屯軍の一部が夜間演習中、突如支那二十九軍第三十七師の兵より數十發の射撃を受け、此處に支那事變の火蓋は切られた。時正に昭和十二年七月七日午後十一時四十分。我が豐臺駐屯部隊は直に演習を中止、部隊を集結して北平部隊に急報すると共に支那部隊の不法射撃を難詰、同所よりの撤退を要求したるに、又復八日午前四時龍王廟長辛店の高地から迫撃砲及

び小銃弾の射撃を受けたので、我が軍は之に應戦自衛行動を取るに至り、龍王廟を占據した。支那側は一時停戦を申し出たので我が軍は之を承認、兩軍撤退を協定した處、支那側は益々兵力を集結し右協定を破つて我が軍に襲撃し來つた。北支の事態斯くの如く進展しつゝある旨支那駐屯軍より逐一帝國陸軍本省に報告され、帝國政府は事件不擴大方針を以て臨みつゝあつたに拘らず、再三の斯かる支那側の背信行動に對し十一日臨時閣議を開き、斷乎自衛權を發動するの重大決意を固むるに至り聲明書を中外に閣明した。この聲明と共に支那國民政府軍事委員會は十二日深更迄軍政部長何應欽を中心し軍事秘密會議を開き、直系及び傍系中央軍に動員命令を發し、續々中央軍は北上し對日交戦に著々準備を進めた。然し帝國政府は尙平和的解決を望み數度に互つて現地交渉

をなしたるも、支那側は梅津河應欽協定を蹂躪し現地よりの撤退をなさず、二十日午後二時三十分宛平城に據る第二十九軍は突如我が部隊に亂射を加へ、爲に我が司令部は敵火砲集中射撃の的となつたので、やむなく之に應戦猛然反撃を開始、南京政府の和平交渉全面的拒否に依り我が駐屯軍司令部では「二十日以降獨自の行動をとるもやむなし」との聲明を發表した。香月司令官は第二十九軍長宋哲元に期限付最後通牒を發した。

二、暴支懲懲聲明

一方上海では我が陸戰隊宮崎貞雄一等水兵の拉致事件あり、數次の支那不信行爲、毎日抗日、累次の挑戦行爲に最早隱忍自重堪忍袋の緒を切つて斷乎暴支懲懲の火蓋は切られ、支那駐屯軍司令官香月中將は二十八日午前零時安民布告と膺懲の大鐵鎚を聲明、又他方國民政府は之に先立ち二十七日午後二時より開か

れた軍事委員會委員を網羅する中央最高幹部の緊急非常會議で「須く全國の實力を以て時局に對處すべし、戦を避けて平和を求めざるの迷夢を食ふべきではない」との決議に達し、蔣介石は宋哲元に武力抗争を電命、宋哲元は對日宣戰の通電を發したので、我が軍は空陸相呼應して二十八日南苑を占領。

三、通州事件

七月二十九日天津市街戰にて空爆敢行敵重要施設を爆撃炎上せしめ、三十日午前太沽を占領。川岸部隊、河邊部隊、牟田口部隊は各地に轉戦占領、敗殘兵掃蕩を行つたが、通州の邦人安否氣遣はれ河邊部隊の一部は通州に急行。斯くするうちに二十八九日夜より二十九日拂曉にかけて抗日學生團及び叛亂保安隊の通州邦人虐殺事件突發し、慘虐飽くなき暴戾も荒島部隊の主力到着に依つて通州事件も結末を告げたが、一方漢口でも不穩の氣

四、大山事件上海に突發

陸戰隊第一中隊長海軍中尉大山勇夫氏が九日午後五時頃、齊藤一等水兵の運轉する自動車に乗つて上海共同租界越界路モニユメント路を通行中道路上で多數の保安隊に包圍され、機銃、小銃等で射撃され數十發の彈丸を受けて悲壯なる即死を遂げ、齊藤一等水兵も同所で射殺された。大山事件突發するや我が陸戰隊本部及び海軍省は俄然緊張し對策決定に重大協議を開き、陸戰隊は同日午後十時大山中尉の死體引取に赴くと共に全陸戰隊員の非常警戒出動命令を發し死體引取實地檢證隊は深

夜現場に到着。同中尉の全身は蜂の集の如く胸部の銃劍の痕、青龍刀の痕等悲惨の情景で、暴戾支那兵の惡虐振りに檢證隊は目を蔽つた。帝國政府は十日の閣議で緊急對策を講ずると共に現地陸戰隊本部は南京政府並に上海工部局に嚴重抗議し、上海に於ける戰機愈々熟するに至つた。

五、上海大激戰展開

八月十二日近衛首相、杉山陸相、米内海相、廣田外相は四相會議を開き、更に緊急閣議を開催し斷乎として自衛權を發動することに決定した。これと同時に上海延長道路の居留民に一齊避難を命じ、我が陸戰隊は非常警備に就いた。支那中央軍は第八十七師、第八十八師の二箇師は同日上海に入り挑戦的行動露骨に表れた。明けて十三日午後四時開北の敵は我が陸戰隊本部に對し山砲、迫撃砲で遂に砲撃を開始、我が軍も直に戰闘配備

につく。一方大川内陸戰隊司令官は虹口一帶の便衣隊掃蕩を命じ、各部隊は直に吳淞路、湯恩路、文路、北四川路、狄恩威方面一帶に互り大々的に便衣隊掃蕩を開始した。支那側の不法射撃益々頻繁になつたので我が陸戰隊は遂に之に應戦し、砲門を開き海陸相呼應して砲撃し、此處に上海大激戰は展開された。兩軍の激戰は十四日に至つて本格的となり、十三日上海郊外に集結せる支那軍飛行機は此の日の上海の我が陸戰隊に爆撃を行ひ、内四機は我が軍艦に向つて來た。我が軍艦は市政府に據る支那軍に對し猛攻撃を加へた。一方海の荒鷲々海軍航空隊は支那本土の飛行場爆撃行に出て悪天候と戦ひながら各地支那飛行場に爆弾の雨を降らし、地上待機中の支那機、格納庫を爆撃し多大の收獲を得て全機無事歸還した。之に反して支那空軍は此の日上海空襲を敢行したので我

が海の荒鷲は之に應戦、空中戦にて敵機を撃墜したが、支那機の爆弾を投下せる所はフランス租界やアメリカ石油會社タンク入港中のアメリカ極東艦隊旗艦オーガスタ號、イギリスアジア艦隊旗艦カンパランド號等で此の支那空襲機の盲爆撃に對し英、佛海軍は極度に憤激し、十五日支那政府に對し「若し再び空襲を行へば英、佛軍艦は之に對し砲撃を加へる」旨通告を發した。

六、支那沿海の航行遮斷

第三艦隊司令官長谷川中將は自衛上當然の措置として二十五日左の宣言を發した。

宣言  
本官は昭和十二年八月二十五日午後六時より北緯三十二度四分、東經百二十一度四十四分（揚子河口三甲附近）より北緯二十三度十四分、東經百十六度四十八分（汕頭附近）に至る中華民國沿海を本官の指揮下に屬する海軍力を以て中華民國公私船の交通を遮斷することを宣言す、本遮斷は中華民國船に對してはすべてその

效力を有すべく第三國船及び帝國船舶は遮斷區域内に入出するを妨げず此の航行遮斷宣言の後、更に九月五日吉田第二艦隊司令官は北方支那沿岸の航行遮斷を宣言し、十二月二十六日には之を青島にも行ふ事を宣言し、此處に我が海軍の制海權は完全に確立され、國民政府の財政經濟的窮乏を促進した。十二月上旬迄に支那沿岸に於て拘束した支那船は三百隻に上るに至つた。

七、北支戰線

通州事件の勃發した七月二十九日、支那軍は我が在天津の織紡工場を始め東站停車場、糧秣集積所、飛行場に夜襲し來つたので、我が飛行隊は天津支那軍の據點を大爆撃し之を潰滅せしめた。此の日酒井部隊は二十八日の沙河鎮の敵軍撃退の後、更に進撃を續け萬壽山一帶の高地を占領し、河邊部隊は蘆溝橋を完全に占領、續いて翌三十日は長辛店を占領した。八月八日我

が部隊は北平に入城し、此處に我が居留民の數日に互る籠城を九日に至り解いた。一方内蒙に於ては十三日夜支那軍は八臺西方地區に侵入し、十四日拂曉より在商都内蒙軍に支那軍騎兵約三千が攻撃し來つた。我が内蒙方面の部隊は之に應戦退し、二十一日には長城線を占據して更に敵を張家口に追撃、二十二日には萬全を占領し、二十四日孔家莊に進撃し遂に平綏線を遮断した。

八月二十六日には政府の總引揚命令に依つて青島に殘留の居留民四千の中七百名引揚をなし粟飯原部隊は空軍の協力を得て敗殘兵を山西に追ひ、沙河に入城した。滿洲國軍は我が部隊の協力に依り赤城を占領し、中富園田、烏田の各飛行隊は敵の第一線本據である滄州を空襲し、三十一日中共部隊は王口鎮を攻撃午後四時之を占領した。津浦線方面に於ては皇軍の進

撃物凄く、連日連夜の奮戦の後九月十一日馬廠の要害を占據の後、續いて青縣、興濟鎮、滄州へと進撃し、敵各重要據點を片端から占領して行つた。

山西方面に於ては九月十三日敵大部隊の防備を固めた堅陣大を急迫、九月十五日懷仁縣を陥れ、渾源、深源、豐鎮、綏遠と次々と占領行に出て、戦果を擴大しつゝ、空陸共同の下に進撃急迫を續けて行つた。

**八、北鎮部隊守備に就く**

北支の戦機愈々熟する時、北鎮健兒の々荒熊々永田、廣辻、角、堀越の各部隊は九月十四日威風堂々と天津に到着した。征途に著いて以來早くも月餘、顔は日焼けて眞黒く、頬髭はぼうぼうと伸びた戦塵の勇士達は天津南開中學の宿舍に入る。斯くて少憩の後直に出動し、永田部隊は平津間、廣辻部隊は平漢、平綏兩線、角部隊は津浦線と夫

夫堅固な守備陣につき、近藤部隊は天津の破壊された電信、電話線の修理に不眠不休の活躍を續け、北鎮健兒の意氣や將に衝天、闘はずして既に敵を呑む慨があつた。十八日を期して保安へ進攻、向ふ所敵無く、數萬の敵大軍を敗退せしめつゝ、武威を中外に輝かした。斯くて二十二日大册河の勇壯なる敵前渡河を敢行、二十三日には敵の牙城たる保安を完全に占領し、二十四日午後二時半より輝く入城式を舉行した。此の戦間に本社特派員泉谷久氏が負傷。一方滄州攻撃の長野部隊は二十二日未明雲霞の如き敵軍を撃破し、潮の如き勢で人會庄に突入した。斯くて川上隊、井上隊、波多隊の突撃物凄く、遂に二十四日午後一時滄州城を陥れ凱歌は城内に高らかに揚つた。

**九、羽田部隊愈々出動**

北鎮の精銳、我等の羽田部隊は黃浦江沿岸の虹口碼頭に敵前

上陸を敢行し、強行軍を以て甯山に到着、便衣隊や敗殘兵の掃蕩に日夜奮闘を續け、十月末と雖も尙眞夏炎天の甯山に敵軍に備まされつゝ、中支戦線に進出、士氣愈々舉り暴支膺懲の聖戦に出動した。

**十、上海戦線に北鎮部隊**

第二作戦に入つた上海戦線最前線に秋風颯々として吹き渡る十月一日、我等の荒熊健兒森塚、羽田、北岡の各部隊は猛然と進撃、森塚部隊は楊行鎮より、羽田部隊は江灣鎮前より夫々進撃を開始し猛攻又猛攻、我が海軍機の勇壯なる爆音と砲撃の間に宛然石狩平原の江南に活躍赫赫たる武勳を樹てつゝ進撃を續け、劉家行、大場鎮と次々に占領した。森塚部隊は上陸三週間に於て旭家橋の敵堅陣を占領し敵を急追又急追、連日の突撃に全軍將兵頗る元氣旺盛で炸裂する敵追撃砲弾、機關銃弾の中を進撃し、上海附近の攻略を終へ

て篠原隊の一隊は蘇州城へ、又本隊は更に大行軍を續けて無錫城へ進撃、十二月十三日の南京攻略戦には篠原隊は工兵掩護部隊となつて南京に入城、茲に百數十里を踏破、其の後無錫城で宣撫治安の維持にあたるに至つた。又羽田部隊は江灣鎮敵陣地と對峙の後十一月十三日上船揚子江を遡行し、除六徑口に同十五日敵前上陸を敢行し、直に猛追撃に出で滄浦鎮、梅季鎮を占領、更に急迫の手を緩めず常熟城、長橋と次々に陥落せしめて泥濘陸を没する難行軍を續けて無錫より江陰に到着した。時將に寒威凜烈の候、足跡實に百餘里であつた。又上海上陸以來野戦建築の先鋒部隊として江南戦線に活躍した北岡部隊は、戦線の要所々々に、戦禍の後に建築行を續けて黃浦江附近に大活躍を續けた。

**十一、北支戦線進展**

皇軍精銳の向ふ所敵大軍は敗

走し、著々戦果を北支に擴大しつゝ、猛追撃、急迫を續けてみたが、九月二十四日津浦線では滄州を、京漢線では保定を陥れ、津浦線方面は十月三日德州城を占領。雪降る嚴寒の十二月二十七日には山東省の首都濟南を遂に占領するに至り、抗日山東軍を此處に殲滅し、越えて一月十一日には山東南部の濟寧を陥落、更に五月十四日蘭州、同二十四日蘭州の線に出でた。又青島は一月十日我が海軍陸戦隊の上陸する所となり、陸軍部隊の追撃と相俟つて青島無血占領の快記録を作つた。一方京漢線方面では十月十日北鎮部隊の活躍物凄く石家莊を占領し、十月十五日順德入城、城頭高く感激の日章旗を掲げ、十一月四日彰德を陥れ紀元の佳節を期して猛追撃を開始し、二月十七日早くも新郷を占領更に博愛に進み、千古の歴史を語る悠久なる大黄河の流れに將兵は北支の空も破れ

よと萬歳を連呼し、亡き战友の爲に此の記念すべき黄河の線進出を報告した。又正定より同蒲線方面に進出した荒熊健兒は山西の山岳戦に難行又難行、要害に據つて抵抗する敵共產軍に膺懲の砲撃を加へ、我が氣球隊の活躍と砲撃の正確さは頑敵を敗走せしめ、十月二十九日には平定城を、十一月九日には遂に太原城を攻略し、十二月十七日汾陽を、二月二十七日には臨汾を占領し、三月六日遂に山西最南端の蒲州を占領し、此處に同蒲線一帯を完全に我が皇軍の手中に收めたが、北支戦線に於ける我が北鎮部隊の活躍は全く目覺しきものがあり、山西作戦に參加した廣辻部隊の如きは太原、保定、石家莊の占領に拔群の功績を顯し荒熊の面目躍如たるものがあつた。又角部隊、前川部隊の活躍は全北支の皇軍戦果に貢献する所大にして、匪賊、敗殘兵の討伐に日に夜をついでの

大活躍、將兵共に衝天の元氣で縦横に馳驅した。

**十二、岡崎部長徐州戦に敵**

北鎮の精銳岡崎部隊は九月天津より行動を起し、不牙河、陸陽河の戦闘を始め石家莊の會戦より陽信の敗殘兵討伐行に出で黄河を渡河、息つく暇もなく曲阜へ急追撃に移り、次いで南方作戦に參加し、莒縣攻撃以來戦闘實に六十回、遂に徐州近接地區に進出し、その武勳は全北支に輝き渡つた。斯かる猛奮撃の反面多數將兵の戦死傷を出し、幾多の貴き犠牲は今も皇國發展の礎石となつて北支の地下に安らかに眠つてゐるが、岡崎部隊の奮戦こそ、我が荒熊健兒の本領を發揮したる大決戦録である。蒋介石ライン崩壊の因たる徐州大會戦の五月十九日の數日前、岡崎部隊のトーチカ少尉山本君は敵銃砲弾の雨霞と飛び來る中を敵陣に突撃し壯烈なる戦

死を遂げたが、此の戦闘に豪勇  
井内軍曹も戦死、四月二十八日  
の艾山攻撃こそ我が北鎮健兒の  
最も勇壯なる突撃行で、敵チエ  
ツコ機関銃の狙ひ撃ちにも屈せ  
ず突撃又突撃、標高二百二十四  
米の艾山攻撃は最も激烈を極  
め、敵大軍の殲滅に岡崎傳之助  
中佐は自ら陣頭に立つて指揮す  
る中、敵砲彈の爲無念の戦死を  
遂げた。岡崎大佐以下六十四柱  
の護國の英靈は七月十四日旭川  
に葬なき凱旋をなし、同夜八時  
半より市集會所で合同慰靈祭を  
執行した。

十三、徐州大殲滅戦

徐州大會戦の殲滅戦に参加し  
た我が盤井部隊(當時●●部隊)  
の青柳長六少尉は奮戦中壯烈な  
る戦死を遂げ、挺身部隊として  
護國の鬼と散つたが、此の殲滅  
戦に土佐喜一郎大尉外二百二十  
餘勇士が散華し、如何に激戦奮  
闘したかが察せられる。此の徐  
州殲滅戦に参加した我等の荒熊

十四、菅、堀合兩部隊長感激の握手

北支南山西省の警備に任じて  
ゐた皇軍部隊は二箇月餘に互り  
十五箇師の敵に包圍され、草根  
を食して生命を支へ言語に絶す  
る難澁を重ねてゐたが、遂に敵  
を撃退して殲滅的の大打撃を與へ  
我が菅、堀合兩部隊も山西にあ  
つて敵の重圍にあること二箇月  
然もその間菅部隊は萬難を排し  
て第一線部隊に食糧、彈藥を輸  
送し、堀合部隊は日夜敵彈下に  
あつて攻撃道路の改築、橋梁作

十五、張鼓峰事變

漢口作戦進歩の折、ソ満國境  
に全線に互る警備を増強しつゝ  
あつたソ聯極東軍は、昭和十三  
年七月十二日午前不法にも琿春  
南方約四十軒ハーン湖西側の  
張鼓峯に侵入し、同高地を占領  
し築城工事を進めると共に軍隊  
を配備して正規軍を集結し、兵  
力を増強し戦備を益々固めるに  
至つた。この不法越境は全く計  
畫的に行はれたものであり、滿  
洲國は之に對し日滿共同防衛の  
立場より即時撤退を要求したる  
處ソ聯は香山洞(ソ聯領)に兵  
力を増強し、機械化部隊をバラ  
バシ附近よりボゼツト灣方面慶  
興附近に向け益々増派した。之  
等ソ聯兵の不法越境を監視中の  
松島憲兵伍長外三名は三叉路に

て突如射撃を受け、松島伍長は  
遂に戦死した。

事件は愈々外交交渉に移され  
たが、ソ聯側は毫も誠意を示さ  
ず滿ソ會談は物別れとなり、更  
に滿洲國は七月二十日聲明書を  
發表してソ聯の猛省を要望し  
た。一方モスコにて重光駐ソ  
大使とソ聯リトヴィノフ外務人  
民委員との會見に於て、ソ聯は  
空嘯いて我が提案に應ぜず、現  
地に於ては益々ソ聯極東軍の露  
骨な挑戰態度に現地當局は成行  
を重視してゐたが、ソ聯兵は七  
月三十日濃霧に乗じて沙草峯附  
近の部隊に戦車數十臺を加へ、  
又張鼓峯占據部隊にハーン湖  
湖東方、東南方にあつた砲兵の  
掩護射撃の下に夜襲して來た。  
此處に於て今や堪忍袋の緒を切  
つた皇軍は決然起つて之に反撃  
を加へ、七月三十一日午前五時  
四十分張鼓峯を、同六時沙草  
峯南方高地を占領し、完全にソ  
聯軍を戦場より驅逐した。然る

に一日正午以來敵飛行機は二回  
に互つて張鼓峯に飛翔し來り我  
が第一線部隊を爆撃したので直  
に應戦、ソ聯重爆機を五機撃墜  
した。一方敵戦車隊は數回に互  
り張鼓峯奪回を企圖し、數十臺  
の戦車隊は我が地上部隊に襲撃  
し來つたので、我が勇猛なる兵  
は之に應戦、敵戦車の天蓋に飛  
乗り之を擱せしめ、敗退潰走  
する敵歩兵部隊に猛砲撃を加へ  
た。斯くて事件は更に外交交渉  
に移り、八月十日夜の重光、リ  
トヴィノフ第三次會見で停戦協  
定成立したので兩軍一齊に後退  
し、現地交渉に移つた。

十六、漢口大攻略戦

亡國の一途を歩む蒋介石は漢  
口引揚を完了し、政治、外交の  
中心機關を重慶に移轉したが、  
敵大部隊の堅固な防備を固めて  
ゐる漢口陥落は皇軍追撃又追撃  
の前には只時間の問題となり、  
今や中支戦線に活躍する部隊は

八月一日を期して漢口防衛の重  
大據點たる宿松に總攻撃を開始  
し之を陥落せしめ、一方江南戦  
線に於ては海陸共同作戦に依つ  
て八月二十一日鄱陽湖畔の要衝  
星子縣城を占領し、續いて廬山  
を攻略、瑞昌、蘄州と要害を片  
げられた。

皇軍並從軍記者慰問使報告書

日本新聞協會の皇軍並從軍  
記者慰問使派遣の件は昭和十二  
年十二月八日開催の理事會に於  
て決定、慰問委員を擧げ準備を  
進めたる結果左の通派遣に決し  
た。

慰問使人名

第一班 上海方面(陸軍駐海軍)  
同盟通信社 常務理事 高山 敏行  
日本新聞協會 理事 西澤 圭  
信濃毎日新聞社 取締役 奥良松三郎  
日本新聞協會 評議員 松久 好次  
名古屋新聞社 社長 松久 好次  
名古屋新聞社 社長 松久 好次  
日本新聞協會 社長 田中 秋聲  
旭川新聞社 社長 田中 秋聲

つ端から占領、武漢三鎮の大包  
圍攻撃戦は展開され、我が江上  
の威觀海軍遼江部隊の進撃と共  
に蔣政權崩壊への進攻作戦は奏  
功し、支那事變始つて以來の壯  
烈なる戦闘が揚子江沿岸に繰展  
げられた。

日本新聞協會 理事 佐藤 碧  
大阪毎日新聞社 事務局長 櫻木 俊一  
東京日日新聞社 理事 日名子實三  
新愛知新聞社 理事 兒玉 璋一  
日本新聞協會 書記長 兒玉 璋一  
日本新聞協會 書記長 兒玉 璋一

第二班 津浦線方面

報知新聞社 編輯局長 齋藤 義作  
合同新聞社 取締役 宮岸 如空  
日本新聞協會 書記長 今井 卯一  
日本電報通信社 書記 今井 卯一  
第三班 京漢線方面  
日本新聞協會 評議員 柏岡 清勝  
北海タイムス社 取締役 梅原 松成  
北海タイムス社 次長 梅原 松成

第四班 京綏線方面  
日本新聞協會 評議員 一方 五郎  
河北新報社 副社長 城戸 亮  
關西日日新聞社 整理部長 城戸 亮  
日本新聞協會 書記 藤島龜太郎  
日本電報通信社 書記 藤島龜太郎

北支方面軍に清酒黒松白鹿一樽、菊正宗  
三十樽、中支方面軍に清酒黒松白鹿一樽、菊  
正宗三十樽、海軍に黒松白鹿一樽、菊  
正宗三十樽、北支方面新聞班に慰問袋十  
箇、中支方面新聞班に慰問袋六箇、海軍  
新聞班に慰問袋十五箇、北支方面從軍記  
者に慰問袋二百八十二箇、上海方面從軍  
記者に慰問袋三百七箇  
を贈呈する事とした。

慰問使一行は昭和十三年一月  
十日午後一時日本電報通信社内  
に北支方面慰問旅行中の奥良松  
三郎氏を除き全員集合諸般の打  
合を了し、同日午後五時より赤  
坂「宇佐味」に開催の光永日本  
電報通信社長主催の送別會に出  
席、翌十一日午前九時半日本電  
報通信社に勢揃ひの上、記念撮



【北支方面】河北・北平縣七、(六)角田村)步伍堀田定莊▲河北・元氏縣〇、(二)夕張町)步伍高木武雄▲保元〇、(英)同)步伍一大矢仁作▲河北・磁縣〇、(三)長沼村)輔一寺島久藏▲折口鎮〇、(四)夕張町)步上中島弘治▲通州縣二、(六)同)步伍菅野常夫▲北洋莊二、(〇)同)步上平吉男▲不詳、(〇)長沼村)輔上高田春市▲同、(六)角田村)步曹井內精一▲河南・武安縣五、(共)同)步伍矢口正▲【中支方面】上海〇、(三)夕張町)步家萩田太郎▲同〇、(三)同)步上鹿野傳次▲吳淞二、(三)同)軍醫中尉飯村衛▲上海・吳淞砲臺八、(三)由仁村)一水英島貞夫▲【南支方面】廣東〇、(英)夕張町)步上多田金之助▲【滿洲方面】滿洲國・新站三、(七)角田村)步上上原義治▲【不詳】二、(夕張町)步一和田武士▲四、(六)步上藤原久之助▲五、(角田村)輔特一山口太郎▲不詳(夕張町)輔輔特志賀馬藏

☆夕張郡

【北支方面】河北・北平縣七、(六)角田村)步伍堀田定莊▲河北・元氏縣〇、(二)夕張町)步伍高木武雄▲保元〇、(英)同)步伍一大矢仁作▲河北・磁縣〇、(三)長沼村)輔一寺島久藏▲折口鎮〇、(四)夕張町)步上中島弘治▲通州縣二、(六)同)步伍菅野常夫▲北洋莊二、(〇)同)步上平吉男▲不詳、(〇)長沼村)輔上高田春市▲同、(六)角田村)步曹井內精一▲河南・武安縣五、(共)同)步伍矢口正▲【中支方面】上海〇、(三)夕張町)步家萩田太郎▲同〇、(三)同)步上鹿野傳次▲吳淞二、(三)同)軍醫中尉飯村衛▲上海・吳淞砲臺八、(三)由仁村)一水英島貞夫▲【南支方面】廣東〇、(英)夕張町)步上多田金之助▲【滿洲方面】滿洲國・新站三、(七)角田村)步上上原義治▲【不詳】二、(夕張町)步一和田武士▲四、(六)步上藤原久之助▲五、(角田村)輔特一山口太郎▲不詳(夕張町)輔輔特志賀馬藏

☆雨龍郡

【北支方面】不詳、(三)步上秋山一▲保定一〇、(一)英加內村)步伍佐藤吉松▲元氏縣一〇、(三)北龍村)工任山本友吉▲山西・忻口鎮二、(三)多度志村)步曹小野健二郎▲新郷三、(七)沼田村)步軍大柴武一▲【中支方面】江蘇・明光二、(三)輔上野原久直▲河南・周家口二、(三)深川町)海一航曹渡邊正▲宜昌市中區七、(一)巳村)海二警曹水上正義▲【不詳】二、(〇)沼田村)步伍廣島忠男▲三、(三)北龍村)步伍廣島吉永▲四、(三)殊父別村)步伍福井壽▲五、(三)多度志村)步伍緒幸吉

☆上川郡

【北支方面】通州七、(元)西神樂村)步伍三谷信勝▲瀋陽鎮一〇、(六)雲橋村)步上佐々木金次郎▲不詳〇、(三)清水町)步曹大松茂▲同〇、(二)瀾陽村)步曹矢次幸家▲天津二、(三)下川村)步上林勝政▲不詳〇、(〇)美珠村)步上佐藤米雄▲河北・廣平縣二、(三)七上別村)步上藤原源吉▲馬縣河二、(三)神樂村)步上吉田男▲同二、(三)新得町)步上原源八郎▲西河口二、(六)美珠村)步上矢作正速▲順德二、(英)七別町)輔特二櫻井義雄▲東方野鎮二、(三)上土別村)步上川越清▲不詳、(二)六)風連村)步上菅野常藏▲同四、(六)東旭川村)步上小松末吉▲折口鎮六、(永)山村)步上野山利夫▲徐州附近五、(八)名寄町)輔少尉山崎喜代士▲【中支方面】上海・魔橋頭一〇、(二)士別町)步上吉田政信

☆勇拂郡

【北支方面】山西・忻口鎮二、(六)苦小牧町)步上合坪勇▲河北・完縣(同)步上弘中貢▲【中支方面】上海・張家宅三、(三)遠別村)步上平塚初太郎▲上海二、(二)遠別村)步一上田正一▲同二、(六)苦小牧町)步少岡澤滋雄▲同二、(六)砲少尉佐藤清次郎▲同八、(六)厚真村)二水平井憲▲【不詳】一〇、(三)占冠村)步上橋本吉夫▲二、(二)洞川村)輔輔特伊藤直四郎▲三、(二)安平村)輔輔上武田梅吉▲三、(二)遠別村)步一豊澤重徳▲一、(〇)苦小牧町)步上田田寅吉▲三、(三)厚真村)步伍高橋曾一▲三、(三)洞川村)步一信原重藏

☆島牧郡

【北支方面】清化鎮七、(六)常盤村)步曹今野庄右衛門▲山西・壽陽九、(英)美濃町)步上藤原廣吉▲天津〇、(共)同)步上三上愛五郎▲折口鎮〇、(三)遠別村)步伍中村光春▲不詳五、(中)川村)步曹野原良吉▲【中支方面】上海・羅店鎮九、(英)豐頃村)步上笠原明光▲上海・桃家灣九、(三)本別町)步伍森忠見▲上海・李家宅九、(三)蘇別村)步伍中井茂一▲上海・寶山九、(三)常盤村)輔特西原信藏▲上海〇、(〇)池田町)步軍石母田康▲湖州五、(三)蘇別村)輔軍福島七五郎▲【不詳】〇、(共)蘇別村)步一高島利作▲三、(三)本別町)步上橋山昇▲三、(三)蘇別村)輔特二中村才一郎▲六、(三)同)海二機西尾吉明

☆岩内郡

【北支方面】元氏縣〇、(三)岩内町)工上若新力松▲【不詳】三、(三)岩内町)輔特吉田時尾

☆古宇郡

【北支方面】保定一〇、(一)泊村)步一福原賢吾▲【不詳】三、(六)泊村)步一木村幸三郎

☆余市郡

【北支方面】武安〇、(三)赤井川村)步一鈴木直藏▲山西四、(英)余市町)步一井源藏▲瀋陽鎮三、(六)大江村)步一玉置道生▲【中支方面】上海〇、(六)赤井川村)輔一藤木一二二▲同〇、(六)余市町)步伍高島傳吉▲【不詳】三、(三)赤井川村)步上下岡庄市

☆檜山郡

【北支方面】不詳三、(九)江差町)步少尉荒川榮▲高縣三、(三)厚澤部村)步伍水瀧五郎▲【不詳】一〇、(六)江差町)步伍坂内辰男▲三、(八)上ノ岡村)陸特若鉄庄五郎

☆奥尻郡

【中支方面】不詳九、(三)奥尻村)步伍赤平富雄

☆太櫛郡

【不詳】四、(三)太櫛村)步二原田直敏

☆瀬棚郡

【北支方面】折口鎮〇、(三)瀨棚村)步曹藤

軍事・國防

☆松前郡

【北支方面】津浦線四、(六)鵜島村)步上小笠原時次郎▲【中支方面】無錫二、(三)鵜島村)步上山下秀雄▲崑山空中〇、(三)鵜島町)海一航新井田壽太郎▲【不詳】三、(三)鵜島町)步上新井田良輔▲四、(三)大島村)步一加賀谷義忠

☆上磯郡

【北支方面】武寧縣四、(六)木古内村)輔特畑中三郎▲【不詳】三、(三)茂別村)步上佐佐木政見

☆龜田郡

【北支方面】通州七、(三)大野村)通州領事館警察官石島戸三郎▲同八、(英)龜田村)步上森内佐喜次郎▲南魚沼〇、(英)湯川町)步伍佐々木秀志▲成安〇、(四)大野村)輔一今野德三郎▲不詳二、(七)飯村)步上元木敏雄▲天津二、(三)大野村)漸上高城重雄▲河北三、(六)湯川町)步上竹内岩吉▲不詳三、(七)飯村)步伍安藤芳長▲石家莊四、(英)田村)輔特根市長三郎▲【中支方面】上海上六、(三)七飯村)二航兵曹宮崎三郎▲江蘇・明光一、(三)尻岸内村)步一福澤房義

☆茅部郡

【北支方面】不詳〇、(三)白尻村)陸曹佐川

☆山越郡

【北支方面】不詳〇、(三)八雲町)步曹荒川喜市▲同三、(英)三)輔輔特佐藤新太郎▲【中支方面】大島鎮〇、(六)長萬部村)步上中村勇▲吳淞二、(三)同)步上荒井守一▲【不詳】四、(八)八雲町)輔輔橋本茂

☆蛇田郡

【北支方面】路甌縣九、(三)留壽都村)步上塚越八重藏▲正定〇、(三)三)俱知安町)步伍三木秋雄▲高縣三、(三)同)步上道管善夫▲山東四、(英)葛野別村)陸航曹長井内俊二▲【中支方面】南京三、(三)六)新村)工上保住三郎▲江蘇三、(三)東俱知安村)步伍吉田幸藏▲無錫三、(三)豐浦村)步上松村利藤太▲上海、(六)喜茂別村)一水今村敏英▲【滿洲方面】不詳〇、(九)洞窟村)獸醫曹石川常善▲【不詳】三、(三)東俱知安村)步上木間與吉▲三、(三)同)海一主數頭義人

☆有珠郡

【北支方面】長城縣八、(三)伊達町)步上山下勤▲彰德不詳(同)步上藤田重一▲【不詳】四、(六)伊達町)步伍尾形而夫▲四、(六)同)步上須貝政常▲九、(英)遠別村)三機曹藤田精一

☆沙流郡

【北支方面】河北・元氏縣〇、(三)平取村)步中尉田中重昭▲忻口鎮二、(三)門別村)步上菅藤秀敏▲大同三、(三)右左衛門村)輔特一遠藤市太郎▲山西・右玉縣三、(英)平取村)步上水竹竹松▲【中支方面】江蘇〇、(共)平取村)步軍佐藤健男▲【滿洲方面】不詳八、(門別村)步上島田朝吉

☆新冠郡

【中支方面】漢口中四、(三)新冠村)海二警曹川田治男

☆静内郡

【中支方面】湖州五、(三)静内町)步上尾張敏▲【不詳】三、(三)静内町)輔特岩見喜代一

☆浦河郡

【北支方面】河北・完縣三、(六)浦河町)步伍前田吉松▲【不詳】不詳(浦河町)步上松田新

☆河東郡

【北支方面】高縣三、(三)鹿追村)步上岡野藤藏▲【不詳】二、(二)天上土幌村)步上鈴木金作▲三、(三)菅直村)步上石田秀英▲三、(三)同)步上時森外次郎

☆河西郡

【北支方面】山西九、(三)川西村)輔上和

軍事・國防

★山西・天鎮縣二〇、三(大正村)歩伍松永長太郎【不詳】二〇、三(同)歩上伊藤利一...

★廣尾郡

【北支方面】不詳九、三(廣尾村)歩上和田政吉▲河北・八合庄五、四(同)歩上尾崎潤雄...

★十勝郡

【中支方面】上海附近二〇、四(浦幌村)歩上杉村徳次▲消化二、六(同)歩上高瀬勝頼...

★釧路郡

【中支方面】上海・王家宅三〇、五(釧路村)歩伍五十田鏡吉▲上海(同)三機曹田中金一...

★厚岸郡

【北支方面】不詳四、四(厚岸町)歩伍杉本岡雄【中支方面】上海・三家村三〇、六(濱中村)歩上長谷治【不詳】一〇、一(濱中村)主伍廣島啓一

★宗谷郡

【中支方面】江森九、三(樺内町)歩伍伊東仁太郎▲上海・三家村一〇、一(三機曹村)歩伍鈴木喜久雄▲江森・東郭村一〇、一〇(樺内町)歩伍寺本銀作▲江森・高定二、一(同)歩上尾池池太郎

★枝幸郡

【北支方面】石家莊二〇、二(中朝別村)歩上大久保時義【中支方面】上海・月浦鎮九、九(枝幸村)歩上脇秀次▲朱宅三〇、二(同)歩上宮下幸郎【南支方面】温州沖・玉環島二、一(同)歩上水原田源藏【不詳】二、二(枝幸村)輔特仙崎蔵造

★利尻郡

【中支方面】上海〇、一(仙法志村)歩軍大野博夫【不詳】三、三(杏形村)歩一橋詰長作

★増毛郡

【北支方面】唐家屯〇、八(増毛町)歩上神澤作【中支方面】上海二、二(増毛町)歩上梅田竹之助【不詳】二、二(増毛町)歩上佐賀勇三郎▲三、三(同)歩一高橋徳治

★留萌郡

【北支方面】江西・玉花宅二、三(鬼鹿村)歩上丸中澤蔵▲唐園三、二(小平郷村)歩一石黒彦次▲不詳三、八(留萌町)歩少尉秋元正照▲徐州附近三、三(小平郷村)輔上藤

★川上郡

【中支方面】上海九、三(弟子屈村)歩一坪井吉造▲上海・吳淞六、六(同)歩軍小野英昭▲安徽三、二(禮茶村)歩上阿部務

★阿寒郡

【北支方面】大洞二、二(阿寒村)歩一高城泰四郎【中支方面】上海二、二(阿寒村)歩上武隈孝次郎▲同不詳(鶴居村)海三機曹石原猪作【不詳】三、三(鶴居村)歩一北谷康男

★白糠郡

【北支方面】山西・忻口二、二(音別村)歩伍日下部樂治郎

★足寄郡

【北支方面】通州五、五(瀋別村)歩上木村正次【中支方面】上海二、二(瀋別村)歩軍西岡三郎▲不詳三、二(同)歩上京谷樺市【不詳】二、二(足寄村)歩上宮川典正

★根室郡

【北支方面】山西・壽陽六、三(根室町)歩上佐藤要助▲不詳三、二(同)輔特小山内敏夫【中支方面】上海二、二(根室町)歩伍原長吉▲浙江湖二、二(同)歩一飯沼太郎【不詳】二、二(根室町)歩上仲崎巖

★野付郡

【不詳】五、五(別海村)歩一五十嵐祐

★標津郡

【北支方面】山西・忻州三〇、三(標津村)歩上岡村一【不詳】二、二(同)歩上小島春夫▲三、三(同)歩上中納義武▲三、三(同)歩上清水清人

★後郡

【北支方面】通州五、六(泊村)歩上成田徳治

★色丹郡

【不詳】二、二(色丹村)歩一山田作造

★樺捉郡

【中支方面】吳淞倉庫七、七(留別村)歩上大脇庄藏

★網走郡

【北支方面】不詳九、三(津別村)歩上中村重之▲天鎮九、九(上品田一)▲山西〇、九(歩伍土田勇太郎)【中支方面】江蘇・馬家宅三〇、六(美幌町)歩上壁六彌【中支方面】上海・虹口路、英美電報三兵曹前原末次郎▲南京上六、八(美網走町)三航兵曹千鶴三郎【不詳】三、八(同上)嘉敷重信▲四、二(女別別村)歩上佐々木辰雄

★斜里郡

【中支方面】上海・三、斜里村)歩上三宅清泰▲上海・寶宅六、六(小清水村)歩上梅田吾市▲揚州上空六、六(斜里村)海二整曹志

★津田

【北支方面】河北・美化二、二(歩伍熊平久一郎)▲山西・新店村二、二(同上)高石源道▲不詳三、〇(同上)脇坂才松▲山西・武蔵四、一(歩伍小林喜一)▲山西・官道四、六(歩一福井志郎)【中支方面】上海・楊家灣九、四(田古友廣)▲上海九、九(小浦井松三)▲江蘇・馬橋九、三(同上)今朝治▲上海二、二(歩伍森三郎)▲同不詳(歩上佐竹寅次郎)▲同二、八(歩伍加藤富雄)▲不詳三、八(歩中岡樋口幸一)▲湖北・三、三(整兵曹奧地村)【不詳】九、三(同上)▲湖北・三、三(野尻福太郎)▲〇、七(輔特金澤守之吉)▲二、二(歩上尾崎保善)▲三、七(歩上今久五郎)▲不詳(歩上高野一)▲同上(歩上森兼四郎)▲同歩上杉村勝雄

★天鹽郡

【北支方面】河北・蔚流鎮〇、四(曉延村)歩伍小山重信▲馬鞍山二、二(天鹽町)歩伍林源太郎

★滿洲國・新京

【不詳】八、三(水野野貞四郎)

★神奈川縣

【中支方面】上海二、〇、八(古瀬秀吉)

★其の他

原由松【中支方面】上海・羅店鎮九、三(留萌町)歩軍八合隊之【不詳】輔柳青九、三(増毛町)輔一島山吉治

一四四

村實【不詳】二、二(斜里村)歩上西部清一

★常呂郡

【北支方面】不詳〇、四(鶴野村)歩上藤澤太三郎▲同三、三(留邊蘆町)歩上平田長次郎▲三、三(佐呂間村)歩少尉安藤長▲太原三、三(留野村)歩軍池上利下▲倉崎三、三(同上)歩上草野徳次郎▲不詳〇、三(鶴野村)歩上四十三郎【中支方面】上海・張家角三、三(留野付牛町)輔一藤藤太郎▲上海三、三(留野付牛町)歩上新澤正吉▲漢口上空二、二(留野付牛町)海二航曹布日文雄▲不詳一〇、一(留野付牛町)歩上牧田正三▲二、二(同上)歩上西野兼次郎▲二、二(留野村)歩上徳澤恒吉▲三、三(留野付牛町)砲上砥石長藏▲四、三(同)歩上佐々木三郎

★紋別郡

【北支方面】松岡八、八(下湯別村)歩上津田本村武雄▲根室河六、六(遠朝町)歩上村山幸吉▲不詳〇、三(興部村)歩上黒澤政宗▲太原三、三(遠朝町)歩上吉野源作【中支方面】上海・羅店鎮九、二(羅ノ上村)歩一村上政雄▲上海九、三(遠朝町)歩上小島徳太郎▲同九、三(同上)歩上藤原往太郎▲不詳〇、三(遠朝町)歩一茂木一雄▲上海六、六(紋別町)海二看曹廣田重之【不詳】七、六(羅ノ上村)歩上星長雄▲三、三(同上)歩上片岡章徳▲四、二(羅武村)歩一渡邊喜助▲四、三(羅ノ上村)歩上佐保保夫

郷土の空を護れ！  
防空は近代戦が空中戦である。處から國土の保全上國民一體となつて、之に當らねばならない。謂ふ迄も無く我が國は南より北に細長く、且、略々日本海を圍むが如く圓形になつて居り、空襲には格好の地形である。戦闘開始と共に敵機の襲來する事は十分に覺悟せねばならぬ所である。此の空襲に對しては我が陸海軍でも種々の對策を講じて居り、防空は國民全體が一人残らず參加しなければならぬ。不注意の一燈は多數の人命と設備とを失ふとの理は大仕事も一本のマッチより始ると謂ふに似てゐるが、然も其の害たるや大火より多大である事を銘記せねばならぬ。  
我が國では防空法が昭和十二年四月二日に公布され、九月二十九日には防空法施行令が公布せられ、何れも同年十月一日より施行せられた。防空法の外には大正十二年公布された防衛司令部令があつたが之も眞の近代戦防空の完備を期する爲、昭和十二年十二月に改正された(別掲)  
此の防衛司令部令に依れば第七師團管下の北海道及び樺太は東部防衛司令部の防空管區に屬



せずして、唯防空法及び同施行令と昭和十二年十一月四日に公布施行された防空法太施行令に依つて防空陣を敷く事になつた。本道に於ては防衛司令部令による防衛司令官に相當する防衛に當つては、官民一致結束して防空の任を果さねばならぬ。

防空法

昭和十二年四月二日法律第四十七號は内閣總理大臣、海軍大臣、内務大臣、陸軍大臣副署で公布せられた。即ち左の如し。朕帝國議會ノ協賛ヲ經テ防空法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

防空法

第一條 本法に於て防空と稱するは戰時又は事變に際し航空機の來襲に因り生ずべき危害を防止し又は之に因る被害を軽減する爲陸海軍の行ふ防衛に別關して陸海軍以外の者の行ふ煙火管制、

消防、防番、警邏及び救護に之等に關し必要なる監視、通信及び警報を、防空計畫と稱するは防空の實施及び之に關し必要なる設備又は資材の整備に關する計畫を謂ふ

第二條 防空計畫は勅令の定むる所に依り地方長官(東京府に在りては警視總監を含む、以下之に同じ)又は地方長官の指定する市町村長防空委員會の意見を徴し之を決定し主務大臣又は地方長官の認可を受くべし

第三條 主務大臣は勅令の定むる所に依り規模大なる事業又は施設にして防空上特に必要なるものに付行政廳に非ざる者を指定して防空計畫を決定せしむることを得

第四條 防空計畫の決定者は其の防空計畫に基づき防空を實施し又は防空の實施に關し必要なる設備若し資材の整備を爲すべし

第五條 地方長官は勅令の定むる所に依り防空計畫に基づき特殊施設の管理者又は所有者をして防空の實施に關し必要なる設備若し資材の整備を爲さしめ又は防空の實施に際し必要なる設備若し資材を供用せしむることを得

第六條 地方長官は勅令の定むる所に依り特殊技能を有する者をして防番、救護其の他防空の實施に従事せしむることを得

とを得

第三條第一項の規定に依る防空計畫の決定者は其の従業者をして防空の實施に従事せしむることを得

第七條 防空の實施の開始及び終止に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第八條 煙火管制を實施する場合に於ては勅令の定むる所に依り其の實施區域内に於ける光を發する設備又は装置の管理者又は之に準ずべき者は他の法令の規定に拘らず其の光を遮断すべし

第九條 防空の實施に際し緊急の必要あるときは地方長官又は市町村長は他人の土地若しは家屋を一時使用し、物件を收用若しは使用し又は防空の實施區域内に在る者をして防空の實施に従事せしむることを得

第十條 主務大臣は防空計畫の決定者に對し防空計畫の全部又は一部に基づき防空の訓練を爲すべきことを命ずることを得

第十一條 本法を朝鮮、臺灣又は樺太に施行する場合には勅令の定むる所に依り特別の定めを爲すことを得

第十二條 本法を朝鮮、臺灣又は樺太に施行する場合には勅令の定むる所に依り特別の定めを爲すことを得

第十三條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む(昭和十二年九月勅令第五百四十八號を以て同十二年十月一日より施行)

防空法施行令

昭和十二年九月二十九日勅令第五百四十九號は内閣總理大臣、内務大臣、海軍大臣、陸軍大臣副署で公布せられた。即ち左の如し。

朕防空法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

防空法施行令

第一條 地方長官(東京府に在りては警視總監を含む、以下之に同じ)は道府縣の全區域又は數市町村の區域に互り計畫すべき事項其の他必要と認むる事項に關し防空計畫を決定すべし

寫す場合に於ては勅令の定むる所に依り訓練區域内に於ける光を發する設備又は装置の管理者又は之に準ずべき者は他の法令の規定に拘らず其の光を遮断すべし

第十一條 防空に關する調査の爲必要あるときは主務大臣、地方長官又は市町村長は勅令の定むる所に依り關係者に對し資料の提出を命じ又は官吏若しは吏員をして關係ある場所に立入り検査を爲さしむることを得、但し私人の住宅に業務上の秘密に屬する事項設備に付ては此の限に在らず

第十二條 第六條又は第九條第一項の規定に依り防空の實施に従事する者之が寫傷を受け、疾病に罹り又は死亡したる場合に於ては地方長官、市町村長又は第九條第一項の規定に依る防空計畫の決定者は勅令の定むる所に依り本人又は其の葬祭を行ふ者に對し煙火又は葬祭に要する費用を給すべし

第十三條 地方長官第五條の規定に依り防空の實施に際し必要なる設備若し資材を供用せしめ又は地方長官若しは市町村長第九條第一項の規定に依り土地家

前項の防空計畫は道府縣防空委員會の意見を徴し之を決定し内務大臣の認可を受くべし

防空法第二條の規定に依り指定せられたる市町村長は市町村の區域内に於て計畫すべき事項其の他必要と認むる事項に關し防空計畫を決定すべし

前項の防空計畫は市町村防空委員會の意見を徴し之を決定し地方長官の認可を受くべし

第二條 防空法第三條第一項の事業又は施設は工場、鑛山、鐵道、軌道、無線電信、無線電話又は電氣、瓦斯、海運若しは航空に關する事業若しは施設とす

第三條 防空法第五條の規定に依り整備を爲さしむることを得べき設備又は資材は左の各表に掲ぐるものとす

- 一、電氣工作物、工場、鑛山、鐵道、軌道、診療所、百貨店、地下に敷設したる鐵道又は軌道、地下室を有する建築物の類に付ては防番、警邏又は救護に關し必要なるもの
二、水道、下水道、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山の類に付ては消防に關し必要なるもの
三、劇場、診療所、百貨店、地下に敷設したる鐵道又は軌道、地下室を有する建築物の類に付ては防番、警邏又は救護に關し必要なるもの
防空法第五條の規定に依り供用せしむることを得べき設備又は資材は左の各表に掲ぐるものとす
一、高層建築物の類に付ては監視に關

屋物件を收用若しは使用する場合に於ては勅令の定むる所により其の損失を補償すべし

第十四條 地方長官第六條第一項の規定に依り特殊技能を有する者をして防空の實施に従事せしめ又は第三條第一項の規定に依る防空計畫の決定者第六條第二項の規定に依り其の従業者をして防空の實施に従事せしむる場合に於ては勅令の定むる所に依り其の實費を辨償すべし

第十五條 防空計畫の設置、防空の實施の整備、第十條第一項の規定に依る防空の訓練又は第十二條の規定に依る給與を爲すに要する費用は地方長官之を爲す場合に於ては北流道又は府縣、市町村長之を爲す場合に於ては市町村第三條第一項の規定に依る防空計畫の決定者之を爲す場合に於ては其の者の負擔とす

特殊施設の管理者又は所有者第五條の負擔とす

し必要なもの  
二、警報器を有する施設に付ては警報に關し必要なもの  
三、學校、集會場、劇場、診療所、百貨店、地下室を有する工場其の他の建築物、運動場の類に付ては防毒、避難又は救護に關し必要なもの

第四條 防空法第六條第一項の特殊技能を有する者は左の各號に掲ぐる者とする  
一、醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師及び看護婦  
二、防空に關する技能に付特殊の教育訓練を受けたる者にして内務大臣の認可を受け地方長官の定むるもの

第五條 防空の實施の開始及び終止は内務大臣之を命ず  
前項の命令は關係ある地方長官及び防空法第三條第一項の防空計畫の決定者に對しては内務大臣、關係ある市町村長に對しては内務大臣に通知に依り地方長官之を發す  
内務大臣第一項の命令を爲すに付ては其の時期及び區域に關しては陸軍大臣又は海軍大臣の通知に依るべし

第六條 前條の規定に依り防空の實施の開始命令ありたる時は防空計畫の決定者は監視及び之に伴ふ通信に關しては直に之を實施し防空上必要な其の他の事項に關しては其の準備を爲し適宜之を實施すべし  
監視及び之に伴ふ通信は前條の規定に依り防空の實施の終止命令ある迄之を繼續すべし  
第七條 防空を實施する場合に於て航空機の來襲に關しては左の各號の區分に依り防空警報を發す  
一、警戒警報 航空機の來襲の虞ある場合  
二、警戒解除 航空機の來襲の虞なきに至りたる場合  
三、空襲警報 航空機の來襲の危険ある場合  
四、空襲警報解除 航空機の來襲の危険なきに至りたる場合  
當該區域の防衛を擔任する防衛司令官師團長、要塞司令官、鎮守司司令官若しは要港部司令官(以下陸海軍司令官と稱す)又は其の指定する者の發する防空警報を以て前項の防空警報とす  
第八條 防空法第十一條第一項の關係者は第二條に掲ぐる事業若しは施設又は第三條に掲ぐる特殊施設の管理者又は所有者とし關係ある場所は之の者の管理又は所有する土地及び建物其の他の工作物とする

第九條 防空法第十二條の規定に依る警報又は警報に要する費用は防空の實施に從事せしめたる者に於て之を給すべし  
前項の費用の支給に關し必要な事項は地方長官又は防空法第三條第一項の規定に依る防空計畫の決定者に在りては内務大臣、市町村長に在りては地方長官の認可を受け之を定むべし  
第十條 防空法第十三條の規定に依り補償すべき損失は通常生ずべき損失に限る  
第十一條 防空法第十四條の規定に依る警報警報に關し必要な事項は地方長官又は同法第三條第一項の規定に依る防空計畫の決定者内務大臣の認可を受け之を定む  
第十二條 防空法第十七條の規定に依る國庫補助は支出預算額に對し之を爲す但し審附金其の他の收入あるときは之を控除したる額に對し補助す  
前項の規定に依り交付したる國庫補助金は左に掲ぐる場合に於ては其の全部又は一部を返還せしむることを得  
一、設備又は資材を廢棄又は變更し當初の目的を達し得ざるに至りたること  
二、補助金交付の條件に違反したること

第十三條 防空法第三條及び第十條の主務大臣は内務大臣、同法第十一條の主務大臣は内務大臣、陸軍大臣又は海軍大臣とす  
第十四條 陸海軍司令官は監視網構成の概要に付及び陸海軍の行ふ防衛の必要上使用を禁止又は制限することあるべき土地建物に付防空計畫の決定上必要な事項を防空計畫の決定者に通知すべし  
前項の通知ありたる時は之に準據して防空計畫を設定すべし  
第十五條 防空計畫の認可を爲す場合に於て陸海軍の行ふ防衛に關し必要な事項に關しては内務大臣は陸軍大臣及び海軍大臣に、地方長官は陸海軍司令官に協議すべし  
第十六條 左に掲ぐる事項に關しては内務大臣は關係各大臣に、地方長官は關係地方官廳に協議すべし  
一、防空計畫の認可を爲す場合に於て當該計畫中國に於て管理する土地家屋物件の使用に關する事項  
二、防空計畫の認可を爲す場合に於て設備又は資材の整備又は供用に於て他の法令に依り認可又は許可を要するものに關する事項  
三、防空法第三條第一項の規定に依る指定及び同法第二項の規定に依る認可  
四、設備又は資材の整備又は供用に於て

て他の法令に依り認可又は許可を要するものに關する防空法第五條の規定に依る命令  
五、防空法第三條第一項の規定に依る防空計畫の決定者に對する同法第十四條第一項の規定に依る命令  
第十七條 町村組合にして町村の事務の全部又は役場事務を共同處理するものは本令の適用に付ては之を一町村、其の組合管理者は之を町村長と看做す  
町村制を施行せざる地に於ては本令中町村に關する規定は町村に準ずべきものに、町村長に關する規定は町村長に準ずべき者に之を適用す  
附則  
本令は防空法施行の日より之を施行す(昭和十二年十月一日より施行)

第二條 防空法中地方長官とあるは樺太廳長官とし防空委員會とあるは樺太防空委員會とす  
同法中主務大臣とあるは樺太廳長官とす、但し同法第十一條中主務大臣とあるは樺太廳長官、陸軍大臣、海軍大臣とす  
第三條 防空法第十五條の規定に依り北海道又は府縣の負擔する費用は樺太に於ては之を國庫の負擔とす  
第四條 防空法施行令中内務大臣又は地方長官とあるは樺太廳長官とし道府縣とあるは樺太とし道府縣防空委員會とあるは樺太防空委員會とす  
同令別記様式中府縣廳とあるは樺太廳とす

司令官(以下陸海軍司令官と稱す)に協議すべし  
第七條 官廳防空令に依る各省大臣の職權は樺太廳長官の管理する施設に關しては樺太廳長官之を行ふ  
第八條 樺太廳長官の決定する官廳防空計畫及び其の監督に關する行政官廳の決定する官廳防空計畫は樺太廳長官に於て陸海軍司令官に協議すべし  
官廳防空令第二條第一項の規定に依り樺太に在る施設に關し各省大臣及び其の監督に關する行政官廳の決定する官廳防空計畫は樺太廳長官、陸軍大臣及び海軍大臣に協議すべし  
第九條 樺太廳長官は防空法施行令第五條の規定に依り防空の實施の開始又は終止を命ずるときは同時に其の監督に關する關係ある官廳防空計畫の決定者に關係ある各省大臣及び其の監督に關する官廳防空計畫の決定者に其の旨を通知すべし  
前項の通知ありたる場合に於て防空の實施の開始及び終止に關しては防空法施行令第六條の規定を準用す  
第十條 樺太廳長官の管理する施設に關する燈火管制の實施及び訓練に關しては防空法第八條及び第十條第三項の規定に之に基きて發する命令の規定を準用す、但し之に依り發する事項に關しては樺太廳長官は陸海軍司令官と協議し別段の規定を設くることを得

各省大臣樺太に在る施設に關し官廳防空令第五條但書の規定に依り別段の規定を設くる場合に於ては樺太廳長官、陸軍大臣及び海軍大臣に協議すべし  
附則  
本令は公布の日より之を施行す

燈火管制規則

燈火管制規則は昭和十三年四月四日に内務、陸、海軍、逓信、鐵道の省令第一號を以て公布され同四月十日より施行された。

燈火管制規則

第一條 燈火管制を實施し又は其の訓練を爲す場合に於て防空法第八條及び第十條第三項の規定に依る光の範圍は本令の定むる所に依る  
第二條 燈火管制は第四條に規定する場合を除くの外警戒管制及空襲管制とす  
警戒管制は警戒警報又は空襲警報解除の發せられたる時より警戒警報解除又は空襲警報の發せらる、迄の間之を行ふ  
空襲管制は空襲警報の發せられたる時より空襲警報解除の發せらる、迄の間之を行ふ  
燈火管制の訓練を爲す場合に於ける前二項の防空警報は訓練防空警報とす

防空法樺太施行令

昭和十二年十一月四日勅令第六百四十五號は内閣總理大臣、海軍大臣、陸軍大臣、拓務大臣副署で公布せられた。即ち左の如し。

防空法樺太施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

防空法樺太施行令

第一條 防空法は第二十條の規定を除くの外之を樺太に施行す

軍事・國防

第三條 警備管制又は空襲管制中の光の  
照度は日没より日出迄の間第一號表乃  
至第七號表に掲ぐる程度に於て之を爲  
すべし

第四條 第一號表の屋外燈(標識燈類、  
街路燈類及び屋外作業燈類を除く)に  
して地方長官(東京府に在りては警視  
總監、以下之に同じ)の指定するもの  
は其の定むる期間日没より日出迄の間  
警備管制の程度に依り其の光を遮断す  
べし

地方長官前項の規定に依り屋外燈を指  
定し又は其の光を遮断すべき期間を定  
めたるときは之を告示すべし

第五條 左の各號に掲ぐる光に付ては本  
令の制限を適用せず

一、建築物、車輛、船舶、隧道、地下  
道等の内部の光にして外部に漏れざ  
るもの

二、特別の事情に因り必要ありと認め  
地方長官の指定する光

第六條 左に掲ぐる場合に於ては本令の  
規定に拘らず必要最小限度の光を使用  
することを得

一、消防、人命救助等の爲緊急の必要  
あるとき  
二、特別の必要に因り警察署長の許可  
を受けたるとき

第七條 第一號表乃至第七號表中警備管  
制の甲の程度を適用すべき區域は防空  
法施行令第七條の陸海軍司令官(以下

陸海軍司令官と稱す)の通知に依り地  
方長官之を定め其の他の區域は乙の程  
度を適用すべき區域とす

前項の規定に依り陸上海上の區域に付  
ては別に之を定む

第八條 第一號表、第二號表、第四號表  
又は第五號表中の許可又は指定は地方  
長官之を爲すものとす

第九條 第一號表、第二號表、第四號表、  
第五號表及び第七號表中警備と稱する  
は開口部其の他に覆を施し外部に對し  
漏光ならしむるを謂ふ

第一號表乃至第五號表中遮光と稱する  
は光源に對し直接覆を施し又は之に準  
ずる方法を講じ各表に掲ぐる條件に依  
り元を遮るを謂ふ

第四號表及び第五號表中確認距離と稱  
するは燈火の目的に應じ實用に適する  
程度に認識し得る最大限の距離を謂  
ふ

第一號表、第三號表、第四號表、第五  
號表及び第七號表中透視距離と稱する  
は光源及び其の反射光等一切の光を認  
識し得る最大限の距離を謂ふ

第十條 左に掲ぐる事項に關しては地方  
長官又は警察署長は陸海軍司令官に協  
議すべし、但し陸海軍司令官と協  
定したる事項に關しては此の限りに在  
らず

一、第一號表、第二號表、第四號表又  
は第五號表に依る許可又は指定を爲  
さんとするとき

二、第四條第一項の規定に依り屋外燈  
を指定し又は其の光を遮断すべき期  
間を定めんとするとき

三、第五條第二號の規定に依り光を指  
定せんとするとき

四、空襲管制の場合に於て第六條第二  
號の規定に依り許可を爲さんとする  
とき

附則  
本令は昭和十三年四月十日より之を施行  
す

第一號表(概略) 一般屋外燈

種別 警備管制 空襲管制

廣告看板 同 (甲) 同

標識燈類 同 同 同

街路燈類 同 同 同

地下道放光 同 同 同

門軒燈類 同 同 同

屋外作業燈類 同 同 同

特別屋外燈類 同 同 同

第二號表(概略) 一般屋外燈

種別 警備管制 空襲管制

店先燈類 同 同 同

普通屋外燈類 同 同 同

第六號表(概略) 航空關係燈

種別 警備管制 空襲管制

航空機燈類 同 同 同

第三號表(概略) 一般交通關係燈

種別 警備管制 空襲管制

交通信號燈類 同 同 同

自動車燈類 同 同 同

及前照燈類 同 同 同

尾照燈類 同 同 同

車輪蓋燈類 同 同 同

照向指示器類 同 同 同

方照燈類 同 同 同

室內燈類 同 同 同

普通車輛燈類 同 同 同

携帶燈類 同 同 同

第四號表(概略) 鐵道軌道關係燈

種別 警備管制 空襲管制

信號合圖燈類 同 同 同

地上標識燈類 同 同 同

車輛標識燈類 同 同 同

前部標識 同 同 同

後部標識 同 同 同

式自動閉鎖 同 同 同

第六號表の航空標識燈類は航空標識燈  
及び獨立障礙物標識燈等飛行場燈類は著  
陸場標識燈、揚子燈、各種障礙燈、風向  
標識燈、雲高測定燈及び障礙標識燈等  
あり航空標識燈類は室内燈、左(右)翼燈、  
尾燈、機首燈、旋回燈、著陸燈、照明燈  
信號燈及び計器燈等である

第七號表中の火筒類とは銃筒、平爐  
電氣爐、鑄物爐、煉爐、加熱爐、瓦斯爐  
製鐵爐、硝子製造爐、亞鉛昇華爐、炭  
燒爐、銻接、銻治銻及び銻延、汽罐焚  
口、煙突等の火筒を謂ひ、第一種禁制光  
類とは煙突、焚火、野火、篝火、狼火及  
び「ボタ」山より發する光等で、第二種  
禁制光類には炭火、マッチ、ライター、  
煙草等より發する光及び寫眞撮影用閃光  
等を謂ふ。尚警備管制の乙甲の區別は遮  
光條件の寛嚴の區別に従ふもので各燈火  
類によつて異なる

愛國婦人會北海道  
支部役員  
(昭和十三年六月末現在)

支部長 (札幌市)石黒萬千代  
副支部長 (札幌市)高木、中村治子、  
副支部長 (札幌市)佐藤陽子  
支部長 (札幌市)池内照子、森本しほ  
子、植上千代子、日高泰子、安藤輝子、  
山根トミ子、向井聖智子、西川壽美、佐

車内照明燈 同 同 同

行先表示燈 同 同 同

車輛特殊火光類 同 同 同

同焚口燈 同 同 同

電氣機關車 同 同 同

船室内照明 同 同 同

船外燈類 同 同 同

照燈類 同 同 同

探照燈類 同 同 同

第七號表(概略) 火焰其の他光

火筒類 同 同 同

第一號表の中標識燈類は火災  
報知機、非常報知機、避難所標識燈、  
救護所標識燈、警察消防官標識燈、消  
火栓標識燈、其の他之に類する燈火を含

軍事・國防

佐木未女子、青葉しほ子、佐藤テイ子、青柳富貴子、久保衣子、増田京子、林みや子、伊達タカ子、土肥慶子、長尾きよ子、高辻操子、遠山文子、手塚喜代子、神保清子、前田光子、福田文江、岡崎園子、中西ツル子、清水きよ子、高岡愛子、高橋惠美子、今長女子、伊藤とし子、河野かつみ、古谷ミツ子、大瀧サヨ子、村岡やす子、(旭川市)横山まつ子、吉澤サダ子、中井よし子、服部輝子、倉本ちよ子、(札幌市)小竹温子、松本たみ、星野峯花、佐藤彌生、川崎文子、相川保、内館ノブ、杉森幸智子、吉川マツエ、重野さく子、千葉ヒデ子、中津さく子、幸前桂子、調所豊子、塚田なか子、森岡文子、西宗美子、三月初枝、藤島晃恵、佐藤貞子、工藤エツ子、伊坂タマ子、玉柳節子、吉安イソ子、八田よしの、伊坂ミサヲ、林久子、木下千登世、橋本節子、木村正子、松川伸子、武田アサ子、苦米地千鶴、香名清子、大瀧静枝、桐村漢子、中村喜久子、小竹ミエ子、阿部秀子、武井美代子、辛木みち子、田中春子、秋穂つよ、伊藤フ子、江原より子、加勢しき、中村葉月、岩瀬三枝子、渡邊千代子、新島愛子、武宮梅野、納富哲子、平野多佐子、菊田キク子、金丸敏子、原田節子、中村貞子、内山静子、原田きみ、梅村フサ子、星せい子、勝田文子、笠原清子、橋本起久子、齋藤ちか子、山本はる子、土井八重子、伊藤高子、勝矢俊子、柴田

大日本國防婦人會

テル子、奥田マサ子、土屋きよ子、小原欣子、戸津みこと、山下静子、録谷清子、栗田悦子、高田のぶ子、森タカ子、濱武タケ子、弘勝子、小幡登美江、岩水喜佐、木村秀子、小野チヨ、遠藤キミ、河村喜久世、半田サト子、村上ふね、喜多登喜子、大川トミ子、伊澤キク子、永野直子、坂野百合子、大塚愛子、福原豊子、梅田美恵子、中野美貴子、根本かね、奥田敏榮、瓜生幸子、斎藤とよ子、平尾つや子、金井柳子、筒井チヤ、(札幌市)關川美代(琴似村)赤木米子、(江別町)石原れん

大日本國防婦人會 第七師管本部役員

前項の部隊を使用するに付ては師團長又は師團長以下以外の軍隊、官衙、學校の所管長官と豫め協議すべし

行された防衛司令部改正令は従来の防衛司令部が要地防空の計畫機關であつたのを近代戦防空の完壁を期するため、所管區域内の防衛實行機關たらしむるもので、軍令陸第七號で公布した。その全文は左の如くである。

第一條 東京に東部防衛司令部を、大阪に中部防衛司令部を、小倉に西部防衛司令部を置く

前項の部隊を使用するに付ては師團長又は師團長以下以外の軍隊、官衙、學校の所管長官と豫め協議すべし

毒瓦斯の防護知識 近代化學戰に於ては、防空上

防衛司令部改正 昭和十二年十二月一日より施行

毒瓦斯は呼吸に依つて侵入し、血液と化合したり神経系統に特殊の生理作用を起して中毒死するものである。

防毒室へ、應急には水又はウロトロピン液を濕した布片で鼻、口を覆ふて避難する。

刺戟し疼痛、流涙、充血、腫脹を來し、視力を障害する。又咽喉、氣管枝、肺等を侵して悪心嘔吐、咳嗽を發し、濃厚なる瓦斯中では鼻腔、咽喉に甚だしい炎症を與へるものである。(應急手當)イ、新鮮なる空氣中に避難し、重曹水(二%)又は食鹽水(〇・八%)にて洗眼する。

い特異臭がある。一時的持久度をもち即効性がある。デフェニル青化砒素は常時純品は無色の結晶で粗製品は褐色である。作用時は白色の微粒子状で一時的持久度を持ち即効性があり瓦斯弾又は煙蒸として用ふ。アダムサイトは常時、黄色或は暗緑色の結晶で作用時は黄色或は白色の微粒子状を呈する。一時的持久度で即効性がある。(症狀)何れも鼻、咽喉、氣管枝を侵し、クシャミと咳嗽を頻發せしめ前額部の疼痛、頭痛、耳、頸、齒等に異状を感じ、甚だしい時は呼吸困難を來し死することがある。(應急手當)新鮮な空氣中に出して重曹水にて洗鼻、含嗽、吸入及び洗眼を可とす。又エーカリ油の吸入も可である。

窒息瓦斯 (種類) 鹽素 Cl<sub>2</sub>、ホスゲン COCl<sub>2</sub>、デホスゲン ClCO<sub>2</sub>COI<sub>2</sub> (性能) 鹽素は常時、作用時共氣體で發生時は黄、白色である。ホスゲンは常時無色の氣體であるが、冷却して液化したものを用ひ、作用時は無色又は白色で、一時的持久度を持つ。デホスゲンは常時淡黄色の液體で作用時は白色又は無色で一時的持久度しか持たぬ。

催涙瓦斯 (名稱) 鹽化ビクリンニクlorル、ジクlorル、OCl<sub>2</sub>(NO<sub>2</sub>)、鹽化アセトフェノンニクlorルアセトフェノン、CH<sub>2</sub>ClCOCl<sub>2</sub>H<sub>2</sub>、青臭化ベンジルニブromシアベンジルC<sub>6</sub>H<sub>5</sub>CHBrCN 等がある。(性能) 鹽化ビクリンは常時無色又は微黄色の液體で作用時は無色で特異な刺戟臭がある。半持久性で即効性がある。鹽化アセトフェノンは、常時無色或は淡黄色又は黄褐色の結晶で、作用時は無色又は白色の固體微粒子状で芳香性の刺戟臭がある。一時的持久度で即効性があり、瓦斯弾又は煙蒸用として使はれる。青臭化ベンジルは常時帶黄白色の結晶で、作用時は無色又は白色微粒子又は瓦斯状を呈し芳香性の刺戟臭がある。之等の催涙瓦斯の症狀は何れも、眼の粘膜を強く

クシャミ瓦斯 (種類) デフェニル鹽化砒素ニデフェニルタルアルシ( C<sub>6</sub>H<sub>5</sub> )<sub>2</sub>AsCl、デフェニル青化砒素ニデフェニルシアンアルシ( C<sub>6</sub>H<sub>5</sub> )<sub>2</sub>AsCN、アダムサイトニデフェニルアミンクlorアルシ( NH<sub>2</sub> )<sub>2</sub>ニル鹽化砒素は常時、純品は無色の結晶で粗製品は半固形體であり、作用時は白微粒子状で弱

ろシヤミ瓦斯 (種類) デフェニル鹽化砒素ニデフェニルタルアルシ( C<sub>6</sub>H<sub>5</sub> )<sub>2</sub>AsCl、デフェニル青化砒素ニデフェニルシアンアルシ( C<sub>6</sub>H<sub>5</sub> )<sub>2</sub>AsCN、アダムサイトニデフェニルアミンクlorアルシ( NH<sub>2</sub> )<sub>2</sub>ニル鹽化砒素は常時、純品は無色の結晶で粗製品は半固形體であり、作用時は白微粒子状で弱

リットは常時、純品は無色、無臭の液で粗製品は暗色にして臭氣がある。作用時は、液體は暗色で瓦斯は無色、何れも芥子の臭あり、寒冷時(一三・四度以下)では凝固して用を爲さぬ。此のイベリットは糜爛性瓦斯中の代表的なもので歐洲大戦中西部戦線「イーブル」市附近で獨軍が使用したのが最初で、強力な性能を持ち持久的に效力を保ち衣服等を透過して皮膚を侵すルイサイトは常時純品は無色の液體、工業品は淡黄褐色の液で作用時は、液體は黄褐色で瓦斯は無色であり、何れもゼラニウムの様な臭氣がある。持久性で遅効性である。イベリット、ルイサイト共に瓦斯弾、毒液雨下、撒毒として使用され、防毒法としては瓦斯は防毒面及び防毒室液は防毒衣で完全なゴム製でなければならぬ。(症狀)イベリットは液及び濃厚なる瓦斯は皮膚に初め紅斑を生じ、僅かに掻痒

を感じ後水疱となり遂に糜爛す。瓦斯は眼を侵し失明せしむ。又瓦斯は肺を侵し水腫を起す。ルイサイトは液が皮膚に附着したるときは甚だしき疼痛を起し水疱を發し後糜爛する。瓦斯の方はイベリットと同様に眼及び呼吸器を侵す。(應急手當)イベリットの方は先づ速かに除毒し糜爛症に對しては軟膏の塗布をなす。又重曹水又は硼酸水にて洗眼し、後アルカリ軟膏を塗布する。又は安静にして患部に俟つ。ルイサイトの方は三十秒以内に除毒(二%の苛性アルカリ)するを要す。又重曹水にて洗眼、洗鼻、吸入をなす。

次に家庭で備へなければならぬ防毒常備薬と衛生材料に就いて容量と使用方法を掲げる。  
△ウロトロピン(ヘキサメチレンテトラミン)一約一〇%の水溶液を手拭に濡し軽く絞つて鼻口に當てればホスゲンやクlor瓦斯の防毒になる。普通薬店で賣る。  
△チオ硫酸ソーダ(次亜硫酸ナトリウム)寫眞定著用ハイポール)一クlor瓦斯の防毒と消毒に用ひる普通薬である。  
△重炭酸ソーダ(重炭酸ナトリウム、重曹)一二%(五十倍)の水溶液を洗眼、吸入、含嗽、鼻腔洗滌等に使用する。普通薬である。  
△食鹽(クlorナトリウム)一約〇・八%(百倍)の水溶液で洗眼、吸入、含嗽及び鼻腔洗滌等に用ひる。普通薬である。  
△硼酸一二%(五十倍)の割合に温湯に溶解して置き、洗眼、含嗽に用ふる。普通薬である。  
△過マンガン酸カリ(過マンガン)一イベリット除毒用で普通薬である。  
△晒粉(サラン粉、クlorカルキ、クlorル石灰)一毒局方のものをイベリットの除毒に用ふる普通薬。  
又工業用のものは持久瓦斯イベリットの汚毒地域の消毒に用ふるのを多量を要する。晒粉は空氣中で變質し、效力

注意事項 防毒面―その吸收能に於て各種瓦斯を吸著(活性炭)吸収中和(ソーダ石灰)及び濾過(フェルト、綿等)する性能を有するものなること。消毒―一時的の瓦斯の汚毒に對しては殆ど消毒の要なく持久性瓦斯が液體の儘にて滯留するもの

を滅するものであるから器中に密閉して冷暗處に貯蔵。

△タロルアミン—晒粉と同様多量のクロルを含有する白色又は類白色の粉末で、一〇乃至二〇％に水に溶解したものをイペリツトの除毒に用ふる普通薬である。

△過酸化水素(オキシフルの類)—イペリツト除毒洗滌用。

△カリ石鹼—晒粉にてイペリツト除毒後の皮膚洗滌の普通薬である。

△グリセリン—晒粉使用後の皮膚保護用として用ふる。

△亞鉛華軟膏(チシタルベ)—瘡爛傷治療用。

△デシチン軟膏—右に同じ。

△ペリドール軟膏(一%)—右に同じ。

△礬酸軟膏—右と同じ、一般火傷に用ひる。

△アルカリ性眼軟膏—眼炎治療用。

△ワゼリン—イペリツト除毒後皮膚に用ふる。

△ホフマン液(エーテル精)—虚脱時吸入又は十乃至二十滴を内用(氣付薬)、普通薬である。

△アンモニヤ水—虚脱時吸入用(氣付薬)普通薬。

△ラベンダーソフト(アンモニアラベンダーの香氣を附す)—右に同じ。

△吉草チンキ(ワリドリアントロツペン)—約二十滴を水に加へ又は砂糖に混じて内用(鎮静劑)、普通薬である。

△補ヨードチンキ—一般外用で普通薬である。

△アルコール(酒精)—一般消毒用。

△エニカリ油(オイカリブツス油)—クシヤミ瓦斯消毒時の吸入用。

△湯タンポ—空息瓦斯患者保温用。

△其の他三角巾、綿帯各種、脱脂綿、消毒ガーゼ(リパノールガーゼの如き)、藥局ガゼ、藥局方脱脂綿、リント(軟膏塗布用)、洗眼コップ、眼帯、點眼器、點眼棒(眼軟膏用)、吸入器、體温計、ピンセット、鉄等である。

**防空課新設** 昭和十二年十月一日より防空法が施行されて、内務省には計畫局、警視廳、北海道廳、大阪、京都、神奈川、兵庫、愛知等の各府縣警察部に防空課が新設される事となり、道廳警察部でも之が新設準備を進めたが、十月十四、十五兩日防空關係諸問題を中心とする全國警務課長會議が本省で開かれた。本道からは奥田警務課長が出席、十一日その出發前に課長

會議を開催、土肥部長、奥田警務千種保安、瓜生特高、坂本外事木村衛生、梅田工場外各課長參集の下に防空課の機構に各課所管事務の移管其の他地方費負擔の豫算關係等に就き慎重協議を遂げた。斯くて諸般の準備を完了し十月二十七日新しい「防空課」の看板が掲出された。新設防空課は防空の實施及び訓練防空計畫の設定、防空委員會等に關する一切の事項を主管し本道空の護の樞軸機關として防空陣を整備強化し之が完璧を期する事となつた。新設防空課長警視廳田信雄氏が兼任、その下に防空、計畫の二係を設け、防空係長には警務課警備監察係長木暮警部を、計畫係長には小椋警次席藤原警部を夫々任命同日發令他に屬警部一、屬一、警部補二、技手二、巡查部長三、巡查二、外雇若干名を配置した。

七日より同十日迄は函館市、上磯町、湯川町、龜田村及び稚内町の順序で實施されたが、石黒長官が軍部の指導の下に統監し統監部は道廳及び重要市役所内に置いて第七師團長は各訓練實施市町村に指導官を派遣して實地指導と講習等を爲さしめた。但し津輕地區は津輕要塞司令官の管轄である。道廳の指導要領は長官より係官を派遣して軍部並に地方官廳と連絡して警報傳達及び通信並に燈火管制と交通整理等の指導監督を爲さしめた。而して今回の燈火管制は燈火の隱蔽、減光、遮光等の材料整備と模範燈火管制地域の關係者實地見學と燈火管制下の工場、事業地、商店等の就業訓練に意を注いで徒らに消燈休業等を爲さぬ事等に重點が置かれ、亦市町村迄の警報傳達は逕信電話を主系統としラヂオに依る傳達を除き第一日は午前十時より午後十時迄、第二日は午前十時より

午後十二時迄で、第三日は午前十時より午後十時迄で四回反覆して行はれた。

**防空法施行第一回防空演習**

本道の防空法施行第一回防空演習は新設の道廳防空課で計畫「郷土の天空を護れ」のスローガンの下に第七師團と道廳の指導の下に本道重要都市に昭和十二年十月二十六日より施行される事となつた。而して今回の訓練の重點は、

- (1) 燈火管制實施同管制下に於ける各種就業訓練 (2) 防空監視哨警務情報通信の訓練 (3) 防空警報受領傳達の訓練 (4) 防空第一主義の下に全市内家庭防空警、防火班及び消防組の聯合訓練 (5) 各種毒瓦斯に對する防毒救護の訓練 (6) 廣地域災害に對する避難救護、交通整理、工作配給等の訓練 (7) 工場その他の獨立防護團の訓練

等であるが、札幌市では豊平白石、琴似の近接町村合同で二十六日よりの本演習に先立つて十九日から二十五日迄準備訓練期間とし市役所に演習統監部を置いて行はれた。其の計畫要綱

は第一日一般豫行演習とし午前十時より午後七時迄は防空監視哨及び防護團各班の基礎的訓練をなし第二日は午前八時より第三日午前八時迄を本演習として各班聯合演習をなし第三日午前九時より講習訓示を行ふ事に決定、小樽市の防空演習は高島町鹽谷村を包括して二十六日より三日間行はれる豫定の所延期して十二月六、七の兩日に變更。

演習當日には團部第七師團長は西谷副官、木村札幌聯隊區司令官を隨へて札幌丸井屋上より札幌地方燈火管制の状況を視察、道廳では警察部に「防空演習統監部」の看板を掲げ石黒長官代理として土肥警察部長が最高統監の任に當り、午前十時を期して「空襲下の市民と郷土の空を護れ」の演習想定下令と共に劃期的大合同演習の幕は切つて落され、本社機も此の演習に参加し各所に模擬焼夷彈、瓦斯彈を投下して各團、班の大活躍が展

開、本格的猛訓練が行はれた。斯くて二十七日より開始の旭川市、十二月一日より三日間は釧路市で夫々實戰其のものの防空演習を舉行し、寒風肌を刺す雪中の大演習を終了した。

**昭和十三年度春季防空訓練**

昭和十三年度春季防空訓練は北部防空訓練計畫に基づいて實施されたが、訓練の目的は防空計畫に準據して、陸海軍司令官又は其の指定する者の發する防空警報の迅速、確實な傳達と之に伴ふ燈火管制の基本的な訓練を行ふ事を主眼にして、五月十九日より同二十二日迄は札幌市小樽市、室蘭市、豊平町、圓山町、苫小牧町、高島町、朝里村及び夕張町(上白石村)で、五月二十八日より同三十一日迄は釧路市帯廣市、根室町、厚岸町、鳥取村(齒舞村)、五月三十一日より六月三日迄は旭川市及び留萌町、六月

**秋季防空演習**

戦時下の昭和十三年八月九日から四日間、全道三百萬道民を總動員七師團及び津輕要塞司令部援助のもとに綜合防空演習を實施した。

今回の大演習は内務大臣の訓令に基づく綜合的なもので地區は北海道、北千島及離島沿岸三連の領海を含み演習實施項目は警報傳達、燈火管制、消防防衛、救護、警護、配給、工作、通信連絡、監視の九項目に分れ全道七市二百八ヶ町村三百萬道民が打つて一丸となりこれに軍隊、陸海軍機、高射砲、機關銃が參加、燈臺、通信關係の主通信機關を總動員して連絡機關にあたり、演習の日程は左の如くで演習中は進行中の列車、領海内航行の國內外船も全部燈火管制をなし、

飛行機からは模擬爆弾を投下、各市町村は適當の災害を豫想或は想定のもとに模擬演習を行ひ大學、中學、青年學校生徒も對空射撃、防護團は防空法による各事項を實施した。

第一日(九日) 午前十時から午後十時迄實施九項目につき一般演習訓練▲第二日(十日) 午前十時から午後十二時迄綜合訓練▲第三日(十一日) 前日に引續き午後十時迄綜合訓練▲第四日(十二日) 午前九時二十分からフヂオを通じて軍部の防空演習講評、警察部長の訓示、引續き防護團演習式舉行

### 全道婦人團體總動員大會

滿洲事變第六周年を記念する統後後援會全道各種婦人團體總動員大會は札幌神社に於ける皇軍武運長久祈願祭市内行進を終り引續き午後二時三十分より札幌市公會堂で行はれた。寺前道驛社寺兵事課長開會を宣し皇居遊拜、國歌齊唱の後主催者代表石黒長官代理高辻學務部長の挨拶

抄に次いで議事に入り、天機並に御機嫌奉伺文、在外皇軍將兵への感謝慰問文を決議、五千の魂を一九とした左の如き申合事項を決議し、次いで札幌海軍人事部長福田大佐、第二十五聯隊附藍江中佐の時局講演を終り萬歳を三唱し、統後女性の鐵の陣を誇示して午後四時終了した。

#### 【申合事項】

- 一、本道の開拓の聖勳を奉じて率先感闘の開發と醇風美俗の訓政に努めて以て郷土の振興を期する事
- 二、緊急持久の精神と必勝の信念とを堅持し勤行力行困苦に堪ふる心身を鍛練し小我を捨て、大我に就くの精神を實現する事
- 三、派遣將兵への感謝及び統後後援の強化に其の持統を計り隣保相助の美風

を發揚し勤勞奉仕の完壁を期する事、四、婦人の本分に際み特に幼少年の育成教育に意を致し日常生活の合理化を圖り充實を節約し貯蓄を奨励し國産品を愛用して廢物利用の途を講じ以て非常時經濟政策に協力し時局に對應する廣義國防の使命達成に努むること  
昭和十二年九月十八日  
統後後援會全道各種婦人團體總動員大會

#### 防空未經験町村指導

七市二百八十ヶ町村を總動員、三百萬道民が打つて一九となつて實施された防空綜合大演習十三年春の防空訓練に参加しない未經験の約二百箇町村に對して道廳防空課では所轄警察署と連絡、當該町村に燈火管制、警報傳達の豫備訓練を行はしめて完壁を期した。七月防空課より木暮防空藤原計畫兩部長、桐山警部、草野警部補が夫々四方面に分かれ出張、各支廳に支廳管内町村役場事務擔當者を集め防空演習實施案を指示豫備訓練をした。

#### 特別燈管の實施

緊迫した時局に鑑み昭和十三年八月六日北海道廳では同日より當分の間北海道一圓に特別燈火管制を實施し、日没より日出まで廣告燈、看板燈、裝飾燈その他これに類する燈火に對して警戒管制の程度(消燈)により制限するやう指定したが、その後當時の情勢も幾分緩和したので同月二十五日の日没から解除した。従つて同日以後はネオン統制取締令によつて制限されることになつた。

#### ネオン統制實施

北海道におけるネオン統制は昭和十三年八月二十日から實施されたが、要旨は屋上ネオン並に行燈式の看板類は認めず壁側のネオンは硝子管の太さは十五耗以下、ネオン長さは間口一米に對し三米以内の割合、桃色又は赤の色彩管

を使用する場合は全長の三分の一、ネオンの文字は業名と屋號程度にすること、イルミネーションの燭光は十ワット以下で電燈数は間口一米に對して三箇の割合。

#### 小樽市防護團整備

小樽市では昭和十年、十二年と引續いて防空演習を實施し市民に空の護りの固い思想を植ゑつけたが、その活動の基礎をなす防護團に就き防空法の施行に依り組織の根本的改革を行ふこととなり、團員中の在郷軍人、消防組員は組織より除外し他に職分を持たせ之に代つて小學校教員等々を新に加入させることを決定、一方また本部及び分團組織に就いて次の如く改編し機能を整備した。

本部には庶務係(命令起草、通信連絡、記録)情報係(蒐集、防護防止、情報の宣傳指導)警備係(警報の傳達、燈火管制)警備係(警備防火)救護係(防毒救護)交通係(交通整理)歩隊係(歩隊所の管理)工作係(工作)配給係(配給)經理

係(經理)の十係を置き分團には次の如く本部並に班を置く事となつた。

- 一、本部(命令起草、通信連絡)▲二、警備班(警報の傳達、燈火管制の實施)▲三、警備班(治安維持、火災警備の豫防、要警備物件の警備の補助)▲四、防火班(火災防止の補助)▲五、交通安全班(交通安全の補助)▲六、防護班(防護の補助)▲七、警備班(警備の補助)▲八、救護班(負傷者瓦助中毒者の救急收容治療救助)▲九、工作班(警備交通安全等の工作救助)▲十、配給班(糧食其他防護資材の蒐集分配)等に區別されたが、港灣及び特殊工場に備に就いては之より切離して組織する事となつた。

#### 第七師撥恤兵國防獻金品

百萬道民愛國心の進る所長期戦體制下の統後の護りは益々固く經濟戰に對する經濟國防の完壁を期してゐるが、之等道民赤誠の結晶たる恤兵金、國防獻金は七師恤兵部並に聯隊區司令部撥のみで事變發生以來五十七萬七千九百二十九圓を算するに至つたが其の内訳を示すと左の如くである。

(昭和十三年七月末日現在)

▲恤兵金	五九、九六〇・八
▲第七師恤兵部	一、七六〇・三
▲聯隊區司令部	三、七二〇・〇
▲札幌陸軍病院	一〇、八〇〇・〇
▲旭川陸軍病院	五、〇〇〇・〇
▲國防獻金品	三六、五三〇・〇
▲第七師恤兵部	三、三〇〇・〇
▲聯隊區司令部	三、三〇〇・〇
▲札幌陸軍病院	六、〇〇〇・〇
▲旭川陸軍病院	四、九〇〇・〇
▲計	一〇、八〇〇・〇

#### 統後の熱誠

(自十二年七月十日 至十三年七月六日)

國防獻金	二四、七三三・三七七
恤兵獻金	九八、六七八・三二五
學藝技術獎勵金	三、二四五・二九〇
計	一二、六六六・三九二
慰問袋	二〇、九三三・四〇〇
慰問紙	六、五〇四・四一八

銅 鐵 屑 一六、七七八〇

其の他の恤兵品 一八、四〇〇・九三九

國防費 一三、四六七・三八五

慰問金 六〇、〇〇〇・九七三

學藝技術獎勵金 一三、六三三・九六

慰問品 四、九六六・四〇〇

獻納兵器 支那事變勃發以來昭和十三年六月までの第七師團指定の獻納兵器は左の通。

- 銃路市一高射機關銃一挺、輕機關銃二挺
- 重機銃一挺▲廣尾村元野元吉氏一トバイ一挺▲北海タイムス社一高射機關銃十二挺▲旭川新聞社一小孩彈二十萬發▲王子製紙會社一高射機關銃五十挺、彈丸百三十萬發

#### 國防獻金放送

北海道、樺太在住者の第七師團恤兵部宛國防獻金は従來は陸軍省に送附してゐるが、昭和十三年七月十八日受付の分から北邊空の防備費に充當することになり、更に毎週土曜日には旭川放送局から獻金美談等を放送することになつた

事變關係の獻金

(道廳社寺兵事課報)

北海道廳社寺兵事課取扱の軍事獻金は昭和十二年九月二十八日現在で總額十萬五千五百九十三圓で内訳は恤兵金二萬二千八百五圓、國防獻金八萬二千七百八十八圓であるが、前者は道内應召兵士及び遺家族慰問に、後者は陸海軍へ折半して獻金した

軍事獻金

支那事變以來北海道廳を経て取扱つた軍事獻納金は昭和十三年六月末日現在國防獻金二十四萬九千八百九十一圓四十五錢、恤兵慰問金五萬三千三百八十四圓二十五錢、合計三十三萬三千七百七十五圓七十錢に達したが、これを地方別にすれば、

Table with 2 columns: 地方別 (Localities) and 國防獻金 (National Defense Contribution). Rows include 石狩, 渡島, 檜山, 後志, 空知, 道庁, etc.

Table with 2 columns: 支那人も獻金寄託 (Chinese also contributed) and 金額 (Amount). Rows include 室蘭市, 釧路市, 帯広市, etc.

輝く道民の熱誠

北海道民有志の離出に係る恤兵慰問金にして北海道廳へ寄託された五萬三千三百八十四圓二十五錢(内預金利子九百三十七圓五十錢)をもつて出征將兵に傷病兵に對する慰問品の調製等を実施したが、昭和十三年六月末現在における状況は左の如

くである。

- 一、出動陸海軍各部隊への慰問品(陸海軍恤兵部を経て發送、七千九百十五圓三十三錢)
二、郷土部隊を指定したる慰問品(小包郵便をもつて直接發送、九千六百十圓五十錢)
三、道内陸海軍病院に對する傷病兵慰問品(道廳より慰問品の購置以外は携行贈呈、四百八十九圓七十五錢)
四、現金として寄附したる慰問金(北海道軍使團使携帶の上各部隊へ寄附、五千八百六十五圓)
五、關東軍同五百五圓、北支出動同一千九百十五圓、中支出動同七百五十五圓、出動海軍部隊へ四百圓、滿洲、支那所

以上の外、作製中の慰問品及び發送諸経費として六百九十三圓八十八錢を支出してゐる。

本社寄託の分

統後愛國の赤誠を託して、表して獻金は日と共に其の數額を増してゐるが、本社寄託の獻金取扱高は昭和十二年八月一日より九月二十日迄總額十一萬二千七百五十一圓六十錢で、貯金利子は一百五十七圓十八錢となつたが、第七師團へ重機關銃(高射用具共)〇〇基二萬五千圓、同將兵慰問金一萬圓、札幌地方海軍人事務部へ重機銃〇〇基二萬圓、同將兵慰問金一萬圓、北海道廳へ陸海軍遺家族慰問金として四萬三千一百八圓七十八錢、樺太廳へ陸海軍遺家族慰問金として四千八百圓を夫々獻納、合計十一萬二千九百八圓七十八錢である。

遺家族へ本社 振込金配分

軍事救護法の改正
軍事救護法は大正七年施行せられ、その後一部改正を見たが適用範圍狭く、資格要件また嚴格にして遺憾の點が多かつたので、これが萬全を期するため第七十議會において改正せられ、昭和十二年七月一日より實施せられた。改正要旨は

- 一、名稱を軍事扶助法と改む
二、傷病兵の適用範圍擴張——内地罹病等にも及ぼす
三、扶助を受け得る家族遺族の範圍擴張——同一の戸籍にあらざるも同一世帯にある直系血族、兄弟姉妹に對しても適用
四、扶助を受け得る資格要件緩和——生活不能を生活困難に改む
五、下士官兵の退養後又は召集解除後における扶助繼續期間を設ける——必要なる場合更に二十日以内繼續扶助する而して扶助は左の限度をもつて行はれる。

- 一、生活扶助 居室扶助(自分の家で受ける場合)——一人一日につき世帯人員により左の如く支出される
二、生業扶助 資金、器具又は資料を給與若しくは貸與する場合——居室扶助が一世帯につき百五十圓、收容扶助が一八五十圓
三、醫療 居室扶助——(診察料)一人一回三十圓(往診料)車馬賃一里四十圓、汽車汽船賃二等賃(藥料)一人一日二十圓(處置料)一人一回四十圓(手術料)同二十圓五十圓(検査料)同二十圓五十圓(注射料)同一圓(文書料)一通五十圓
四、助産 居室扶助——一人一日二圓
五、埋葬 市一人十圓、町村同七圓

納皇軍將兵に遺家族慰問軍事獻金は既に十一萬圓を突破したので、獻金者各位の烈々たる愛國の至誠に酬ゆる爲獻金者名簿を添へ昭和十二年九月二十一日關係當局に配分手續を了したが應召陸海軍遺家族慰問金は左の如く各支廳市別に配分された。

Table with 2 columns: 支那人も獻金寄託 (Chinese also contributed) and 金額 (Amount). Rows include 石狩支廳, 空知支廳, 上川支廳, etc.





日本ゼネラルモーターズ株式會社  
ブリヂストンタイヤ株式會社  
總販賣店

株式會社 大北モーター商會

札幌市北二條西三丁目

電話 三三二四  
三三七六番



營業課目

自動車修理並改造  
各種自動車部品  
中古車賣買  
各種自動車部品  
並附屬品販賣  
GSバッテリー特約店  
ブリヂストンタイヤ特約店  
北海道總代理店  
愛國式木炭瓦斯發生機  
各種メツキ



田井自動車工業株式會社

札幌市南八條西十一丁目

電話 一三二八  
一三二八番

代表場番號 一三二八番  
工場專用 一三二八番  
部分專用 一三二八番  
振替口座 一三二八番

小樽工場

小樽市稻穂町東三丁目  
電話 一四六四番

# 一昔い酒 鶴 歳 年

銘酒

チトセツルは

北海道酒類

品評會に於て

最高權威の

名譽賞を

獲得いたしました……



日本酒株式會社

## 財政

### 財界概観

#### 一、財策三原則

結城財政の後継として蔵相に就任した賀屋蔵相は、馬場元蔵相の内相就任に對して結城財政踏襲の建前より、吉野商相とのコンビに依る財政經濟政策の遂行を企圖した。之は馬場財政政策に對する鮮やかなデモンストレーションであつた。

先づ賀屋、吉野財策の第一次共同聲明とも謂ふべき日滿一體の計畫經濟と財策三原則とは、近衛内閣の經濟政策として初めて明らかにされたのであるが、日滿を一體とする計畫經濟は全體主義的戰時經濟として意義を爲すものであるが、兎角從

來の蔵相が内政問題にのみ没頭するの餘り、滿洲國の富源開發には意を用ひ得なかつたのに對して賀屋蔵相が日滿一體の經濟政策を樹立したことは、確かに我が國財政經濟政策史上に一エボツクを劃せるものであつた。又我が國經濟國防の現狀に鑑み生産力の擴充と物資需給の調節及び國際收支の適合と云ふ、所謂財政經濟政策三原則を基調とする旨を發表した。

#### 生産力の擴充

國際情勢の緊迫と共に所謂超非常時財政への進展を餘儀なくされた經濟政策として、戰時體制を採るに至つた事は當然の事に屬するが、此の戰時體制の整備に必要とせらるるものは國內生産力の擴充である。この生産力の擴充には物價騰貴の抑制、即ち物資需給の調和と輸出振興との兩面の意義を有するのであ

いて來る。

#### 國際收支の適合

對英爲替相場一志二片を維持する事は國際經濟關係の安定策として至當なる措置と謂ふべきである。蓋し圓貨下落する時は輸出入貿易に依る國際貸借の決済に於て不利なるを免れない。従つて經濟秩序を維持する事は國際信用の維持の上からも戰時經濟上重要な意義を有するのである。

之に對して政府は正貨現送を行ひ國際貸借のバランスを保持する方針を樹立し昭和十二年七月六日迄に五回に亘つて正貨現送を行ひ、總額二億七千萬圓を發送し本邦輸出入の狀態に對照して更に正貨現送を續行した。一方輸出の増進を計り輸入力の増大を期待したが、當初政府の行つた輸入制限は輸出向原料品の輸入に制限するの體があつた。我が國の如き原料品に加工して輸出する現狀にある國に於ては、極端なる輸入制限は輸出貿易を萎縮せしめ、延いては國際收支の改善を來すものである。此の點に於て政府の輸入制限の措置は餘りにも杜撰極まるものと謂はざるを得なかつた。又賀屋蔵相

は外國爲替管理を行つて輸入爲替許可制を採り、七月六日に一部改正したが更に續行した。

國際收支の調整をなす爲に政府は正貨現送を行ふと共に外國爲替の管理を行つたが、又國內資源の開發は輸入減少に貢獻する處あるは今更贅言を要せぬがこの國內資源の早急なる開發は支那事變の進展と共に益々拍車をかけられ、産金獎勵と相俟つて重要礦物資源の増産が期待されるに至つた。

物資の需給調整

近代戦は資材戦であり、經濟戰である。支那事變以來我が國民全體が擧げて總動員體制を強化するに至り、經濟力に於てもその充實を益々痛感されるに至つた。即ち先づ第一に戰費の調達であり、之に對しては公債消化の問題がある。昭和十三年度發行豫定の公債額は五十六億餘で臨時軍事費第一次豫算額を加

へて約八十億の公債を消化せねばならず、之を日銀引受の下に亦愛國公債の名稱で郵便局の窓口賣出しをやつてゐるが、公債に依つて調達した戰費は軍需工業の振興に拍車を加へ、臨時資金調整法と相俟つて平和産業を犠牲産業と呼ばしむるに至り、政府は極力軍需資材の需給を計つた。これが爲大藏、商工、農林、拓務の各省關係官より成る關稅調査委員會では關稅定率法改正を審議し、昭和七年法律第四號輸入稅の從量稅率に關する件を改正し、特殊の品目に就いては三割五分の附加稅を撤廢するに至つた。

この品目は物資需給適合の見地から軍需資材に生活必需品に制限され、銅、錫、ニッケル、鉛、毛織糸、砂糖等に限られた。而して亦大藏省では物資需給の適合を圖る建前から、昭和十三年度豫算の編成方針を従來の金の豫算より物の豫算への移行を企て、各省に對し棉花、羊毛、鐵、原油及び重油、機械類、豆類、生ゴム、パルプ、木材、石炭、鑛、硝安採油用原料、自動車及び同部分品、油粕

小麦、揮發油、銅、麻類、砂糖の二十種に上る輸入重要品にセメント、木材等の國內重要品の方面より脱た物資需給を監視した物の豫算の提出を求めた。物の豫算は實際の消費額に對して經費支出上最も適正なる豫算の編成であるが、然し物の豫算は物價の變動なきことと地方的物價の平均を念頭に置いての觀念であり、味に季節に依る物價の騰落に對しては最近の如き物價騰騰の傾向にある際、慎重なる態度の下に豫算を樹立すべきであり、物價騰騰の抑制には公定價格の決定と共に重要資源の配給統制を以て臨んでゐるが、將來事變の繼續する限り益々強化徹底の要がある。

二、支那事變の影響

自由經濟より統制經濟へ

支那事變の勃發に依つて我が國財界は大いなる影響を受けた。即ち蕪溝橋事件の突發に依つて事件の現地解決の曙光が無くなるや、近衛首相は先づ言論界の代表者に先立つて財界の主要者を招待して協力を求めたに對し、財界人は政府の事變對策

に對して全幅の協力を與へる旨を言明し、此處に舉國一致の體制を整備するに至つた。

此の協力の意義は轉じて統制經濟となつたのである。統制經濟に就いては或者は資本主義經濟の極限發展したる形態であると訓ひ、又或者は社會主義經濟組織への接近であり、進歩であると諷刺する。資本主義經濟組織と社會主義經濟組織とは本質的に相違するものであるが自由經濟より統制經濟へ移行したる事、即ち計畫經濟への推移は國民全體を打つて一丸とする全體主義的立場からすれば資本家の協力を條件として實現されることである。従つて財界の協力は政府の統制經濟實現の體であり、又政府は財界を無視して戰時經濟の遂行を爲し得ない所以である。先づ協力の最も具體的な顯著なる現れは公債消化に於て之を見る事が出来る。即ち昭和十二年八月以降昭和十三年八月末迄の公債額(内債)發行高は七十一億三千九百七十七萬七千圓にして、償還額を差引いた昭和十三年八月末公債額の現在高は二百七十七億八千七百五十七萬圓であり、之が所有者は昭和十三年八月末現在に於て特別銀行が十七億九千三百三萬六千圓、普通銀行が三十四億九千九百九十八萬八千圓、貯蓄銀行が十三億七千六百四十四萬圓、信託会社が四億九千七百四十二萬五千圓で、之等金融業者の國債投資額は總計七十億八千三百三十三萬三千圓

とは貿易當局者として過誤に陥り易い憾がある。

議會の經濟關係法

去る第七十三帝國議會は支那事變下の異常な緊張裡に國民總體の視聽を集めて開會され、劈頭電力國家管理法、國家總動員法、産金法、重要礦物増産法、石油資源開發法、製鐵事業法、揮發油及びアルコール混用法、人造石油製造事業法、航空機製造事業法等多數の經濟關係法規が裁可公布せられたが、何れも統制經濟的色彩濃厚にして、殊に國家總動員法の如き我が國明治以來の政治組織に大變革を加へる如き重要立法のなされたのは、時勢の進運に適應する爲に必要なることである。

先づ水井渡信大臣より提出された電力國家管理法は二年來の懸案であつたが、電氣事業者の猛烈なる反對があつたけれども、電力資源の開發供給は公經濟的意義を有し且電氣事業の獨占性よりして國家の公企業として管理することが、一朝

有事の際に有効に作用するとの見地に立つて遂に通過したのであるが、電力國家管理法の立法は煙草の專賣と同意義にして、事業國家たるの傾向より觀察すれば獨占企業たる電氣事業は國家管理に移され公經濟的立場より理解されるに至つたことは亦當然の事に屬すると思はざるを得ない。即ち政府は電氣の價格を低廉ならしめる爲に發電及び送電を管理すると云ふのであつて、國家事業として經營されることになつたのであるが、國家事業は兎角事業の發展を阻止し停滯せしめる憾があるので、諮問機關として電力審議會を設けた。而して從來營業し來つた電氣事業者は電力國家管理法と共に公布された日本發電電氣株式會社の第十二條によつて發電會社の設立と同時にその火力、水力發電設備及び送電設備が發電電氣株式會社に出資したものと見做される。即ち半官半民の形態を以て設立される譯である。而して發電電氣株式會社の設立委員は水井渡信大臣を委員長に委員六十四名、委員補助に水井渡信局長以下十二名を決定し、昭和十三年九月六日付で發令され著設立計畫が實行されつた。又國家總動員法は政府と政民兩黨議員との間に自發的議論が囂はされ、論點は憲法第三十一條の非常大權の侵限にあらすや否や、委任命令の權限の範圍等に就いて連日討論に終始し、政府は最近の國際情勢

此の外大藏省預金部で二十九億三千八百九十三萬三千圓を所有してゐるが、金融資本家の公債への投資額は全公債の大半を占むる現状にあり、此處に財界の協力が要される理由がある。又輸出振興の立場からも、産業資本家の生産擴充に對しては只單なる増産命令の如きものでは眞の生産力充實は望まれぬことであり、産業資本家と政府との緊密なる連繫の下に初めて實效を期し得るものである。近衛首相は此の點に關しては深甚の注意を拂つて來たが、動もすれば財界人の協力を逆轉して世界の統制に推移しつゝ、あるのを見逃し得ない。又財界の協力に依り公債消化の問題は解決し得るとして、公債に依つて調達された軍事費は軍需工業に投下され此處に軍需インフレを起し、之が悪性化する傾向を持つた。そこで置屋蔵相は軍需工業方面に調整になつた資金の一般工業並に生活必需品方面への送附、即ち悪性インフレの防止策として貯蓄獎勵局を新設して國民貯蓄の獎勵に大體の活動を續けるに至り、將來發行される公債消化の爲にも貯蓄獎勵を貯蓄強制に迄押進めつゝある。

政府は貯蓄獎勵に依つて蒐めた資金を公債消化に向はしめると同時に、金融市場に於ける日本銀行の中心的地位を利用して割引政策に依る低金利政策を維持し公債消化の圓滑を圖ると共に高利債から低利債へと借換を續け來つたのであるが、銀行等に集めた資金は之を軍需關係に消費する方針を樹立し、其の外は殆ど禁止するが如き臨時資金調整法を制定した。之と共に臨時立法として輸出入臨時措置法を公布して極端な輸入制限をなした結果、生活必需品さへも非常に高値に押上げられたのであり又原料品の輸入制限は輸出を衰微せしめる原因になつた。其處で輸出振興の方針を立て輸出入原料品の輸入を許可することに決定したのである。然し昭和十三年度上半期輸出入貿易に於ける關東州、滿洲國、中華民國等の圓ブロック内への輸出を外國貿易中に含めて考察するこ

の緊迫に對して國民に國家總動員立法の必要とその趣旨を詳々と説明し、艦航に難航を續けた總動員法案も遂に通過するに至つた。

又事變突發以來北支並に中支に擴大した戰果を急速に開發することは事變將來の見透しと東亞和平確立の爲に忽になし得ざることで、之が對策として北支開發會社並に中支振興會社の兩會社法案を通過せしめた。北支那開發株式會社法第一條に依れば、北支那に於ける經濟開發を促進しその統合調整を圖る目的で、本店を東京に資本金三億五千萬圓で設立し、中支那振興株式會社はその第一條に中支那の經濟復興及び開發を助成する目的で、本店を上海に置き資本金一億圓で設立された。之等總動員法、電力管理、北中支會社等の諸重要法案と共に通過した經濟關係法としては、石油資源の缺乏は直接に戰鬪力に影響する處からこの充足は刻下の喫緊事であり、先づ石油資源開發法と

粗惡炭より低溫或は高溫乾溜に依る石油採取事業を國策として獎勵し人造石油製造事業法を公布した外揮發油及びアルコール混用法を立法し、又對外爲替の維持の爲に正貨現送を行ふ關係上產金法を制定して日本產金振興株式會社法を公布、產金の獎勵、保護助長をなすこととなり、又重要礦物増産法に依つて鐵物資源の急速なる開發を企圖し、殊に產金に對しては探礦獎勵金を鐵山監督局より交付して金の増産を圖りつゝある状態で、この外商業組合法、無盡業法、不動産融資法、臨時通貨法、擔保付社債信託法等の改正法律及び有價證券引受業法、有價證券業取締法、日銀保證發行限度擴張法疏安増産及び配給統制法等の立法と庶民金融の圓滑を圖る目的で庶民金庫法や恩給金庫法が裁可公布された。

### 三、池田藏商相登場

議會閉會後より内閣の大改造

を企圖し、種々苦慮してゐた近衛首相は五月二十六日藏、商、外、文の四相交迭に成功し、外務大臣廣田弘毅氏の後に宇垣大將を、文部大臣兼任の木戸幸一氏を厚生相專任にして荒木大將を文相に、大藏、商工兩大臣の後任に先輩格たる池田成彬氏を夫々就任せしめ、此處に空前の内閣大改造に成功した。此の改造より先に近衛首相より吉野前商相を通じて賀屋氏に首相の決意を告げ、吉野、賀屋兩氏はそれを諒として此處に辭任し、大藏、商工兩相に池田成彬氏が一人二役で就任したが、貿易、爲替の一元化の爲に大藏、商工の兼任となつたものであり、池田氏は會て兎角の風評があつたけれども財界の信用大にして、又以前より藏相就任方を交渉された人物で、財界の大立物である關係より見ても戰時財政策の遂行に對しては適任と思はれる點もある。

池田藏商相は就任第一回聲明を談話の形式で語つたが、其れによると貿易、爲替問題、物資供給問題、生産力擴充問題、事業資金調整問題、物價問題等に就き大藏、商工兩省所管の事項が密接に關聯する所から兩省機能の一元化を最適と考へ、財政策の急激なる變更をせず従來の基調に從つて遂行する旨を發表し、日銀正貨準備金の現送は極力避け原料輸入に對しては之を緩和する方針を以て臨んだ。先づ池田藏商相の第二次聲明を掲げると左の如くである。

一 財政經濟の基調 — 戰時體制下と云つても財界に急激な變動を與へることはよくない故、賀屋、吉野財政經濟政策は總對に變へず、從つて一志二片の爲替水準は總對に堅持して之に修正は加へない積りである。

二 爲替管理 — 原則として爲替管理は従來通り行きたい。輸出が増加すれば當然輸入制限の程度を緩和し輸入増加を行ひ得る譯で、出来るだけ輸出増加に努めたい。

三 増税 — 公債については最近五箇月

間の公債發行も成績がよいので公債の強制保有等と云ふ必要は無く、又増税については必要止むを得ない場合以外には増税増税を避けたいと考へてゐる。

二 大藏、商工の一元化 — 大藏、商工兩省の人事移動はやらぬ方針で、只兩省の機能の一元化と云ふのは機構の一元化と云ふ意味ではなく、一つの頭で統合的に考へると云ふ意味である。

一 經濟統制 — 戰争の最終目的を達成する爲には經濟統制は益々強化されて行くであらう。戰争の爲には何物も犠牲にしなければならぬが、戰争目的達成を傷つけぬ範圍で成可く國民生活を脅さずに統制を強化して行くこと云ふ原則で行きたい。

右の如き聲明を發表したが、之が具體策として貿易に對してはリンク制を採用し、輸出を條件として其れだけの原料輸入を許可し、又輸出した時は其れだけの輸入を許可すると云ふ機構を採つた。このリンク制は統制經濟體としての輸出増進に効果あることは疑なき所であるがそれにしては國內物資供給の圓滑は期することが出来ない現狀にある。兎もあれ池田藏商相の登

場によつて財界の統制は強化を加へられるであらうし、又長期建設の大陸政策に對して具體的妥當なる政策の遂行が期待されるのである。

### 四、經濟界の傾向

尊い犠牲を北支、中支の野に拂つて得た東亞の和平は次第に近づきつゝあるが、然し此處數年は第二の事變に對して豫斷を許さず、殊に歐洲政局を繞る國際情勢の緊迫は、我が國を圍る對ソ、英、米、佛諸國間の諸問題と共に益々緊張した觀念を我に植ふ付ける。従つて非常時——我が帝國の危急存亡の秋——は未だ去らぬ。國を擧げて此の非常時に對處せねばならず、蔣介石政権の打倒に對しては如何なる犠牲を拂ふとも敢へて辭し得ない情勢にある。

池田藏商相の登場以來統制經濟は益々強化されて行く。然し統制經濟には限界があり、その限界を超えては統制が無價値になり、或は寧ろ恐るべき現象を呈する

に至る。従つてその限界を何處に求むべきか、又その期間の限界は何時迄であるか。第一に國民經濟への統制の限界は國民資力の及び得る點を限度とする。即ち各種製造禁止、配給統制、消費統制が國民生活を脅すに至る點——勿論事變に對する國民觀念の徹底は及び得る程度を強めるが——此の點を限度として統制は強化されて行く事であらうし、又世界の再建設による亞細亞大陸の和平と亞細亞プロツクの建設と共に統制の必要は解消するであらうし、それ迄統制は經濟關係の凡ゆる部門に亘つて加へられて行くことであらう。

陸軍では國防六箇年計畫に從つて軍備の充實に日夜心血を注いでゐる。年々軍事費は増大して行き、之が財政膨脹の原因をなしてゐる。財政學者ワグナーは近代國家の財政は膨脹すると云つてゐるが、財政の膨脹は軍事費の増加と社會政策的經費たる土木事業等の經費の増大が重要な原因である。我が國現在の情勢は國防費の増大を豫想せられ、之が藏人は増税と公債に依る以外に方法がない状態である。増税に依る時は産業部門の萎縮となり、國內經濟のみならず國際經濟の破綻を來す虞がある。従つて増税に對しては課税技術の充分なる研究が必要であるが、我が國課税技術の進歩は未だ租稅政策の遂行の域に達してゐない。そこで最も簡易な公債政策に依つて龐大なる國

防豫算の收支を助つてゐる状態であり、年々公債額は増加して行くのみで、之が償還には多大の困難を作らざるものである。租稅政策は最近の國家形態はちであるが、最近の國家形態は租稅國家より事業國家に推移しつゝある。即ち藏に鐵道國營、選信事業の國營、煙草專賣等と國家事業の數は次第に増加して來たが、今議會に於て電力事業の國營を行ふに至つたが、之等は事業國家への顯著なる例であり、獨占企業形態を備へたる事業は國家の事業とするに適する處から、將來は生命保險事業等も國營になる性質は充分にあると云へよう。

事業國家たるの性質は又統制經濟との關係に於て密接な關聯を持つが、統制經濟には又經濟關係の取締強化が必然に要求されて來る。従つて現在物價對策として中央物價委員會に於て決定しつゝある公定價格其の他凡ゆる經濟關係事項に對して經濟